朝鮮總督府月報

朝鮮總督府月報

第四巻第六號

主要目次

口繪

調査資料

雜錄

敍任及辭令

統計

法令

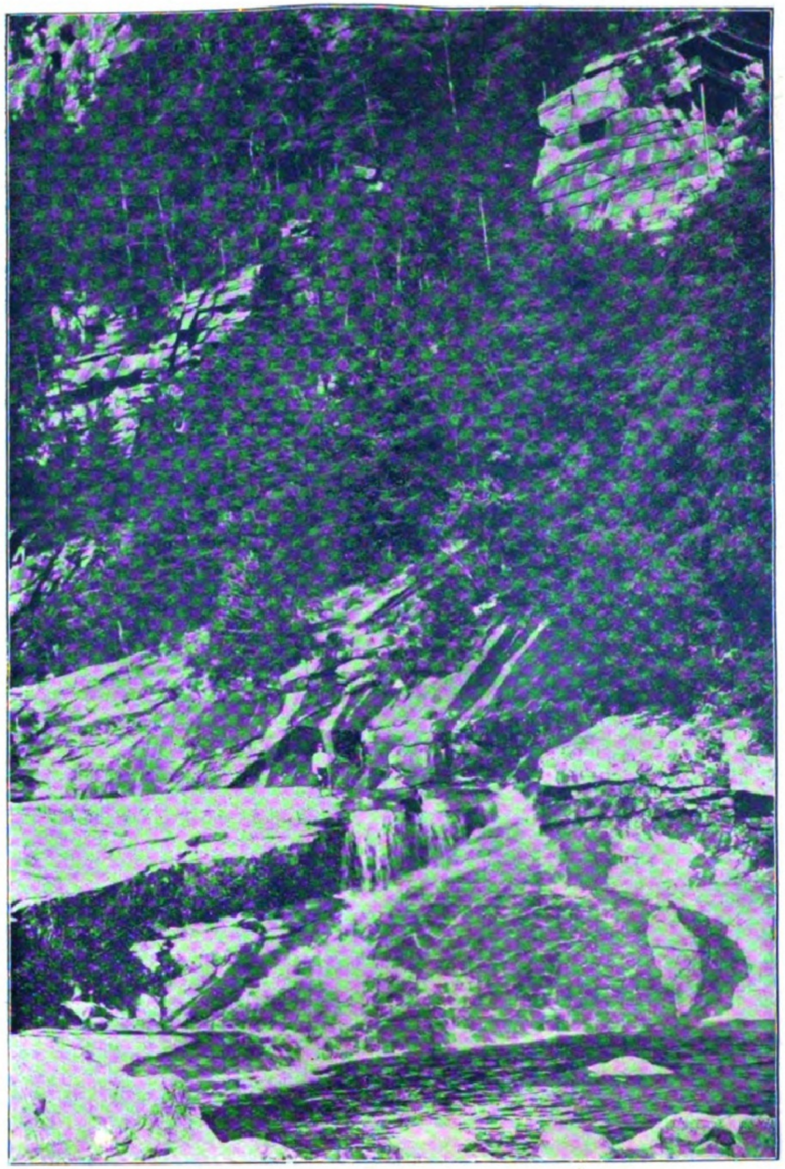
判決例



江原道金剛山楡岾寺

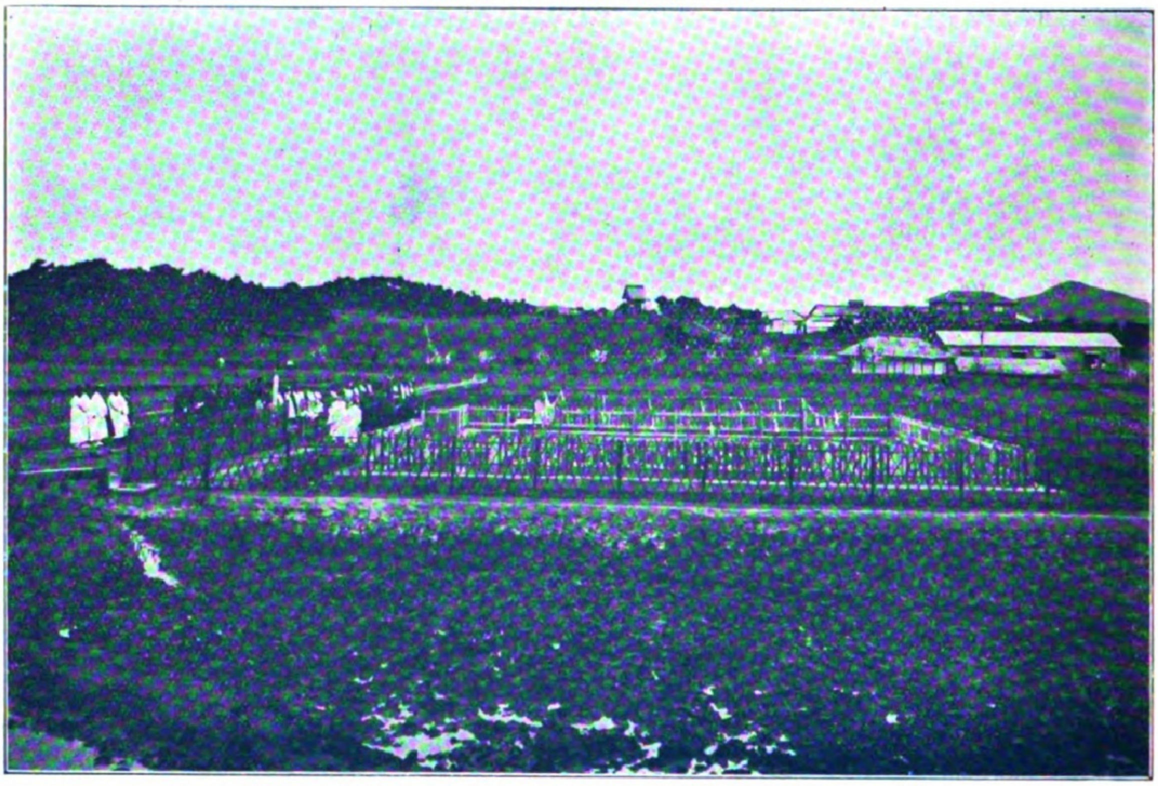


金剛山萬物相の奇勝



金剛山萬瀑洞普德菴

新嘗祭供御新穀耕作地地鎮祭の光景



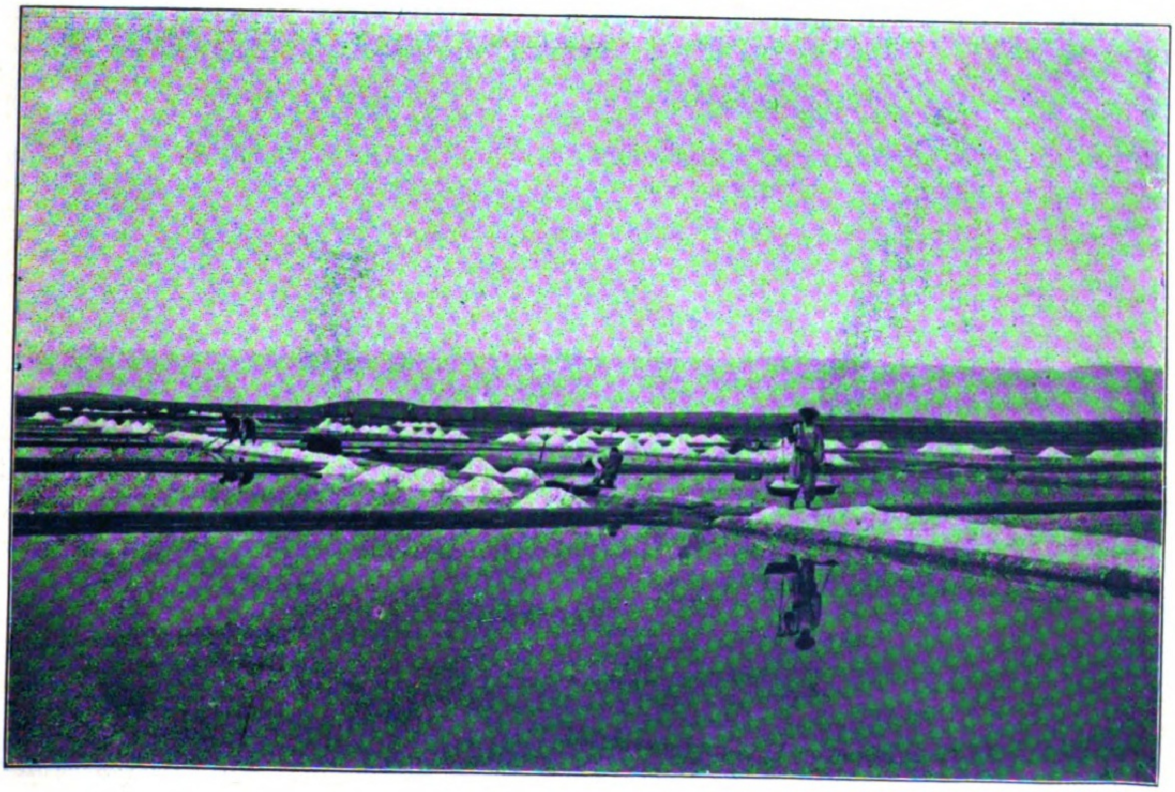
本圖は本年新嘗祭供御新穀（精米）耕作者に特選せられたる全羅北道沃溝郡瑞穂面居住の篤農家川崎藤太郎氏が其の所有地の一區を畫して獻納穀耕作地を整備し大正三年四月十三日地鎮祭を行ひたる光景なり



本圖は本年新嘗祭供御新穀（精粟）耕作者に特選せられたる平安南道鎮南浦府鎮南浦居住の篤農家富田儀作氏が其の所有地の一區を畫して獻納穀耕作地を整備し大正三年四月二十三日地鎮祭を行ひたる光景なり



廣梁灣鹽田に於ける採鹽の光景（記事第八九頁參照）



同上

朝鮮の氣候と大豆作

勸業模範場技師　野木傳三

予は朝鮮總督府月報第四卷第四號に於て朝鮮大豆の需給狀態を說き作付反別の增加栽培法の改良等により大豆の產額を增加せんこと實に急務なるに論及し而して朝鮮大豆の內地大豆及滿洲大豆に優る所以のもの其の子粒大にして蛋白質に富むにあるを明にせり此の良性美質の由來するところ固より品種の異るに依るものなりと雖如斯良品種は人爲淘汰の特に行はれたるによりて之を得たりとなすへき乎將た他に因由の存するものあるかは須らく研究を要すへき問題なりとす朝鮮農家は從來意を選種に用ふること極めて少なく今日栽培する大豆の如きも異種の混淆甚たしく其の生產物は形狀色澤定まらさるもの多しとす故に朝鮮大豆の良性美質を有するは人爲淘汰の特に行はれたるにあらさるを認むへく天與の惠澤之をして然らしむるものなりと云はさるへからす然らは則ち天與の惠澤とは如何朝鮮の氣候即ち是れなり

大豆は熱帶溫帶共に之を產し四五箇月間攝氏十四度以上の平均氣溫繼續するところは何れとして之か栽培を行ふ能はさるはなしされは我邦にても南は臺灣より北は北海道及我北鮮地方に及ひ亞細亞大陸にては支那の南部より北滿洲に及ふ然れとも其の最も適するは寧ろ溫帶の

北部に存するか如く内地に於ては東北地方及北海道に於て其の主産地を認むへく朝鮮にても南鮮よりは北鮮を以て大豆の主産地と認むへきなり今二三の主産地に就き大豆の生育期間に於ける氣温、濕度、雨雪日數、降水量等を調査するに左の如し

平均氣温

		五月	六月	七月	八月	九月	十月	平均	六、七、八三箇月平均
内地	札幌	一〇・五度	一四・五度	一八・六度	二〇・六度	一六・〇度	九・二度	一四・九度	一七・九度
	新潟	一四・九	一九・三	二三・五	二五・四	二一・四	一五・一	一九・九	二二・七
朝鮮	大邱	一八・〇	二二・三	二四・四	二五・八	二一・二	一四・五	二一・〇	二四・二
	京城	一五・七	二〇・五	二三・九	二五・一	二〇・二	一三・一	一九・七	二三・二
	平壤	一五・一	二〇・〇	二三・四	二四・〇	一九・一	一二・二	一九・〇	二二・五
	元山	一五・一	一八・九	二一・八	二三・九	一八・九	一三・一	一八・四	二一・二
満洲	大連	一五・〇	二〇・四	二三・一	二四・五	二〇・三	一四・一	一九・六	二二・七
	奉天	一五・五	二一・二	二四・二	二三・二	一六・八	九・三	一八・四	二二・九

平均濕度

		五月	六月	七月	八月	九月	十月	平均	六、七、八三箇月平均
内地	札幌	七三・〇度	八一・〇度	八四・〇度	八五・〇度	八三・〇度	八〇・〇度	八一・〇度	八三・三度
	新潟	七六・〇	八一・〇	八三・〇	八一・〇	八一・〇	七九・〇	八〇・〇	八一・七
朝鮮	大邱	六四・〇	六九・〇	七八・〇	七七・〇	七九・〇	六九・〇	七二・〇	七四・七
	京城	七一・〇	七六・〇	八二・〇	七八・〇	七五・〇	七二・〇	七六・〇	七八・七
	平壤	六六・〇	七二・〇	七九・〇	八〇・〇	七六・〇	七三・〇	七四・〇	七七・〇
	元山	七〇・〇	七九・〇	八六・〇	八四・〇	七七・〇	七一・〇	七八・〇	八三・〇
満洲	大連	六二・〇	七一・〇	八四・〇	八〇・〇	七〇・〇	六六・〇	七二・〇	七八・三
	奉天	五七・〇	六六・〇	七五・〇	七九・〇	七三・〇	六九・〇	七〇・〇	七三・三

降雨日數

		五月	六月	七月	八月	九月	十月	計	六、七、八三箇月計
內地	札幌	一三・〇日	一二・六日	一二・三日	一三・一日	一六・〇日	一七・五日	八四・五日	三八・〇日
	新潟	一四・〇	一四・六	一四・九	一一・九	一六・七	一八・五	九〇・六	四一・四
朝鮮	大邱	八・〇	一二・七	一五・二	一三・二	一二・〇	五・〇	六六・一	四一・二
	京城	五・六	一〇・二	一七・二	一四・〇	九・四	六・〇	六六・四	四一・四
	平壤	七・八	九・六	一五・八	一三・四	一〇・〇	七・八	六四・四	三八・八
	元山	八・九	一四・三	二〇・七	一九・九	一二・六	一〇・九	八七・三	五四・九
滿洲	大連	六・六	八・〇	一〇・四	一〇・三	七・四	六・七	四九・四	二八・七
	奉天	九・八	一三・〇	一五・五	一三・〇	八・〇	六・〇	六五・三	四一・五

降雨量

		五月	六月	七月	八月	九月	十月	計	六、七、八三箇月計
內地	札幌	六一・六粍	六〇・七粍	九四・七粍	九四・〇粍	一二九・八粍	一〇八・四粍	五四九・二粍	二四九・四粍
	新潟	九二・〇	一三五・九	一六一・〇	一三二・九	一九〇・八	一四八・八	八六一・四	四三〇・八
朝鮮	大邱	三九・八	一三八・九	三二二・八	一八四・三	一四五・七	三二・二	八六三・七	六四六・〇
	京城	六二・〇	一〇三・五	三〇〇・三	一六二・九	八九・〇	三一・六	七四九・〇	五六六・七
	平壤	四九・二	七九・二	二三九・二	二〇九・八	一五五・〇	四三・〇	七六五・四	五二八・二
	元山	九〇・九	一五六・六	三〇九・六	三七四・五	二〇八・六	七六・一	一、二一六・三	八四〇・七
滿洲	大連	四〇・一	三九・四	二〇〇・六	一〇七・四	一〇〇・三	二七・三	五一五・一	三四七・四
	奉天	五四・三	九〇・五	一七〇・一	一五〇・四	七六・一	三九・五	五八〇・九	四一一・〇

抑大豆は其の生育期間の天候溫暖濕潤にして成熟期には乾燥なるを最も適當なりとなすものなり然るに前記平均溫度表を見るに五月乃至十月の平均氣溫は札幌の他に比して常に低きと北滿の九月以後激に氣溫の低下を來すとの外は彼此の間概ね著しき差異なく特に生育の最も旺盛なる六、七、八の三箇月には一層相均しきものあるを見るされは前記各地の大豆互に其の品質の相異なるものあるは氣溫の關係にあらすして寧ろ他の氣候狀態に依るものなるを察する

に足る

今平均濕度表を見るに各地の間互に差異あり生育期には札幌、新潟及元山に於て濕度高く大邱奉天等に於て其の低きを認むへく成熟期亦略之と趣を同ふするものあり降雨日數は生育期には元山群を拔き新潟、大邱、京城、奉天之に次きて互に伯仲の間にあり平壤及札幌は相似て更に之に次き大連最も尠しとす然れとも成熟期にありては札幌及新潟に最多にして元山之に次き大邱、京城、大連、奉天等は之に比し其の日數遙に尠しとす

次に降雨量は生育期には元山に最多にして大邱、京城及平壤之に次き札幌及大連に於て最少しとす成熟期には新潟を最多とし元山及札幌之に次き奉天、大連等最も尠しとす

右に示したる濕度及降雨の配置によりて察するに各地産大豆粒の大小は濕度及降雨の多少に關するものの如し即ち內地の新潟、札幌、朝鮮の元山方面に大粒の大豆を產し朝鮮の南部及中部に中粒を産し朝鮮の北部及滿洲に小粒を産するもの其の所以なきにあらさるなり

大豆粒形の大小は固より其の品種により異なりと雖同一品種にありても栽培地の異なるに從ひ氣候乾濕の影響を蒙り次第に粒形の大小に變化を來すを免れす元山地方に原產せるオイアルコンなる一品種は其の粒の豐大なるによりて世に稱せらる然るに此の品種を朝鮮內各地に試作せるに年を經るに從ひ著しく粒形の大小を異にするに至れるは實例の示すところなりとす左表は之を明示するものなり

產地		百粒の重量（瓦）	一粒の容積（耗）
咸南	元山	四二・七九一	〇・三六〇
同	安邊	三八・二七二	〇・三三〇
同	咸興	四四・一七四	〇・三五〇
京畿	水原	二六・八六六	〇・二六五

江原	春川	二八・四〇三	〇・二四〇
忠北	堤川	二八・三四七	〇・二四五
同	淸州	二五・八四三	〇・二四〇

前表は元山、安邊及咸興の如き多雨多濕の地方に於て大粒なりしもの少雨乾燥の京畿、江原、忠北各地に於て小粒に變せるを說明して餘りありとす

當場に於ける試作の結果によるも大豆原產地の氣候如何により大粒種の小粒に變することあるのみならす小粒種の大粒に變することあるを認むへきものあり左表は之を示すものとす

品種	試作年數	試作初年粒數	變化粒數		一箇年平均粒數增減百分率
滿洲 金黃	三年	六、五五〇	六、二八六	減	一・三%
平南 平壤	三	五、六一〇	五、三一八	同	一・七
黃海 黃州	六	五、九九五	五、五四二	同	一・三
咸南 端川	六	三、七三〇	四、四八三	增	三・四
秋田縣 赤殼	三	五、〇九〇	六、一一五	同	六・七

備考　前表は各地產の大豆を水原に試作し其の子實一升の粒數を調査せるものなり

前表を觀るに水原よりも少雨乾燥なる滿洲、平南、黃海等より來りし金黃、平壤及黃州の如き品種は數年試作の後には一升の粒數を減し次第に大粒に變したるを認むへく之に反し水原よりも多雨多濕の地方より來りし端川、赤殼の如きは數年試作の結果一升の粒數を增し次第に小粒に變したるを認むへきなり

前記の如く大豆粒形の大小は氣候の如何によりて左右せらるるものなるを以て朝鮮各地に於ける大豆品種の適否を各地の現況に對照して推定せは左の如し

一　最大粒の適すへき地方

朝鮮の東北部にして元山を中心とし北は淸津より南は江陵に及ふ日本海沿岸一帶とし殊に

城津、元山間を最適地とす

一　大粒の適すへき地方

朝鮮の東南部にして江原道江陵以南の日本海沿岸及慶尙、全羅の沿海地方

一　中粒の適すへき地方

朝鮮の南部及中部にして沿海地方を除きたる慶尙、全羅兩道忠淸道の全部京畿道の南部江原道の西南部及黃海道の南部沿海地

一　小粒の適すへき地方

朝鮮の西北部にして京畿道の北部江原道の西北部黃海道及平安道の大部咸鏡道の西部山間地方

一　最小粒の適すへき地方

朝鮮の北部にして平安道の北部咸鏡道の北部

予は總督府月報第四卷第四號に於て朝鮮種大豆は大中小粒共に概して內地種及滿洲種よりも全窒素及粗蛋白質に富み粗脂肪は內地種及滿洲種と伯仲の間にありて品質優良なるを說けり今一歩を進めて品質上此の如き差異を生する原因を考覈するに是亦氣候の爲めなるを認むることを難しとせす內地殊に大豆の主產地なる日本海沿岸地方に於ては生育期中多雨多濕なるか爲め大豆の子粒美大なるを得るも乾燥を欲する成熟期に至るも依然として多濕なるのみならす却て過濕なるの弊あるにより多少成熟をして不完全ならしむる嫌なき能はす加之收穫後降雨の爲め乾燥不良となり或は一たひ乾燥せる子粒の再ひ膨軟となり品質を損することなしとせす然るに朝鮮にては生育期の多雨多濕なること內地に讓らさるに加ふるに成熟期の乾燥を以てし最も多雨なりと稱せらるる元山に於ても內地に比すれは遙に乾燥なりとす故に生育期

に於て充分に發育せし子實は成熟期に於て完全に登熟し之れか爲豐滿鮮麗にして養分充實せる良品を産するを得るなり

大豆は外皮の步合大ならさるを貴ふものにして外皮の多少は子粒の大小に伴ふものの如く小粒種は外皮の步合大にして大粒種は其の步合小なるを常とす農商務省農事試驗場陸羽支場の調査に依れは粒の大小と外皮の步合との關係左の如し

品種	百粒の容積	外皮の步合
千成	一三・〇 立方糎	七・八七 %
赤殼	一四・〇	七・三四
兄	一五・一	七・五二
十人好	一七・三	六・七二
銀白	二〇・五	五・〇七
麹不入	二二・一	六・三五

前表に依れは小粒は概ね外皮の步合大なるを認むるを得へし第五回內國勸業博覽會審査官の行へる實驗成績亦之に類するものあり卽ち左の如し

地方別	大粒 供試品數	大粒 外皮步合	中粒 供試品數	中粒 外皮步合	小粒 供試品數	小粒 外皮步合
奥羽	一八	七・四八 %	一五	八・四五 %	—	— %
北陸	六	七・六一	一二	九・〇〇	三	一〇・八八
關東東海	一四	七・五七	一一	八・五七	九	一〇・一九
近畿山陽四國	一二	七・八三	四	八・七五	—	—
九州	—	—	四	九・〇一	一三	一〇・二二

前表に由りて之を觀るに子粒の大小に基き外皮步合異るは極めて明なる事實にして等しく大粒にても東北地方のものに少く西南地方のものに多きの傾ありとす予は未た朝鮮産大豆に就

き此の類の調査を行はさるを以て果して同一の現象あるや否を斷言する能はさるも朝鮮大粒大豆の外皮の往往裂縮を生するは其の外皮薄きを示すに足るものなりと認むへく又元山原産のオイアルコン種を多少乾燥せる地方に栽培するときは初年に於て殊に著しく裂縮を生すること亦其の外皮の薄きを證するものなりと云はさるへからす

朝鮮大豆は大粒又は中粒に屬するもの多く小粒種は極めて稀なりとは予の本報第四卷第四號に說きたるところにして其の原因は前記の如く氣候狀態の如何にありとせは朝鮮大豆の外皮薄きは是亦氣候狀態の然らしむるものなりと論斷するも敢て不可なかるへし

朝鮮大豆と氣候との關係に就きては前記の說明により略之を詳にせり要するに生育期間濕潤にして成熟期に於て乾燥なる氣候は大豆作に最適なるものなるや明なり同一の地方にても年年の天候により大豆作の豐凶を來す所以亦茲に存するを認むるを得へし今當場に於ける實例により更に之を說明せんとす

明治四十年、四十一年及四十三年に於ける當場大豆作の收量は左の如し

品種	四十年	四十一年	四十三年
金黃	石 ○・九二八	石 一・○五○	石 一・三一五
平壤	○・九六○	一・一一○	一・五八○
黃州	○・九一二	一・三六○	一・三一五
水原	○・八四二	一・三五八	一・四○四
端川	○・九二○	一・五○五	一・六三○
平均	○・九一二	一・二七七	一・四四九

明治四十年に於ける大豆作の收量最少く同四十一年之に次き同四十三年最も豐作なりき今此の各年の氣象狀態を記せは左の如し

月別	平均溫度 四十年	平均溫度 四十一年	平均溫度 四十三年	平均濕度 四十年	平均濕度 四十一年	平均濕度 四十三年	降雨量 四十年	降雨量 四十一年	降雨量 四十三年
五月	度 一四・一	度 一四・〇	度 一四・五	度 七八・〇	度 七五・〇	度 七二・〇	粍 一三三・三	粍 六〇・六	粍 五・八
六月	一九・〇	一九・一	一八・二	七六・〇	八一・〇	八四・〇	二七・一	八七・六	一四九・六
七月	二三・二	二三・四	二三・四	七九・〇	八四・〇	八七・〇	八九・三	四五四・四	二三七・一
八月	二五・二	二三・九	二四・〇	八〇・〇	八一・〇	八一・〇	二九・五	一二八・〇	二六九・六
九月	二〇・九	二〇・一	一九・四	六八・〇	六九・〇	七三・〇	二九・六	四七・七	二九・七
十月	一五・四	一五・〇	一五・一	七二・〇	六九・〇	六八・〇	八八・三	三二・二	一七・五
平均	一九・六	一九・一	一八・九	七五・五	七六・五	七七・五	三八六・一	八一〇・五	七〇九・三
六、七、八三箇月平均又ハ合計	二三・五	二一・八	二一・五	七八・三	八二・〇	八四・〇	一四五・九	六七〇・〇	六五六・三

前二表を對照するに平均濕度高く降雨量多き年柄には大豆豐作にして平均濕度低く降雨量尠き年柄には大豆は凶作を免れさるものの如し卽ち朝鮮の如き氣候乾燥なる國柄にありては生育期に於ける降雨の多少は大豆作の豐凶に最重大なる關係ありと云はさるへからす

以上陳へたる如く朝鮮は大豆に對し天惠の氣候を有するに係らす內地に比すれは其の收量尠く生產物の市價亦比較的低廉なるは洵に惜むへき事柄なりとす內地にては最近十箇年間に於て一反步平均收量少くも七斗一升多きは八斗五升九合を示し福井、石川、富山、大阪、奈良、滋賀、廣島香川の諸縣は何れも一反步平均收量一石以上を示せり然るに朝鮮にては明治四十二年以來の統計に依れは一反步平均收量は五斗四升七合乃至六斗五升三合に過きす而して大正元年に於ける地方別の平均にては黃海道の八斗四升六合を最多とし平安北道の四斗九升二合を最少とす是れ蓋し農民の知識に乏しき爲大豆作の改良行はれさる結果に外ならさるなり之を勸業模範場各道種苗場等の成績に徵するに朝鮮大豆作に對しては改良の餘地甚た多きを認めさるを得す今左に勸業模範場等に於ける優良なる大豆作の成績を示さん

試作地	品種	反當收量（石）
慶南種苗場	オイアルコン	一・八一七
勸業模範場大邱支場	大邱在來種	二・〇五二
全南種苗場	赤殼	二・一三〇
全北種苗場	全州在來種	一・三四二
忠南種苗場	赤殼	一・一四〇
忠北種苗場	ヒンポンダリ	一・四八〇
勸業模範場水原本場	端川	一・七〇〇
黃海種苗場	北海道	〇・九四〇
江原種苗場	赤殼	一・九五〇
平南順川試作場	北海道	一・七五〇
平南江東試作場	平壤	二・八五〇
咸北種苗場	鶉の子	一・九九〇
平均		一・七六二

前表に據るに品種を選擇し栽培法を改良せは平均一反歩一石以上を收むること決して不可能にあらさるへく少くも內地の平均收量に達せしむるは蓋し難事にあらさるへし而して生產品の統一を圖り又其の調製に注意するあらは朝鮮大豆の聲價を高めんこと易易の業のみ茲に於て農民は初めて天與の惠澤に浴するを得へしと謂つへし

北海道の森林

總督府技師　渡邊爲吉

第一　北海道に於ける森林火災及其の豫防

火災の季節及原因

北海道に於ける森林火災の季節は例年五、六月の交なりとす積雪消ゑて草木未た葉を開かさる此の期間は不幸にも本道の乾燥季に屬し大小の火災主として此の期間に發生すと云ふ統計に依れは最近數年間に於ける國有森林の火災左の如し但し御料林、大學演習林、其の他の森林火災は之を含ます

明治四四年	二六二、八五八町歩	明治三四年	三、三八五町歩
明治四三年	一三、一一〇	明治三三年	三八、七七六
明治四二年	四四、三九二	明治三二年	一六、〇三二
明治四一年	五、三二三	明治三一年	四四、九〇五
明治四〇年	二、一一四	明治三〇年	一、四九八
明治三九年	六七、六八二	明治二九年	二七、三三九
明治三八年	三、六一三	明治二八年	一、三一五
明治三七年	七、九三七	明治二七年	七二八
明治三六年	一四、〇三九	明治二六年	三、四〇〇
明治三五年	二、六二一	明治二五年	三八三

明治初年開拓使時代に於て大火災ありし以來四十四年の大火の如きは未た嘗て有らさりしと云ふ同年の大火は五月中旬より下旬に亙りて全道各所に起りエゾマツ、トドマツの大蓄積ヲ燒

盡し下富良野落合間の鐵道沿線ノ如きは全山殆と枯木を以て滿され目下其の處分中なるか如し（燒損木の内甚しく燃燒して皮の剝離するものは數年間利用に差支なきも皮害著しくて離れさる生燒のものは皮下に虫を生して腐朽し用ニ耐はすと云ふ）

火災の原因は主として開墾地の火入にして機關車其の他の失火も亦稀ならすと云ふ開墾目的の火入は春より秋に至る間行はれ樹林を燒却するに慣れたる移住民の眼中には一般森林の火災の如きも自然等閑視するの傾あるか如し

火に強き樹種と弱き樹種

槪して針葉樹は火に弱く濶葉樹は強しと稱せらる濶葉樹の内最も強きはカシハ、ミヅナラにしてニレの類も強者に屬す濶葉樹中火に弱きはカンバ及エンジユにしてヤマナラシも亦弱者の方に屬す

濶葉樹中樹幹枯損するも根より萌芽するものありヤマナラシ、キハダの如きは燒跡に熾に萌芽し殊にヤマナラシの萌芽は頗る熾にして一本の母樹の燒けたるときは其の周圍數十坪の間に無數に稚樹を發生し其の稚樹燒くれは更に多數の稚樹を發生するあり

常綠濶葉樹は一般に耐火性なりと雖寒帶に屬する本道の森林には其の種類極めて少なし野幌林業試驗場内に於てはユヅリハ、ミヤマシキミ等の強き耐火性の下木を產し數量亦尠なからさりしか北見方面に至れは殆と是等の下木を發見し得す唯僅少なるツルルゲの點生するを見たり

多年生草本にして耐火性なるフッキサウは殆と至る所の林内（鬱閉著しく破れたる所には存せす）に存し前記ユヅリハ及ミヤマシキミと共に本道に於ける防火上の有用植物たり

火に強き森林と弱き森林

耐火性の樹木を多く有する森林は從て火に強き理由なれとも同一樹種の場合に於ても鬱閉の

度合及取扱上の如何に依り著しく延焼の度を異にす
鬱閉完全なるときは林下乾燥せさるか為に延焼の虞尠なく之に反し鬱閉破れたる森林は林下に笹類及雑草等の可燃物を發生し且つ落葉枯草及倒木等の乾燥を來すか故に火を導き易く鬱閉度の尠き程延焼の危険度合を増加するものと云はさる可らす即ち森林は一度火災に罹りて鬱閉を破るときは又再ひ火災に罹り易く其の度を重ぬるに從ひ蓋危険の度を増加すへきか故に處女林に對しては嚴重に最初の火災に注意を拂ふへきなり

枯損木は常に延焼の導火となるのみならす火氣を永く包藏し火災再發の原因となることあり

立ち枯れ木は梢火の原因となり又梢火を遠方に吹き送る媒介となる

笹生地は火勢を猛烈ならしめ其の燒跡慘憺を極む開花後に大面積の枯損(笹は開花すれは翌年枯死するを常とす)を生したる笹生地は其の危険なること火藥を抱くか如し

燒け易き地形

日向の斜面は日陰の斜面に比し燒け易きこと明にして實例に依れは南側に於ては針葉樹及濶葉樹の全部を燒盡せる際に其の背面の北側に於ては單に針葉樹のみを燒き枯せるあり或は北側か風下に當りたる際の如きは殆と其の損害を認めさる箇所あり

凹線に沿ひたるタルミの場所に團状をして針葉樹の燒き殘れるあり斯の如き地形は燒け難きものと認めらる之に反して凸線の部分は大抵良く燒き拂はれ濶葉樹の種類をも併せて殲滅に歸せる箇所多し是れ凸線の部分は風力強きと斯の如き局部は地位不良にして概ね針葉樹の占領する場合多けれはなり

落合及下富良野附近に於ける空知川は幅二三十間を有すれとも四十四年の大火に際しては防火上何等の効力なかりしものと思はる

を常とす
平地の森林は多く濶葉樹を混し且つ林下濕潤なる場合多きか故に燒跡の慘狀甚たしからさる
殆と同一の勾配を以て大面積に廣かれる森林は延燒の速力迅速にして防火隊をして常に苦戰
に陷らしむ裾野の多くは荒廢に屬し或は濶葉樹の疎生する場合多きは主として此の結果なる
へし北海道の地形は到る所火山の影響を受け地貌單調にして溪谷淺く槪して裾野の狀態を具
備するは利用上の關係良好なるへしと雖保護上誠に寒心に耐ねさるなり

火災と天候及時刻

乾燥永きに續くときは火災の危險增加すること勿論にして風力の加はるときは延燒の速力甚
大なることと亦言を要せす殊に風力は火燼を遠方に吹き飛はして火災を各所に起さしめ消防隊
を絕望せしむることあるのみならす退路を遮斷して被等を死地に陷らしむることあり
甚しく乾燥せさる場合に强風に乘せる火災の襲來するときは燃燒の程度尠くして徒らに廣く
延燒し樹木の損害反て僅少に止まることあり
火力は槪ね夜に入れは衰弱し夜の更るに從ひ益下火となり而して翌日太陽の昇るに伴ひ又再
ひ盛り反す故に消防隊の活動は主として夜間に於て行はるへきこととなる

防火線設定に付道廳の方針

道廳に於て森林防火線の設定に關し地方實行官署に示せる要旨左の如し

一　防火線は必すしも造林地に接して之を設くるの必要なし卽ち其の方面に於ける大局よ
り考慮し最も必要なる位置に設定すへし

二　河川、溪谷、沼地、岩石地、過濕地等にして自然に防火效力を有するもののあるときは成るへく
之を防火線に利用すへし

三　一防火區域は地勢、火災の多少等に從ひ一樣ならすと雖通例五十町歩乃至三百町歩を以て標準とすへし

四　普通防火線の幅は五間乃至五十間を以て標準とすへし

五　普通防火線は線上の立木及地表可燃物は取除き且つ毎年の刈拂費を節約する爲白クロバーを培養するを常とす

六　無費を以て伐採し得さる防火線上の生立木は通例直徑六寸未滿のものは伐採し六寸以上のものは下方の枝拂を行ふを得策とす

卷枯を行ふことは寧ろ有害なり但し伐採のときは防火線外に直角に倒すを利とす

七　防火線上の立枯木は最も危險に付必す之を除去するに努むへし

八　防火線上の倒木にして容易に燒棄し得さる大形のものは其の全部又は一部を線外に除去すへし

九　白クロバーは繁殖力強く丈け低く且延燒し難きものなれは防火線上の培養には最も適當す但し厚き被陰下には繁殖し難きを以て斯かる箇所は伐木し得る時期迄培養を見合すを得策とす

十　白クロバーは防火線の全面に播種するに及はす普通の場合にありては線幅の四分の一乃至二分の一とし成るへく少費を以て速に目的を達する樣實施すへし

十一　左記各號の一に該當する防火線には白クロバーの播種を行はさるものとす

イ　岩石地、裸出地、沼地、溪川、道路及庇陰地等にして導火地被物なき箇所

ロ　耕地若は牧草地として確實に有料又は無料貸付をなし得其の結果防火線上に何等危險の虞なき箇所

ハ　毎年防火線内の導火地被物を確實に有料又は無料にて刈除せしめ得る箇所

十二　確實に有料（通例生立牧草一貫目四錢以上）を以て牧草を賣却し得る防火線には白クローバーの代に赤クローバー及チモシー若はオーチャードを混播することを得此の場合に在りては通例一反歩に付赤クローバー半斤若はオーチャード三斤の割に播くものとす

十三　大防火線を設くる場合は通例其の中央に於て普通防火線を設け其の兩側には耐火性樹種を造林するものとす

耐火性樹木としてはカラマツ、カシワを有利とす

從來本道に於て實行せし防火線は五間乃至十間位に過きさりしか明治四十四年大火の經驗に依り到底斯かる小幅員にては防火の效を奏することを能はさるを知り場所に應して五十間位の大防火線をも必要とするに至れるなり然れとも其の實際の效果如何は確言する能はす單に過去の實驗上效力あらむと推定せられたる範圍に於て隣接林の狀態、地勢、樹高、風向及風勢等を察して適宜實行するに過きさるか如し

牧草の播種は白クローバーを主とす同種は繁殖生茂の具合最も良好にして且つ雜草の被壓をも左程恐れす（但し網走營林區署に於ては雜草に壓倒さるる虞ありとて成るへく白種を播種せすと云へり）尙矮小にして刈拂の必要なく早春青化するを以て防火力強きも之に反し赤クローバー、チモシー及オーチャード等は手入の行屆く箇所或は刈取り利用し得る所ならされは春季に前年の枯草を殘すを以て却て導火の虞なきにあらすと云ふ

防火線の區域は生產地として之を利用するを得策とし殊に幅員廣き大防火線の設定に際しては成るへく之を耕地として使用する方針を採り居れり左に網走營林區署管內能取保安林內に於ける耕地防火線の設定方法を揭く本森林はヤマナラシ、ミヅナラ其の他雜木の混淆林にして

屢火災に罹れる箇所なるか如く笹及萩類の繁茂せる箇所多し東北は海岸及殖民地に東方の一部は共同牧場に接す溪谷の兩側及海岸は傾斜急にして十五度乃至三十度に達すれとも其の他は概して緩斜なり面積約五百町歩防火線設定は左の方法に依るものとす

一　防火線は成るへく區劃其の他殖民地又は道路に沿ひ其の隣接關係者及火災組合青年會の如き確實にして責任あるものに設定せしむること

二　防火線の幅は地況其の他防火上の必要に應し二十間乃至五十間となすこと

三　防火線内は立木倒木悉皆取片付け地被物刈拂の上全部開墾せしむるものとす

四　防火線設定に際し地況に依り之を三階級に分ち各其の方法を定むること左の如し

イ　安全地　傾斜二十度以下にして各種の狀況危險の性質を有せさる箇所

ロ　稍危險地　傾斜二十度以上三十度以下にして國土保安上多少の施業制限又は開墾上注意を要すへき箇所

ハ　危險地　傾斜三十度以上にして全く保安の性質を具備する箇所

五　前項(イ)の場合は防火線として開墾したる地には防火上及土砂崩壞其の他保安上支障なき限り如何なる作物をも植付けしむること

六　(ロ)の場合は樹根を掘採せしめさるは勿論作物は防火上有效且つ蟠根性にして土砂の崩壞其の他保安上の危險を防止すへきものなるを要す

七　(ハ)の場合は防火線の設定を避け他に適當なる箇所を選み之を設定すること

八　防火線開墾地使用上將來各種の支障ありと認むるとき又は官の都合上已むを得さる場合には其の作物の種類及使用の方法を指定變更し又は停止せしむること

九　官用又は公益に供する必要を生したるときは隨時使用を停止し或は返還せしむること

十　防火線設定に際し區劃地沿其の他地味良好交通便利にして是か設定に容易なる箇所は費用を支給せす其の困難なる箇所は程度によりて相當補助すること尙極めて困難にして已むを得さる箇所に對しては從來の通り官行とす

十一　防火線設定地に現行する主副産物及將來の收穫物は設定者に給與し地代を徴收せさること

十二　防火線設定者は加入組合の規則、命令を堅く遵守せしむるは勿論森林に對して不都合の行爲ありたるときは本人又は組合をして其の損害を辨償せしめ且事宜により防火線使用契約を解除せしめ其の損害を辨償せさること

十三　防火線使用方法に關しては御料地小作法、模範林小作法、官林地貸渡規定等を參酌し適當なる規定細則を定むること

國有林に於ける防火線設定の現況

防火線は明治四十一年來各營林區署をして實行せしめ昨大正元年度に至る迄左の如く設定せり

年度	面積	經費	延長間數
明治四十一年	二二七・〇四町	七、四八三円	六八、一〇二間
明治四十二年	三六六・八四	九、五四七	三六、八八八
明治四十三年	三六〇・〇六	一六、九八五	九一、三五四
明治四十四年	三八八・六九	一一、一六九	八八、二七四
大正元年	二九二・七八	一〇、六三九	八七、八三三
計	一六三五・四一	五五、八二三	三七二、四五一

右に依るときは過去に於ける一反歩平均經費約三圓四十錢此の平均延長約二十三間（防火線の平均幅約十三間）となる然るに此の度視察せる網走及上川兩營林區署管內に於て施行しつつある防火線の

經費は此の平均經費に比し著しく高價なりとす右は四十四年の大火後設計に變更を來せると視察せる地方の作業か比較的集約なりし爲ならむか

網走營林區署管內藻琴山（運搬稍不便なるヤマナラシ其他の雜木林）に於て實行しつつある防火線の設計は林內を二三百町歩乃至五百町歩位に區劃し各區劃線は幅八間又は十間とし次の方法に依りて之に防火の設備を施せり先第一次の作業として區劃線卽ち防火線內の總ての立木を伐採し倒木と共に燒却（各所に集積し頂上より點火す）又は線外五間以上の地點に取片付け伐採跡の笹其の他の地上物を刈拂ひて是又燒却し次に第二次の作業として刈拂跡を丸鍬にて開墾し（深さ五六寸にして笹の根を掘起すを程度とし土塊は之を細碎せさる樣に力め打返したる儘にて放置す）一反歩約七合の割を以て赤クローバーを播種す以上にて防火線の新設を完結したれとも牧草の繁殖するに先ち笹其の他の雜草發生すること尠なからさるか故に是等除却（掘取るを常とす）の爲に尙數年間若干の勞力を要す一反歩（幅十間とすれは長さ三十間）に對する經費の標準約十五圓其の內譯左の如し但し第一次の作業費は立木の大小及多少に依り第二次の作業費は開墾の難易に依り經費に增減を來すことと勿論なり

第一次の作業（伐開き）　八・〇円　人夫十人分（一人八十錢宛）

第二次の作業（開墾播種）　六・二　人夫六人分（一人八十錢宛四圓八十錢、牧草種子代九十錢、雜費五十錢）

第三次の作業（手入）　〇・八　人夫一人分

但し器具は總て勞働者（事業請負者）の自辨とす

上川營林區署管內落合附近運搬便なる針葉樹林に於ける防火線の設計は前者と少しく趣を異にし線內の生立木中將來利用し得へきものにして直徑三寸以上のものは之を保存することとし其の他は伐採して倒木と共に取片付け笹其の他の雜草類は刈拂ひて之を燒却す以上を第一次の事業とし次に開墾して白クローバーを播種す但し牧草を利用し得倘線內立木多からさる場合はオーチャード（禾本科の宿根植物）を播種（一反歩七升位）することあり一反歩に對する經費標準約十圓にして

其の內譯左の如し

第一次の作業　四、二円　人夫六人分（一人七十錢宛）
第二次の作業　五、五　人夫六人分（一人七十錢宛四圓二十錢、牧草種子代九十錢、雜費五十錢）
第三次の作業　〇、七　人夫一人分

牧草の種類選定に付ては目下試驗時代に屬するものの如くオーチヤードは刈取利用する場合に希望者多けれとも此の草は株をなして點點集團しクロバーの如く地面の全部を蔽はさるか故に其の空隙に雜草の浸入を受け易く此の闕點を補はむか爲赤クロバー其の他を混播するの議を生するに至れり

下富良野に於ける東京農科大學演習林の防火方針

四十四年大火の際新植地其の他約三千町步を燒失せる本演習林に於ては其の經驗に依り左の如く火災豫防の方針を定め居れり

一　火災發生時季即ち五、六月の交に於ては危險なる方面の警戒を特に嚴重にすることと之か爲特別に火防隊を組織し適當の消防具を携帶せしめ斷ねす巡林せしむること
二　四十四年の燒失區域内に存する燒損木は最も燃燒し易きに依り特に之か警戒を嚴にすること
三　火災發生したるときは極力消防に努むへきことと之か爲平時林內の常夫其の他の者に消防上の注意を與へ且つ訓練を爲さしめ置くこと
四　延燒し來るときは第一に造林地及試驗地の消防に努め尙造林木の燒損の如きも特に注意すること
五　造林地試驗地及造材置場には平時相當の防火設備を爲すことと之か爲廣大なる幅員ある

防火線を設置すること能はすとするも其の區域の外圍に笹、雜草等の繁茂せるものは力めて之を刈除し又地拵の際成るへく枯死せる枝條、倒木等を除去し延燒を豫防し置くこと或は防火線用として適度の幅員ある濶葉樹林の區域を保存し林内の枯木等を除き且つ針葉樹をも伐除し置くときは有效ならむ

六 林内の人夫等をして平時焚火等の際は之か消火に注意すへき慣習を養成すること

七 林内を通行する者に對し焚火等に付常に注意を與へ且危險期に於ては出來得る限り通行者の誰人なるやを調査し置くこと

八 林内の溪谷に沿ふ平坦地にして農地開拓に適する箇所を開墾し一は以て林地を區劃遮斷し一は以て本林經營上必要なる林業夫を殖民せしめ以て火災の際に於ける消防に從事せしむること

尚將來に於ては林内防火區劃を兼ぬる牧草地を設け林間牧畜を試むること

青島市の市街設計

海軍土木技師　ベケマン　述

第一　殖民地市街に關する概説

英國と獨國との殖民地就中亞弗利加に於ける兩國殖民地の狀態を比較するときは本國人の移住方法と土民の在來住所に及ほす影響とに於て甚しき相違あるを發見すへし抑英國の殖民地は占領の當初に於て既に商業開けたる處多く中には其の以前より歐洲諸國(葡國、蘭國)の領有したる處なりしを以て在來の商業交通關係の如き僅に土木工事に關する英國人の慣習流儀に制せられたるの外殆と變改する處なく英國人は歐洲人の居住地としては土民の在來集團地の外に別に新市街を築造せしも店舗倉庫の如きは業務上の便利の爲船舶碇繫場に接續する舊市街附近に設置するを常とせり左れは英國殖民地の市街は概して其の占領以前の狀態に比し大差あることなし我獨逸國の殖民地は之と大に其の趣を異にし殆と未開の地ならさるはなく商業交通共に未た全く缺如せるか或は否らさるも殆と云ふに足らさる處なりしを以て萬般の施設經營總て新造創始を要せさるはなく街路繫船場は素より各種の商業上の設備及交通機關に至るまて悉皆新設せさるを得さりき故に獨逸殖民地は到る處一見して其の秩序整然たる狀態に於て獨逸流儀の普及を想起せしめさるはなし

東亞は古來固有の文明を有するを以て其の市街設造の方法に於ても亦特殊の發達を爲せり支那及日本(日本は千九百九十七年以前)に於ては歐洲人は條約に依り各地に於て便宜の地域を畫して居留す之を開港場又は條約港と名く是畢竟東亞人民の鎖國主義及排外的精神強きか爲此

の種以外の方法にては外國人の居留を許さゝるに由る且其の風俗習慣を異にし就中法律上の關係に於て到底同一法權の下に管轄す可らさるを以て玆に外國領事裁判制度あり而して此の特別地域は行政法上之を其の國の地方區域より除外し其の域内の行政は全然歐洲式に由て之を執行し或は各國別別に專管し又は各國共同して管轄す其の多くは店舖居宅を雜然其の域内に建造すれとも中には住宅と店舖とを分別し住宅は之を後方の丘上に設け店舖倉庫は之を海岸卽ち物揚場附近に設置する處あり(香港、橫濱)

第一　青島市街設計に關係ある地理的事項

甲　住民

膠州保護領占領當時には其の領域内に市街なく僅に市場と村邑ありしのみ膠州灣に最も近き支那の市街は地方の舊首府たりし膠州府なり府はクーホー(川名)河口のタバッール港を經由して沿岸貿易の取引少きにあらさるも海岸との距離遠く約十基米を隔るか爲商業市としては差したる價値を有せす且膠州灣の北部陸地は概ね砂地にして從て膠州府は甚た吾人の居住に適せす又著名の市街を割取するは徒に支那人の感情を刺擊するの虞あるに由り遂に吾人は之を見捨たり而して占領地域内に於て築港に適すへき場所は唯膠州灣の東部陸地のみなるも當時玆には僅に二三の貧寒なる漁村と漁舟の碇繫場とを存するのみにして直に改良擴張を施し以て商港と爲すへき場所は全然皆無なりしに由り各般の設備は悉く根柢より創造せさるを得さりき

膠州保護領は五百五十二平方基米の陸地と之と略同積の膠州灣水面と灣内諸島竝灣口南側の群島より成り其の陸地面積は獨逸本國の約一千分の一にして殆と漢堡自由市と伯仲の間に在

り陸地居住の支那人人口は約十三萬一千卽ち一平方基米に付二百三十七人の密度にして住民稀薄の山地を除けは其の他は山東省中最人口稠密なる地方の一に屬す青島市の人口は一九一二年の調査に依れは歐人二〇六九(男一一八三女八八六)兵員二四〇一支那人五三、三一二日本人三一六其の外港内水上住居の外國人二、三六〇とす

乙　地勢

領域内は多數の小山脈重疊縱横し海拔一一三八米突の峯頭を支那領内に有する嶗山山脈東北方の境界を成し西北方は嶗山山脈より流出するパイシヤホ河の本流及支流を以て境界とす域内著名の山嶽はプリンツ、ハインリヒ山カイゼルスツール山シーメン山及青島成村地たる諸丘陵イルチス山、ビスマルク山、モルトケ山にして河川は膠州灣内に流出するハイポ河リツツン河及外海に流出するトフラ河プリンツ河とす而て市街の新設豫定地を膠州灣及外海の海濱に至る傾斜緩なる丘陵地及イルチス山の西南支脈ヂートリヒス丘、總督府丘、給水丘及寺院丘となせり

地質は花崗石片麻岩玄武岩にして多くは地上に露出し荒廢の結果土砂崩流して山骨を露し又造谷作用激甚にして無數の深谷を作り奇岩嶇崎して頗る景致に富む母岩層は淺きも甚た瘠薄ならすして處處赤松稚樹の散生するを見る然れとも成林地は一も之なく獨逸占領の後始て植林に著手し青島市街附近は數年ならすして松林鬱蒼たる美觀を呈せり

丙　氣候

氣候は春秋二季最好く天氣晴朗にして日照氣溫の快適伊太利、西班牙に讓らす秋季は通して天候殆と變動なきも春季の末に至れは屢濃霧の襲來ありて爲に甚しく空氣を濕潤ならしむ而して此の濃霧は長く去らす時として夏季の雨期に達することあり雨期に入れは毎週一回又は二回の豪雨あり空氣は飽まて水蒸氣を含み暑熱と相俟て諸物を黴し腐敗せしむ衣服靴等の如き

密閉保藏の必要あるに至る暑熱は毎日午前中不斷の東南風に由て緩和せらるるも往往攝氏三十度を超ゆることあり吾人は本國に於て之と同しき程度の暑熱の經驗なきにあらさるも此の地に於ては空氣の濕潤甚しく皮膚の作用を遲鈍ならしむる爲一層の不快を感す夏期の空氣は濕潤せるに反し冬季に於ては槪して空氣乾燥し強き地風吹き來り氣溫は攝氏十度以下に降り灣は氷結することなきも其の岸邊は時として氷結することあり空氣濕潤の變化劇甚なるの證は充分乾燥せさる木材を以て製したる家具其の他の木製品に於て之を見るへし

氣候と居住土民との爲種種の影響を受くることは靑島市も亦他の東亞に於ける諸市街と異ることなきも靑島市は各種衞生上の設備就中飲料給水及下水排泄の方法完備せるか爲支那沿海の諸市街中最淸潔健康の地と稱せらる隨て我同胞は皆爭て其の子弟を靑島市に送り此の地の學校に通學せしむ之に加ふるに風景絕佳なる山嶽の麓には愉快なる海水浴場あり夏季は絕へす涼しき東南の軟風吹き來り支那の沿海及內地より多數の內外人旅客を吸收す北獨逸ロイド會社は一年前より各地との定期航海を開始し又鐵道交通の聯絡便利となり直に聖人孔子の舊蹟を探ることを得るを以て將來旅客の往來益盛なるへきは期して俟つへきなり

丁　土地制度

膠州保護領の占領と同時に政府は一八九七年十一月十四日を以て支那人所有の土地の賣買移轉を禁止したり其の目的は村民の住居及附屬田畑等を政府に於て買收し村民には一定の土地を新に指定して移住せしめむか爲にして政府は之に依り歐洲人の新居住地を設くるに自由なるは勿論支那人を此の區域以外に移住せしむることを得たり

政府の有に歸したる土地は一八九八年九月二日付膠州土地條例の規定に從ひ賣却せらる卽ち土地は公定設計圖面に於て建築區域と定められたる城內のものに限り之を賣却することを得

賣却の方法は先地所の所在面積使用の目的及最低豫定價額を公示し競爭に依り最高入札者に落札せしむ土地の買受人は三年乃至五年の期限内に所定の使用方法を盡すを要す使用方法を變更するときは總督府の許可を受くへし若所定の使用方法を盡ささるときは地租を增徴す地租の率は通常地價の百分の六とす使用方法を盡ささるときは三年毎に百分の三を增徴し百分の二十四に至て止む而して使用方法を盡したるときは其の時より地租は再ひ百分の六と爲す此の規定は土地に何等の工事建築を加へすして投機的の目的を以て土地を取得せむとするの弊を防くに在り地價は始めは買受價額とし爾後は時時評價して之を定む

修築したる街路に沿ふ土地の一平方米突の最低價額は一九〇二年の評價に依り其の好惡に從ひ一弗六十九仙、一弗三十二仙、一弗一仙、九十六仙、八十三仙及四十五仙とせり即ち三馬克四十片より一馬克に至る最初政府か買收したる價額は一平方米突に付土地の好惡に從ひ平均三仙乃至七仙なりき市街地外の土地も亦近來著しく其の價額騰貴し一九〇〇年には上畑一モー（支那の田畑面積單位）に付五十弗のものか今日は百六十弗の價額となれり即ち一モーは六百十四平方米突なれは一平方米突に付八仙より二十三仙に騰貴したる割合なり是畢竟新政施行の爲土地產物の販賣便宜且安全となりたる結果に外ならす

地方の發展に伴ふ地價の自然の騰貴より生する利益を一般公共に分配せんか爲其の土地を賣却する場合には政府は其の純益の三分の一を徴收す純益は始め政府より土地を買受たる以後其の土地に投したる一切の費用と買受價額に對する年六分の利子とを賣却代價より差引たる殘額を云ふ二十五箇年以上所有主に異動なき土地に在ては之を賣却したる場合に徴收すへき利益の分配高を超過せさる金額を一回徴收す


膠州保護領
膠州府
膠
州
灣
黃
海
嶗
山

青嶋市附近一覽圖


膠州灣
大港
內港
小港
青嶋灣
埠頭區
大寶嶋區
青嶋區
臺東鎭
臺西鎭
森林公園
干潟地
水道線
揚水場
石油貯藏庫
棧橋
造船場
兵營
苗圃
廣場
海水浴場
アウグスト、ウイクトリ灣
イルチス灣
青嶋

第三　市街設計

歐羅巴の北部各地に於て住居の地を概して西方即ち風多き方向に定むるか如く青島に於ても亦歐洲人住居の地を主として東南方面地域に選定せり是夏季に於て爽快なる軟風常に此の方向より吹き來るか爲なるも之と同時に此の方面には海上より襲來する濃霧多く海岸に近き家に於ては濕氣の甚しきに堪へさることあるを遺憾とす然れとも其の後の經驗に依れは東南方面と雖海岸より多少の間隔を置けは殊に沿岸丘陵の後方に在ては空氣は已に乾燥し頗る健康に適す北方及東北方よりは冬季絶へす寒風吹き來るを以て居住の室は充分防禦するの必要あり即ち此の方面には厨房又は附屬室を設くるを可とす

衛生上の理由よりして歐洲人の住居區域と支那人の住居區域とを成るへく隔離するの趣旨を以て丘陵の反對面に各之を造設し其の下水排泄の設備を全然分別し支那人居住地の最も危險分子多き下水を歐洲人の居住地域內に流入せしめさる爲南方區域即ち歐洲人の別莊區域及商業區域の下水は之を外海に北方區域即ち支那人市街及埠頭附近雜居區域の下水は之を灣內に排泄せしむることとしたり

南方區域は更に之を分畫して風光明媚なる海水浴場を有するアヴグスタ、ヴィクトリア灣に沿ふたる地域を歐洲人の別莊區域とし其西方青島灣に沿ふたる地域を商業及住居區と定め諸官廳は總て此の區域內に設く更に其の北方所在の大寶島區を支那人の商業及住居地とし沿岸貿易の目的に使用する小港之に接續す外國貿易船の碇繫すへき埠頭即ち大港は大寶島區の北に在り此の埠頭に至る間の地域を埠頭區と稱し歐洲人及支那人雜居の商業區とす但し支那稅關、港務署、築港事務所及船渠事務所の官吏の如き埠頭區域內に於て業務に從事する歐洲人は此區

城内一定の地域に住居せしむ以上は市街設計の大綱なり

前記設計の實行に當ては先最初に此の各區域を聯絡すへき幹線道路網を縱横に築造せり之か爲當時設計過大の非難屢起りしも實際は幾干ならすして却て其の狹隘を告け初め隔離したる各區域は漸く膨脹して直に相聯續殆と分界を知るへからす當初に豫定したる宅地は已に賣却し盡し餘地なきに至りたれは總督府は今や更に從來の經驗を參酌し土地の事情と新時代の要求とに適應すへき新設計を定むるの必要に迫れり蓋し舊設計は今日已に市街設計上の最新要求に適合せさるもの尠からす就中形式に失する點多く土地の高低其の他の關係に照し甚た切實ならさるもの多多なるを發見す然れとも是畢竟市街設計の技術か最近十年間に非常の發達進歩を爲したると設計の當時に於て豫め將來の新要求に適合せしめむとするは容易の業に非さるとに由るものにして舊設計を以て直に杜撰なりと斷定すへからさるは勿論なるも當時技術員甚少數なりし爲土地の測量製圖充分ならさりしは見逃すへからさる一大缺點なり而して今日は之を匡正する已に甚た難事にあらす

今詳細に市街設計の現狀を說明すれは左の如し

アヴグスタヴィクトリア灣の海濱に接して海濱ホテルありホテルは夏季の來遊外客の爲に設けたるものにして其の海濱生活と音樂會又は浴客誤樂會とは外客吸收に頗る效ありホテルの北方に在る平坦なる廣場は遊技運動場にして兼て練兵場にも使用し且又青島競馬協會は春秋の二季茲に大競馬會を催す此の廣場の西方高地には歐洲人の住宅及別莊あり木造の舊總督官邸及支那稅關長(獨逸人)の官舍も亦茲に在り此の高地の北方及西方は一面造林地にして其の間に種苗場試驗場及山林局長以下林務職員の官舍あり廣場の東南には海軍砲兵の營舍あり西隣の凹地には海軍第三大隊營舍あり更に西方チートリヒ山の山腹には海上の眺望絕佳なる

新總督官邸あり之に續て基督教寺院あり總督府丘の東北山麓に總督府醫院あり總督府丘の南方及西方地域を歐洲人の住宅及商業地とすアウグスタ、ヴィクトリア灣の海濱より市街に通する海岸通りの傍に舊青島の遺物たる支那衙門及廟宇あり衙門内には廳舍と官舍あり獨逸占領の前暫く支那將官の駐在せし處にして占領後も一時獨逸總督府の廳舍たりしことあり現今其の一部は尚青島裁判所として使用せらるる初め總督府其の他主要なる官廳も一時各所に散在して假廳舍の不便を忍ひたりしか一九〇六年に至り獨逸帝國の官廳として恥しからぬ一大廳舍の新築成り行政首腦の各部局玆に合一せられたり此の新廳舍即ち總督府は樹林繁茂せる總督府丘の前に在り華美ならさるも規模結構雄大巍巍として四圍を壓す其の前庭は廣濶にして直に海岸に通する坦坦たる大道に接す故に海上より之を望むに一物の遮るものなし前記支那舊廟宇の北方に總督府學校あり歐洲人男女子弟の爲に設けたるものにして高等小學校乃至中學校の科程とし一年志願兵適任證書を發給するの資格を有す其の次に山東炭鑛會社鐵道會社及獨支銀行の事務所社宅プリンツ、ハインリヒ、ホテル、獨逸倶樂部其の他の商店聯續す

此の海岸通りの西端に獨支高等學校あり校舍の一部は曾て砲兵營舍たりし木造建物を假に其の儘使用せるも支那人生徒の寄宿舍の新築は已に完成せり海岸通りは海面を埋立て岸壁を築きて造りたるものにして其の北方一面は丘陵の分水線に至るまて一般人民の住宅及店舗ある青島區とす此の區内に在る公共の建物は警察所及鐵道停車驛とす

青島區即ち歐洲人市街の所に支那人市街即ち大寶島區あり大寶島區の西方に在る小港即ち支那形帆船埠頭は大寶島區とは鐵道線路の爲遮斷せらるるに由り線路の下を横斷せる數多の隧道を設けて之を聯絡す大寶島區内の重なる支那式建物は中華會館及各省會館とす鐵道の西方小港の附近に在る高地の麓には發電所あり其の南方即ち高地の上には最新式の屠獸場あり

北方に向て馳走する鐵道線路の兩側には大港卽ち汽船埠頭に達する大道あり大寶島區と埠頭區とは其の中間低地に設置せる二箇の煉瓦製造所あるか爲未た接續するに至らさるも此の煉瓦製造所は一二年の後同地の粘土を盡すに至らは之を取拂ふ見込なり然るときは密接住居を好む支那人も亦已に埠頭區に住居せる歐洲人に傚ふて爭ふて玆に轉住するに至らむなり東亞に於て著名なる大商店卽ちメルヘルス、コムパニー及カルロウイツ、コムパニーの如きは已に埠頭區內に於て開業せり西斜面を以て埠頭區域とする丘陵の頂部には二箇の新教傳導團あり講堂及住宅之に附屬す廣濶なる公園內には專ら支那人の療治を目的とするフハベル醫院あり埠頭の入口には港務局築港事務所及支那稅關あり其の次は直に石造岸壁にして上屋倉庫併列し軌道縱橫す大港を包圍する防波堤の終端には造船渠あり埠頭內には建造物の維持保護に從事する者の外居住するを許ささるを以て現に玆に住居するは二三の支那人番人と稅關傭聘の二三歐洲人及船渠事務に從事する二三の歐洲人のみなり

多數の埠頭勞働者及船渠勞働者の住居の爲には大港の東方に於て青島市より保護領の內地及山東省の內地に通する幹線道路に沿ひ臺東鎭と稱する一村を新設せり臺東鎭の西方海岸に達する間の地は現今練兵場として使用するも將來は工業地域と爲すの豫定なり是より北方シフアン村には山東鐵道の製作工場あり

第四　街路の築造

丘陵地に於て急勾配の街路なからしむるは至難の業なるも交通繁き幹線街路に在ては岩石切取作業に由て出來得る限り勾配を緩ならしむるに努めたり車道は附近採石場より適當の石材を取り全部割石敷(シヨツシールト)と爲し路面のローラ作業(ワルツアルバイト)は土木局の蒸汽

ローラ(ダンプワルフ)を以て之を施行し蒸汽ローラの火夫機關手には全部支那人を使用せり支那人は此の種業務に最適當す街路の勾配急にして降雨の際崩流し易き爲め割石敷に適せさる箇所は舗石敷(プラステルスタイン)となせり前道は概して固定し易きを以て石敷とせす其の車道との界には花崗石の界石を置く但し往來繁き街路例之ンリドリヒ街の如きに在ては前道にも花崗石板及ベトン石板を敷けり車道には普通車の往來すへき路面の外更に一輪車の爲に特別の設備を要す一輪車の車輪は一箇にして積荷の重心下に在り通常一人の男子之を押行く一輪車は運轉容易にして車夫の勞力少きも車輪の路面を壓する力は甚大なり由て青島市にては一輪車道の幅員を三十仙米とし花崗石を敷き詰め各街路は元より其の分岐點交叉點にも普く築設し且一輪車は多くは竹束藁束の如き類を縱横に積重ねて運搬し爲に幅廣く街路の場積を要するを以て其の幅員(プロフィルブライト)を三米突と定めたり是等の事情あるか爲青島市の街路は割合に其の幅員大なり左れは市街電車は未た之なきも重なる街路に在ては之を敷設する丈の充分の餘地を存せり其の他近年に至り自働車の輸入あり其の往來頻繁となるに從ひ街路の維持改良に特に注意を加へ來り成るへく多額の費用を投することなくして路面の耐久力を増さしむると同時に塵埃の飛散を防禦するの目的を以て路面に麥兒塗布(テールング)を行へり

街路の維持、掃除及撒水は獨逸本國に於けると等く土木局の擔任とす而して撒水には成るへく海水を用ふ海水を用ふれは給水用の淡水を節約し得るのみならす路面表裏の濕潤を長く保持せしむるの效力あり海水は各所海岸に於て撒水馬車に直に汲込も其の多量を要する場所には人力喞筒機又は電力喞筒機を備付く街燈は通例石油洋燈を使用するも交通繁き大道に於ては白熱電燈を裝置す

街路築造の費用は獨逸本國に於けるか如く沿道土地の所有者より徴收することなく一切政府に於て之を負擔せり但し政府は之に相當すへき金額を土地賣却の際賣却代價に加算して買受人より徴收す街路維持の費用は主として給水料收入の中より支出するの外奢侈的乘用車より之を徴收する税金も亦之に充當す
市街道路の外保護領內地の幹線道路の築造維持も亦土木局の擔任とす其の他の內地支線道路の築造維持は各民政署の監督の下に支那村里に於て之を擔任す但し事情困難の場合には土木局之に參加す其の他築城部及山林局は各其の特殊の目的の爲に道路を築造す（未完）

朝鮮の鑛物（承前）

總督府技師　川崎繁太郎

黄海道

黄海道は京畿道と平安南道との中間に介在し其の東北隅は大同南江の上流地方を占め中部は禮成江及載寧江の流域を包括し西部は大同江と海州灣との間にある半島を領し其の西端は長山串となりて遠く黄海に突出す其の面積約一千一百二方里にして朝鮮全面積の約八分弱を占む本道の地質を通覽するに古生層は其の東部中部及半島の西半部に布衍し本道の約四分三の區域を蔽ひ花崗岩及片麻岩類は半島の東半部に於て大同江岸より海州灣に至る一帶の地を領し中生層は僅に載寧江岸の盆地に存するのみ而して古生層は東部及中部にありては主として下部古生層より又西部なる半島にありては主として中部古生層より成り所所に於て花崗岩塊を露白す花崗岩には遂安郡彦眞山大山及谷山郡の東北境上に於けるか如く明瞭に古生層を貫通せるものと又遂安郡大靑山及新溪郡の東境にあるものの如く下部古生層に依り被覆せらるるか如きあり地質の狀態斯の如きを以て第二類鑛脈の著しきもの少く之に反して第三類鑛塊染に屬するものの比較的多く其の著名なるものは遂安郡笏洞金山にして朝鮮に於ける重要金山の一に數へられつつあるものなり第二類鑛脈の稍望を囑すへきは禮成江下流の西岸附近卽白川郡金谷面及雲山面に於けるものなりとす

遂安郡の金鑛

遂安郡の北東部には花崗岩より成れる彦眞山の古生層を貫きて聳立するあり其の周緣約十一

里の間には古生層石灰岩中に於て花崗岩に接近して幾多の金鑛塊染の賦存するものあり最著しきものを笏洞金山とし楠亭洞の鑛床之に次き其の他大小不明のもの少からす現時總てツゥル、マイニング、コムパニーの經營に係るものなり

七四　水口面笏洞金山

地理　笏洞は彦眞山の北麓にありて採掘場金山事務所等茲にあり其の北方半里なる石達里には製錬所あり石達里は平壤の南東約十七里にして牛馬を通す京義線新幕驛よりも亦十七里瑞興驛又は中和驛より十六里を隔つ物資の運搬は主として大同南江を利用す大同南江岸にある潭岩の舟積場より石達里迄約二里半にして牛馬車を通す潭岩平壤間の水路約四十浬にして往復八日乃至十二日を要す

沿革　本金山は從來王室の所屬にして遠く數百年前より世に知られたるものなれとも當時の鑛業狀況は之を知るに由なし明治三十四年山口太兵衛なる者其の特許を得之を稼行せしも三十六年再ひ王室に歸し翌三十七年二月米人コールブラン及ボストウィックの二人其の特許を得たりしも稼行するに至らすして日英米人共同の會社に移り調査の結果日米共同を退き獨り英は其の權利を繼承することとなり三十八年十一月に至り英人アーサーレウエレン、ピアースは長六十韓里幅四十韓里の區域に於ける一切の鑛物を採掘製錬するの權を得翌三十九年八月之を英國會社コレアンシンジゲートに讓渡し以て今日に至れり而して鑛山の事業はコールブラン本鑛山を調査してコレアンシンジゲートと契約を締結し明治四十三年以來探鑛採掘製錬に從事し坑況益良好となり現時重量一千五十磅の搗鑛杵四十本を有する製錬設備を施し一箇年約七萬餘噸を處理し約百三十萬圓の產額を擧けつつあり

鑛床　彥眞山を構成せる花崗岩は長石の斑晶を有する角閃花崗岩にして其の周邊にある古生層石灰岩及粘板岩を貫きて迸發せるものなり爲に古生層の花崗岩に接近せる部分は結晶質石灰岩雲母粘板岩及硅灰ホルンフェルス等に變質せり而して硅灰ホルンフェルスには柘榴石透輝石硅灰石硅灰鐵鑛綠簾石雲母方解石及稀に螢石を有し鑛床は主として透輝石硅灰鐵鑛及方解石より成れるホルンフェルス中に黃銅鑛及斑銅鑛の鑛染せるものなり斯の如き鑛體は花崗岩に接近して東西に走り延長百六十餘間幅最大部に於て百五十尺あり露頭下六百五十尺の四番坑道は大正二年夏に於ける最深坑道にして露頭より該坑道に至る間に就て檢するに形狀並に大さ頗る不定なる幾多の鑛塊の伏在せるものなり然れども本鑛床は大略東西の二鑛體に分たる東鑛體は富鑛部最多く長さ約五百尺幅百五十尺以內深さ露頭下六百五十餘尺卽第四番坑道に達す西鑛體は長さ約三百五十尺幅百四十尺以內深さ露頭下四百餘尺なり鑛石は黃銅鑛及斑銅鑛の鑛染の多寡に依りて含金率に增減あり又常に微量の蒼鉛を含有せり含金率は平均十萬分二にして混汞法に依る實收率は六十乃至七十ペルセントなりと又汰物中には金銀の外に銅二十五蒼鉛一・五を有し鑛石一千三百餘噸より汰物一噸を得る割合に當り汰物は英國リバープールに輸出しつつありて其の價格同港に於て一噸二百十二圓九十六錢なりと云ふ

七五　大千面楠亭洞の鑛床

地理　楠亭洞は笏洞の南西約四里のところにありて彥眞山の南西麓に位し平壤遂安間の通路に當れる社倉と稱する市場の北東一里にあり

沿革　明治四十五年五月より探鑛を開始し其の結果採掘に從事することとなり翌大正二年

に於ては製錬所の建設に著手せり

鑛床　地質及鑛床の狀態は略笏洞と等しく唯異なる點は部分に依り金屬鑛物は方鉛鑛及閃亞鉛鑛を主とするところあり黃銅鑛を主とし毒砂を混することあり又黃銅鑛及黃鐵鑛なることあり其の他脈石には屢柘榴石及結晶質石墨を混することと等なりとす各試掘坑には何れも鑛塊を存し其の內主なるは第二竪坑に於ける幅三十尺長五十尺深六十尺のもの及第二橫切坑に於ける幅百尺以內長三百尺深五十尺乃至八十四尺の二鑛塊にして其の他多量の鑛石を存するか如きものあるも明瞭ならす鑛石は金及銅の外微量の蒼鉛を有するは笏洞に於けるものと異らす

平山郡の金鑛

七六　寶上面石隅洞の鑛床

地理　京義線南川驛より北方十五町にして石隅洞の部落に達すへし其の北西に當り銀石洞と稱する小部落あり鑛床は其の西方分水界に近く存し深二十六尺の試掘坑を存す

鑛床　上部古生層と花崗岡との接觸に近き變質石灰岩中に胚胎せる鑛塊にして其の性狀は遂安郡楠亭洞のものに類す主塊の厚二尺長二十間あり其の兩側には尙數多の小鑛塊を伴へり鑛石は黃鐵鑛黃銅鑛閃亞鉛鑛及方鉛鑛と少量の石英より成れり此等の硫化鑛物は尙母岩に鑛染し從て明瞭なる境界を呈せす

金川郡の金鑛

七七　山外面間洞及浦洞の鑛脈

地理　京義線鷄井驛の西北西四里にあり

鑛床　斑狀花崗岩に抱擁せられたる變質石灰岩中に胚胎せる白色石英脈にして少量の黃鐵

鑛を散點す其の幅二ありて同一鑛脈に屬するか如き三箇の露頭を連結するときは延長約百六十間に達す其の他附近に幅約二尺の石英脈三條あり

延白郡の金鑛

七八 禮成江岸の鑛脈

地理 禮成江下流の西岸一帶の地卽延白郡雲山面金谷面及弓月面に亙りて金鑛脈の稍集合せるものあり禮成江は水深く水運甚便なり又京義鐵道は此の金鑛地の東方一里餘のところを通し土城驛より白川及海州に至る兩街道は此の地を横斷す土城驛より白川街道に沿ひ一里餘にして江西洞の渡船あり又同驛より海州街道に沿ひ約一里半にして碧瀾渡あり之等の渡船場を過くれは直に金鑛地に達す金鑛脈の主要なるものは雲山面にありては江西洞の渡船に近き江西寺附近及其の北方一里弱にある桃花洞の鑛脈金谷面にありては碧瀾渡の北西半里なる金谷里の鑛脈又弓月面にありては碧瀾渡の南西二里弱なる菊根里の鑛脈なりとす

鑛床 金鑛地を構成せる岩石は主として花崗質片麻岩にして屢巨晶花崗岩脈に依りて貫通せらる鑛脈の走向は略母岩のそれと一致するを常とすれとも傾斜は必しも然らす桃花洞に於ては走向北北東にして東方に急斜し江西洞にては母岩の走向に準して北西又は北北東にして東又は西に急斜し金谷里に於ては主要鑛脈の北半は南北に走り南半は彎曲して東北東となり東又は南東に緩斜せり菊根里にありては北東又は東北東に走り南東に急斜す鑛石は一般に白色石英にして黄鐵鑛を散點せるものなり

位置	母岩	幅	長	石英	隨伴鑛物	備考
		尺	間			
雲山面桃花洞	花崗質片麻岩	一〇			黄鐵鑛	舊坑多し

同　江西洞面	同上	一・〇	一六〇・〇	白色玻璃質	同上	
同上	同上	二・〇以内	三三〇・〇	白色	同上	
同上	同上	〇・四―〇・八	一〇〇・〇	同上	同上	
同上	同上	〇・五	一〇〇・〇	同上	同上	
同上	同上	二・〇―三・〇	七五・〇	白色多孔質	水酸化鐵	
同上	同上	一・五	一〇〇・〇	白色	黄鐵鑛	
金谷面金谷里	同上	四・〇以内	一六〇・〇	同上	同上	生野鑛山に實鑛せしことあり
同上	同上	二・〇	二・〇	同上	同上	前行の鑛脈の四方百六十間にあり同一鑛脈？
弓月面衞根里	同上	〇・三―三・〇	五〇・〇	同上	同上	採掘製錬中

七九　松禾郡温井面及長淵郡樂山面の鑛床

松禾及長淵の金鑛

地理　長淵郡邑の北東二里强にして松禾郡邑の南南東三里强なる郡境附近に小鑛床の稍集合せるものあり

沿革　明治四十四年の頃より銅鑛の採掘に著手したりしか翌大正元年金鑛床を發見し目下金鑛の製錬設備中に屬す

鑛床　九月山を中心とせる花崗岩塊の南西縁に近き中部古生層中に於ける鑛塊及鑛脈即ち脈石少き混合鑛塊及石英脈なりとす

位置	幅（尺）	長	脈石	隨伴金屬鑛物	備考
榮山面五里洞	〇・七		灰色及灰白色石英	黄鐵鑛	肉眼的大の自然金粒あるあり
同上	三・〇以内		白色石英	黄鐵鑛、方鉛鑛及閃亞鉛鑛	同上

同上	○・二―二・○	雲母を有する石英	黄鐵鑛	
同上	一・○以内	白色石英	同上	
同上	○・三以内			
同上	一・五以内			
同上	二・○以内	白色石英	黄鐵鑛	肉眼的大金粒あり
同上	一・五以内	同上	同上	
溫井面白石洞	五・○	白色又は灰色石英の母岩片を有するもの		肉眼的大金粒あり
樂山面地境洞	一・三		多量の黄鐵鑛	
同上	○・五―二・五	少量の石英	方鉛鑛閃亞鉛鑛磁黄鐵鑛黄鐵鑛及黄銅鑛	
同上	一・五	白色に灰色の模様ある石英	少量の黄鐵鑛	
同上	二・○		多量の黄鐵鑛	
同上	一・○		少量の黄鐵鑛	
同面鷹円洞	一五・○以内	少量の石英	主として閃亞鉛鑛少量の方鉛鑛黄鐵鑛	

咸鏡南道

咸鏡南道は朝鮮の北東隅に位し北方は鴨綠江の上流を隔てて滿洲に對し北東は城津端川間の摩天嶺に起り北北西に走れる摩天嶺山脈を以て咸鏡北道と界し西方は狼林山及牙得嶺を起し略南北に通する連山に依りて平安北道より又孟州嶺及雲嶺に亙り北北東より南南西に向ふ孟州嶺山脈に依りて平安南道より分たれ南方黄海道及江原道とは山を追ひ江に從ひ交互錯雜せる境界線を以て隣接す而して南東の一面は日本海の一部なる東朝鮮灣の北岸を成せり其の廣

亙南北約百里東西最廣部に於て約五十五里に達し面積約一千八百十七方里ありて朝鮮十三道中最大の面積を占むるものなり本道は又其の中央に於て南西劒山嶺より北東厚峙嶺を經て頭流山に至る一連の山脈を以て二分せらる其の北西は鴨綠江の水源地をなせる高臺山地卽ち甲山三水長津及豐山の四郡及新興郡の一部にして南東は端川以南元山に至る沿岸諸郡の地なり而して沿岸諸郡は氣候溫暖沃野開け且漁介の利あるを以て人口稠密に又海路の便と陸路の平坦なるとを以て交通頗る容易なり之に反し臺地諸郡は寒氣强く地味貧瘦なるか故に人口疎にして且交通便ならす

本道を構成せる最古の岩類は太古大統に屬する正片麻岩系及准片麻岩系にして正片麻岩系は白灰又は赤色微斜長石花崗岩及其の剝性を帶ひたる花崗岩質片麻岩より成り一般に准片麻岩系下に横はり又は之を貫き若くは之を包裹せり准片麻岩は其の岩種頗る複雑にして多種多樣なり一方比較的變質の度弱き雲母片岩晶質石灰岩及硅岩より黑雲母片麻岩硅灰ホルンフェルス石墨片麻岩角閃片麻岩輝石片麻岩角閃岩等に至り尙正片麻岩と准片麻岩との中間物たる插入片麻岩竝に其の原岩の不明なる縞狀又は流紋狀雲母片麻岩を混せり而して正片麻岩系は金鑛脈の母岩となり准片麻岩系は金銅鉛亞鉛鑛又は結晶黑鉛及苦土雲母を胚胎す太古大統に次く岩層は古生層にして沿海諸郡に布衍す其の最廣大なるを永興高原文川及德源の諸郡に亙れるものとす之を層位及岩種上より下部中部及上部に大別し得へく下部は主として硅岩及硅質粘板岩中部は概ね石灰岩上部は黑色粘板岩及砂岩より成れり而して下部古生層中には赤鐵鑛床を中部古生層には褐鐵鑛及硫化鐵鑛床を上部には無焰炭及土狀黑鉛鑛層を藏せり中生層に屬する頁岩砂岩礫岩凝灰岩及集塊岩は端川及豐山郡地方に散在するものあるも鑛床上有要ならす三紀層は沿海諸郡に小區域をなして散在し褐炭を有するものあり第四紀に屬する河成砂

礫層は單に現時の河流に沿ひて存するのみならす以前の河床にして現時の高臺又は山腹に存するものありて共に砂金を產す本道及咸鏡北道地方は第三紀の頃より第四紀に亙り玄武岩の噴流甚しく三郡地方及端川郡の大部は其の熔岩流を以て蔽はれたるものにして現時に至るまて風化浸蝕作用に抵抗して殘存するものは北韓地方にて所謂德と稱する地貌を形成し時に砂礫層を蔽ふことあり安邊郡に於ける南大川の溪谷も亦玄武岩流にて蔽はれ平坦なる丘阜地を成せり之れ小藤博士の竹鴐嶺地溝帶に沿ふ熔岩流の北端の一部に相當するものにして京元鐵道は此の地溝帶に沿ひて敷設せられたるものなり玄武岩の噴出と同時に又は之に次き流紋岩の噴出せるありて三郡地方及洪原郡の海岸に露出するものあり

正片麻岩系は本道の基底地殼を成し其の露白面積頗る廣大なるを以て金鑛床の分布亦甚廣からさるを得す其の著しきものを安邊邑四近の金鑛地安邊郡瑞谷面鶴翼洞金鑛地永興附近の金鑛地定平附近の金鑛地新興郡千佛山金鑛地及端川甲山並長津郡の砂金地方なりとす

安邊郡の金鑛

八〇 上道面及世淸面の鑛脈

地理　安邊邑の北東及南の三方に起伏せる山地には數多の金鑛脈あり明治四十四年頃迄は鑛夫簇集して盛に露天掘をなし各所の溪流には數多の搗鑛水車の運轉するありて年產額五十貫乃至八十貫の金地金を出せしと云ふ元山より安邊邑に至るには京元鐵道の便あり

鑛床　地質は複雲母花崗岩及之に貫通せられ又は包裹せられたる黑雲母片岩准片麻岩及晶質石灰岩にして鑛脈は花崗岩片岩及片麻岩中に胚胎し屢巨晶花崗岩及小花崗岩を伴ふ其の最集合せるは上道面にして約二百萬坪の地域內に大小約三十條の鑛脈を算す

然れとも一般に脈幅小にして延長亦大ならす

位置	母岩	幅	長	石英	隨伴金屬鑛物	備考
上道面下比山洞	黒雲母片麻岩	尺 六・〇以内	間 一〇〇・〇	灰色	黄鐵鑛、方鉛鑛	舊坑多し
同面於雲洞	同上	三・〇—五・〇	四〇〇・〇	同上	同上	同上
同面同洞	同上	三・〇以内	四〇〇・〇	同上	同上	同上
同面上德洞	複雲母花崗岩	一・〇以内(四條)	三〇〇・〇			同上
同上	同上	三・〇	四〇〇・〇			
同上	同上	一・〇—二・〇(五條)	一〇〇・〇—一五〇・〇			
同面板味洞	同上	一・〇以内	一五〇・〇			舊坑あり
同上	同上	三・〇—四・〇	一〇・〇			
清世面一里六洞	黒雲母片岩	〇・五	一三・〇	白色	黄鐵鑛、方鉛鑛	舊坑あり
同面三里七洞	複雲母花崗岩	一・〇—四・〇(五條)		灰色	黄鐵鑛	

八一　下道面及通川郡鶴三面涵洞の鑛脈

地理　元山の東方四里江原道通川郡と安邊郡との境界に近き海岸の山地には古くより採掘せられたる金鑛脈あり其の主要脈は通川郡鶴三面淵洞に屬す

鑛床　地質は上道面及世清面に於けるか如し而して主要脈は片岩及片麻岩中に胚胎し花崗岩中に存するものは著しからす

位置	母岩	幅	長	石英	隨伴金屬鑛物	備考
鶴三面淵洞	片麻岩及片岩	尺 五・〇以内 平均一尺	間 四〇〇・〇	母岩の碎片を有する白色結晶石英櫛形又は縞狀をなす	黄鐵鑛	舊坑あり

同上	同上	三・〇以內 平均一尺	一五〇・〇	白色	硫化金屬鑛物	採掘中
下道面立石洞	同上	〇・五—一・〇		白色	黃鐵鑛	舊坑あり
同面處士洞	同上	一・〇		同上	同上	同上
同面床麻洞	同上	二・五?	五〇・〇?			同上
同上	同上	〇・一—一・〇 (二條)		灰白色	少量の黃鐵鑛	同上
同上	同上	一・〇以內				同上
同面柯坪洞	同上	一・〇以內	五〇・〇	白色	黃鐵鑛	同上

八二 瑞谷面鶴翼洞及塔洞の鑛脈

地理 元山の南西約五里に谷山土鑛山及泉岩硯鑛山の二稼行金山あり地は安邊郡瑞谷面鶴翼洞に屬し有名なる巨刹釋王寺の西方背面にあり谷山土鑛山は鄉多熊氏の經營に係り明治四十三年四月に起業せるものにして現時五臺の搗鑛水車を運轉し一晝夜約五百貫の原鑛を處理す未靑化收金法を採用せす泉岩硯鑛山は谷山土鑛山の南方約二十町にありて直營の水車三臺ありて每日約二百貫の原鑛を處理すと云ふ尙此の外に德太所有の水車四臺ありて內二臺は運轉せりと云ふ

以上兩鑛山の外泉岩硯鑛山の南方約一里半なる朴達嶺及谷山土鑛山の北方一里半なる塔洞に舊坑を存す

鑛床 黑雲母片麻岩插入片麻岩黑雲母片岩硅岩及晶質石灰岩等の准片麻岩類と之を縱横に貫通せる花崗岩とは此の地方を形成し鑛脈は此等の岩類に存し黃鐵鑛磁硫鐵鑛方鉛鑛閃亞鉛鑛及菱鐵鑛を多量に含有するものあり其の數少からすして含金銀量亦稍豐

富なるものありと雖探鑛未足らさるを以て脈勢不明なるを免れす

位置	幅	長	石英	隨伴金屬鑛物	備考
鶴翼洞谷山土鑛山	〇.六尺—一.五	五〇.〇間	乳白色	黄鐵鑛、方鉛鑛、閃亞鉛鑛	採掘中
同上	一.〇—一二.〇	一五.〇		黄鐵鑛	
同上	一.五	二五.〇	乳白色	黄鐵鑛、方鉛鑛	採掘中
同洞泉岩峴鑛山	〇.五—〇.七(二條)	六.〇	灰白色		
同上	二.〇—六.〇	一三〇.〇		黄鐵鑛、方鉛鑛	試掘坑あり
同上	一.〇—六.〇		乳白色	黄鐵鑛、磁硫鐵鑛、方鉛鑛、閃亞鉛鑛	舊坑あり
同上	〇.三				椀掛にて金粒を得
同上	一.五		白色堅緻密	黄鐵鑛	
同上	二.〇		灰白色	同上	掘進十尺にして断層に會せり
同上	四.〇	一八.〇			採掘中
同上	八.〇	一五.〇	母岩の角礫を有す		
同面朴達鑛	六.—一二.〇	四〇.〇	白色堅緻	黄鐵鑛、方鉛鑛	舊坑あり
同面塔洞	三.〇		同上	多量の方鉛鑛閃亞鉛鑛、黄鐵鑛	同上
同上	〇.七		同上	少量の方鉛鑛	同上
同上	一.二	三.〇		菱鐵鑛、方鉛鑛、黄鐵鑛	同上

八三　衛益面下三防洞松魚洞の鑛脈

地理　京元鐵道三防驛又は戴川驛より一里半鐵道沿線にある一部落銅哥洞の東方にある一溪流は下三防洞松魚洞に屬し玆に石英脈數條あり未探鑛せしものあるを聞かす

鑛床　地質は准片麻岩及花崗岩より成り鑛脈は花崗岩中に存す脈幅大なるものあれとも一般に延長小なるものの如し主脈は幅一尺乃至八尺餘延長二十一間を露白し殆直立せる白色堅緻の石英脈にして所所赤褐色を呈す其の他五寸乃至七寸の白色石英脈六條ありて方鉛鑛及黄鐵鑛を散點するものあり

高原郡の金鑛

八四上鉢面樂泉里の鑛脈

地理　高原邑の西方一里に南北に走れる山峯の聳立するものあり浮來山と稱せられ中部古生層の石灰岩よりなる其の東麓の丘阜地は黑雲母花崗岩にして鑛脈を胚胎せり

鑛床　鑛脈は玻璃光澤を有する石英より成り夥多の黃鐵鑛を伴隨す鑛脈二條ありて五間を隔てて相平行す其の一は幅五尺以內平均一尺五寸にして延長二十間他の一は二尺以內の幅を有し延長十間あり共に試掘跡を存す

八五山谷面花南里遠憶長洞の鑛脈

地理　高原邑の南東約九里德池川の水源地なる遠憶長洞に金鑛脈あり試掘跡を存す

鑛床　古生層に屬する石灰岩及粘板岩の交層は本地方の地殼を構成し鑛脈は粘板岩中にあり幅一尺及二尺の二條ありて白灰雜色の石英より成り黃鐵鑛黃銅鑛及方鉛鑛を散點す

八六山谷面院巨里の鑛脈

地理　高原邑の西方約七里德池川の上流なる院巨里に於て河流二岐に分る其の落合より南方約三町河の西崖に鑛脈の露出せるものあり尙其の東方に峭立せる山峯に舊坑を存すと云ふ

鑛床　鑛脈は古生層に屬する粘板岩中に胚胎し白色及灰色の石英より成り黃鐵鑛黃銅鑛及方鉛鑛を多量に含有す其の幅約十尺に達するところあり延長不明なり探鑛を要す

（未完）

薄板貼付工藝並一般木工に關する調査（承前）

營林廠書記　薗部日出雄

第七節　薄板の販路、取引狀況

前述の如く薄板工藝は未た普く世に知られす唯僅に三箇所に於て而も淺野工場稍大規模に著手せるも日尚淺く從て販路の研究行屆かす取引狀況も極めて鈍く唯少數の需要先を有するに過きす前述の如く薄板は家屋建築材を始め家具什器に至るまて應用極めて廣汎なるに拘らす未た世人の注意を惹起するに至らす爲に目今は鐵道客車、船室、電車、樂器、西洋家具等に少數の需要あるのみにして、淺野工場にては主として濠洲、米國、英國等に輸出し內地の需要は僅に一部分を占むるのみ故に到る處家具商、指物職は勿論家屋建築業者に至るまて競ふて使用するに至るまては取引狀況は遲遲として進まさるなり而して薄板應用の有利なることを普く世人に紹介せんか爲には種種の方法手段を盡して適確に其の效用を示ささる可からす即ち勸業博覽會、共進會、物產陳列館等の機關を利用して公衆に示し或は木工所、家具商、指物商等苟も木材工藝に從事する向に對しては薄板見本を送りて試用せしむる等極力紹介に努めされは斯る有望なる事業も到底急足の進步發達を見ること至難なりと謂つへし

第八節　薄板製作の將來

木材工藝界に於ける木材使用の將來を豫想するに

1　木材使用を可成的節減すること

2　輕くして且丈夫なること

3　成る可く機械力を應用すること

4　價廉にして供給饒多なること

なるへく薄板は此の要件に最合致したるものにして近き將來に於ては絶對に使用を許さゝるものを除くの外木材工藝は總て薄板を利用するに至るへき運命を有するものなりと謂ふも敢て過言にあらさるへし時代の進歩につれ家屋建築を始め家具、什器に至るまて雅致瀟洒なるよりは實用にして輕便なるを尙ひ奇拔豪岩なるよりは平易普遍なるを愛するの一般的傾向を有するものの如く從て木工に關する將來に就ても時代の進歩を考慮し森林工藝の進歩發達を促さゝる可からす此の意義に於て薄板なるものは少くも現代にありては機械力を巧に應用し且木材使用上の諸要點を具備したる工藝にしてマッシーブ材の手重きこと、狂ひ易きこと、高價なること、保存悪しきこと等の諸弊を遺憾なく避け得たるものなるに拘らす何故に長足の進歩發達をなさゝるや一度薄板なるものの世に紹介せられたる以上何故に競ふて之か使用を爭ふに至らさるか之れ吾人か其の原因を究め薄板なるものの將來の運命に對し根本の解決を下さんと欲する所以なり要するに我邦にありては勞銀低廉なると手工に熟達なる國民性とによりて自然機械力を應用せる該工藝の發達を遲鈍ならしめたると一は薄板製品か「貼付け」なるより「衣かけたる天鵞絨」の意味に於て「ごまかし物」「みかけ細工」「いかもの」として一概に輕侮的眼を以て斥けんとする一種の意氣を有し動もすれは新工藝品に對しては無意味なる壓迫を加へんとする傾向を有するか爲由來新工藝品に對しては極力之か紹介に努め寧ろ誇張的に吹聽して始めて世人の注意を喚起したる實例に乏しからす然るに時代の進運に伴ひ工業の勃興、産業の發達を促し自然勞銀高上するを以て凡百の工藝機械力の應用に俟つの時機に達し尙木材使用の要件は經濟的にして實用に適し且廉價に供給饒多なるを要求するに至る可く此の要求を充すものは

獨り薄板工藝あるのみにして將來に於ける木材工藝界に向て薄板の製作竝に薄板を應用せる木工製品に關し充分調査研究をなすは刻下の急務なりと信す

第二章　盲　材

盲材(Blind holz)は煉心(ねりしん)のことにして之に薄板を貼付け所謂合板に作るものなり貴重材の節減に於ける場合には狂ひを生せす膠著し易く且材質輕きものなれは敢て樹種を問はさるも劣等材の利用に於ける場合卽ちシナノキ、ドロヤナギ、モミ等の合板を作る場合には盲材も薄板も同一樹種にて貼り合せをなすことあり此の場合には唯薄板の貼合せにして纖維を縱横に組合すこととなり薄くとも丈夫にして輕く且狂ひを防くを目的となす而して盲材は薄板に貼付したる後は全く隱れて表はれさるか故樹種材質の如何を問はさるか如き觀あるも之を嚴密に論するときは種種の條件に左右せられ其の選定に細心の注意を拂ふの要あり其の要點を擧くれは

1 充分乾燥したる材なること

2 成る可く同質の材を選ふこと

3 煉心材に枝節あるときは之を抉り取り同質の板目又は柾目材に塡充し小孔又は割目等あるときはセメント類を以て塡充し且其の面を平滑となすこと

4 心材と邊材と取交せ煉心となすへからす心材なれは心材のみとなし邊材ならは邊材のみを集むへし

5 樹幹の南側たりし材部と北側たりし材部とを交互に接き合はす可からす(卽ちアテの關係なり)

6 樹齡著しく異りたる材卽ち同一樹種にありても幼齡木より得たる材と老齡木より得た

る材とを接き合せ練心となす可からす

7　同質の材にてもハギ合せの時接き目を強く濕むへからす

等にして乾燥不充分なるときは乾燥するに從ひ狂を生し枝節を抉り取らさるときは節の部分は質堅きを以て其の他の部分に比し濕氣を吸收する度合異なり練心に狂を生し甚しきは貼付したる薄板面上より練心に枝節潛み居るを知り凹凸を生することあり又同質の材にても接き目を強く濕むるときは其の部分丈乾燥に過き他の部分より膠著材中の水分を多く吸收して膨脹し貼付け仕上け後に再ひ強く乾燥して狂を生することあり

第一節　盲材としての鴨綠江材

歐米にては主として盲材にタウヒ、ヒノコマツ、ドロヤナギ等を使用し我邦にてはスギを主として使用し床柱、落掛、框等普通品には多くモミ、カツラ、イテウを用ゐ上等品にはヒノキ、ヒバ等を用ふるも元來盲材に杉を用ふるか如きは贅澤に過き成る可く劣等材を利用すること肝要にして杉は盲材の諸要件を比較的具備するか故適當なれとも杉は杉材として他に有利なる使用途多きを以て寧ろ他の濶葉樹にて處理するを可とす淺野工場にては盲材としてシナノキ、モミ、カツラ等を使用し農商務省山林局鍛冶谷澤木工所にては杉材のみ使用し居れり然るに盲材なるものは理論としては前述の如く條件に左右せらるるも實際に於ては特に貴重なる薄板貼付を除くの外斯く迄に嚴密なる取扱をなさすとも材質輕く且乾燥完全なるに於ては充分盲材として利用し得へし鴨綠江材の中盲材として利用し得へき樹種は原料豐富にして未た利用せられさるものより選定するの必要上針葉樹にありてはシラベ、モミ濶葉樹にありてはシナノキ、ドロヤナギ、ヤナギ屬を最適當なりと認むシラベは從來僅に利用せられたるも材質の上に於て建築材として歡迎せられす從て蓄積豐富なるのみならす材質輕軟且乾燥も容易なるか故建築材とし

て一般に壓忌せらるる色澤(澤もなく生白き色合)も何等の故障なしに盲材として扱ひ得へく主としてシラベを利用すへしシナノキ、ドロヤナギ、ヤナギ屬等は完全に乾燥するときは質も輕く狂をも防き得るにより貴重材の薄板貼付は勿論劣等材の薄板貼合せに就ても此等の樹種を主として利用するの方法を講せさる可からす要するに鴨綠江材を盲材として利用するの曉は針葉樹として厄介視せらるるシラベは勿論濶葉樹中大部を占むるシナノキ、ドロヤナギ、ヤナギ類の用途を得て森林收利を高むること蓋し鮮少にあらさるなり

第三章　膠著劑

薄板を盲材に貼付くへき膠著劑なるものは薄板工藝中最も研究を要すへき事項にして從來幾多の試驗を經たるも未た完全なる膠著劑の發見せられたるを聞かす普通膠を使用し居るも元來膠なるものは水と共に熱して溶解したるものなれは水分を含有するか爲め貼付けたる後氣候の激變卽ち濕氣、熱等の變化に逢ふときは自然狂を生するの虞あり膠著劑として最理想的なるものは(一)水分を含むこと極めて少く(二)膠著力極めて強く(三)膠の如く凝固し易きものにては手際を要する貼付に當り作業中凝固するの虞あり(四)盲材に萬遍なく塗り易き質のものたること(五)膠に比して價格高價ならさること等の要件を具備せさる可からす斯くの如く理想的の膠著劑は到底得難かるへきも膠に何物かを混し化學的作用によりて新物質を形成せしむるか或は魚膠(にべ)を原料として新劑を作るか全然膠若くは魚膠以外の物質を發見するか何れにしても膠著劑の研究は極めて必要なり東京巴商會にては貼付試驗に六角セメントを試みたるに接著堅牢にして有功なる結果を得たりと稱せられ大阪指物業者は床柱の貼付に膠の代りに盤石糊を用ゐ朝鮮總督府工業試驗所にては魚膠を用ゐ農商務省山林局木工所及ひ淺野工場にては膠を

用ゐ歐米にては膠に亞麻仁油と石灰とを加へて耐水膠を作り或は膠の一ポンドに牛乳一升半を混して試驗せるか如く學理的に研究の餘地あるか故將來理想的の膠著劑を案出して薄板工藝を完全ならしむることは急務中の急務たり淺野工場の膠著劑は三千本膠に何物かを混するか故に接著極めて堅牢に且濕氣及高熱に對しても更に影響を受けす印度洋を通過する際など普通の膠のみにては狂ひを生し易きも淺野式のものは毛頭其憂なしと稱し居れり

第一節　膠著劑の試驗成績

一　膠の性質(三千本と西洋膠)鍛冶谷澤山林局木工所に於て試驗

實驗順	膠種	重量 浸水前	重量 浸水後	浸水時間	膠塗付面積	一坪當膠量	膠と水の比	溶解時間
(1) 第一回	西洋膠	貫 一・一〇〇	貫 一・八四五	時 一八・四〇	平方尺 一四六・〇七六	匁 二七一	一〇〇/六六	時 三
第二回	同	六・四二九	—	—	七八〇・九〇八	二九六	一〇〇/一〇九	—
(2) 第二回	三千本膠	一・六三〇	五・五八四	二・〇〇	三九七・三九〇	一四八	一〇〇/三四〇	三

(1)及(2)は水の適量を探すか爲め膠を種種の時間に浸水して得たる成績なり

以上實驗の結果により西洋膠は一坪を塗り付くるに平均二八四匁にして三千本は一四八匁を要するに比して一・九倍の膠を要す

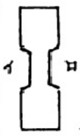
又吸水力に於て三千本は西洋膠に比して $340\div\left(\frac{66+109}{2}\right)=3.8$ 即ち三・八倍大なり從て前述の如く夫れ丈け多くの塗付能力を有することゝなる而して西洋膠は溶解のため浸水し置くこと三千本に比し18時40分÷2時即ち約九倍の時間を要す然らされは加熱後同樣の時間に於て溶解せさるのみならす溶解後濃厚に過く次に上述の結果により三千本は塗付能力大なる爲夫れ丈西洋膠の實質に於て西洋膠に比して小量なるへく尚吸水なる爲夫れ丈西洋膠に比して貼付後に於て濕氣を呼ひ易しと推定することを得然れとも實驗後日尚淺く貼付後の成績を得さるを以て今遽に

優劣を判定すること能はされとも今迄の結果によれは三千本の貼付後の成績を確保し得さるも安價の貼付細工に適す即ち實用向の使用に可にして西洋膠は貼付後の成績を確保する貴重品貼付に適するか如し然らされは殆と同一價格を有ちつつ坊間に兩立して使用せらるるを得されはなり

二　膠耐著力試驗（東京府立工藝學校試驗）

一　各種の膠に就て其耐著力を試驗し比較せんか爲左の種類の膠に就て試驗せり

舶來膠の上、並、平滝膠、飛三千本、三千本膠、千本膠、櫻印膠、厚手ゼラチン、京ニベ等の十種なり

一　試驗機は和製フエアーバンリセメント試驗機にして供試體は普通セメント耐伸力試驗體と同樣にサクラ、ケヤキ、セン、スギ、マツ、モミ等にて

形に作りイロの部の斷面一平方吋に作り膠付をなせり尙供試體を各種の材料にて作りたるは各種材質に對する膠著力の異なる點を試さんか爲なり而して小口付と側付との二種に區別し又別種の材料例へはセンとサクラとを組合せ其の著力をも試驗せり

膠の耐著力の平均數を得んか爲に各種の膠に就て同種の供試體三箇宛作りたり次に表示せる試驗成績は其の平均數にして膠は市場に於て品質優良なりと稱するものより順記せり

以上の試驗に就て左の困難あり其の結果著力比較的强大なるものは稍正確を缺くものと信す

一　供試體の木材なる爲强大なる伸張力を受けて金屬製の供試體固定器に壓せられ變形し又木部の伸張を來しセメントの試驗の如く常に挺桿を水平に保たしむるに困難なり從て裁斷重量の作用を不正確にならしむる事なりとす

膠耐著力試驗表

膠の種類	試驗片	三個試驗片耐着力平均數	小口付側付耐着力平均數	耐着力強度順番番號	摘要
厚手ゼラチン	櫻　小口付	四九六・八三	四四〇、九一五	七	
同	同　側付	三八五・〇〇			
京ニベ	同　小口付	四四七・五〇	三二四、三七六	一〇	
同	同　側付	二〇一・二五			
平滝膠	同　小口付	四〇〇・〇〇	四一三、七五〇	八	
同	同　側付	四二七・五〇			
滝膠	同　小口付	三一八・七五	三六二、一二五	九	
同	同　側付	四〇五・五〇			
飛三千本膠	同　小口付	五七〇・三三	五五一、五四〇	四	
同	同　側付	五三二・七五			
千本膠	同　小口付	六一一・二五	四六五、六二五	六	
同	同　側付	三二〇・〇〇			
三千本膠	同　小口付	五八五・〇〇	五五七、七五〇	三	
同	同　側付	五三〇・五〇			
舶來洋膠上	同　小口付	八四七・一六	六四二、三三〇	一	
同	同　側付	四三七・五〇			
舶來洋膠並	同　小口付	六九六・〇〇	五七五、五〇〇	二	
同	同　側付	四五五・〇〇			
同	縦　同	四六五・六六	—	—	全部木材より切斷
同	松　同	四三五・〇〇	—	—	
同	杉　同	四二五・八三	—	—	全部木材より切斷
同	欅　同	九〇七・五〇	—	—	
同	栓と櫻　同	四九五・三三	—	—	
櫻印膠	櫻　小口付	六六五・二五	五四二、三七五	五	
同	同　側付	四一九・五〇			
耐着力總平均	小口付	五六四・〇〇	四八七、六三〇		
	側付	四五六・〇〇			

以上實驗の結果小口側付けの耐著力を平均比較せは

小口付　一平方吋に付　五六四封度

側付　一平方吋に付　四五六封度

卽ち側付けは小口付けより弱く小口付け耐著力の八〇・八五%にして大凡八一パーセントなる結果を得たり而して膠の耐著力總平均は一平方吋に付四八七封度なり

第四章　貼付に就て

貼付作業は薄板を盲材に膠著せしむるものにして特別に精巧なる裝置あるときは迅速に且巧妙に貼付得るも小工場又は指物職等小規模にありては最簡單なる方法を以て行ふか故往往故障起りて意の如くならさるものなり貼付作業に深き關係あるものは(一)室內の淸淨並に溫度の保持(二)膠著劑の煮加減(玆に膠若くは魚膠のみに就て論し他の膠著劑例へは盤石糊、六角セメント等は論せす)(三)膠工盤の設備(四)薄板又は練心に膠著劑の塗布(五)締付器(壓搾器)の設備等にして歐米諸國にては機械力を利用して室內はスチームパイプを以て常に定溫度を保たしめ適度に煮詰めたる膠著劑を膠壺に入れ膠壺には噴霧式の裝置をなして膠を雨の如く注かしめ薄板又は練心は自動裝置によりて鐵製の膠工盤に來り上方より注加する膠を受けつつローラーに送られ萬遍にムラなく塗布せられたるとき薄板又は練心に貼り付けられ更に締付器に送らるるか故精功に且迅速なるも小工場等にては到底斯かる設備をなす能はす簡單なる裝置によるの外なし例へは朝鮮總督府鐵道局木工所に於て客車に使用する各種薄板合板を作るに(薄板は主として浦鹽斯德よりウオールナット、カヘデ、トチ等を輸入し居れり)何等の設備なく練心及薄板を火鉢の炭火にて溫め木製膠工盤に手早く乘せ小さき煎膠壺の膠を刷毛にて塗布するか故一

様に萬遍なく塗布せむか爲手早くなせと勤もすれはムラを生し易く膠は間もなく凝固せんとするか故到底意の如くならす而も締付器の如き極めて簡單なる螺子止め木製加重器なるか故膠著不充分たるを免かれす尤も薄板合板の小なるものにありては斯る手工的の方法にて左したる妨なきも若大なる合板貼付にありては仕上後の保存に影響するの虞あり

第一節　貼付の功程試驗及操業

貼付の功程を正確に側定するは甚困難にして特に周到なる注意を要する所なり次に掲くる成績は農商務省山林局注文の卓子類製作の爲一時組織的に貼木作業を行ひたるを好機として時間本位にて測定したるものなりされとも該試驗は尚不備たるを免れす唯參考として掲けたるのみ

實驗 時間	實驗 面積	一時間當り貼付面積	坪當り換算面積	一日の功程	就業者	室内温度	備考
二六	平方尺 三七四・六八六	平方尺 一四・四二	坪 〇・四	坪 三・六	職工 二人	最高九〇度最低七六度平均八三度	一日の功程は一〇時間作業となし其内休憩一時間を差引たる九時間とす

以上の成績によれは長サ6尺×幅0.6尺の盲材に両面貼付をなすものとせは一日二〇枚を貼付け得へし又角脚材の貼付に於て長サ3.7尺幅0.28尺のもの三枚貼付をなしたるに一時間約一〇本を貼付得たり以上は現在の設備に於ける測定なれとも若完全なる締付裝置數臺ありて熟練なる職工二人及助手一人を以て作業するものとせは優に以上の二倍の功程を擧くることを得へし即ち完全なる裝置數臺あらは職工は塗込たる膠を全く乾涸するを待たすして他の裝置によりて締付をなし斯くして各裝置を循環して締付得へし助手の貼付材の與熱、膠の塗付、貼木材の運搬其の他の補助をなせは職工は間斷なく充分の作業を爲し得れはなり

實驗の結果操業上注意すへき要點と認むるもの左の如し

一 室内を充分に掃除し貼付の際塵芥を混入せしめさること

二 薄板は乾燥によりて反張又は一局部に極端なる收縮等を生し且割裂し易き故貼付前に豫め霧を吹き掛け徐徐に加重し能く盲材に馴れしむへし

三 室内の溫度は八〇—九〇度に保たしむることを計り且天氣清朗なる日を選み倘風ある時は可なり之れ塗布したる膠の乾燥速なるか爲なり

四 膠を溶解するには西洋膠なれは水にて充分に塵芥を洗ひ去り十六時間浸水し置き之を煮膠壺に入れ加熱して溶解すへし三千本膠なれは二時間浸水し置き共に三時間煮膠壺に入れ加熱せされは使用不可なり

又前節膠著劑の試驗成績表に示したる膠に對する水量を豫め混和し煮膠壺に入れ加熱するも可なり唯溶解に比較的長時間を要する故作業上不便なり膠は液狀となるには加熱後十分間にて可なるも其の中に細小なる塊狀のものの消失せす故に液面に皮膜狀を呈する迄加熱すへし之には三時間を要す充分に溶解する程率及粘著力大なり

五 貼付材は貼付前約十分間膠工盤にて加熱し置くへし否らされは貼付の際塗付したる膠か冷却凝縮するの虞あり然れとも其の度長きに失する時は木材は爲に反張して締付たるも互に密著せさるに至る

六 盲材に薄板を貼付したるものは締付後二—三時間長くも半日を經過せは取放しても可なるも厚一寸以上のものにては二日以上を經過せされは不可なるか如し之時候によりて異にすへきは勿論なるも以上は晩秋の比較的空氣乾燥冷却せる場合を謂ふ

以上の試驗は鍛冶谷澤木工所に於ける試驗にして鋸斷法によれる薄板即ち主としてナラ材なると一は規模小にして手工に依賴すること多きを以て本試驗は小工場又は指物業者

の薄板工藝に對し或は參考とならんも大規模にして且機械力を應用するものにありては別に統計を要するも未た調査せられたるを聞かす淺野工場にては剝削せられたる薄板を所要寸法に裁ち再度乾燥裝置によりて充分に乾燥せしめ壓搾器によりて反張等を正し膠著室に送らる膠著盤は平滑なる鐵板にてスチームパイプにて溫度を與へ盤の傍に膠壺あり（大なる釜形のものにして別室にて煮たる膠汁を容る）練心は一枚宛自動的に膠壺に潜る如く裝置し一面に膠汁を塗布せられたる練心を取り兩面に薄板を貼付たるときは自動的に膠著盤に接續せる壓搾器に送る壓搾器は鐵製の盤にして加重器は螺旋によりて自由に昇降する如くなし所要の貼付板を得たるとき加重器に引下して壓搾すること約十分にして之を取外し更に木製の締付器に移し一夜位壓搾す淺野工場にては一日に薄板剝削を始め乾燥、貼付、壓搾を通し厚一分五厘（五厘の薄板三枚を貼付す）の合板約一千坪を仕上け得ると云ふ山林局鍛冶谷澤木工所にては膠工盤（符號YZ、馬力五、價格六六八圓）一臺にて膠工盤下にはスチームパイプを竝列して適當溫度を供給し豫め薄板竝に盲材を溫め置き煮膠壺の膠汁を刷毛にて塗布し（小さき板なれは差支なきも大なる合板なるときは手早く而もムラなく膠汁を塗布するの要あり）壓搾器（鐵製にして加重器は鐵鎖の回轉につれ轆轤によりて昇降し加重板はバネの應用により先中心を壓し漸次外方に加重する如く裝置せり）に運ひ締付ること約一夜之を取外して木製の締付器に移し充分膠著して固結するを待ち仕上けとなす鍛冶谷澤木工所の薄板は鋸斷法なるか故板幅狹く且薄板と盲材とは纖維を直角に練り付け狂ひ及干割れを防遏する必要上盲材を接合することあり之は薄きものは芋接厚きものは實接（さねはぎ）膠付となし、薄板を接合する場合には芋接となし膠を用ゐす之を用ふる時は表面に膠線表はるるを以てなり薄板の接合は接面を鋭利なるナイフにて一直線に切り

ベニアリングピン若くは特別の枠裝置を以て密接せしめ其の接合目約一寸幅に裁ちたる硬質にて伸縮少き紙卽ち美濃紙、西の内紙等を膠を以て貼布す而して貼布面は鋸切のまゝ鉋削せすして糠り付くるものとす

第五章　乾燥に就て

凡そ木材は充分なる乾燥によりて始めて固有の品質を保持し木材の伸縮竝菌類の寄生によりて腐朽し易き弊害を防遏し得へきものにして完全なる乾燥裝置の研究は最必要なる事項とす殊に薄板工藝の如きは狂を生し割裂し易く且腐朽し易き濶葉樹を主とするか故乾燥に就て一層細心の考慮を要す乾燥には天然乾燥法、人工乾燥法ありて最優良なるは天然乾燥法なるも長日月を要するか故多くは人工乾燥法によるものとす天然乾燥法は屋內、屋外の別あるも何れも各材を接觸せさる樣層積して雨露雪霜を防くため板圍ひ又は屋根を設け水分の蒸散を妨け自然黴を生し若は固有の色澤を損することなき樣手入をなし且各材の自重によりて乾燥によりて生する干割れ反張等を防きつつ乾燥を行ふものとす此の方法は材質色澤を共に損することと且乾燥裝置設備に要する費用なきの利あるも乾燥に要する時日永く半年乃至一箇年を要するか故多量の木材を要するか若は天然乾燥を待つの遑なき場合には人工乾燥法によるの外なし人工乾燥法は特別の乾燥室を設けパイプを縱橫に引きて蒸氣を通し室內を熱するか或はスチームパイプにて室內を熱し尙其上に扇風機を以て熱したる空氣を送入する等の方法にして乾燥に要する日數は一〇日乃至三、四〇日間とす

乾燥と同樣に木材の蒸煮も樹液を分解除却して木材の伸縮及菌類の寄生を防くの效あるも蒸煮するときは樹種によりて天然固有の色澤を變するの不利あり例へはナラを蒸煮するときは

黒褐色に變しブナの如きは淡赤色に變しハンノキの如きは樺紅色に變するか如し尤も變色を却て利用して工作上に應用せんとする場合は此の限にあらす淺野工場にありては剝削機に取付くる前豫め蒸煮するか故(剝き易からしめんか爲)樹種によりては變色するを免れす而して剝削したるものは概して生木なるか故乾燥器によりて干し上をなささる可からす同工場にては一旦ローラーを通過せしめて水分を取り去りたる後二百五十度の高溫度を保たしめ蒸氣乾燥裝置によりて(長さ十七間幅約八尺高さ約五尺にして蒸氣パイプを並列しパイプとパイプの間に薄板を插むときはパイプの廻轉及轆轤により一方より順次薄板を送り出す如く裝置し一回の通過に付十五分乃至二十分を要し三回返送せしむれは)充分に乾燥し得らるるも其の裝置に約一萬二三千圓を要するを以て小工場等には備付くること困難なり何れの設備にせよ充分に乾燥せしむること(全乾となすこと)は加工製作の上に及ほす影響上極めて必要にして我邦の如く濕氣多き土地或は乾濕の度甚た差違あるか若は急激の變化を來す地方にありては木材の乾燥は特に必要なる條件にして最簡便なる裝置を案出することは木材工藝界の發達を促す所以の一たり

(未完)

調査資料

○標準養苗費

農商工部山林課調

近時殖林事業の勃興に伴ひ苗木の養成は有望多利なる事業となり經營者各地に著増しつつあるは寔に慶賀すへき現象なりと謂ふへし

然るに苗木の良否は殖林事業の成否に著大の影響を及ほすものなるを以て殖林業者は努めて形質良好なる苗木を選擇すること肝要なると同時に養苗業者も賣價の低廉なることのみを期せす進んて形質良好にして需用者の要求に適合する苗木を生產することに勉めさるへからす是れ殖林事業をして有利ならしむると共に聽て養苗事業をして多望ならしむる所以なり

故に從來の經驗に鑑み朝鮮に於て多數植栽せらるるニセアカシヤ、アカマツ、クヌギ及白楊類の四樹種に付之か標準的養苗費及所要苗圃面積を算出し以て一般企業者の參考に資することとせり蓋し養苗業者も殖林業者も便益するところ尠なからさるへしと信す尤も此の計算は大約京城附近を基準とせるを以て各地方に物價の高低あると同樣生產地每に幾分の增減あるは勿論なりとす

次に養苗費を計算するには養苗の方法竝生產苗木の形質の標準を一定することを要す故に本調查に於ては本府編纂の第二版殖林手引に從ひ施業するものとし其の幹長直徑及年齡は左記に該當し且つ幹根の釣合相當にして著しき被害なきものを生產するものとして算出せり

樹種	幹長	根際直徑	年齡
ニセアカシヤ	二尺以上	二分五厘以上	一年以上
アカマツ	五寸以上	二分以上	二年以上
クヌギ	八寸以上	二分以上	二年以上
白楊類	三尺以上	三分以上	一年以上

依て前述せる條件に依り山植苗十萬本の生產に要する播插量、生產費及所要苗圃面積は大約左表の如くにして其の他の樹種は概ね本表に依り類推することを得へし

樹種	播插量	生產費	所要苗圃面積
		円	町
ニセアカシヤ	一斗四合餘	二三六・七五〇	・五二一六
アカマツ	六升六合餘	二二七・二二九	・四六〇五
クヌギ	五石三斗九升餘	四二七・二三四	・八七一三
白楊類	十二萬五千本	三三七・八三八	・五八一一

尙經營者の參考に資する爲各樹種別に養苗費明細表を添附することとせり但し其の計算はニセアカシヤは一石、アカマツは十石、クヌギは百石、白楊類は百萬本を播插して養苗する場合を豫想せるものなるを以て實行に際しては多少斟酌するの要あるへし

標準養苗費明細書

目次

○ニセアカシヤ養苗費明細書

播種量　一石　床一坪の播種量一勺
床坪數　一萬坪　歩道設備物敷地並其の他の附屬地五千坪
總面積　一萬五千坪

種目	細別	摘要	數量	單價	金額	備考
種子代			一〇〇・〇升	一・六〇〇円	一六〇・〇〇〇円	
借地料		一五、〇〇〇坪分此の反別五町歩	五〇・〇反	三・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	
常備夫費		總面積四町歩に付一人を要するものとし給料年額二百五十六圓宅料賞與等諸雜費四十四圓計三百圓即ち一町歩に付七十五圓	五・〇町	七五・〇〇〇	三七五・〇〇〇	
人夫賃	耕耘	一人の工程總百三十坪	一一五・四人	・三五〇	四〇・三九〇	摘要欄の總さは總面積を床さは床面積を云ふ以下同し
	床拵	〃　床三十坪	三三三・三	・三五〇	一一六・六五五	
	選種及浸水	〃　種子五斗	二・〇	・三五〇	・七〇〇	
	播種	〃　床二十坪	五〇〇・〇	・三五〇	一七五・〇〇〇	
	除草	〃　總四十坪	一、一二五・〇	・二二〇	二四七・五〇〇	年三回
	施肥	〃　床六十坪	三三三・三	・三五〇	一一六・六五五	年二回
	間引	〃　床五十坪	四〇〇・〇	・二二〇	八八・〇〇〇	年二回
	切幹	〃　床二百坪	一〇〇・〇	・三五〇	三五・〇〇〇	年二回
	雜役	〃　總百坪	一五〇・〇	・三五〇	五二・五〇〇	
	小計				八七二・四〇〇	
消耗品費	肥料	床一坪に付金二錢の割	一〇、〇〇〇・〇坪	・〇二〇	二〇〇・〇〇〇	
	繩	床十坪に付〇・二房の割	二〇〇・〇房	・〇七〇	一四・〇〇〇	一房は五十間とす
	木札	床百坪に付一枚の割	一〇〇・〇枚	・〇二〇	二・〇〇〇	
	雜	床一坪に付金一錢の割	一〇、〇〇〇・〇坪	・〇一〇	一〇〇・〇〇〇	
	小計				三一六・〇〇〇	
山出準備費	掘取	一人の工程床二十坪	五〇〇・〇人	・三五〇	一七五・〇〇〇	
	選苗、根切小束、假植	〃　山出苗二千五百本	三八四・〇	・三五〇	一三四・四〇〇	
	小計				三〇九・四〇〇	
器具費		器具の購入修繕等十町歩に付一年八十圓を要するものとし五町歩分			四〇・〇〇〇	

設備費	各種設備の管耕等十町歩に付一年百圓を要するものとし五町歩分	五〇・〇〇〇
計		二、二七二・八〇〇

生産成苗（標準寸法以上のもの）數九十六萬本（床一坪に付九十六本の割）とし一本の生産費二厘三六八弱
但し生産苗は床一坪に付百二十本を得るものとし其の二〇%は標準に達せざるものと見做して廢棄するものとす

○アカマツ養苗費明細書（一年目）

播種量　十石　床一坪の播種量八勺
床坪數　一萬二千五百坪　歩道設備物敷地竝其の他の附屬地六千二百五十坪
總面積　一萬八千七百五十坪

種目	細別	摘要	數量	單價	金額	備考
種子代			一〇〇・〇升	〇・九〇〇円	九〇〇・〇〇〇円	
借地料		一八、七五〇坪分此の反別六町二反五畝歩	六二・五反	三・〇〇〇	一八七・五〇〇	
常備夫費		總面積四町歩に付一人を要するものとし給料年額二百五十六圓宅料賞與等諸雜費四十四圓計三百圓即ち一町歩に付七十五圓	六・二五町	七五・〇〇〇	四六八・七五〇	
人夫賃	耕耘	一人の工程總百三十坪	一四四・二人	・三五〇	五〇・四七〇	摘要欄の總とは總面積を床とは床面積を云ふ以下同し
	床拵	〃　床二十坪	六二五・〇	・三五〇	二一八・七五〇	
	選種及浸水及鉛丹粉沫	〃　種子五斗	二〇・〇	・三五〇	七・〇〇〇	
	播種	〃　床二十坪	六二五・〇	・三五〇	二一八・七五〇	
	除草	〃　總三十坪	三、一二五・〇	・二二〇	六八七・五〇〇	年五回
	施肥	〃　床六十坪	六二五・〇	・三五〇	二一八・七五〇	年三回
	間引	〃　床三十坪	四一六・七	・二二〇	九一・六七四	年一回
	雜役	〃　總百坪	一八七・五	・三五〇	六五・六二五	
	小計				一、五五八・五一九	
消耗品費	鉛丹	種子一斗に付二斤の割	二〇〇・〇斤	・二四〇	四八・〇〇〇	
	肥料	床一坪に付金四錢の割	一二、五〇〇・〇坪	・〇四〇	五〇〇・〇〇〇	
	繩	床十坪に付一房の割	一、二五〇・〇房	・〇七〇	八七・五〇〇	一房は五十間とす
	藁	床一坪に付二百匁の割	二、五〇〇・〇貫	・〇七〇	一七五・〇〇〇	
	木札	床百坪に付一枚の割	一二五・〇枚	・〇二〇	二・五〇〇	

	調査費料					
	[illegible]	床一坪に付一錢の割	一二、五〇〇・〇坪	・〇一〇	一二五・〇〇〇	
	小計				九三八・〇〇〇	
床替準備費	掘取	一人の工程床十五坪	八三三・三人	・三五〇	二九一・六五五	
	選苗、根切、小束、假植	〃　床替苗六千本	三、三三三・三	・三五〇	一、一六六・六五五	
	小計				一、四五八・三一〇	
器具費	器具の購入修繕等十町歩に付一年八十圓を要するものとし六町二反五畝歩分				五〇・〇〇〇	
設備費	各種設備の營繕等十町歩に付一年百圓を要するものとし六町二反五畝歩分				六二・五〇〇	
計					五、六二三・五七九	

生産幼苗數二千萬本（床一坪に付一千六百本）とし一本の生産費〇厘二八一強

但し生産幼苗は床一坪に付二千本を得るものとし其の二〇％を廢棄するものとして算出せり

○アカマツ養苗費明細書　（二年目）

床替幼苗數　二千萬本　　床一坪の床替本數百九十六本

床坪數　十萬二千四十坪　歩道設備物敷地竝其の他の附屬地四萬八百十六坪

總面積　十四萬二千八百五十六坪

種目	細別	摘要	數量	單價	金額	備考
苗木代			二〇、〇〇〇・〇千本	円	五、六二三・五七九円	
借地料		一四二、八五六坪分此の反別四十七町六反一畝二十六歩	四七六・一九反	三・〇〇〇	一、四三〇・三七〇	
常備夫費		一年目に同し	四七・六一九町	七五・〇〇〇	三、五七一・四二五	
人夫賃	耕耘	一人の工程總百三十坪	一、〇九八・九人	・三五〇	三八四・六一五	摘要欄の總さは總面積を床さは床面積を云ふ以下同し
	床拵	〃　床五十坪	二、〇四〇・八	・三五〇	七一四・二八〇	
	植付	〃　千五百本	一三、三三三・三	・三五〇	四、六六六・六五五	
	除草	〃　總五十坪	一一、四二八・五	・二二〇	二、五一四・二七〇	年四回
	施肥	〃　床六十坪	三、四〇一・三	・三五〇	一、一九〇・四五五	年二回
	雜役	〃　總百五十坪	九五二・四	・三五〇	三三三・三四〇	
	小計				九、八〇三・六一五	
消耗品費	肥料	床一坪に付金三錢の割	一〇二、〇四〇・〇坪	・〇三〇	三、〇六一・二〇〇	

種目	細別	摘要	數量	單價	金額	備考
	縄	床十坪に付〇・二房の割	二、〇四〇・八房	・〇七〇	一四二・八五六	一房は五十間とす
	木札	床百坪に付一枚の割	一、〇二一・〇枚	・〇二〇	二〇・四二〇	
	雜費	床一坪に付五厘の割	一〇二、〇四〇・〇坪	・〇〇五	五一〇・二〇〇	
	小計				三、七三四・六七六	
山出及床替準備費	掘取	一人の工程床三十坪	三、四〇一・三人	・三五〇	一、一九〇・四五五	
	選苗、根切假植、小束	〃 山出及床替苗四千本	四、〇〇〇・〇	・三五〇	一、四〇〇・〇〇〇	
	小計				二、五九〇・四五五	
器具費	器具購入修繕等十町歩に付一年八十圓を要するものとし四十七町六反一畝二十六歩分				三八〇・九五二	
設備費	各種設備の營繕等十町歩に付一年百圓を要するものとし四十七町六反一畝二十六歩分				四七六・一九〇	
	計				二七、六一一・二六二	

生産苗は床替苗の八〇%（二〇%の枯損及廢棄苗を見込む）卽ち一千六百萬本を得るものとし内七〇%卽ち一千一百二十萬本を成苗（標準寸法以上のもの）とし三〇%卽ち四百八十萬本は幼苗として床替す其の成苗及幼苗一本の平均生産費一厘七二六弱なり

○アカマツ養苗費明細書（三年目）

床替幼苗數　四百八十萬本　床一坪の床替本數百四十四本
床坪數　三萬三千三百三十三坪
總面積　四萬七千六百六十六坪　歩道設備物敷地竝其の他の附屬地一萬三千三百三十三坪

種目	細別	摘要	數量	單價	金額	備考
苗木代			四、八〇〇千本	円	八、二八三・三七九円	
借地料	四六、六六六坪分此の反別十五町五反五畝十六歩		一五五・五五反	三・〇〇〇	四六六・六五〇	
常傭夫費	一年目に同し		一五・五五五町	七五・〇〇〇	一、一六六・六二五	
人夫賃	耕耘	一人の工程總百三十坪	三五九・〇人	・三五〇	一二五・六五〇	摘要欄の總とは總面積を床とは床面積を云ふ以下同し
	床拵	〃 床六十坪	五五五・六	・三五〇	一九四・四六〇	
	植付	〃 一千二百本	四、〇〇〇・〇	・三五〇	一、四〇〇・〇〇〇	
	除草	〃 總五十坪	三、七三三・三	・二二〇	八二一・三二六	年四回
	施肥	〃 床六十坪	一、一一一・一	・三五〇	三八八・八八五	年二回

種目	細別	摘要	數量	單價	金額
	雜役	一人の工程總百五十坪	三一一•一人	円•三五〇	円一〇八•八八五
	小計				三、〇三九•二〇六
消耗品費	肥料	床一坪に付金二錢	三三、三三三•〇坪	•〇二〇	六六六•六六〇
	繩	床十坪に付〇•二房	六六六•七房	•〇七〇	四六•六六九
	木札	床百坪に付一枚	三三四•〇枚	•〇二〇	六•六八〇
	雜	床一坪に付五厘	三三、三三三•〇坪	•〇〇五	一六六•六六五
	小計				八八六•六七四
山出準備費	掘取	一人の工程床三十坪	一、一一一•一人	•三五〇	三八八•八八五
	選苗、根切 假植、小束	〃　成苗四千本	九六〇•〇	•三五〇	三三六•〇〇〇
	小計				七二四•八八五
器具費	器具購入修繕等十町歩に付一年八十圓を要するものとし十五町五反五畝十六歩分				一二四•四四〇
設備費	各種設備の營繕等十町歩に付一年百圓を要するものとし十五町五反五畝十六歩分				一五五•五五〇
計					一四、八四七•四〇九

生産成苗（標準寸法以上のもの）は床替苗の八〇％（二〇％の枯損及賣却苗を見込む）即ち三百八十四萬本を得るものとし其の一本の生産費三厘八六七弱なり即ち二年生成苗一千百二十萬本、三年生成苗三百八十四萬本、計千五百〇四萬本生産に要する經費は三萬四千百七十五圓二十九錢二厘にして此の平均生産費は一本に付二厘二七二强なり

○クヌギ養苗費明細書（一年目）

播種量　百　石　　床一坪の播種量八合
床坪數　一萬二千五百坪　歩道設備物敷地竝其の他の附屬地六千二百五十坪
總面積　一萬八千七百五十坪

種目	細別	摘要	數量	單價	金額	備考
種子代			一〇、〇〇〇•〇升	円•一〇〇	円一、〇〇〇•〇〇〇	
借地料		一八、七五〇坪分此の反別六町二反五畝歩	六二•五反	三•〇〇〇	一八七•五〇〇	
常備夫費		總面積四町歩に付一人を要するものとし給料年額二百五十六圓宅料賞與等諸雜費四十四圓計三百圓即ち一町歩に付七十五圓	六•二五町	七五•〇〇〇	四六八•七五〇	
人夫賃	耕耘	一人の工程總百三十坪	一四四•二人	•三五〇	五〇•四七〇	摘要欄の總さは總面積を床さは床面積を云ふ以下同し

	床掃	〃　床四十五坪	二七七・八	・三五〇	九七・二三〇	
	選種及浸水	〃　種子三石	三三・三	・三五〇	一一・六五五	
	播種	〃　床十五坪	八三・三	・三五〇	二九・一六五五	
	除草	〃　總四十坪	二、三四三・八	・二二〇	五一五・六三六	年五回
	施肥	〃　床六十坪	六二五・〇	・三五〇	二一八・七五〇	年三回
	雜役	〃　總百坪	一八七・五	・三五〇	六五・六二五	
	小計				一、二五一・〇二一	
消耗品費	肥料	床一坪に付三錢	一二、五〇〇・〇坪	・〇三〇	三七五・〇〇〇	
	繩	床十坪に付〇・二房	二五〇・〇房	・〇七〇	一七・五〇〇	
	木札	床百坪に付一枚	一二五・〇枚	・〇二〇	二・五〇〇	
	雜	床一坪に付五厘	一二、五〇〇・〇坪	・〇〇五	六二・五〇〇	
	小計				四五七・五〇〇	
床替準備費	掘取	一人の工程床二十坪	六二五・〇人	・三五〇	二一八・七五〇	
	選苗、根切假植、小束	〃　床替苗五千本	四五〇・〇	・三五〇	一五七・五〇〇	
	小計				三七六・二五〇	
器具費	器具の購入修繕等十町歩に付一年八十圓を要するものさし六町二反五畝歩分				五〇・〇〇〇	
設備費	各種設備の營繕等十町歩に付一年百圓を要するものさし六町二反五畝歩分				六二・五〇〇	
	計				三、八五三・五二一	

生產幼苗數は二百二十五萬本(四坪に付百八十本)を得るものとし一本の生產費一厘七一三弱

但し生產幼苗總數の一割を棄却苗として除けり

○クヌギ養苗費明細書　(二年目)

床替幼苗數　二百二十五萬本　床一坪の床替本數百四十四本

床坪數　一萬五千六百二十五坪　步道設備物敷地並其の他の附屬地六千二百五十坪

總面積　二萬一千八百七十五坪

種目	細別	摘要	數量	單價	金額	備考
苗木代			二、二五〇千本		三、八五三・五二一円	

費目	細目	摘要	數量	單價	金額	備考
借地料		二一、八七五坪分此の反別七町二反九畝〇五歩	七二・九二反	三・〇〇〇円	二一八・七六〇円	
常傭夫費		一年目に同し	七・二九二町	七五・〇〇〇	五四六・九〇〇	
人夫賃	耕耘	一人の工程總百三十坪	一六八・三人	・三五〇	五八・九〇五	摘要欄の總さは總面積を床さは床面積を云ふ以下同し
	床拵	〃　床五十坪	三一二・五	・三五〇	一〇九・三七五	
	植付	〃　一千二百本	一八七五・〇	・三五〇	六五六・二五〇	
	除草	〃　總五十坪	一七五〇・〇	・二二〇	三八五・〇〇〇	年四回
	施肥	〃　床六十坪	五二〇・八	・三五〇	一八二・二八〇	年二回
	雑役	〃、總百五十坪	一四五・八	・三五〇	五一・〇三〇	
	小計				一、四四二・八四〇	
消耗品費	肥料	床一坪に付金二錢	一五、六二五・〇坪	・〇二〇	三一二・五〇〇	
	縄	床十坪に付〇・二房	三一二・五房	・〇七〇	二一・八七五	
	木札	床百坪に付一枚	一五七・〇枚	・〇二〇	三・一四〇	
	雑		—	—	—	
	小計				三三七・五一五	
床替又は山出準備費	掘取	一人の工程床二十坪	七八一・三人	・三五〇	二七三・四五五	
	選苗、根切、假植、小束	〃　成苗床替苗四千本	四七八・一	・三五〇	一六七・三三五	
	小計				四四〇・七九〇	
器具費		器具の購入修繕等十町歩に付一年八十圓を要するものとし七町二反九畝五歩分			五八・三三六	
設備費		各種設備の營繕等十町歩に付一年百圓を要するものとし七町二反九畝五歩分			七二・九二〇	
計					六、九七一・五八二	

生産苗は床替苗の八五%（一五%の枯損及廢棄苗を見込む）即ち百九十一萬二千五百本を得るものとし内七〇%即ち百三十三萬八千七百五十本を成苗（標準寸法以上のもの）とし三〇%即ち五十七萬三千七百五十本は幼苗として床替す其の成苗及幼苗一本の平均生産費は三厘六四五强なり

〇クヌギ養苗費明細書　（三年目）

床替幼苗數　五十七萬三千七百五十本　床一坪の床替本數百本

床坪數　五千七百三十八坪

總面積　八千〇三十三坪　歩道設備物敷地竝其の他の附屬地二千二百九十五坪

種目	細別	摘要	數量	單價	金額	備考
苗木代			五七三・七五千本		二、〇九一・四七五円	
借地料	八、〇三三坪分此の反別二町六反七畝二十三歩分		二六・七八反	三・〇〇〇円	八〇・三四〇	
常備夫費	一年目に同し		二・六七八	七五・〇〇〇	二〇〇・八五〇	
人夫賃	耕耘	一人の工程總百三十坪	六一・八人	・三五〇	二一・六三〇	摘要欄の總さは總面積を床さは床面積を云ふ以下同し
	床拵	,, 床百坪	五七・四	・三五〇	二〇・〇九〇	
	植付	,, 千本	五七三・八	・三五〇	二〇〇・八三〇	
	除草	,, 總六十坪	五三三・五	・二二〇	一一七・八一〇	年四回
	施肥	,, 床六十坪	九五・六	・三五〇	三三・四六〇	年一回
	雜役	,, 百五十坪	五三・六	・三五〇	一八・七六〇	
	小計		―	―	四一二・八〇	
消耗品費	肥料	床一坪に付一錢	五、七三八・〇坪	・〇一〇	五七・三八〇	
	繩	床十坪に付〇・二房	一一四・八房	・〇七〇	八・〇三六	
	木札	床百坪に付一枚	五八・〇枚	・〇二〇	一・一六〇	
	小計		―	―	六六・五七六	
山出準備費	掘取	一人の工程床二十坪	二八六・九人	・三五〇	一〇〇・四一五	
	選苗、根切假植、小束	,, 成苗四千本	一二九・一	・三五〇	四五・一八五	
	小計		―		一四五・六〇〇	
器具費	器具の購入修繕等十町歩に付一年八十圓を要するものさし二町六反七畝二十三歩分		―	―	二一・四二四	
設備費	各種設備營繕等十町歩に付一年百圓を要するものさし二町六反七畝二十三歩分		―	―	二六・七八〇	
計			―	―	三、〇四五・六二五	

生産成苗は床替苗の九〇%(一〇%は枯損及廢棄苗さす)即ち五十一萬六千三百七十五本を得るものとし一本の生産費五厘八九八强なり

即ち二年生成苗百三十三萬八千七百五十三本、三年生成苗五十一萬六千三百七十五本計百八十五萬五千百二十五本生産に要する經費は七千九百二十五圓七十三錢二厘にして此の平均生産費は一本に付四厘二七二强なり

○白楊類養苗費明細書

插條數　百萬本　床一坪の插條數百本

床坪數　一萬坪　歩道設備物敷地並其の他の附屬地四千坪

總面積　一萬四千坪

種目	細別	摘要	數量	單價	金額	備考
插條代			一•〇〇〇千本	円 •七〇〇	円 七〇〇•〇〇〇	
借地料		一四、〇〇〇坪分此の反別四町六反六畝二十步	四六•六七反	三•〇〇〇	一四〇•〇一〇	
常備夫費		總面積四町步に付一人を要するものとし給料年額二百五十六圓宅料賞與等諸雜費四十四圓計三百圓卽ち一町步に付七十五圓	四•六六七町	七五•〇〇〇	三五〇•〇二五	
人夫賃	耕耘	一人の工程總百三十坪	一〇七•七人	•三五〇	三七•六九五	摘要欄の總とは總面積を床とは床面積を云ふ以下同し
	床拵	〃　床五十坪	二〇〇•〇	•三五〇	七〇•〇〇〇	
	穗拵	〃　一千二百本	八三三•三	•三五〇	二九一•六五五	
	插付	〃　一千二百本	八三三•三	•三五〇	二九一•六五五	
	除草	〃　總六十坪	七〇〇•〇	•二二〇	一五四•〇〇〇	年三回
	施肥	〃　床六十坪	三三三•三	•三五〇	一一六•六五五	年二回
	雜役	〃　總百五十坪	九三•三	•三五〇	三二•六五五	
	小計	—	—	—	九九四•三二五	
消耗品費	肥料	床一坪に付二貫	一〇、〇〇〇•〇貫	•〇一〇	一〇〇•〇〇〇	
	繩	床十坪に付〇•二房	二〇〇•〇房	•〇七〇	一四•〇〇〇	
	木札	床百坪に付一枚	一〇〇•〇枚	•〇二〇	二•〇〇〇	
	雜	床一坪に付五厘	—	—	五〇•〇〇〇	
	小計		—	—	一六六•〇〇〇	
山出準備費	掘取	一人の工程床二十坪	五〇〇•〇人	•三五〇	一七五•〇〇〇	
	選苗、根切 假植、小束	〃　山出苗三千本	二六六•七	•三五〇	九三•三四五	
	小計		—	—	二六八•三四五	
器具費		器具の購入修繕等十町步に付一年八十圓を要するものとし四町六反六畝二十步分	—	—	三七•三三六	
設備費		各種設備の營繕等十町步に付一年百圓を要するものとし四町六反六畝二十步分	—	—	四六•六七〇	
	計		—	—	二、七〇三•七〇一	

生産成苗（標準寸法以上のもの）數は八十萬本（一坪に付八十本、卽ち二〇%の枯損及棄却苗）を得るものとし一本の生産費三厘三七八强なり

○大正元年度寒天製造試驗成績（承前）

製造

本府試驗所に於ては製造技術者として大阪府三島郡清水村に於て多年寒天製造の經驗を有する同村中谷長太郎を右補助として岩手縣立水產學校卒業生久保榮助を傭入れ本府技師指導の下に製造試驗に從事せしめたり而して雜務は凡て試驗所附近居住鮮人人夫を使用したり製造は攝丹地方に行はるる方法に依りたるを以て主として右の方法を記載し參考の爲め稍異りたる信州地方の製造法を附記せむとす

一　晒白

寒天は工業用品としては勿論食品としても之を使用するに當りては多く之を煮熟して再ひ心太となすものにして其の際心太の透明無色なるを良好なるものとして賞用するを常とす而して此の際心太をして透明無色ならしめむか爲には煮熟前原草を十分晒白するを必要とするなり角寒天に於ては凍凝及融解の際細寒天に比し灰汁の流出困難にして色澤を良好ならしむること容易ならさるを以て特に晒白に十分の注意を拂はさるへからす

晒白は原草固有の色素を脱却し之を白色乃至淡白色となすの外原草に附著する鹽分、砂石、介殼及石灰藻等を除去せむか爲に日光に曝露し或は搗擣等の手段を加ふるものなり多くは製造地に於て再三之を行ふものなれとも時によりては產地に於て一旦濱晒をなすこと亦少からす先つ濱晒の方法より記すへし

濱晒　採收せる原藻を雜藻を除去して海岸の芝生、小石原或は簀上に撒布し時時淡水を注き兩三日を經て反轉し之を反覆すること一週間乃至十二三日にして原藻の漸次脫色して黃白色となるを待ちて荷造す地方によりては淡水を注くことなく其儘放置して乾了し又は兩三日間乾燥したるものを大籠に入れ淡水に浸し其浸濕したるを窺ひ之を引き上け推積し筵を以て被ひ其儘放置すること一夜にして溫氣の生するに至れは翌朝再ひ之を撒布して一日二三回淡水を濺きつつ日乾すること二三日なるもあり秋田縣に於ては採收し來たるものは直に之を海岸の砂上に一摘つつ枝莖を揃へ密に立てて自然に乾燥せしむ最も良好なるは伊豆稻取等に於て行ひつつあるか如く簀上にて晒白することにして此法に依れは操作自由にして降雨の際と雖適當なる處理をなすことを得へく爲めに寒天分を流失せしめ或は腐敗せしむる等の憂なし直に砂上に撒布すれは製了後汚泥の附著細砂の包含甚しく大に色澤を損し品位を失墜せしめ下等品となるへし

攝丹地方に於ては九月下旬より十二月上旬に至る百餘日間に二回或は三回に晒白す彼岸前より著手すれは氣候尙溫暖に失し且雨天多き爲め晒白中の原藻をして腐敗せしむるの虞ありされは氣候の度合を察し晒白に著手するを常とす

一番晒　荒草（生草）を水溜或は川流の全部若くは一部を堰き止めて水溜となしたる中に投し跣足にて能く之を踏み付け原藻を潤はすと同時に塵埃及汚物等を洗ひ去り後豫め芝草を刈り塵埃を去りたる芝原に運ひ成るへく厚薄なき樣約三四寸の厚さに布列す然る時は彼岸前後なれは凡そ五晝夜にして上面となりたる部分は白色或は黃色となり芝草に接したる部分は

尙原藻の色を存すへし依て之を裏返へし又五六晝夜曝せは全部原色を脱し純白となる天候の關係もあれとも草を手返しするは成るへく表面の純白となりたる後を可とするか如し

晒し上日數は氣候及溫度の如何によりて同一ならすして前後を通して彼岸前後なれは前記の如く凡そ十晝夜を要すれとも寒夜に至れは凡そ一箇月にあらされは晒白せられさるへし加之降霜の爲め純白とならさる場合多し

晒白中降雨連續するときは全く晒し上けさるものも收納するを要す然らされは原藻の腐敗する虞あると靑味を帶ふる間は尙甚しからされとも白色となるに從ひ原藻の寒天分流出し歩減多きに依る

晒白十分にして乾燥せるものは納屋に入れ二番晒に著手する迄貯藏し置くへし此際十分乾燥したるものは差閊なきも濕氣を有すれは腐敗し易きものなるを以て直に二番晒を爲ささるへからす

二番晒　二番晒の目的は一番晒を了したるものの晒白を尙一層進め且一番晒の際除去すること能はさりし介殼及砂石等を十分除去せむとするにあり

其法細流に沿ひ或は井邊に石臼を据ゑ之に小杵を附し（粗末なる屋根を以て之を蔽ふことあり）臼の前には水溜を設け中に搗き上けたる藻を洗滌する爲の「洗ひ籠」を埋め置く

石臼には凡そ一貫匁の一番晒し草を入れ婦女又は幼年のもの小杵を踏み一人は臼の側に坐して棒にて藻を攪拌し一樣に杵を受けしめ尙時時減少する藻を補充し他の一人は水溜の他の側に在りて長柄杓を以て時時草に水を濺く小杵を踏む數は藻の善惡及性質により五百囘乃至千五百囘にして砂石及介殼等の十分破碎せられたるを認めたる時は藻を臼より取り出し水溜中の大籠中に投しサラヘ又は柄杓を以てよく攪拌し碎けたる砂石及介殼等を去り後水溜に模架せる簀の上に載せて水を切る十分水分滴下したる時は高さ凡そ一尺五寸の棚上に敷き列ねたる簀に展く卽ち簀一板に干し上り凡そ四五百匁の草を量として簀の中央より兩側に方形のもの一枚宛を作り簀を編み合せたる繩の兩端のものより外に出てさる樣注意して厚薄なき樣なすへし後介殼及メイ等を除去し一二日曝乾すれは半は乾燥するを以て手返しをなし更に貝殼及メイ等を拔き十分乾燥する迄曝乾す簀上に撒布する時藻の短きものは稍厚くなすを可とす然らされは手返しの際切斷することあり

十分乾燥したるものは四貫匁位宛を繩にて縶け製造迄納屋に貯へ置くものとす

晒白中降雨ある時は簀の一端より卷きて一所に集め上蔽をなして濕らさる樣注意すへし

原藻の性質に依りては以上の如き手段を加ふるも黃色或は褐色等を帶ひ十分白色とならさるもの少からす故に此際注意すへきは徒に純白ならしめむとして過度に搗擣等をなして寒天分を逸せさらしむることとなり

搗擣は惠胡草の如き纖維の脆弱なるものはテンクサの凡そ三分の一にて可なるへし

三番晒　製造家によりては二番晒を終りたる後再ひ搗擣し晒白するものあり之を三番晒と云ひ斯くすれは頗る精良なる草となれとも製造家の多くは二番晒を以て原藻の晒白を終るものの如し而して又製造家によりては一番晒より臼にて搗き後二番晒は單に水にて洗滌するに止むることあり此場合にも一

番晒は尙十餘日間曝乾するものにして何れの場合に於ても二番晒に要する時日は一番晒の程度によること勿論なりとす二番晒の時期遲れ十分藻を乾燥するの暇なき時は單に水を切りたるのみにして煮熟することあり

以上晒白による原藻の步留は濱晒は十貫匁に對し凡八貫匁卽ち八割を普通とし一番晒及二番晒に於ては上等品にありて七割乃至六割五步中等品にありては五割下等品は四割乃至三割なりとす

二　原藻の配合

原藻の晒白せられたるものは其一定量を一定量の水を以て煮熟し寒天分を溶出せしむ而して此際原藻は一種のみを使用することなく原藻の性質に應し數種配合するを常とす

寒天の原料としては天草を以て最も良好となせとも若し天草の良好なるもののみを用ふる時は糊分多き爲め粘力强きに失し心太の全部を完全に凍結せしむること困難にして且一旦氷凍したるものも其一部の水分の融解蒸發するに從ひ抵抗少き部分に向つて收縮するを以て製品は彎曲して外觀宜しからす而して又隅角の乾燥度に過くること多きを以て斯かる寒天を溶解せむとするに際しては此部分のみ所謂つぶとなりて小塊を殘留し濾過せさるへからさるか故に需要者は之を好まさるの傾あり而して天草は產地及採取時期等の如何により含有寒天分の多寡、粘力の强弱、製品としての形狀及色澤等各其特質あるを以て以上の害を除去せむか爲には各其特質に應し最も品質純良なるものを主とし之に他の天草數種を配合するを常とす然れとも近時天草の價格益騰貴の傾向あるを以て天草のみを用ふるは經濟上製造家の到底堪ふる能はさる所にして止むを得す幾分の雜藻を混用するに至れり而して雜藻の中最も多く用ゐられつつあるはヱゴなれとも其配合は天草の粘力を調節しよく原形を維持し以て形狀を方正ならしめ得へき範圍に止めさるへからさるは勿論なり卽ちヱゴは殆んと寒天分を含有せさるも製品の形狀を整へんか爲め用ふるものにして之れヱゴは寒天分の粘力を弱め得るを以てなり故に其混入多きに過くれは心太の粘力弱きに失し取扱中容易に切斷し且天草は之を煮熟するに當り寒天分のみ藻體より溶出するを以て纖維は濾過の際容易に分離せらるれともヱゴは藻體悉く溶解するものなるか故に多量のヱゴを用ゐたるものは纖維の細片濾液に混入し製品の色澤著しく損せらるへし又製造中雨に遇ふか如き時はヱゴの多量に配合せられたるものは寒天分溶解流失し易く步減多く殊に凍結したる心太を乾燥する際若し溫度著しく上昇するに會すれは腐敗に陷る等のことあり以上の如きを以てヱゴの配合に就ては大に注意を要し卽原料總量の約二割を混するを最も可とし多きも四割を過くへからす

ヱゴの外イギス、ヲゴ、トリノアシ等を用ふる者あるも寒天分少く且ヱゴの如く形體を整ふる效力なきを以て寧ろ混せさるを可とす但しイギスはヱゴに比し寒天分に富むこと著しきも製品黝色を帶ひ色澤を害するか如きにより大に其用量に注意するを要す

原藻の配合は其價格の如何に顧慮することなく單に優品のみを製せむとせは特に困難を感せさるへきも原藻の相場と事業の經濟如何を考慮し來れは決して輕輕しく決定し得へき問題に非さるを以て最も熟練なる職工之に從事するを常とす而して原藻の配合一旦其當を失する時は如何に製造に注意するも

到底優品を製する能はさるに至るを以て製造家の此點に於ける苦心は頗る大なるものあるなり

三　煮熟

原藻を煮熟するに當りて注意すへきは原藻と水量との割合にして水量の如何は製品の重量に影響し比較的水量多きときは製品の重量小に水量少きときは之に反すへきを以て製品の輕重其常を得しめむか爲には適量の水を用ゐさるへからす而して其最も適當なるは二十貫の原藻に對し十二石の水を用ふるにあれとも原藻の良否に依て自ら加減あるを免れさるへし卽ち原藻善良にして寒天分多きものは水量を增加し得へく原料惡劣なるものは之を減するも可なるへし天候の如何も亦水量に關係あるものにして晴天にして溫度凍凝に適するときは水量を增加し雨天若は曇天にして溫度高きときは心太を濃厚にせされは腐敗若は溶解の憂あるを以て勢ひ水量を減少せさるへからす而して斯の如く原藻の良否及天候の如何等によりて生する水量の差は凡そ一石を過くることなかるへし

原藻を煮熟するに當りては酸を使用するを常とす酸を用ふれは原藻の纖維をして容易に柔軟ならしめ以て寒天分の融出を助け且寒天分固有の凝固性を一部不凝固性に變し濾布の通過を容易にし以て煮粕に可及的寒天分を殘存せさらしめ歩留を大にするのみならす心太の粘力を適度に弱むる力あるを以て其乾燥に伴ふ收縮彎曲を防き形狀をして方正ならしむるを得へし然れとも若し酸量多きに過くるときは心太の凝固力弱く時として全く凝固せさるに至るへし之れ酸類は寒天分を溶解する性ありて一旦溶解したる寒天分は再ひ凝固する性を失却するに依るものなり凝固したるものも彈力乏しく試に之を指頭にて押すときは凹みたるまゝ容易に舊に復せさるに至るへく此彈力の有無は製品の價値に多大の影響を及ほすものなれは然らさる程度に於て酸を使用せさるへからす尙酸を過量に使用したる製品は貯藏中往往赤褐色を呈し粘力を減し食味を不良ならしむることあるものとす然れとも之に反して又酸量過少なるときは濾過容易ならさるのみならす心太の凝固强きに失し製品收縮彎曲して其形狀方正なる能はす且隅角の立ち過くる患あるへし

酸を使用するに當りて注意すへきは必す水を以て稀釋したる後煮釜に注加すへきことなり若し强度のものを直に注加するときは均一に混せさる結果其效果をして十分ならしむる能はさるへし

今酸の使用量の標準を示せは左の如し

原藻二十貫に對し

清酢	四升乃至六升
醋酸	半封度
硫酸	六分の一封度

但し以上の分量は原藻の性質に應し幾分の斟酌あるへし

硫酸は醋酸に比し製品の歩留より且廉價にして經濟なるも多量に之を使用すれは黑色を帶はしむる傾向あるか如し

近時攝丹地方にては硫酸と硼酸とを併用するものあり然るときは硫酸の量を減して約十分の一封度となし煮熟後硼酸の一封度乃至一封度半を溫湯を以て溶解し注加するものとす

攝丹地方に於ては主として普通鍔釜を使用す徑四尺以上のものにして原藻一回分約二十貫を煮熟し得へし

煮熟場の設備　竈は石及粘土にて築き極めて粗造のものにし

て高さ約六尺煙突を設けたるものと然らさるものとあり奥行七尺幅六尺位の圓形をなす焚口は地を掘ること約四五尺の所にあり高二尺にして底部より上部に至るに從ひて狹まる底部直徑一尺上部七寸とす竈の中央には焚口の廣さに等しき溝を爲す樣其左右を一段高く築き上け薪材を此溝をなしたる部分へ横架す

尙煤煙の製造場に入らさるため燃場と製造場との間は壁にて遮斷するを常とす

竈は時に煉瓦にて築きロストルを架し鐵扉を附して入口の開閉を自由となしたるものあり

釜の上には十分水を入るるため甑を置き之を蓆にて卷き溫度の放散を防く釜蓋は圓形のもの一箇若は半圓形のもの二箇を用ふ半圓形のものは取扱に便にして煮汁を汲み取るとき一箇は其儘になし得るを以て溫度を放散せしめさるへきも取扱の際釜內に墜落し易きを以て注意すへし

煮熟　製造期間中は毎朝午前四時頃煮釜に水を汲み込み盛に薪を燃せは午前七時頃に至り沸騰し始むるを以て此時先つ前日使用せる濾過用の器具を之に浸して洗滌し附著せる寒天分を洗ひ去り次に原藻の惡しき部分より順次に投入し投入し終れは酸を注加し能く攪拌して後蓋を被ふ此時迄は盛に薪を燃燒せしめて可なるも茲に於て火を消し僅に太き薪二本位を置き炭火を以て之を蔽ひ以て湯の冷却を防くに止め決して沸騰せしむへからす火力強きに失するときは水にて濕したる藁或は適當の大さに切截したる筵にて炭火を蔽ひ其灰を以て火力を弱むるを可とす後時時櫂にて攪拌し以て釜底に焦著するを防き釜を破損せさらしむると同時に製品の色澤を良好ならしむるを要す但し攪拌其度を過すときは原藻細微に破碎せられ濾過の際漉袋を通過し製品の色澤を損することあるへし斯くて略原藻の煮熟せられたるを見計ひ釜下の火を過半取り出し凡そ三分程殘し藁灰にて蔽ひ尙空氣を遮斷する爲め焚口を鐵板を張りたる火口蓋にて閉し又釜蓋の上には蓆を敷き石を重しとし蒸氣の逸散を防き攝氏八九十度の溫度を保たしむへし

午後四時頃に至れは櫂にて攪拌し乍ら水凡そ一石を加ふ之を差水と云ふ是れ煮水の熱度を低降せしめ以て取扱を便ならしむる爲なるか如し更に蓋をなして放置すること凡そ一時間にして濾過に著手す

以上の方法に依れは前記の鐵釜より濾液三斗入の箱四十八杯卽十四石四斗を得へく之より角寒天七十二本宛四十八箱分卽ち三千四百五十六本を得へき割合となる然るに細寒天を製造する場合には角寒天の形狀整正なるを主とするに反して量目を增加するを旨とするか故に其液汁を濃厚になすを要す故に前述の釜なれは原藻を凡そ二十二三貫に增加するを適當とすへし然れとも實際に於ては細寒天には概して小釜を用ゐ原藻二十貫匁を度とし之より得たる濾液を三十四五杯の箱に滿さしむるものとす

一番煮したるものの濾滴を終りて後煮粕は再ひ之を煮熟するものにして之を二番煮と云ふ其法一番煮を爲したる釜の未た冷却せさるに先ちて深さ凡八九寸程の水を入れ直に竈の火力を強むれは凡そ一時間にして水は沸騰し始むへし然るときは一番煮に使用せる濾袋を裏返して之にて洗ひ絞り上け次に煮粕を鋤にて能く切斷して釜に投入し櫂にて攪拌し寒天分含有の程度により酸の少量(酢なれは約一升にして他は之に準す)

を注加し釜下の火を緩めて凡そ四時間放置し然る後濾過に著手す此時若し竈の火消滅したるときは芝又は細き薪を加へて一時火力を增すへし

燃料としては薪材を用ふるもの多きも時に松葉を用ふるものあり薪材なれは時時之を加ふるに止まれとも松葉なれは絶えす之を補充する人夫を要すへし石炭は煤煙の爲め凍凝及乾燥中の心太の汚さるるを以て之を嫌ふものの如し

煮熟には釜水の沸騰する迄は可及的火力を强めて迅速なるを要するも原藻投入後は熾火を以て沸騰せしむるより蓋を密閉して蒸氣の漏出を防き長く罨蒸するを要す若し罨蒸することなく煮熟後直に壓搾するときは溶出せる寒天分極めて少なきを見るへし而して又煮熟の程度は其製造期に於ける寒天賣行の豫想如何により加減することあり卽ち下等品の賣行よき見込なるときは火を强く焚き歩留をよくし上等品好望なる時は之に反し品質を良好ならしむるか如し

四　濾過

濾過に使用する濾袋は丈夫なる麻布若は綿絲製のものにして方形に縫ひ合せ凡そ五斗の液汁を入る之を釜の附近にある絞枠に裝置し其四方を强く串竹にて支ふ絞枠の下には大船を置き濾袋より滴下する濾液を受く又煮汁を釜より汲み出す際其滴下するものを受くる爲め釜と絞枠との間に掛板を架す

差水を爲したる後蓋を爲して放置すること一時間なるときは大柄杓にて天液を汲み出し濾袋へ注入す然るときは天液は袋の目を通過して太き格子狀の「萬年」を經て大船に滴下す濾液大船に充つること凡そ八分なるときは小柄杓にてカイコシに汲み込み更に之を小船に移すものとす此時に至れは濾袋の内には已に多量の滓を殘し濾過自由ならさるを以て袋口を締めて壓搾に著手す此際滓の温度は尙攝氏九十度に近く操作不便なるか故に「手水」を注き冷却しつつ袋口を捻し上け押蓋を其上に置き押棒を以て輕く壓搾す之を「あら捻じ」と云ふ暫くして濾液滴下せさるに至れは再ひ捻し直し後「掛け石」を掛けて强く壓搾す之を「中捻じ」と云ふ斯くして捻し直すこと尙一回にして十分壓搾す之を「上げ捻じ」と云ふ然るときは粕は漸次壓縮せらるるを以て蓋の上には枕木を載せ壓搾に便ならしむ而して壓搾は最初より之を急ならしめす漸次掛石の重量を增大するを要す然らすむは却て液汁濾過し難かるへし十分壓搾せられたる時は濾滓を入れたる儘絞枠より袋を取り出し袋を裏返して粕桶の中に粕を入る袋は再ひ絞枠に裝置して更に煮汁を加へ濾過すること前の如し

一釜に對して絞枠二箇を用ゐ一箇毎に三袋の粕を得へし此の粕は放棄することなく二番煮をなす

一番煮の壓搾を終りたる後二番煮に著手す二番煮に於ける濾過法も一番煮のものと異なりたることなく煮粕は四袋分を得へし此の粕は肥料となす

二番煮をなしたるものは更に三番煮をなすことなきに非さるも製品甚しく劣等となり且殘存する寒天分も亦少量なるを以て特殊の事情により寒天分の多量に殘存せる場合の外薪材と勞力とを消費するも尙相當の利益を見ることは到底不可能なるへし

濾液は一番煮に於て一釜より小船四十八杯二番煮に於ては四五杯を得へし而して二番煮の濾液は一番煮のものと全く區別し下等の寒天を製する場合には

時として之を混することあれとも徒に一番煮の製品を劣等ならしむるに止まるを以て混合せさるを可とす

濾液を小船に汲み入るるは濾過後暫時放置せる後なすをよしとす然るときは殘滓は大船の底部に沈澱するのみならす小船に注入後天液既に少しく冷却せるを以て液中の殘滓は小船の底に沈澱するの遑なく直に凝固するを以て心太の一面のみ殘滓を留め製品の色澤を損することなかるへし然れとも餘り冷却するときは注入後液面に氣泡を生すること特に多く製了後粒痕を殘し品位を損することあるを以て適當の溫度を見計ふを要す

二番煮のものは特に注意を要せされとも一番煮のものは小船に汲み入るるに當りては注意を要す凡て一釜の上層の分は原藻を混すること少なきを以て其質善良なれとも下層に至るに從ひて不純となるを免れす故に之を別別に汲み入れ凝固せしむる時は一釜の煮汁より精粗二樣の心太を得へきを以て適當に之を混合するを要す其法先つ一釜分の天液を充すへき五十箇の小船の内二十五箇に半は最初に濾過せる液汁を汲み込み其冷却を防くため之を五六箇宛積み重ね空きたる小船にて蓋をなす後殘り二十五箇の小船に液汁を充滿せしむ中頃のものは最初の液汁と最後の液汁とを混したる如き中位の品質のものなるを以て特に混合の必要を見さるに依るなり次に前に半は充し置きたる小船に釜底より得たる濾液を汲み込み之に充滿せしめ後各小船の間に楔木を置きて空隙を生せしめ液汁の冷却を助くる樣にして積み重ぬ小船を積み重ぬるには三箇を過ささるをよしとす餘り多き時は放散する溫熱の爲めに凝結を遲緩ならしむるのみならす表面一樣に冷却せす表面に凸凹を生することあり

小船に汲み入るる液汁の深さは角寒天なれは之を後に切斷するに便利ならしめむ爲小船の相對する隅に枕木と稱する方形の木片一箇宛卽二箇を插入し其高さと等しくすへきものとす心太は小船の中にありて凝固するものなれは小船は之を水平に置くことを要す

天液を小船に盛りたるものは其儘十時間乃至十二時間放置するときは全く凝固するを以て翌朝之を細斷するものとす

五　細斷

天液凝固すれは翌日之を細斷す其法角寒天と細寒天によりて多少の差異あり

角寒天を截切するには先つ枕木の幅に準して定規を當て之に沿ひて庖丁を左より右に引き兩端を切離し次に中央を切斷す此の際注意すへきは庖丁を直立し一方へ傾斜せさる樣努むることにして萬一少しにても曲るときは心太の切口整正ならす製品の形狀を損し大に嫌惡せらるるものなり後最初切りたる兩端を取り出し他の小船に移す此小船を特に「つな船」と稱す斯の如く兩端を取り去りたる後一方の空所へは下駄を插入し他の一方へは馬鍬を入れ下駄(器具の名稱)を入れたる方に一人ありて靜に馬鍬を引けは他端に又一人ありて之を押し一時に心太全部を幅一寸四分厚さ一寸六分長一尺〇五分の栓狀に切斷す此と同一の方法により三杯の小船の心太を截斷したる後先に取り除き置きたる兩端の心太を小船に入れ縱に並列すれは恰も兩端を切り放ちたる殘餘の心太と同容積を有すへし依て之を前の如く馬鍬にて截切す馬鍬は小船の底を摩せさる樣するを可とす左すれは小船の底に沈澱せる砂石貝殼等を殘

して細断するを得へし

細寒天を截断するには小船に枕木を用ゐさるを以て最初兩端を別別に定規をあて庖丁にて横断すれは定規の幅により幅二寸一分に切断せらる次に中央を切断し然る後兩端の小片を取り出し小船に接したる部分を中央より縦断して二箇宛となす次て之を取り去りたる後の一方に下駄を插入し他方へは馬鍬を入れ角寒天の時の如く截断す斯の如くせは小船一杯より幅二寸一分厚二寸五分長一尺二寸五分の心太二十八本を得る割合なり以上の截切終れは天突の際の便利の爲め上方の心太を轉倒し底部となり居たる部分を表面となす之を細絲狀に切るは凍乾の場合に於てするなり

六　凍乾

原藻の煮熟を終り之を濾過して凝固せしめ更に適當の大さに切截したる時は之を凍凝せしめ融解乾燥して遂に寒天となすなり

其法先つ芝草地或は田畑に二尺五六寸の杭を一間位毎に二列に打ち込み地上に凡そ一尺七八寸出し之に青竹を架して棚を作り簀を敷き列ぬ之を凍棚と稱す角寒天を凍凝せしむるには簀の上へ簀目に直角に藁又は筵を敷き其上に心太の切截せられたるものを簀目に平行に並列す各心太の間は取扱に便ならしむる爲め空隙を存するを可とす斯くして小船一杯分即ち七十二本を一枚半の簀に配列す然るときは心太は寒氣の爲め次第に凍凝し始むへし寒氣強きときは一夜にて凍凝するも溫暖なれは氷凍に二日乃至四五日を要す而して一夜にて全く凍凝するものは凍結過度なるの嫌あり最も適當なるは最初先つ七八分凍結し後二夜にして凍結し了るものとす凍凝を促す爲に筵に並列したる後「打ち水」と稱し柄杓にて水を濺き掛くることあり打水は可成微細にするをよしとするを以て柄杓にて爲すには幾分の熟練を要すへしされは如露を用ふるを可とす而して若し凍結不充分なるときは心太を裏返して凝結を促すへし

斯く凍凝したるものを其儘曝露し置くときは日中太陽熱によりて融解し心太の含む水分は漸次流下すへし之を灰抜(アクヌキ)と稱し之か時日の長短は天候及原藻の如何によりて差異あり灰抜を終りたるものは次に乾燥するを要す

乾燥法は小簀の左右に繩にて手を付けたるものを棚の上に敷き之に心太の已に寒天樣となりたるものを配列す其上端にあるものは動もすれは曲り易きを以て時に其位置を交換し又は全部を裏返す之を「手入れ」と云ふ乾燥中降雨あるときは小簀を納屋に取り込み雨を防ぐも若し納屋に收むる能はさるときは之を積み重ね其上を筵にて蔽ふ乾燥進捗するに從ひ次第に容量を減するを以て最初簀十枚に並列したるものも後には八枚の簀に並列するを得るに至るものなり

細寒天を凍凝せしむるには角寒天と大差なきも心太を簀上に配列するに當りて之を細絲狀に切斷するを要す其法は最初小船を工場より凍乾場に搬出し(之をかつぎ出しと云ふ)茲にて一人のゝの心太筒(ツヽと云ふ)を左手に取り其筒先を斜に傾けて簀の上に乘せ右手に突棒を取り凍棚の一方に立ち一人は簀の他の側より荒切せる心太を一箇宛筒に入るれは突手は筒を手前に引き同時に突棒を押す然るときは心太は筒先の金網の爲に切られて凡そ百六十本の細線となりて出つ斯の如く突き出したるものは其頭尾を揃へて厚薄なき樣平均に兩手を以

て押し展く之を「タヽキ」と稱す此際厚薄なき樣せされは凍結に遲速を生し從て乾燥に不同を來すを以て少しく熟練を要し上等職人卽ち頭領之をなすを常とす

一枚の簀には荒切せる心太を五本宛四列卽ち二十本を突き出す細寒天は角寒天の如く別に手入を要せす單に打水をなすことあるのみにして簀には蓆を敷くことなし融解し終れは小簀に移すか或は其儘乾燥す乾燥進行し水分概ね蒸發すれは簀を南方に向け棚に斜に建てかけ乾燥せしむ之を「鏡にかく」と稱す故に棚は之を東西に作るをよしとす而して細寒天は乾燥不十分なるときは相互附著するものにして之を「捌きわるし」と稱し大に忌むを以て乾燥は十分ならしめさるへからす

右の如く簀上に排列して凍凝と乾燥を經たる後寒天を得へし凍乾に就ては尙注意すへき事項少からさるを以て之を左に記すへし

心太を凍凝せしむるときは內部に含有せる約九十八%の水分は寒天分を排して凝集凍結するに至る而して寒氣の强弱は此水分の凍結に大なる關係を有す卽ち寒氣急降するときは心太の表面先つ凍結して表面に近き部分の水分を表面に誘致して次第に凝集し心太の外部を包被するに至り爲めに內部の水分凍結容易ならす其結果製品大に萎縮し形狀を甚しく損すへし故に斯る場合には表面の氷を破碎するを要す之に反して寒氣徐徐に來る時は表面の水分先つ凍結し次に中心に向つて放射狀に凍結し遂に內部悉く凍結するを以て甚良好なる結果を得へし斯るものは製品の形正しく最も良好なり

前記の如く心太の凍結徐徐なる時は第一夜に八分凍結し第二夜若くは第三夜に於て全部凍凝するものなり元來心太は溫度氷點に降下すれは僅に薄氷を生し氷點下二度に於て約三分の一氷點下三四度に於て約二分の一氷點下十度以下に至れは全部氷凍するか如し

心太を凍凝場に搬出するには十分凝結して內外共全く冷却したる後ならさるへからす然らさる時は表面のみ强く凍結し爲めに一種の變質物を生し冷氣光線共に容易に內部に透徹せす其結果腐敗若は不良品となり製了後普通寒天の溶解する溫度にては溶解せさるものを得るに至るへし

夜中晴曇定まらす一夜にして氷結せさるときは翌夜再ひ氷凍を繼續せしむ

降雨の際又は暖氣のため到底凍凝の見込なき時は數日間小船の儘堆積して筵にて蔽ひ水分の蒸發を防きて適當の溫度の來るを待つへし溫暖の際長く圍ひ置く時は心太の表面に白き斑點を生すへし之れ旣に腐敗に傾きたる證にして尙放置する時は赤褐色の斑點を生するに至るへし斯の如き製品は「ハリ」(彈力)弱く品質劣等となるものなり而して箱の儘放置するには截斷せさるを可とす若し截斷するときは水分船の底に溜りて心太の隅角を溶解し丸くなすへし尙一夜放置すれは凍結過度なるへしと認め得たるときは其八分凍れるを見計らひ同樣の防禦を爲し過度の氷凍を防くへし凍結過度なるときは製品は彈力を失し形狀不正となるへし

播丹地方に於て凍乾の最良夜と稱するは晴天にして西北の軟風ある夜にして此製品は稜角方正にして色澤良好なりと稱す

凍凝せる水分は太陽熱に依り漸次溶解し滴下し去る水分の融解するに當りて之と同時に日光によりて心太晒白せられ製品の有機色素を去り又心太の含有する灰汁分を流失せしむへし

故に晴天に際し日光の照射強く急激に融解せしむれは其水分中に心太の夾雜物未た溶解せらるるに先ち水分流出し去るを以て製品黑色となる而して又完全に凍凝せさる心太を融解せしむるときは水分の蒸發するに從ひ心太收縮し且夾雜物を殘存し殆んと價値なきものを得へし

天候の如何は製品に多大の影響あること前に記したる如くなるを以て凍乾中は特に其の變異に注意し何時なりとも相當の所置をなすことを忘るへからす

（未完）

○朝鮮に於ける畜牛飼料調査

一　飼料の種類及日量

畜牛の飼料は青草ある時期に於ては主として野草を以て之に

充つるも青草なき時期には之に代ふるに穀萩及其の藁稈並糠（籾を混したるもの以下同し）等を以てし勞役に服せしむるときは比較的多量の穀萩を與ふ、卽ち青草ある時期、青草なき時期及勞役に服せしむる場合に於ける飼料の種類及日量の概要左の如し

第一　青草ある時期

本期に於ては畜牛は野外の草生地に繋飼又は放牧して自由に青草を食はしめ他の飼料を給すること尠なきも地方に依り少量の大豆、大麥、藁、稗稈、粟稈、豆萁、（莢を含む以下同し）糠等を與ふ左に各道に於て青草以外に給する此等飼料の一日量を示さむ但其の量は各道の府郡中相類似すること最多きもののみを掲く

道名	大豆	大麥	藁	粟稈	稗稈	黍稈	豆莖	糠	穀稃	備考
京畿道	—	—	—	—	—	—	百匁乃至三百匁	二合乃至二升	—	
忠清北道	—	一合乃至一升	—	—	—	—	—	二合乃至二升	—	
忠清南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	多くは青草のみを給與す
全羅北道	—	—	—	—	—	—	—	一升乃至五升	—	
全羅南道	—	—	少量乃至一貫匁	—	—	—	—	少量乃至一斗	—	
慶尚北道	—	二合乃至五合	—	—	—	—	—	一升乃至一斗	—	
慶尚南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	多くは青草のみを給與す
黄海道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	單に青草のみを給與す
平安南道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	同上

[illegible]北道	四合	ー	二百五十匁	二百匁	二百五十匁	五百匁	百匁	六合	八合	藁、粟稈、稗稈は各其の一種を與ふ
江原道	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	單に青草のみを給與す
咸鏡南道	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	多くは青草のみを給與す
咸鏡北道	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	多くは青草のみを給與す

第二　青草なき時期

本期に於ける畜牛の飼料は大豆、大麥、藁、粟稈、稗稈、豆莖、糠、乾草等なり左に各道に於て此等飼料の一日量を示さむ但其の量は各道の府郡中相類似すること最多きもののみを掲く

道名	大豆	大麥	藁	稗稈	粟稈	黍稈	豆莖	糠	殼稈	乾草	備考
京畿道	ー	ー	一貫匁乃至一貫五百匁	一貫匁乃至一貫五百匁	一貫五百匁乃至二貫匁	ー	百匁乃至三百匁	二合乃至二升	ー	ー	藁、稗稈及粟稈は各其の一種を與ふ二種を混與するときは其の量を折半す
忠清北道	一合乃至五合	一合乃至五合	二百匁乃至二貫匁	ー	ー	ー	百七十匁乃至一貫二百匁	一升五合乃至五升	ー	ー	
忠清南道	二合乃至二升	ー	三百匁乃至四貫匁	ー	ー	ー	三十匁乃至一貫匁	五合乃至五升	ー	ー	
全羅北道	ー	ー	一貫二百匁乃至三貫匁	ー	ー	ー	五百匁乃至二貫匁	八合乃至五升	ー	五百匁乃至二貫匁	
全羅南道	少量乃至五升	少量乃至四升	一貫匁乃至四貫匁	ー	少量乃至一貫五百匁	ー	少量乃至二貫匁	五合乃至一斗五升	ー	ー	
慶尚北道	三合乃至一升	ー	一貫匁乃至一貫五百匁	ー	ー	ー	四百匁乃至二貫匁	一升乃至五升	ー	ー	
慶尚南道	ー	ー	一貫匁乃至三貫匁	ー	ー	ー	百匁乃至二貫匁	一升乃至六升	ー	ー	
黄海道	一升二合乃至二升	ー	一貫匁乃至一貫五百匁	五百匁乃至二貫匁	五百匁乃至二貫匁	ー	五百匁乃至二貫匁	ー	ー	ー	
平安南道	六合乃至二升	ー	ー	ー	一貫五百匁乃至三貫匁	ー	ー	ー	ー	ー	
平安北道	六合乃至八合	ー	九百匁	一貫匁	一貫匁	六百匁	六百匁	一升八合	二升	ー	
江原道	二合乃至一升	ー	一貫匁乃至三貫匁	ー	一貫匁乃至二貫匁	ー	七百匁乃至二貫匁	一升乃至二升	ー	ー	
咸鏡南道	一升乃至二升	ー	ー	一貫匁乃至三貫匁	一貫匁乃至三貫匁	ー	五百匁乃至一貫匁	二升乃至三升	ー	ー	
咸鏡北道	三合乃至五合	ー	ー	ー	三貫匁乃至四貫匁	ー	ー	ー	ー	ー	

第三　勞役に服せしむる場合

畜牛を農耕及運搬等の勞役に服せしむる場合には穀菽の如き濃厚飼料を多量に與へ且藁稈及糠等を增給す左に各道に於て青草以外に給する此等飼料の一日量を示さむ但其の量は各道の府郡中相類似すること最多きもののみを掲く

道名	大豆	大麥	藁	粟稈	稗稈	黍稈	豆莖	糠	穀稃	乾草	備考
京畿道	五合乃至三升	一升乃至五升	一貫匁乃至二貫匁	一貫五百匁乃至二貫五百匁	一貫匁乃至二貫匁	—	二百匁乃至六百匁	一升乃至五升	—	—	大豆及大麥と藁、粟稈及稗稈とは各其の一種を與ふ二種を混與するときは其の量を折半す
忠清北道	六合乃至二升	三合乃至二升	八百匁乃至三貫匁	—	—	—	三百匁乃至二貫匁	一升五合乃至四升	—	—	
忠清南道	二合乃至二升五合	—	二百匁乃至二貫五百匁	—	—	—	百五十匁乃至一貫匁	一升五合乃至四斗	—	—	
全羅北道	六合乃至三升	—	六百匁乃至三貫匁	—	—	—	四百匁乃至二貫匁	六合乃至一斗	—	四百匁乃至二貫匁	
全羅南道	少量乃至三升	少量乃至三升	少量乃至五貫五百匁	—	—	—	少量乃至一貫五百匁	五合乃至九升	—	—	
慶尚北道	三合乃至二升	二合八勺乃至三升五合	一貫匁乃至三貫匁	—	—	—	三百匁乃至一貫五百匁	二合乃至八升	—	—	
慶尚南道	一合乃至一升	三合乃至二升	一貫匁乃至三貫匁	—	—	—	—	一升乃至七升	—	—	
黄海道	一升五合乃至三升	—	一貫匁乃至二貫匁	一貫匁乃至二貫匁	一貫匁乃至一貫五百匁	—	四百匁乃至一貫五百匁	—	—	—	
平安南道	三合乃至三升	—	—	一貫匁乃至三貫匁	—	—	百四十匁乃至一貫匁	—	—	—	
平安北道	一升六合	—	—	一貫二百匁	一貫二百匁	六百匁	六百匁	二升	—	—	
江原道	一升乃至三升	—	—	五百匁乃至三貫二百匁	六百匁乃至三貫二百匁	—	八百匁乃至三貫匁	—	—	—	
咸鏡南道	二升乃至三升	—	—	一貫匁乃至四貫匁	一貫匁乃至四貫匁	—	一貫匁乃至二貫匁	二升乃至五升	—	—	
咸鏡北道	二升	—	—	三貫匁乃至五貫匁	—	—	—	—	—	—	

二　飼料給與法

青草は畜牛の野外に繫飼又は放牧中自由の攝食に任せ一部は刈取りて牛舍内に授與す粗芻(藁、粟稈、稗稈及豆莖等)は剉切し之に穀菽(大豆、大麥等)及糠を混淆して煮沸し多くは一日二回乃至三回に給與す概して青草期は給與回數少なくして一日一、二回、無青草期は二、三回、勞役に服せしむるときは三回以上とす今各道に於て普通行はるる青草以外の飼料給與法の概要を示さん

道名	飼料の給與法
京畿道	粗芻は剉切して熱湯を注ぎ或は穀菽と共に煮沸して糠を混淆し一日二回乃至三回に給與す但青草期には一回とす
忠清北道	飼料は煮沸して一日二回乃至三回に給與す但青草期には煮沸せす給與する地方あり
忠清南道	各種飼料を混淆煮沸して使役せさるときは一日三回に、使役するときは五回に給與す
全羅北道	粗芻は剉切し穀菽と共に煮沸して一日三回に給與す但青草期には煮沸せす給與する地方あり

全羅南道　粗芻は剉切し穀菽と共に煮沸し糠を混淆して一日二回乃至三回に給與す但青草期には一回乃至二回とす

慶尙北道　粗芻は剉切し穀菽と共に煮沸し一日二回乃至三回に給與するを普通とするも或は大豆、豆莖のみを煮沸し他は生の儘にて給與し或は豆莖及糠を微溫湯に浸して給與する地あり

慶尙南道　粗芻は剉切し他の飼料と混淆煮沸して朝夕二回に給與し晝は剉切したる粗芻を生の儘給與す

黃海道　粗芻は剉切し他の飼料と混淆煮沸して一日二回乃至三回に給與す但二回のときは晝は粗芻を生の儘給與す

平安南道　粗芻は剉切し他の飼料と混淆煮沸して一日二回乃至四回に給與す但二回のときは間食として粟稈を生の儘給與す

平安北道　飼料は煮沸して一日三回に給與す但青草期には朝夕二回に給與す

江原道　飼料は煮沸して一日二回乃至三回に給與す、勞役に服せしむる場合には三回乃至四回に給與す

咸鏡南道　飼料は煮沸して一日二回乃至三回に給與す

咸鏡北道　勞役に服せしむるときは剉切したる粗芻に穀菽を混淆煮沸して一日三回に給與す其の他の場合に於ては稀に煮沸して給與することあるも多くは粗芻を剉切して熱湯を注ぎ或は水に浸して朝夕二回に給與するを常とす(了)

○慶尙南道大正二年度恩賜授産事業依託海苔製造傳習狀況

一　傳習受託者及製造所

本傳習は河東郡馬田面嚁叭洞所在泊友吉海苔製造所に依託して之を施行せり

現在の製造所は假根據地のことゝて十分なる設備を施し難きも嚁叭洞海岸に近き貯水池の邊なる平地をトして抄き場及乾場を設け葭簀一萬枚を準備し一日五千枚迄製造するに足るだけの設備整へり

乾燥場は廣島式乾枠を使用するか故に南面して二間おきに杭を樹て之に地面より三尺の高さに竹竿を横架して乾枠を立て懸ける趣向とせり一棚の長さ十五間乃至五十間のもの五列あり

製造用水は貯水池より之を取れり池の周回一町餘水色溷濁し且海に近きを以て鹽分を含むこと多きため製品の色澤、品質を害ふこと多きも葛島は周回二里許の小島にして良水に乏しく殊に冬季雨少き年は島中用水の缺乏甚しくかかる際唯一の此の貯水池より供給を受くるの狀況にして水槽を以て數町の山坂を運搬するの困難名狀し難し

一　傳習生給與器具

大體東京式に則り之に廣島式乾枠を加へたり其の摘要左の如し

品名	材料	寸法	用途	一人當り數	總計
葭簀	葭	縦九寸五分、横八寸八分		二〇〇枚	二、〇〇〇枚
流し槽脚付	松 脚杉	長二尺八寸、幅一尺九寸、深二寸三分、脚の高さ二尺		一脚	一〇脚

抄き臺	杉	抄製の際此上に簀を重ね置く、長一尺五寸、幅一尺、高一寸三分	一箇	一〇箇
水切架	杉	抄きたる海苔を簀のまま立てかけて水を切る、長一尺五寸、幅一尺、高一寸三分、華表形の架を前端に固定せり其高七寸	一箇	一〇箇
一升桝	杉	海苔原料升量に用ふ	一箇	一〇箇
抄き枠	杉	內法長六寸二分、幅一寸二分、深一寸一分	一箇	一〇箇
抄き桝	杉	箕の如き形狀にして海苔を抄ひ汲み簀上に流し込むに用ふ	一箇	一〇箇
四斗桶	杉	酒の空樽の鏡を拔きたるもの、原料を水にさきたるものを入るるに用ふ	一箇	一〇箇
敲き台(爼)	松	松丸太を横切りしたるもの徑一尺七八寸、厚四寸、原料細切用	一箇	一〇箇
庖丁		刃渡り六寸、幅二寸、柄の長四寸	一挺	一〇挺
廣島式乾枠	アメリカ杉	長五尺、幅一尺五寸、一時に十枚を乾燥すへし	一五箇	一五〇箇

一　傳習生募集の狀況

本年度傳習生は舊河東郡より六名舊昆陽郡より四名を選出せしめたり應募の狀況河東郡に在ては一般に改良製造法の有利なるを認識せるものゝ如く志望者募集數に超過し就中前前年修了生の中には兄弟擧りて改良法の有利なるを認め別に篊場を有せさるにも不拘每年葛島に出てゝ製造を營みつゝあるものありて本年は其の末弟をして傳習を受けしめ度希望を申出たり之に反し昆陽郡にありては希望者少く傳習開始間際に至り漸くにして四名の志望者を得たり同郡下に於てかく希望者少き主因として同郡守の報告に依れは傳習を受くるも薄資者にありては修了後自營困難なれはなりと云ふ雖れ一は從來傳習生の選定を誤り篊場を所有せさるものを選出せし爲起業困難なると一は在來式製品なれは直に附近市場に販路を有するを以て代金の囘收迅速なれ共內地式製品に至りては現在のところ附近市場にて販賣し難く且仲買人なき爲直接遠地に輸送せさるへからす從て代金の囘收に日子を要すること多き爲資金の運轉圓滑なる能はさるの二點にあるものゝ如し然れ共篊場を所有し從來朝鮮式製造を營めるものゝ中より傳習生を出すに於ては之等の困難も大に減少するを得へく且傳習受託者に於て其の販賣方を引受けたるを以て實際に於ては其の懸念なきを得せしめたり

本年兩郡選出の傳習生に就きて調査するに全く篊場を有せさる山間部のもの及志望鞏固ならさるものあり自然修了後復海苔を顧み難きものを出すの虞ありしを以て開始前直に選定替を爲し結局十名を入所せしめたり

一　傳習開始及終了

當期は例年に比し海苔の發育遲遲たるものあり夫等の關係を考慮し十二月十日傳習を開始し爾來滿六十日を費し二月七日を以て終了せり

一　傳習の狀況

傳習は原料の摘採より洗滌、選別、細切、原料と水との混合法、抄き方、乾方、剝取り方、結束及荷造法に至る迄漸次製造法の實地練習を行はしめ雨天若は小潮時作業閑散なるに際しては養殖上簡易なる學理と改良すへき要點を口授し或は葭簀の編方を練習せしめたり即ち在來朝鮮人の使用せる簀は藁製なるか故に安價なれ共其の面粗なるか爲に海苔の厚薄を均一ならしむる能はす且水分を吸收して容易に發散せさるか故に乾燥に長時間を要し乾了後剝き取困難なるか爲に破損品を出すこと多く加ふるに使用一箇年にして廢棄となるを以て全然之を改めて葭簀を使用せしむることとせり葭簀は抄製用簀として最も優良にして且五六年乃至六七年の保存に堪ふれと

も價格は藁簀の十倍に匹敵するを以て無資の鮮人にありては購入困難なれは之か手製を奬勵するの必要を認めたり幸にも蟾津江畔各所に蘆田散在するを以て原料の供給至廉至便なり傳習生には夏季刈り取りたる原料を用ゐて編方を實習せしむると共に原草の刈取り時節、手入法等をも口授せり

今製造上の細目につきて傳習せし要領を摘錄すれは左の如し

一　摘み方

朝鮮人は海苔發芽の理を知らさると且海苔の品質よりも寧ろ收量に重きを措くか爲に全體の海苔か一尺位に伸ひ揃ふを待ちて摘み始めをなすを以て內地人に比し一潮乃至二潮遲れ貴重なる秋海苔の良品を得す爾後も常に長け過きたる原料を用ふるか故に收量は幾分多きを得るとも製品劣等なるを免れす故に傳習生に對しては實地及口授により此の知識を授けたり

二　原料の洗滌及選別法

朝鮮人は原料の洗滌及選別法粗雜なる爲製品に細砂浮泥糞の小枝青苔枯葉等を混することと多く色澤亦劣惡なるを免れさるを以て此の二點には最も注意し鹹水を以て十分に洗滌したる原料を選別臺上に取り竹箸を用ゐて精細に雜物を除去せしめたり

三　敲き方(卽ち細切法)

在來法は極めて薄く抄き上け製品は處處空孔多きも敢て意に介せす到底鮨に用ふること能はさるを以て之を改良せんとするには必す原料を細切せさるへからす然れとも細切其の度を過くれは却て製品の光澤を失ひ且抄き上け厚きに失するを以て其の度合に付會得せしめたり

四　抄き方

在來法は海苔桶と稱する口徑二尺內外深八九寸の盥に淡水七八分目を盛り「抄き手」は其の前に蹲居し右側に積みたる藁簀十枚許を取りて桶中に浸し其の上に抄き枠（內法長九寸五分幅七寸深一寸五分）を載せ左手を以て之を水中に壓し沈め右手を以て一掴みの原料を取り右の枠中に投し指頭を以て攪き混せ海苔の枠中に平均に行き渡りたる時を見計らひ手早く右手を添へて簀を浮はせつつ抄き上け前面なる水切桶の上に移す廣島地方に行はるる所謂「家鴨抄き」に似て尙ほ幼稚なる方法なるか故に一枚に要する原料の分量は均一なること能はす且空孔を生し易き理なり之に反して今回傳習せし方法は東京地方に於て行はるる「投け抄き」と稱し豫め流し槽の右側に据ゑたる四斗桶中に細切したる原料二升を淡水三斗餘の割合に混交し置き「抄き手」は流し槽（槽の中には左方に水切架をおき右方に抄き臺を据ゑ其の上に簀を積み重ね簀の上に抄き枠を載す）の手前に起ち先つ左手を以て簀上の枠を壓へて簀を水平に保ち右手に抄き桝を持ちよく攪拌したる桶中の海苔を汲み上けて簀上に翳し手早く右方に引きて海苔を均一に枠中に流し込み水の引きたるを見計らひて側の水切架上に簀を立て懸け水を切る然るを以て何枚を抄くも原料の分量は終始一定し且製品に空孔を生することなきのみならす尙起立の作業なるを以て動作敏活にして兩者時間の經濟上亦軒輊あるを見る卽ち試に在來法に熟練なるものと傳習生中熟練なるものとの抄き上けの遲速を比較したるに前者は百枚を抄くに二十分を要したるも後者は十三分にて同數を抄き上くることを得たり卽ち在來法にて五枚を抄く間に改良法はよく八枚を抄き上くる割合となり製品の優秀なると抄き上時間の速なる固より

同日の談に非さるなり

五　乾燥法

在來法は山腹、路傍、田圃の畦畔等隨所に海苔の附著せる簀を排列し表面より日乾するか故に塵埃の附著夥しく風の爲に吹き捲くられ又乾燥の都合により日中に乾燥し切れさるまま簀を重ねて取入るるか故に濕氣ある製品の表面に土砂を附著せしむる等啻に不潔なるのみならす色澤及風味を損ひ到底良好なる製品を得難し然るに傳習せる方法は海苔を抄き上けたる葭簀を運搬器(長三尺横一尺二三寸深一尺許の枠形の函)に容れ乾棚に到り器具の項に述へたる乾枠に之を配列し斜に棚に立て懸けて乾燥す而して乾燥は先つ海苔の裏面を上に向け最後に反轉して表面を出し乾了するか故に在來式の如く風の爲に吹き飛はされ或は土砂を混することもなく且風通しよきを以て乾燥速きのみならす製品の光澤よく尚乾枠を用ふるか故に驟雨又は日中に乾了せさる際なとは取入れて重ね置くにも便利なる到底在來法の比にあらす尚表乾と裏乾とを比較するに初より表乾となせは海苔は上部より乾き初め下部は自然水の切れ遲きか故に製品中斷せられ或は縮み上りて甚たしく體裁を損するのみならす塵芥を附著すること多けれとも初め之を裏乾となせは全體に水の斷れたる頃表乾となすか故に各部平等に乾き上り塵芥の附著を避け得るのみならす製品の光澤も亦可なるの利あり

六　剝き方

在來法も收良法も製品の剝き方に於ては敢て差異なし即ち乾了したる海苔簀を取り右の手指を以て其の一側を撓はめて海苔の一部を簀より離し簀を反轉して定木を以て剝けたる部分を押へ徐徐簀を卷き上くる氣味に持ち上けて海苔を剝き取るなり熟練せさる內は剝き取りの際無理をなすか故に破損品を出すこと極めて多し仍て之か練習を爲さしめたり

七　結束並に荷造法

朝鮮人は敢て破損品の選別を爲さす製品四十枚を以て一吐と稱し其の中央部に藁帶を掛け二十吐を合せて上下に藁簀の廢品一枚宛を當て藁の細繩を以て括る之を一桶と云ふ更に二十桶即一隻をアンペラを以て梱包するに過きさるを以て運搬中濕氣を呼ふこと多し然るに改良法は內地風に從ひ先つ製品を精細に選別して破損品を除き十枚即ち一帖つつ二つ折となしたるもの十帖を重ね飾紙を以て之を卷き包み天地二箇所に强くして細き帶紙をかけて一束となし上下の耳を摘み揃へて體裁を整ふ荷造は煙草の空箱に容るるを便利とす即ち箱の內面を新聞紙にて貼り更に目張をなして濕氣の通らさる樣になし製品一束つつを縱に正しく並列すること二段に及ひ蓋を釘付して更に目張を施し上より繩掛をなして完全に梱包せり朝日の空箱を用ふれは製品一萬二千枚(百二十束)を容るへし

而して傳習に當りては先つ傳習生と職工とを以て四人宛三組を作り摘採、洗滌、選別迄の作業は全員總掛りにて之を行ひ餘は各組順番交替に敲き方、抄き方乾燥及雜用の三作業を分擔せしめたり各傳習生共從來海苔業又は其の他の勞役に從事せるもののみなれは身體强壯にして期間中病氣の爲休養せしもの僅に二人此の延日數三日を出てす何れも滯りなく傳習を遂行することを得たり又一同熱心柔順に敎師及職工の指導命令に遵ひ寒氣と勞苦を厭ふの風なく自ら進みて改良上の疑義を質す者もあり尙敎師及職工との間も其の情の厚きこと第一

回及第二回の傳習生に例を見さりし所なり
傳習生の技術に就きては在來朝鮮式製造の經驗あるものは抄き立て練習三日にして平均に海苔を簀上に流し込むことを得るに至りしも經驗なきものは遙に遲く十日を要したり抄き上けの時間を試驗したるに十二月十三日傳習開始當時にありては百枚を抄き上くるに技術優等なるものにて三十五分劣等なるものは四十五分を要したりしも練習一箇月の後に至りては技術大に進歩して同しく百枚を抄き上くるに十三分より十四分五秒迄のもの五名十六分より十九分迄のもの四名二十四分を要せしもの一名平均十五分五十六秒なり爾後は著しき進歩を見す今之を朝鮮式製造の經驗の有無及年齡により比較するに左表の如し

經驗の有無＼年齡別	二十歲以上三十一歲以下	十九歲以下	四十三歲以上
在來式に經驗あるもの	一三分—一四分五秒	一六分—一七分	一六分五秒
同上　經驗なきもの	—	一七分	一九分—二四分

是に由て之を觀るに從來朝鮮式製造の經驗あるものは自然熟達速く又年齡二十歲以上三十歲前後の壯者最も速く二十歲未滿の少年之に亞き四十歲以上の老者は最も遲遲たるものの如し然れとも事業に對する熱心の度合に至りては少壯者は老者に一歩を讓れるは蓋し免れ難き數なるへし

一　製造原料及製品

傳習期間滿六十日中休業三日（一月一日、二日、陰曆正月元日）及簀編方等十三日を除き製造日數四十五日回數三十四回製造數五萬枚を得たり之を等級別に示せは下の如し

	數
甲	二〇、〇〇〇
乙	二〇、〇〇〇
丙	五、〇〇〇
級外品	五、〇〇〇
計	五〇、〇〇〇

而して製造原料は別途地方費事業養殖試驗漁場より之を供給せり然るに今期蟾津江口に於ける海苔作況は雨少きと氣候溫暖なりし爲青苔の發生盛にして海苔の附著發育甚しく不良にして全體を通して其の產額平作の八割減と豫想せらる蓋し稀有の大凶作なり最も試驗漁場は一般鮮人漁場に比し稍良作と云ふを得へしと雖發育の遲遲たる爲原料の供給十分なる能はす從て亦摘採の度も酷たしき爲漁の小枝を混し易く又青苔及枯葉を交ふること多くして之か選別の煩勞なる到底平年の比に非す斯の如き原料を以て作りたる製品は勞多くして然も色澤不良風味また優良なる能はす加ふるに前陳製造用水の不良なる爲一層品質を損したるは蓋し止むを得さる所なり

（慶尙南道報告）

○全羅北道に於ける驛屯土管理狀況

本文は大正二年後半期全羅北道長官の報告中より抄錄せるものなり

國有地小作人組合農事施設概要

本道に於ける國有地小作人組合は今や其の數十七、組合員四六九六人に達したり之か農事施設は各組合甚しき懸隔なきを以て今其の一般概要のみを左に記述せん

（イ）監督田及試作田の事業成績

組合員に農業の範を示し併せて改良種の普及に資せしむ

るの目的を以て各組合內に若干の篤農小作人を選定し組合監督の下に之を耕作せしめたる結果一般畓の收穫に比し優に三割以上の增收を示し其の耕作方法等亦能く模範と爲すに足り一般農民に善良なる感化を及ぼせり就中全州及任實の國有地小作人組合に於ける監督田及試作田の如きは甚た見るへき成績を擧けたり即ち全州組合の監督田に至りては品種は皆高千穗及早神力にして採種又は耕作上の模範の爲に設置し一反步當收穫量籾四石五斗任實組合の監督田も尙一反步當籾三石九斗九升二合の收穫を見たり又兩組合の試作田に至りても略同樣の成績を擧けたり

(ロ)貯金並副業奬勵の狀況

管下全組合を通し既定の貯金は勿論穀價の騰貴に依る民間小作料との差額は可及的之を貯蓄せしめ且莚、叺、鞋、繩等の製造其の他有利なる副業を奬勵し其の收入の一部を貯蓄せしめたる結果大正二年度の小作料に充當したる殘高金額に於て二、〇五六圓八六四、籾八五石九〇〇の總計を見るに至れり

(ハ)稻作立毛品評會開催

國有地小作人に對する農事指導奬勵の一方法として稻作立毛品評會を開催せしめたるに一般農業者の注意を喚起し農事の改良進步を促す上に多大の效果を收めたり殊に任實郡所在驛屯土の如きは全羅道路に沿ひて多くの畓を出品し是れか爲內鮮人旅行者の著目參考に資するもの多く爲に本會開催の目的を助長し善良なる影響を及ぼせり今參考の爲品評會に關する事項の摘要を示せは左の如し

第一　國有地小作人組合立毛品評會規則

本則の要點は品評會開催の目的及其の期日を定め會期を播種期より收穫期とし又役員を定め出品人及出品田の面積を制限し組合會員一人一筆にして驛屯土面積一反步以上とし尙審査及褒賞のことを定め賞を分ちて一等より四等までとし總て出品稻田には各其の旨を表明せる標木を建てしむること等にあり

第二　審査要項

一　審査の標準は目下奬勵中に係る諸點に重きを置くものとす

二　地味を上中下に區分し各出品稻田の成育現況を審査採點するものとす

三　採點は審査員の意見を聞き審査長之を決定す

四　審査を分ちて苗代審査、本田審査の二とす

五　成績發表は九月中に行ひ等級により一等賞は赤旗、二等賞は青旗、三等賞は黃旗、四等賞は白旗を各受賞稻田に建てしむるものとす

第三　審査概要

出品數は立毛三百四十三點外に參考品五點計三百四十八點に及へり出品審査は五月一日に始まり九月三十日を以て終る其の間六回の巡回審査を重ね審査要項に依り審査員の合議協定を以て各出品立毛に就き優劣を判定し比較審査を經たる結果善良なるものと認め賞格に入るもの八十點、即一等賞三點、二等賞七點、三等賞三十點、四等賞四十點を選拔擬賞せり

(二) 國有地小作人組合職員服務規程
各組合一般に適用すへき服務規程を定め職員をして之を遵守せしめ其の執務に遺憾なきを期したり

○官營天日製鹽好況

司稅局廣梁灣出張所鹽田は一昨年暴風雨の爲堤防破壞の災厄に逢ひ復舊工事に努め昨年中完成したるにより今春より殆と全鹽田即ち九百三十三町歩に亙りて全部製鹽作業を施しつつあり隨て採鹽量亦多く五月十日迄の採鹽量は一千〇四十四萬四千五百七十八斤に達し之を昨年同期の採鹽量二百九十六萬九千九百九十五斤に比すれは七百四十七萬四千五百八十二斤の增收にて三十五割二歩に相當せり斯く多額を增收せる原因は昨年に於ては被害復舊工事未完成なりしも本年は全部竣工し全面積に亙りて採鹽し得るに至りたること、鹽田は漸次老熟して採鹽量を增加し來りたること及四月中旬以降天氣良好なりし等にして既に本年生產豫定數量の二割を生產せり又朱安出張所の鹽田九十八町歩は昨年より全面積に於て採鹽しつつあるを以て之亦鹽田老熟に伴ひ採鹽好況にして五月十日迄に一百三十九萬九千九百十斤を採鹽せり之を昨年の同期の採鹽量五十九萬二千八百七十斤に比すれは八十萬七千〇四十斤の增收にて二十三割六歩に相當し本年生產豫定數量の二割五歩を生產せり

雜錄

○**稅關長會議概況**　稅關長會議は四月二十一日より本府會議室に於て開催山縣政務總監臨席鈴木度支部長官代理司會諮問事項答申及事務打合事項に關する審議を重ね二十五日總督の訓示ありて閉會せり

總督訓示

貿易の均衡を得るは經濟及財政上最も緊要のことに屬す然るに朝鮮の貿易は比年輸移入超過の趨勢を持續し大正二年に於ては其の額實に三千萬圓を超ゆ是朝鮮開發の爲百事創始の際に於ては自然の勢なるへしと雖亦大に戒心を要すへきことなりとす是に於てか本總督は就任以來富源の開拓民力の涵養に焦慮一日も怠らす鐵道の布設、港灣の修築等苟も產業の奬勵に關する諸般の施設に就ては著著其の進捗を圖り幸に漸を逐て其の效を奏し昨年に於ける貿易の總額實に一億一千萬圓を算し其の發達稍見るへきものあるに至れり飜て其の內容を觀るに輸入貿易は寧ろ減退の勢を示せるに反し輸出貿易に在りては其の品種を增加し製革、水產製品其の他鑛產物等新に輸

出せらるるものあり殊に米及棉花等農產物の輸出稀有の盛況を呈するに至りたるは勸業獎勵の效果にして本總督の最も欣幸とする所なり斯の如くして輸出は愈增進の趨勢を持續し輸入は國內產業の勃興に依り制限せらるるに至らは貿易の逆調は漸く革まり經濟上所期の目的を達するも蓋し遠きに非さるへし各位は今後克く貿易の發展に留意し常に之か研究を怠らす殊に稅關事務の取扱に付ては商業貿易の發展に適應せしむることを勗むへし

本年度に於ては煙草消費稅を創設し內外產品に對し等しく小賣價格百分の十を賦課することとせり斯の如く輸入品に對し關稅の外消費稅を課するは固より之を以て嚆矢となす各位は宜しく稅務官吏と聯絡を保ち其の實施に遺憾なきを期すへし

陸接國境關稅は實施後既に一年を經國境關稅制度の樹立と共に經濟上良好なる效果を擧けつつあり而して陸接國境地方に於ける交通を圓滑ならしむるか爲本年に至りては更に交通地點を增加し三十二箇所を數ふるに至れり之を以て國境の交通及其の取締に付ては略は遺憾なきを得へく今後に於ては交通地點は可成之を增減せさるの方針なり各位は貨物出入の取締に付克く寬嚴宜しきを制し國境貿易の發達を圖ることを要す

官吏紀律の振肅に付ては數次訓示する所ありたりと雖稅關官吏の如き執務上常に公衆に接觸する者に在りては一層紀律を尙ひ威信を保つことを要す各位は此の趣旨に基き部下を戒め稅關の信用を失墜するか如き行爲なからしむへし

○司法官會議　司法官會議は五月八日午前九時より本府會議室に於て國分司法部長官整理の下に開會せり高等法院長、各覆審法院長（平壤は院長代理部長岡本正夫）同檢事長、各地方法院長、同檢事正何れも出席各部局長官關係局課長列席左の日程に依り會議に入り十三日左の總督訓示ありて終了せり

五月八日　諮問事項及協議事項
五月九日　諮問事項
五月十一日　諮問事項及協議事項
五月十二日　諮問事項
五月十三日　司法官提出意見　總督訓示及內示

總督訓示

本府始政以來三星霜を閱し玆に第三回の會同を催し各地司法事務の狀況を聞き且所見を開示するを得るは本總督の欣幸とする所なり今や朝鮮に於ける施設經營は既定の方針に依り著著進捗しつつあり就中司法事務は年を逐ふて健全なる發達を遂け其の成績益良好に向ひ人民の信頼愈深厚を加ふるの狀あるは本總督の滿足する所なり

凡そ施政の要は根本を誤らすして時勢に適應するに在り是を以て施政の局に當る者は常に能く時勢を機微に洞察して現狀に剴切なる施設を爲すの用意なかるへからす司法事務は世態人情と最も密接の關係を有し該事務の範圍に現はるる幾多の事項は其の民事たると刑事たるとを問はす何れも皆時勢の反映たらさるなきか故に各位か其の職務上實際に經驗したる諸般の徵象と又其の職務の外に於て日常接觸する社會的事物とを參酌考察せは世態人情の推移を觀測するに於て正鵠を失はさるに庶幾からむ斯くの如きは獨り司法事務の運用をして完

全ならしむる所以たるのみならす又以て一般の施政に貢獻する所多大なるへきを疑はす抑行政と司法とは固より其の作用を別にし各獨立の畛域を有し互に干犯することを容ささるは勿論なりと雖經世の大本より之を觀れは其の歸は一にして二あるに非す各位の職務は司法の一部局に限らるるも其の平生の用意としては職務の内外を問はす勗めて社會の事物に接觸し周到なる注意と緻密なる觀察とを以て世態の動く所を探り人情の嚮ふ所を察し以て新領土の經營に資する覺悟あるを要す

民事刑事の訴訟事件は比年增加するの傾向あり是畢竟時運の進展と人民の權利思想發達に伴ふ當然の現象なりと雖斷決の要は刑なきを期し聽訟の要亦訟なからしむるに在るを以て各位は此の旨趣に依り事件を處理するを要す卽ち刑事事件に在りては犯人の性行に照らし犯罪の情狀に鑑み實效を奏すへき刑罰を科せんことを期すると同時に處罰の實益なきものに對しては科刑以外の適當なる處分を以て其の自省を促かし民事事件に在りては訟を聽くに常に哀矜恭敬を旨とし懇篤に理義を示して其の處分及裁判に悅服せしむることを圖るへく就中和解に依り紛爭を解決せしむるを得策なりと認めたる場合に於ては成るへく之に依りて事件を終局し永く紛爭を釀ささらしむることに努め以て裁判の威信と實效とを完ふすることに留意すへし

不動産登記令は土地臺帳の備はらさる爲施行するに至らさりしか市街地其の他一二の地方は土地調査結了し土地臺帳完成したるを以て關係法令の一部に改正を加へ且土地調査の結果從來の登記又は證明の整理上必要なる規定を設け之を各地域に施行することと爲し又各國居留地制度の撤廢に伴ひ永代借地權の登記に關する法令を定め同時に之を施行し以て不動産に關する權利の保障を的確ならしめたり登記の當否は直接に私權の消長に影響するものあるを以て登記事務に付ては特に愼重なる取扱を爲し苟も過誤なきを期せさるへからさるも之か爲處理遲緩に流るるの弊を生すへからす故に其の執務上繁文を去り縟禮を避け以て延滯に陷らさるの注意を要す且登記官吏の人民に接するや敢て權威を弄することなく溫和懇篤を旨とし書類の不備の如きは懇切に指示して之を補正せしむる等務めて申請者の便宜を圖るの要あり各位は深く此の點に留意し常に登記官吏を監督して其の執務の適正を期すへし

曩に鴻山、永同、鏡城、義州及黃州の五支廳を廢止したるは輓近交通機關の整備に伴ひ强いて之を存置せさるも人民に多大の不便を感せしむる虞なしと認めたるに因れり而して其の廢止に伴ひ且行政區劃の整理を行ひたる結果支廳の事務取扱區域を變更し竝二三支廳の名稱を改正し又登記及公證事務を取扱はしむる爲不動産登記令の施行地たる二三の地に地方法院出張所を設置したり而して將來不動産登記令施行地域の擴張に伴ひ漸次同出張所を增設する方針なり

支廳廢止、事務取扱區域變更及地方法院出張所新設等に伴ひ且事件に增減を來したる結果各廳の職員定數中事務の繁閑と均衡を得さるに至りたるものありて之を變更する必要を生せり是れ一時に稍多數職員の異動を行ひたる所以にして實に已むを得さるに出つ覆審法院長及同檢事長の主管事項に屬する判任官の管內轉補に付ても必要已むを得さる場合の外成るへく之を行はさるを要す叙上の如く務めて事務と職員との

均衡を得せしめむことを圖りたるのみならす不動産登記令施行の爲若干の判任官以下の定員を増加せるも前述の如く訴訟事件増加し逐日事務繁多に赴けるを以て職員の不足を告くるに至りたるは數の免れさる所にして本總督に於ても其の事情は諒とせさるに非されとも經費の關係上遽に増員を行ふこと能はさるか故に一に各職員の恪勤精勵に依り之を補足せさるへからす各位は克く此の趣旨を體し以て部下を督勵し事務の澁滞なからむことに留意すへし

司法官試補の職制を創設するの必要は昨年の會同に際し業既に訓示せし所の如くなるを以て曩に若干名を任用し二三の地方法院に配置したり司法官試補は將來判事又は檢事として司法事務の重責を擔任するものなるを以て其の修習に付ては民事刑事は勿論諸般の實務に亙り些の遺漏なきを期せさるへからす故に各位は心力を傾注して之を監督指導すると共に其の人格技能を精査し時時詳細の所見を報告し仍て異日簡選の資料となすことを怠るへからす

刑事裁判の本旨は犯罪人を懲戒し改過遷善の實を擧くるに在り故に司法官たる者は啻に罪案を糾彈するを以て足れりとせす進んて其の行刑の狀態を視察し果して敍上の目的を達し得るや否に付不斷の研鑽を爲ささるへからす職に監獄監督の任に在る者は素より言ふを俟たす他の一般司法官と雖親しく監獄に就き其の處斷に係る刑罰は犯人に對し恰當の效果を及ほしたるや否に注意し又監獄内部に於ける作業給養等の事項をも知悉するの必要あり法制上監獄巡視の職權を與ふる所以のもの蓋し茲に存す各位は宜しく常に獄務の當局と聯絡を保ち行刑の實情を審にし以て其の職責を全ふせんことを期すへし

檢事と司法警察官とは其の職務密接して二者相離るることを容さす故に檢事は平素司法警察官と親近し克く之を指導して事效を擧くることに努めしむへきことは業既に訓示したる所の如し爾來兩者間に意思の扞格なく一致協力に依り著著良果を收めつつあるは本總督の滿足する所なり然れとも各位の答申に依れは司法警察官執務の狀況は尙未た以て十分と爲すに足らさるものあるか如し司法警察事務の擧否は直に裁判及檢察事務に影響する所鮮少ならさるを以て爾後益司法警察官を督勵指導し其の實績を擧くることに努むへし

辯護士、訴訟代理業者其の他訴訟代理を爲す者の執務狀況は各位の答申に依れは現下甚しき弊害なきか如し然れとも其の職務の適否は司法事務に多大の關係を有するを以て各位は其の監督に付一段の力を致し若訴訟を教唆し健訟の風を助長するか如き弊あらは嚴に之を防遏するの途を講すへし

民事刑事其の他諸般の報告事項は報告例等を以て訓令しあり報告事項中各位に於て其の必要なしと認むるものも本府に於ては極めて其の報告を必要とすることあるを以て所定の報告は之を省略せさることを期し殊に即時報告事項は多くは重大且急速を要するものなるを以て若其の報告を遲延することあらんか爲に或は本府の措置に支障を生することなきを保すへからす故に此等の報告は特に敏活正確を期し以て訓令の趣旨に副はむことに留意すへし

裁判所及檢事局の長は部下職員と同しく司法事務に鞅掌し以て其の實績を擧けむことを期せさるへからす從來監督官中には力を行政事務に專らにして司法事務を忽緒に付するか如き

嫌なきに非さりしも近來漸く斯る傾向を見さるに至れるは喜ふへし爾後一層勵精司法事務に力を致し躬ら模範を後進に示し以て事務の振作を圖るへし

官紀の振肅に關しては從來反覆訓示したる所あり裁判所は所謂司直の府なるを以て其の職員は特に清廉公正ならさるへからす故に恆に身を修め家を齊ふるは勿論驕惰を戒め勤儉を尙ひ以て一般の儀表たるへき覺悟あるを要す各位は此の旨趣に依り部下職員の監督に留意し以て其の風紀を維持することに努むへし

諮問に對する各位の答申又は會議に於て陳述せる事項に付ては本府に於て調査の上相當處理する所あるへし玆に今回の會同を閉るに當り各位連日の勞を謝す

○近著歐文雜誌論文要目

(一) 英文雜誌

○アウトルック(The Outlook)(紐育週刊)三月二十一日發行

A 伯剌西爾に於ける反亂 社說

B 印度の國家主義 同

C 智利と「モンロー」主義(セオドール・ルーズヴエルト寄書)

○同上 四月四日發行

A 日本の內閣 社說

B ジョンスホプキンス大學の新任總長 同

C 愛蘭の自治案と二個の反對意見(クレース・エス・エッチ・チトゥス及フランク・ハーパー兩氏)

○同上 四月十一日發行

A 獨逸小說界の大家プール・ヒース氏の死 社說

B 伊太利の內閣 同

C 日本の現在と將來 ハミルトン・ダブリユ・メービー博士

D 州立銀行と中央銀行との競爭 セチドール・エッチ・ブライス

○同上 四月十八日發行

A 中央銀行の準備金制度 社說

B 墨國の戰爭 同

C 南米と「モンロー」主義(國際法學會の討議)

○亞細亞評論(The Asiatic Review)(倫敦月刊)四月號

A 埃及の暗黑 エッチ・エム・エッチ

B 日本の進步と退步 東京・駒井氏

C 印度及同國境に於ける前代土地の開發 デー・ジー・カサウエッテー

○銀行雜誌(The Banker's Magazine)(倫敦月刊)四月號

A 米國に於ける銀行法の改正(其二) 社說

B 千九百十三年度英、愛蘭の銀行の發展

C 印度の財政と貨幣制度委員 レッグ・ムレー

D 英蘭銀行配當の增率

E 銀行の最近營業報告に對する比較研究

F 三月の金融界

○時事評論(The Contemporary Review)(倫敦月刊)四月號

A 自治案及「ウルスター」市の運命 ジセーフ・コムプトンリケット

B 墨國問題 トーマス・ベーデー

C 國防上の欠缺(自殺俱樂部) マシカラム・スコット

D 南亞弗利加の勞働 エッチ・ジー・プーツマー

E 平和運動に對する障礙 シ・イ・モーリス

F 貧民に對する立法的救助 ノルマン・ベントウイッヒ

(二) 獨文雜誌

○德六新報(Der Ostasiatische Leoyd)第二十八卷第十四號 上海 四月十日

一 支那政府と新聞

一 日本の新內閣

一 露國に於ける支那人勞働者

一 四川省の事情

一 南支那の事情

一 獨支協會

一 獨逸帝國議會と支那

一 漢堡に於ける東亞協會

○同上 第二十八卷第十五號 上海 四月十七日

一 支那の學制

一 日本の內閣交迭

一 支那の現狀

一 獨逸と支那

一 天津に於ける獨支中學校

○同 上　第二十八卷第十六號

一 支那借款に關する英佛の不和　上海 四月二十四日

一 日本法制の不備

一 白狼

一 列强の世界政策

一 獨支協會の任務と目的

○同 上　第二十八卷第十七號

一 支那に於ける獨逸の活動　上海 五月一日

一 支那に於ける獨逸の舊教宣教師

一 大隈內閣

一 支那に於ける醫術進步の獎勵

一 日本東北の饑饉

一 支那國教問題

○日獨郵報(Deutsche Japan Post)第十三卷第二號　橫濱 四月十一日

一 露國と獨逸

一 日本を誤解せる著述者

一 日本と印度の貿易

一 朝鮮の金鑛

一 北獨逸ロイド會社一九一三年度事業

○同 上　第十三卷第三號　橫濱 四月十八日

一 皇太后陛下の崩御

一 大隈內閣

一 一八六四年四月十八日の懷舊　ドクトル・パウル・ガストワルド述

○同 上　第十三卷第四號　橫濱 四月二十五日

一 大隈內閣

一 日本に於ける獨逸法

一 感情政策

一 龍口の開港

○同 上　第十三卷第五號　橫濱 五月二日

一 米國と墨國

一 日本の海軍問題

一 日本に於ける歐州劇

一 日本の政治上の變化と基督教

(三) 佛文雜誌

千九百十四年二月十五日刊行

「ルヴュ・デ・ツー・モンド」主要題目

天職(第二編)　アヴスタ

「アンリー、ラプーシュール」と當時の革命黨　アウギュスタン・フイロン

倫敦に於ける古代西班牙帝の綸畫に付　ルキ・ジレー

摩洛哥と土人問題　ロベール・ド・ケー

伊太利文學發生の奮　ポール・アザール

「ポール、クローデル」に付　サン・マリー・ペラン夫人

「アルサス」の一市街、「ウキッセンブルヒ」　ポール、アツケル

同 上　三月一日

同 上

天職(第三編)　アヴスタ

丁抹國の晩霞　アンドレー・ベレツソール

近代に於ける恐慌　シヤル・ベノア

「ダントン」の晩年　ルキ・マドラン

同 上　三月十五日

同 上

天職(第四編)　アヴスタ

復古及改革　アンバール・ド・ラ・ツール

「ダントン」の晩年　ルキ・マドラン

羅馬人と「トリポリ」人及「シレナイク」人　レチン・ホモー

同 上　千九百十四年四月一日

「ケスチヨン、ヂプロマチツク、エ、コロニアル」同上

佛國の弱點と外國の弱點　トマツソン少佐

「シユルシル」氏と英國海軍政策　ド・タルレー

「ヂユルバン」より「モムバツサ」に至る東部亞弗利加沿岸　ローラン・モロー

「アルバンイ」の自治と歐羅巴　ガブリエル・ルキ・ヂヤレー

同 上　千九百十四年三月十五日

通信上の一大要案　アンジエル・マルヴオー

「シユルシル」氏と英國海軍政策　ド・タルレー

「イスラム」種族に對する殖民地權力　マツクス・モンベル

敍任及辭令

○自四月十三日至五月十三日

四月十三日

勳七等 小山作太郎
田村 欣平
山田 正
(各通)
任朝鮮總督府臨時土地調查局技手 給九級俸

勳八等 水野林治郎
勳八等 鐵田喜一郎
(各通)
勳八等 瀧森 愿而
任朝鮮總督府臨時土地調查局技手 給十級俸

朝鮮總督府道書記 霽島 孫六
任朝鮮總督府府書記 給九級俸

朝鮮總督府府書記勳七等 金子鹿壽爵
任朝鮮總督府郡書記 給九級俸

四月十四日

孫 英
閔 丙晟
劉 泰禹
(各通)
任朝鮮總督府裁判所書記兼朝鮮總督府裁判所通譯生

朝鮮總督府裁判所書記 孫 英
朝鮮總督府裁判所書記 閔 丙晟
(各通)
朝鮮總督府裁判所書記 劉 泰禹
給七級俸

任朝鮮總督府稅關書記 給八級俸
朝鮮總督府稅關監吏 野田 重彥
朝鮮總督府稅關監吏 橋本邦太郎

任朝鮮總督府稅關監視 給十級俸
朝鮮總督府中央試驗所技手 海福 紀一
(各通)
朝鮮總督府中央試驗所技手 室田 武隣
兼任朝鮮總督府工業傳習所技手

朝鮮總督府稅關監吏 小林 宗雄
兼任朝鮮總督府稅關書記

任釜山中學校教諭 給三級俸
京城中學校教諭 下石政之進

京城中學校教諭兼釜山中學校教諭 岩村 俊雄
免本官專任釜山中學校教諭

釜山中學校教諭 岩村 俊雄
給四級俸

(各通)
休職神奈川縣中郡東秦野村 新津 米造
立尋常高等田原小學校訓導 牧島金三郎
任釜山中學校教諭 給六級俸

朝鮮總督府判事正六位 山口 貞昌
任朝鮮總督府檢事兼朝鮮總督府書記官 敍高等官四等

朝鮮總督府判事正七位 中井猍太郎
任朝鮮總督府檢事 敍高等官六等

朝鮮總督府檢事兼朝鮮總督府書記官 草場林五郎
免兼官

四月十五日

德島縣師範學校訓導 岸谷 九平
任朝鮮公立小學校訓導 給十級俸

陸軍砲兵少尉正八位 永塚 樂治
任朝鮮總督府監獄技手 給五級俸

香川縣三豐郡桑山村立桑山
尋常高等小學校訓導兼校長
香川縣三豐郡桑山村立桑山
農業補習學校訓導兼校長 田中 茂吉
任朝鮮公立小學校訓導 給八級俸

朝鮮公立普通學校訓導 小佐々峯太郎
給五級俸

島田 孫三
任朝鮮總督府臨時土地調查局書記補 給月俸三十圓

四月十六日

朝鮮公立普通學校訓導 朴 容勳
兼任朝鮮公立簡易實業學校訓導

朝鮮公立普通學校訓導兼朝鮮公立簡易實業學校訓導 金 健濟
(各通)
朝鮮公立普通學校訓導兼朝鮮公立簡易實業學校訓導 金 善玉
免兼官

朝鮮總督府臨時土地調查局書記 吳 智泳
(各通)
朝鮮總督府臨時土地調查局技手 黃 穆淵
依願免本官

洪 相毅
任朝鮮總督府府書記 給七級俸

全 林鳳
任朝鮮總督府郡書記 給七級俸

陸軍步兵中尉正七位勳六等 奧秋 作藏
任朝鮮總督府臨時土地調查局技手 給八級俸

松本 六平
(各通)
大塚 信吉
任朝鮮總督府遞信書記 給月俸二十三圓

朝鮮總督府遞信書記 井藤歡之進
給三級俸

朝鮮總督府遞信書記 井藤歡之進
朝鮮總督府警部 朴 雲[illegible]
朝鮮總督府郡書記 崔 元[illegible]
朝鮮總督府臨時土地調查局技手 閔 光植
(各通)
朝鮮總督府臨時土地調查局技手 宋 善和
朝鮮總督府稅關監吏 井野川義平
朝鮮總督府稅關監吏 高比良右馬二
朝鮮總督府稅關監吏 林 眞輔
朝鮮總督府稅關監吏 春田 正之
依願免本官

竹內 靜衛
任朝鮮總督府裁判所書記 給六級俸

四月十七日

村上 俊雄
任朝鮮總督府郡書記 給十一級俸

陸軍步兵中尉從七位勳五等 中尾芳太郎
任朝鮮總督府臨時土地調査局技手 給七級俸
勳八等 中村 政雄
青木 保治
勳八等 小牧 三郎
勳八等 山田 久助
藤井 豐一
（各通）
任朝鮮總督府臨時土地調査局技手 給九級俸
山脇 半平
勳七等 藤津 慶藏
鈴木修次郎
西鄕 賢
勳八等 安田阪太郎
岡本 佐吉
蓑毛 其輔
勳八等 湯村 豐松
中原 吉信
勳七等 中山 修彝
勳七等功七級 田代 芳彥
（各通）
任朝鮮總督府臨時土地調査局技手 給十級俸
宮崎 竹松
關 重三
勳七等功七級 吉村藤五郎
勳八等 川那 賢
勳七等 谷萩 藤吉
（各通）
任朝鮮總督府臨時土地調査局技手 給十一級俸
東京市麻布高等小學校訓導 鈴木 ハル
任朝鮮公立小學校訓導 給十級俸
陸軍少將正五位勳三等功三級 立花小一郎
任朝鮮總督府警務總長
四月十八日
朝鮮總督府府書記 伊藤 傳三
任朝鮮總督府道書記 給三級俸
朝鮮公立小學校訓導 野田 武治
任朝鮮公立普通學校訓導 給五級俸
李 增 根
任朝鮮總督府郡書記 給五級俸

東京府南葛飾郡隅田村隅田尋常高等小學校訓導 鶴野千賀子
任朝鮮公立小學校訓導 給十一級俸
義州公立農業學校敎諭 大友 正雄
給八級俸
義州公立農業學校敎諭 大友 正雄
依願免本官
松岡 齊
任朝鮮公立小學校訓導 給九級俸
四月十九日
佐賀縣杵島郡江北尋常高等小學校訓導 江頭千代太郎
任朝鮮公立小學校訓導 給九級俸
四月二十日
朝鮮總督府郡書記正七位勳八等 黑川 林藏
任朝鮮總督府府書記 給三級俸
姜 仁 遠
任朝鮮公立普通學校副訓導 給七級俸
佐賀縣小城郡東多久尋常高等小學校訓導 尾形 惟一
任朝鮮公立普通學校訓導 給八級俸
蔡 容 默
任朝鮮總督府裁判所書記兼朝鮮總督府裁判所通譯生
朝鮮總督府裁判所書記 蔡 容 默
給月俸十九圓
金 貞 培
任朝鮮總督府裁判所書記兼朝鮮總督府裁判所通譯生
朝鮮總督府裁判所書記 金 貞 培
給月俸十九圓
廣島縣豐田郡立女子技藝學校敎諭 松居 靜江
任鎭南浦公立實科高等女學校敎諭 給八級俸
中山 恕
任朝鮮總督府裁判所書記給十一級俸
鎭南浦公立實科高等女學校敎諭 郡司 セイ
千葉縣ヘ出向ヲ命ス
四月二十一日
山縣健次郎
任朝鮮總督府遞信書記補 給月俸二十三圓
宋 完 燮
（各通）
朴 汶
任朝鮮總督府郡書記 給六級俸

中野 憲一
任朝鮮總督府稅關監吏 給月俸二十三圓
高野 いつ
任朝鮮公立小學校訓導 給十一級俸
勳七等 湯川 壽
任朝鮮總督府郵便所長 給十級手當
朝鮮總督府道技手 柳町 壽男
給五級俸
朝鮮總督府道技手 柳町 壽男
（各通）
朝鮮總督府郵便所長 小倉 重松
依願免本官
朝鮮總督府郡書記 丁 世 重
免本官
朝鮮公立普通學校副訓導兼朝鮮公立簡易實業學校訓導 梁 大 煥
文官懲戒令ニ依リ本官竝兼官ヲ免ス
崔 大 烈
任光州公立農業學校敎諭 給七級俸
朝鮮公立普通學校副訓導 吳 錫 龍
任寧邊公立農業學校敎諭 給月俸二十二圓
四月二十二日
朝鮮總督府臨時土地調査局書記 西田 元吉
朝鮮總督府臨時土地調査局技手 笠原 嘉市
釜山公立商業專修學校敎諭 青井純一郎
（各通）
朝鮮公立小學校訓導 浮田 傳吾
朝鮮總督府郡書記 李 應 虎
依願免本官
金 鼎 屋
（各通）
張 世 奎
任朝鮮總督府郡書記 給七級俸
判事從六位 田尻 隆造
任朝鮮總督府判事 敍高等官六等
判事從六位 野村調太郎
任朝鮮總督府判事 敍高等官六等
檢事正七位 外間 現篤
任朝鮮總督府檢事 敍高等官六等
判事從七位勳六等 山內 公允
任朝鮮總督府判事 敍高等官七等

檢事從七位 岡本 勳治
任朝鮮總督府判事 敍高等官七等
陸軍憲兵中佐從六位勳四等 瀧 元次郎
任朝鮮總督府警務部長
四月二十三日
京城高等普通學校敎諭 金 成 喜
依願免本官
彭 漢 基
任大邱公立農業學校敎諭 給七級俸
朝鮮公立小學校訓導 堀內 五郎
任京城高等普通學校敎諭兼京城高等普通學校訓導
京城高等普通學校敎諭 堀內 五郎
給八級俸
西村傳太郎
任朝鮮公立小學校訓導 給月俸二十二圓
朝鮮總督府郡書記 廣安 詩一
任朝鮮總督府道書記 給九級俸
四月二十四日
朝鮮總督府看守 林 丙 勳
朝鮮總督府看守 金 在 璿
(各通)
任朝鮮總督府看守長 給七級俸
韓 範 錫
朴 昌 熏
盧 載 鳳
李 瓚 鎬
(各通)
任朝鮮總督府郡書記 給七級俸
權 泰 翊
任朝鮮總督府道慈惠醫院助手 給七級俸
吉田菊次郎
任朝鮮總督府技手 給八級俸
洪 致 業
任朝鮮總督府醫院助手 給八級俸
朝鮮公立普通學校訓導 窪田 次郎
(各通)
朝鮮公立普通學校副訓導 申 大 範
兼任朝鮮公立簡易實業學校訓導
朝鮮總督府郡書記 林 丞 泓
給七級俸
朝鮮總督府道技手 關口 德藏
高知縣ヘ出向ヲ命ス

朝鮮總督府郡書記 林 丞 泓
依願免本官
朝鮮公立普通學校副訓導兼朝鮮公立簡易實業學校副訓導 任 弼 周
依願免本官竝兼官
島本キクヱ
任朝鮮公立普通學校訓導 給十一級俸
朝鮮總督府技手 吉松 英男
任朝鮮總督府道技手 給八級俸
朝鮮公立普通學校訓導 柳 春 顯
朝鮮總督府稅關監吏 守中治太郎
朝鮮總督府稅關監吏 富田 四郎
(各通)
依願免本官
申 大 範
任朝鮮公立普通學校副訓導 給七級俸
四月二十五日
林 漢 龍
任朝鮮總督府農林學校助敎諭 給五級俸
井上昇太郎
吉岡 久
(各通)
任朝鮮總督府臨時土地調査局書記補 給月俸二十圓
朝鮮總督府稅關監視 陸軍憲兵軍曹勳八等 渡邊 次一
朝鮮總督府稅關監視 陸軍憲兵伍長勳八等 篠原爲治郎
(各通)
朝鮮總督府稅關監視 陸軍憲兵伍長勳七等 金子壽太郎
兼任朝鮮總督府警部
陸軍憲兵軍曹 櫻井 龜雄
陸軍憲兵軍曹 千葉 十七
陸軍憲兵軍曹勳七等功七級 大師堂仙三郎
陸軍憲兵伍長 大久保新次郎
陸軍憲兵伍長 板場 守義
陸軍憲兵伍長 大越清治郎
陸軍憲兵伍長 木村 定藏
陸軍憲兵伍長 坂西 準二
陸軍憲兵伍長 板垣 信一
陸軍憲兵伍長 織下 福善
陸軍憲兵伍長 板垣 幸吉

陸軍憲兵伍長 淺野 平吉
陸軍憲兵伍長勳七等 三田村春藏
陸軍憲兵伍長 佐藤養三郎
陸軍憲兵伍長 木村 安
陸軍憲兵伍長 田澤作治郎
陸軍憲兵伍長 堀江 四郎
陸軍憲兵伍長 齋藤 末藏
陸軍憲兵伍長勳八等 伊藤三之助
陸軍憲兵伍長 吉川 乙吉
陸軍憲兵伍長勳八等 須藤龜之丞
陸軍憲兵伍長勳七等 安井 虎[illegible]
陸軍憲兵伍長 三好 貞[illegible]
(各通)
任朝鮮總督府警部
朝鮮總督府事務官 鹽屋 智[illegible]
官房土木局營繕課長ヲ命ス
岡本 嘉一
任朝鮮總督府屬 給十級俸
朝鮮總督府鐵道局書記 伊藤伊三郎
兼任朝鮮總督府屬
朝鮮總督府臨時土地調査局書記 緒川原重雄
朝鮮總督府臨時土地調査局書記 川村 雄象
(各通)
朝鮮總督府臨時土地調査局書記補 今關 長藏
朝鮮總督府高等土地調査委員會書記ヲ命ス
朝鮮總督府鐵道局書記兼朝鮮總督府屬 林原 憲貞
免兼官
浦部 好治
任朝鮮總督府遞信書記補 給月俸十八圓
陸軍憲兵中尉從七位勳六等 島田勝太郎
任朝鮮總督府警視
朝鮮總督府檢事 尹 憲 求
依願免本官
二十七日
福岡縣嘉穗郡立岩尋常高等小學校訓導 川上 タツ
任朝鮮公立小學校訓導 給十級俸
朝鮮公立小學校訓導 塚本 アツ
任朝鮮公立普通學校訓導 給十級俸
朝鮮公立簡易實業專修學校訓導 渡邊祭三郎
兼任朝鮮公立小學校訓導

（各通）
朝鮮總督府技手 浦島甚太郎
朝鮮公立普通學校副訓導 崔斐永
朝鮮總督府郡書記 玉潤敦
朝鮮總督府道慈惠醫院助手 金宗鉉
依願免本官
四月二十八日
朝鮮公立小學校訓導 松山恒五郎
任朝鮮公立普通學校訓導兼朝鮮公立簡易實業學校訓導
朝鮮公立普通學校訓導 松山恒五郎
給十級俸
朝鮮公立普通學校訓導 崔錫麟
（各通）
朝鮮公立普通學校訓導 楠喬二郎
兼任朝鮮公立簡易實業學校訓導
朝鮮公立簡易實業學校訓導 李培根
兼任朝鮮公立普通學校訓導
尹殷炳
任朝鮮公立普通學校副訓導 給月俸十七圓
朝鮮公立普通學校副訓導兼朝鮮公立簡易實業學校訓導 金錫源
依願免本官並兼官
千葉縣女子師範學校教諭、矢吹てる
任京城公立高等女學校教諭 給六級俸
群馬縣山田郡矢場川尋常高等小學校訓導兼校長 笠原要太郎
任朝鮮公立普通學校訓導 給八級俸
洪河奎
任朝鮮總督府郡書記 給八級俸
清野ツナノ
任朝鮮公立小學校訓導 給十級俸
山口縣立萩中學校教諭、粟屋周祐
任平壤高等普通學校教諭 給六級俸
四月二十九日
勳八等 松下和三郎
任朝鮮公立普通學校訓導 給十級俸
大和田信近
任朝鮮總督府遞信書記補 給月俸二十圓
朝鮮公立普通學校訓導 金相有
任朝鮮總督府郡書記 給七級俸

任朝鮮總督府郡書記 給八級俸
鄭性祿
（各通）
石川豐
藤井辰雄
任朝鮮總督府稅關監吏 給月俸十四圓
朝鮮總督府郡書記 金光鎬
（各通）
朝鮮總督府郡書記 朴洵衍
依願免本官
吳盛根
任朝鮮總督府郡書記 給六級俸
陸軍步兵少尉 石井太郎
任朝鮮總督府道技手 給八級俸
朝鮮公立小學校訓導 阿部ヤエノ
朝鮮公立普通學校訓導 朴洵龍
（各通）
朝鮮公立普通學校副訓導 李晟哲
依願免本官
四月三十日
柳時台
李範周
（各通）
姜信五
申午均
任朝鮮總督府郡書記 給七級俸
金賢默
（各通）
金相斗
任朝鮮總督府郡書記 給八級俸
光田孟輔
（各通）
織田信知
任朝鮮總督府郡書記 給十級俸
增田秀三
任朝鮮總督府郡書記 給十一級俸
金敦植
任朝鮮公立普通學校副訓導 給七級俸
八木新太郎
任朝鮮公立普通學校副訓導 給九級俸
朝鮮公立小學校訓導 岡本貞吉
任朝鮮公立普通學校訓導 給九級俸
朝鮮公立小學校訓導 久信田與四郎
任朝鮮公立簡易實業學校訓導 給九級俸

（各通）
渡邊迪知
村木義一
任朝鮮總督府稅關監吏 給月俸十四圓
京城公立高等女學校教諭 古澤正碓
兼任京城公立高等女學校書記
朝鮮總督府遞信書記 指方邦太郎
給四級俸
朝鮮公立普通學校訓導 金顯聰
給五級俸
朝鮮總督府郡書記 宋永祚
給六級俸
朝鮮總督府屬 弓削新吾
朝鮮總督府遞信書記 指方邦太郎
朝鮮總督府臨時土地調査局書記 高村信永
（各通）
朝鮮總督府郡書記 宋永祚
朝鮮總督府遞信書記補 加藤琢三
朝鮮公立普通學校訓導 金顯龜
朝鮮公立普通學校副訓導 方漢淳
依願免本官
五月一日
陸軍憲兵軍曹勳八等 富岡才市
陸軍憲兵軍曹 遠藤温
陸軍憲兵伍長勳八等 白砂理一
陸軍憲兵伍長勳八等 森次平
（各通）
陸軍憲兵伍長 三浦東右衛門
陸軍憲兵伍長 新井晴
陸軍憲兵伍長 澁谷悌五郎
陸軍憲兵伍長勳七等 三田村春藏
任朝鮮總督府稅關監視
朝鮮總督府醫部陸軍憲兵曹長勳七等 龍口虎吉
朝鮮總督府醫部陸軍憲兵軍曹勳七等 村上馨
（各通）朝鮮總督府醫部陸軍憲兵軍曹勳七等 大嶺眞恒
朝鮮總督府醫部陸軍憲兵伍長 大沼倉五郎
朝鮮總督府醫部陸軍憲兵伍長 樋口作藏
兼任朝鮮總督府稅關監視
陸軍憲兵上等兵勳七等 在原福平
（各通）
千野リウ
任朝鮮公立小學校訓導 給十一級俸

朝鮮總督府臨時土地調査局技手 康鼎燮
依願免本官
全日永
任朝鮮公立普通學校副訓導 給七級俸
廣田政治郞
任義州公立農業學校敎諭 給十級俸
伊藤直矢
任寧邊公立農業學校敎諭 給十一級俸
陸軍憲兵上等兵勳七等 渡部辰次郞
陸軍憲兵上等兵勳七等 渡田甚藏
陸軍憲兵上等兵勳八等 油布虎彥
陸軍憲兵上等兵 加藤久治
陸軍憲兵上等兵 岸哲明
陸軍憲兵上等兵 山口榮治郞
陸軍憲兵上等兵 北川米作
陸軍憲兵上等兵 園田九郞
陸軍憲兵上等兵勳八等 笹子重次郞
陸軍憲兵上等兵 大谷泰知
陸軍憲兵上等兵 小久保義平
陸軍憲兵上等兵 岡田孫二
（各通）
任朝鮮總督府稅關監吏
朝鮮總督府郡書記 林捨次郞
任朝鮮總督府裁判所書記 給五級俸
朝鮮總督府府書記 井上三千三
任朝鮮總督府裁判所書記 給九給俸
朝鮮總督府郡書記 金秉璘
兼任朝鮮總督府裁判所書記朝鮮總督府裁判所通譯生
朝鮮總督府看守長 影山卯一郞
依願免本官
鹿兒島縣加治木町立實科高等女學校敎諭 寺師フサエ
任平壤公立高等女學校敎諭 給七級俸
金容宅
任朝鮮公立普通學校副訓導兼朝鮮公立簡易實業學校訓導
朝鮮公立普通學校副訓導 金容宅
給七級俸
菅野壽
任朝鮮總督府郡書記 給十級俸
金元善
任朝鮮總督府郡書記 給七級俸

朴稚奎
任朝鮮公立普通學校副訓導 給七級俸
朝鮮總督府技手 岩佐定一
兼任朝鮮總督府稅關技手
五月二日
朝鮮總督府遞信技手 鍋島綱三
給一級俸
朝鮮總督府遞信書記 安西唯男
給三級俸
朝鮮總督府遞信技手 鍋島綱三
朝鮮總督府遞信書記 安西唯男
（各通）
依願免本官
勳六等 李晚奎
朝鮮總督府中樞院副贊議被仰付
朝鮮總督府道慈惠醫院醫官 佐分利貞民
朝鮮總督府郡守 韓景烈
（各通）
朝鮮總督府郡守 徐基殷
依願免本官
朝鮮公立小學校訓導 笠井義雄
兼任鎭南浦公立實科高等女學校敎諭
五月三日
石川縣師範學校訓導 龜田正
任朝鮮公立小學校訓導 給八級俸
石川縣石川郡松任女兒尋常高等小學校訓導 龜田サキ
任朝鮮公立小學校訓導 給十一級俸
宇高重太郞
任朝鮮公立普通學校訓導 給六級俸
五月四日
朴東鎬
朴龍鉉
（各通）
邊鎭傑
任朝鮮總督府郡書記 給七級俸
朴基樂
任朝鮮總督府郡書記 給八級俸
勳七等 日高淸麿
任朝鮮總督府郡書記 給十級俸
近藤林平
任群山公立農業學校敎諭 給十級俸
朝鮮公立普通學校副訓導 金炳植
依願免本官

三重縣鈴鹿郡井田川尋常高等小學校訓導兼校長 前川藤藏
任朝鮮公立普通學校訓導 給七級俸
李敬奭
任朝鮮總督府臨時土地調査局書記補 給月俸十七圓
福岡縣糸島郡北崎尋常高等小學校訓導兼
福岡縣糸島郡北崎村實業補習小學校訓導 古川友衞
任朝鮮公立小學校訓導 給十級俸
五月五日
陸軍憲兵軍曹 川淵一眞
陸軍憲兵軍曹勳八等 前田泰藏
陸軍憲兵軍曹勳七等 江島要吉
陸軍憲兵軍曹 工藤龍雄
陸軍憲兵伍長勳七等 佐藤歡治
（各通）
任朝鮮總督府警部
鹿兒島縣揖宿郡頴娃尋常高等小學校訓導 松山雅雄
任朝鮮公立小學校訓導 給十一級俸
朝鮮總督府裁判所書記 木田榮
給五級俸
朝鮮總督府裁判所書記 本田榮
朝鮮總督府郡書記 權重九
朝鮮總督府郡書記 鄭錫淇
（各通）
依願免本官
五月六日
任淸州公立農業學校敎諭 給七級俸
群山公立農業學校敎諭 淺田市藏
任朝鮮總督府臨時土地調査局技手 給十級俸
稅務署屬 中長藏
朝鮮總督府看守 伊丹延治郞
任朝鮮總督府看守長 給十級俸
朝鮮總督府看守 武田順一郞
朝鮮總督府看守 大西辰衞
（各通）
任朝鮮總督府看守長 給十一級俸
陸軍憲兵上等兵 佐久間喜三郞
任朝鮮總督府稅關監吏
木村律人
任朝鮮總督府稅關監吏 給月俸十二圓
朝鮮公立小學校訓導 石川芳藏
給八級俸
朝鮮公立小學校訓導 石川芳藏
依願免本官

朝鮮總督府府書記　金奎祥
任朝鮮總督府郡書記　給七級俸
朝鮮總督府郡書記　嚴衡燮
任朝鮮總督府郡守　敍高等官八等
五月七日
朝鮮總督府道慈惠醫院醫官　黃島三之丞
平安南道平壤慈惠醫院長ヲ命ス
朝鮮總督府道慈惠醫院醫官　水戶軍二
咸鏡北道鏡城慈惠醫院長ヲ命ス
朝鮮總督府遞信書記　米原幸多
依願免本官
五月八日
朝鮮總督府司法官試補　大塚廿六
朝鮮總督府司法官試補　鹿島榮治
（各通）
京城地方法院檢事代理ヲ命ス
朝鮮總督府司法官試補　横田義太郎
京城地方法院檢事代理ヲ免ス
朝鮮總督府郡書記　加來茂樹
任朝鮮總督府臨時土地調査局書記　給五級俸
吳德三
任朝鮮總督府府書記　給六級俸
勳七等　山內茂樹
任朝鮮總督府臨時土地調査局技手　給九級俸
朝鮮公立普通學校副訓導　成孝國
兼任朝鮮公立簡易實業學校副訓導
朝鮮總督府裁判所通譯生
兼朝鮮總督府裁判所書記　姜完善
（各通）
朝鮮總督府遞信書記補　加藤琢三
依願免本官
朝鮮公立小學校訓導　濱岡越夫
任朝鮮公立普通學校訓導　給九級俸
五月九日
陸軍憲兵軍曹勳七等　山內茂
陸軍憲兵軍曹勳七等　門野直
陸軍憲兵伍長勳七等　仁平藤晉
陸軍憲兵伍長勳八等　中川道太郎
（各通）
任朝鮮總督府警部
朝鮮總督府勸業模範場技手　鄭宇相
任朝鮮總督府郡書記　給五級俸
遠藤亮
任朝鮮總督府道書記　給十級俸

山本梅太郎
任朝鮮總督府郡書記　給十級俸
朝鮮公立普通學校訓導　朴洙啓
兼任朝鮮公立簡易實業學校訓導
朝鮮總督府道技手　山口叶
給五級俸
朝鮮公立小學校訓導　花田半藏
給八級俸
朝鮮總督府道技手　山口叶
朝鮮公立小學校訓導　花田半藏
（各通）
依願免本官
陸軍步兵少尉正八位　井上萬輔
任朝鮮總督府臨時土地調査局技手　給七級俸
鈴木基四郎
任朝鮮總督府臨時土地調査局書記補　給月俸二十圓
德島縣阿波郡柿原尋常高等小學校訓導兼校長
德島縣阿波郡柿原實業補習學校訓導兼校長　山內眞一
任朝鮮公立小學校訓導　給九級俸
五月十一日
陸軍憲兵伍長勳八等　西田孝太郎
陸軍憲兵伍長勳七等　河野喜一
陸軍憲兵伍長勳七等　本川一万
陸軍憲兵伍長　仲西七太郎
陸軍憲兵伍長　小塚和作
陸軍憲兵伍長　田中義則
（各通）
任朝鮮總督府警部
朝鮮總督府郡書記　朴性宙
任朝鮮總督府道書記　給六級俸
朝鮮總督府道書記　李承瑾
任朝鮮總督府郡書記　給六級俸
朝鮮公立普通學校訓導　坂田侃
朝鮮公立普通學校訓導　金啓鼎
（各通）
兼任朝鮮公立簡易實業學校訓導
矢野源太郎
任朝鮮總督府稅關監吏　給月俸十四圓
朝鮮總督府郡書記　金詰植
朝鮮總督府臨時土地調査局技手　徐丙雲
（各通）
依願免本官
金寬善
任朝鮮總督府郡書記　給六級俸
家弓伊八郎
任朝鮮總督府府書記　給九級俸

朝鮮總督府稅關鑑定官補　藤井新次郎
給二級俸
朝鮮總督府道書記　長谷川房吉
給七級俸
朝鮮總督府稅關鑑定官補　藤井新次郎
朝鮮總督府道書記　長谷川房吉
朝鮮總督府郡書記　南相舜
（各通）
岩屋信榮
依願免本官
五月十二日
任朝鮮總督府技手　給八級俸
朝鮮公立普通學校訓導　川崎資平
任朝鮮公立小學校訓導　給九級俸
釜山公立商業學校教諭　新田繁一郎
任朝鮮公立普通學校訓導　給九級俸
朝鮮總督府看守　山田島五郎
任朝鮮總督府看守長　給十級俸
松井惣八
任朝鮮總督府遞信書記補　給月俸二十二圓
朝鮮總督府道技手　田中宇三
給二級俸
朝鮮公立小學校訓導　鹽田保一
給九級俸
朝鮮總督府裁判所書記　鈴木昭三郎
給十級俸
朝鮮總督府裁判所書記　鈴木昭三郎
朝鮮總督府道技手　田中宇三
朝鮮公立小學校訓導　鹽田保一
朝鮮公立小學校訓導　青野道太郎
（各通）
依願免本官
東文謨
任朝鮮公立小學校訓導　給十一級俸
韓九鉉
任朝鮮總督府府書記　給七級俸
五月十三日
朝鮮公立普通學校訓導　金承鎬
朝鮮公立普通學校副訓導　梁裕衡
（各通）
依願免本官
朝鮮總督府裁判所書記兼
朝鮮總督府裁判所通譯生　李承薰
任朝鮮總督府郡書記　給五級俸
中村清次
任朝鮮公立小學校訓導　給十一級俸

○朝鮮貿易概況

（大正三年四月分）

本年四月中朝鮮貿易の概況左の如し

本月の貿易品價額は輸移出二百五十七萬餘圓輸移入六百二十八萬餘圓合計八百八十六萬餘圓にして之を前年同月に比するときは輸移出は百十一萬餘圓を增加したるも輸移入に於て恰も同額の減退を示したる爲め出入合計に於ては殆むと差異を認めす

本年一月以降四月迄の累計額は輸移出千二百一萬餘圓輸移入二千七十六萬餘圓にして之を前年同期の累計額に比すれは輸移出は六百二十五萬餘圓を增進し輸移入は百九十四萬餘圓を減退したるに依り合計に於て四百三十一萬餘圓の增加を告けたり

本月の輸移出品を前年同月に比し增減の著しきものを擧くれは米は前年四月內地に於ける移入稅撤廢の件決定し常業者の思惑買盛にして開港出廻り寂寥を極め同月は僅かに二十二萬餘圓の輸移出を算したるに過きさりしも本年は引續き市價著しく低落したるにも拘らす本月の輸移出百三十七萬餘圓に達し前年同月に比し百十四萬餘圓の增加を示し豆類は本年內地市場好況なりし爲め朝鮮は在荷漸く減退し前年同月に比し五萬九千餘圓を減少し人蔘は前年同月十七萬餘圓の輸出ありしも本月は數百圓に過きす其の他鑛產物は槪して好況にして金鑛は五萬六千餘圓鐵鑛は四萬餘圓黑鉛は二萬千圓の各增加を示したるも石炭は本年五萬六千圓を減退せり

次に輸移入品に在て米は販路漸く確實に赴き前年同月に比し八萬八千餘圓を增加し粟は本年朝鮮の米價低落したるに依り輸入困難にして三十六萬餘圓の減少を告け其の他石油は三十一萬餘圓廉布は十二萬餘圓軌條十五萬餘圓木材類十三萬餘圓の各減退を示したる等に依り合計に於て百十一萬餘圓を減少したり卽ち左表の如し

一　貿易額港別（圓）

（△印は減）

	輸出及移出	輸入及移入	總計	輸移入超過	一月以降累計 輸出及移出	一月以降累計 輸入及移入	一月以降累計 總計	通過及回送貨物
仁川	四二二、一六六	一、三一四、三二九	一、七三六、四九五	—	二、〇四五、七六四	四、六〇九、五一九	六、六五五、二八三	二四二、五〇四
釜山	九〇八、九九二	一、五六六、一五八	二、四七五、一五〇	—	三、六七五、二四一	五、七二五、一八六	九、四〇〇、四二七	一一九、二二七
元山	五七、五二七	四七二、四九二	五三〇、〇一九	—	三四二、四三五	一、四六七、三七四	一、八〇九、八〇九	—
鎭南浦	二二四、五七九	二六六、一五三	四九〇、七三二	—	六二八、三一三	四八一、三〇一	一、一〇九、六一四	一五六、一四四
京城	六九、〇七〇	一、二四二、一七八	一、三一一、二四八	—	二〇七、九六一	三、八〇一、六三一	四、〇〇九、五九二	—
群山	四八五、九六〇	二六五、五二八	七五一、四八八	—	二、六一一、一五〇	九〇四、三九一	三、五一五、五四一	—
木浦	一四四、四四五	一五七、九一四	三〇二、三五九	—	一、三五四、八三七	六九〇、八一七	二、〇四五、六五四	—
大邱	二四、二二八	二三二、三五八	二五六、五八六	—	九五、一三五	四六四、六三二	五五九、七六七	—
馬山浦及行巖灣	一〇、一四八	八五、六二六	九五、七七四	—	三一、九四七	三一九、二八七	三五一、二三四	—
淸津	四一、二〇九	一六一、八〇八	二〇三、〇一七	—	三四、〇六三	三九五、六五四	四二九、七一七	七六、四三二
城津	一三、三二六	七九、二三一	九二、五五七	—	二四七、六六九	二三八、〇一三	四八五、六八二	—
新義州及龍巖浦	一七八、七一九	二七五、二六二	四五三、九八一	—	六二九、一二三	六六四、八三七	一、二九三、九六〇	一、六三〇、一〇三
平壤	四五、三二三	三二〇、五六二	三六五、八八五	—	二一〇、六四一	一、〇〇三、四九〇	一、二一四、一三一	—
合計	二、五七八、四五一	六、二八七、四四八	八、八六五、八九九	三、七〇八、九九七	—	—	—	二、二四六、五六〇
一月以降累計 三年	一二、〇一三、二七九	二〇、七六六、〇一三	三二、七七九、二九二	八、七五二、七三四	—	—	—	
一月以降累計 二年	五、七五九、二九三	二二、七〇七、四八五	二八、四六六、七七八	一六、九四八、一九二	—	—	—	—
一月以降累計 增減	六、二五三、九八六	△一、九四一、四七二	四、三一二、五一四	—	—	—	—	—

二　輸出及移出重要品價額港別（圓）

（△印は減）

品名	米	大麥及小麥	豆類	雜穀	鮮魚	乾魚及鹽魚	人蔘	棉花	金鑛	鐵鑛	黑鉛	石炭	牛皮	生牛	木材及板	肥料	其他諸品	總計
仁川	一九五,四三四	—	九三三,八二三	二五	八	—	—	—	二六,五三五	—	—	—	九,六六五	—	一九五	九二,二二五	七七,六八六	四,三三一,一六六
釜山	五三七,二一五	二五	八四〇,五八八	九	七,八七八	一,〇三二	一〇	一一,〇七〇	三三一,三五七	—	一三,五九九	—	三三一,一三三	三三,五二二	二〇〇	二九,七四六	一四四,七一八	六〇八,九九三
元山	五,八七七	—	一三,三四〇	—	—	一,六八一	—	—	五,八六五	—	一三,五九七	—	二三,三四四	—	二〇〇	一,三五三	一三,〇九〇	五七,五三七
鎮南浦	四一,三七七	七六四	六二,七五七	九	二〇	二	—	—	四,九八八	五〇,三六〇	一,六四二	一五,九七〇	一一,〇一七	—	—	七九四	二四,九七九	三三四,五七九
京城	—	—	一,六一九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	五三,四七八	—	—	—	一一,九七三	六九,〇七〇
群山	四五三,五二九	—	—	—	—	—	—	一,二〇四	—	—	—	—	二七,七八二	—	—	五三三	二,九二二	四八五,九六〇
木浦	八四,八二五	—	—	—	三六〇	—	—	四〇,二一六	—	—	—	—	三,八六五	—	—	七四四	一四,八四五	一四四,四四五
大邱	二,三三五	三	三三一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一七,四三四	—	—	六六	四,一三六	三四,三三八
馬山浦及行巖灣	五三,五五七	—	五二	—	—	一五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六一	四,七六三	一〇,一四八
清津	—	—	七六六	—	—	一,〇一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七七〇	一,六三七	四,二〇九
城津	—	—	九,〇六一	—	—	—	—	—	—	—	三八	—	三,五三〇	—	—	—	六八七	一三,五三六
新義州及龍巖浦	四七,八四四	五	六,二二〇	二九,五五二	三,四八二	二二	一九六	—	—	—	四七	—	二〇,三四一	一,九三五	二六,二二一	二五七	四三,八二八	一七八,七一九
平壌	七,一五〇	—	四,三七〇	二〇〇	—	—	—	—	二一,三五三	—	—	—	七,〇九八	—	—	一,二一〇	三,九四一	四五,二三三
合計	一,三五〇,三〇五	七九七	二四八,五四八	三六,七〇五	一一,四五八	四,〇八七	二〇六	五五,五九〇	八一,〇八八	五〇,五六〇	二八,九三五	三五,九七〇	一七九,七〇七	三五,四五七	二六,七一六	四四,九四一	五五八,一九五	二,五七八,五九一
一月以降累計 三年	六,五四三,一六六	三,一五一	一,七一七,八五五	五八,二二三	五五三,三三一	三八,〇〇五	二〇七,五五〇	七六五,四七六	一,六七七,七四八	五五,七四〇	三六,〇〇五	六二,八三四	四七六,七四六	一〇〇,七〇五	五三,〇七三	一五五,六六〇	一,四七七,〇六〇	一三,〇一五,三七八
一月以降累計 二年	一,一八七,七九七	三,三五一	一,七一九,四三七	五七,七五九	六六,四〇五	三〇,二二八	一八〇,〇六一	四五五,四三六	四二一,三七一	一〇,六三五	二三,〇〇八	八二,〇六七	四三〇,七九四	六八,五七八	二五,九四四	二二九,〇一三	一,三六九,四四〇	五,〇五九,三六五
一月以降累計 增減	五,三五四,三七九	七九九	△一,五八二	二〇,三六四	△一一,〇七四	七,七八七	二七,四八九	三一〇,〇五〇	一三五,三七七	四五,一一七	一三,九九七	△一九,二三三	四五,九五二	三二,一五七	二七,一二九	四六,六四七	一〇七,六三〇	六,三五五,九八五

三　輸入及移入重要品價額港別（圓）

（△印は減）

品名	米	粟	小麥粉	食鹽	果實及核子	鹽魚	罐詰及壜詰食物	砂糖及精糖
仁川	二九,七二五	三〇,五〇二	三三,三六六	二九,二三七	八,五四八	七,二二二	四,四九六	三三,三八八
釜山	二六,〇八六	一三,七五一	四〇,九六八	一三,〇三〇	一三,一〇〇	三三,七七八	四,三三四	六五,一七九
元山	二七,四四四	二,三三九	五,五四四	一,七九二	一,八一七	二三八	五八八	五,四七九
鎮南浦	一,五五七	四,三一七	八,〇六五	一五,五一九	六七三	一九,九九八	一,九七〇	二,四六六
京城	一〇,〇六三	六〇,〇〇一	二一,三四三	—	一六,八五六	二,〇三一	二,九七四	二六,三三三
群山	四二,四五九	一八,六九五	一三,四二四	一三,〇一一	一,九九〇	三三	一,三五九	八,一〇一
木浦	一五,三二八	七一六	四,〇四六	—	一,九九三	二九三	七四一	六,〇〇一
大邱	五	一,六八六	四,六九四	—	二,二六九	—	一,七〇三	三,九六一
馬山浦及行巖灣	一六三	四	一,七六四	—	五九八	八	三六八	三,〇五五
清津	二七六	—	四,二九三	—	七九六	一〇,四三〇	九五〇	四,三六四
城津	三,四四三	七〇一	八五七	一九	一一	三,七〇二	二七八	一,八〇七
新義州及龍巖浦	一,三三九	四六,二五九	二,四〇〇	一六,八九九	一,六六三	八四七	八一〇	一,九六八
平壌	—	—	五,七六四	—	六,九二八	一七,三五三	一,四六四	八,四五五
合計	三五七,六九七	一七八,〇七一	一七七,〇三七	八六,四六七	五〇,五四四	六四,八二三	二三,〇三六	一四九,四四七
一月以降累計 三年	一,二三八,一九四	四七九,六一五	四〇五,九五〇	一九五,五四四	二二三,四五八	二八一,五六五	七〇,六四五	五五七,二七八
一月以降累計 二年	四三一,八〇〇	一,六七七,〇一〇	七五六,七五〇	一六八,八九五	一六七,九一五	三三七,〇六〇	六二,二三八	五六九,九〇七
一月以降累計 增減	八〇六,三九四	△一,一九七,三九五	△三五〇,七八〇	二四,六四〇	四四,五四五	△五五,四九七	八,四〇七	△一二,六二九

清酒	一,一一四	一五,八四七	七,五四九	一,三四四	二〇,一七〇	二,八六九	二,三三四	一,五一〇	一,〇六四	五,二九八	九〇四	三,〇四七	四,〇二三	七四,八七四	二三,六八三	二四二,七八六	△三一,一〇五
麥酒及黑麥酒	三,六九五	一五,五一四	一,四九〇	二,六〇二	一七,七六六	四,八九六	二,七〇九	八八五	二,六七九	一,六〇〇	七二二	三,四六八	五,三三二	七二,四四七	一四六,九八二	九〇,六四一	五六,四四一
其他の酒類	五,七四二	二,〇八〇	一三四	一,〇八九	一,九一〇	三一一	二七一	—	一〇〇	二八四	—	三,二七四	二六〇	三三,四六四	八二,一八〇	一〇四,二〇〇	△二一,〇三〇
石油	七〇,〇六二	四,二三三	—	一一,六四三	—	一,五四〇	一,二四五	一四九	—	一,〇六二	—	一,九四三	—	九一,七四四	一四〇,二六三	七五四,六五四	△六一五,四九二
蠟燭	二八一	三一九	一四一	五,八四三	一九〇	一七	一九	三	一四	四	七	三八五	二六	七,二三七	一九,五四〇	三六,四九八	△一六,八九八
繰綿及打綿	七〇八	一,六九六	五六四	二四	六八四	二一〇	四〇二	二五〇	二六	六四〇	二五	三四一	三九四	六,二四四	八九,八六四	一〇六,八二四	△一六,九六一
綿織絲	五三,八〇二	九四,九一六	八,一七六	九,三四七	三一,一一九	六,五四一	五七八	二五,三六六	三,五八七	五,二一四	四,一七一	六一四	五四,四七七	一五七,五一八	八〇五,四一〇	六一八,九五六	一七五,四六四
生金巾及生シーチング	六三,〇四六	一五八,四八四	一九,九〇七	五,九三〇	一六一,三二七	一五,三〇〇	一,六五四	三,二四八	—	一四,九三八	九,九五六	二,六一八	一六,二二三	四六〇,四四四	一,六四一,〇七八	一,六〇一,八一〇	二四九,二六八
晒金巾及晒シーチング	二九,五八七	二九,四九六	五,一四三	三	二,四七七	三,一一六	四七九	四三	五五	三,二一四	一,四七五	四〇五	三,〇七四	八八,四八四	七一六,三七六	八九三,二一〇	△一六六,七三四
天竺布	四三三	一,六四九	一四,〇七〇	一,一一一	八四五	二一九	五四五	九九	二〇	三三	一五,七六〇	七九	一〇,二三四	四六,〇七四	一五四,八四八	一六〇,五九六	△四,七四八
綿繻子及綿イタリアンス	三〇〇	一九〇	四四〇	三八	五八	三八	二六	—	一八	六八七	—	四四	—	一,七四九	九四,六七〇	一〇四,三六一	△一〇,七一一
日本木綿	五,八六四	七〇,七六七	四七,八四一	一,四〇七	一三,九六八	四,〇四七	八,〇六九	二,五三四	二,五五四	三,三六七	二,七九九	三,〇〇一	二,八〇一	一四七,〇二九	五七二,三二九	五三一,六八八	△二〇,四二九
麻織物	八四,四〇四	一六,四七七	四,九七一	六四五	四,一三一	—	五四	八一	四	一六七	—	二,一五四	五〇九	一一四,八六七	二五九,一〇一	四五三,六〇六	△七四,五〇四
毛織物	六,九二〇	一九,〇六〇	五,八九四	一,〇〇四	一三,四六二	三,一五一	二,七〇六	一,三八五	七八四	六八四	六六一	二,〇一一	五,四七六	九一,二九八	四四六,四八〇	四六五,二五七	△一八,七七七
絹織物	五九,三六四	一五,二三一	一,九二六	一九四	八,五六四	二四六	四,九七	五一〇	一五	二,六九九	一三七	三,五二四	一,五四一	七五,七八〇	三三六,五七八	三八七,五二八	△五〇,七四〇
交織布	三,〇一七	一三,五四八	三〇五	一四四	二,七七七	一,二八六	五四	六三三	一六	二四	五四	五〇四	一四五	三三,四〇四	五四,三七四	五八,八九一	△五,五一八
靴及履物	五,五二三	九,四八一	二,三四五	九五四	一三,二八四	一,二八〇	一,一三一	一,五一九	七一一	二,一七一	四五八	一,三三四	二,〇二七	四一,一四〇	一一一,八〇六	八九,四二七	二三,三七九
紙	一九,八七三	二六,七一一	五,八五三	一,七五三	四五,一三〇	四,一二七	四,五四八	五,六三四	一,〇九四	三,二五四	一,四五七	二,〇五四	一〇,一五三	一五〇,九四四	四五六,九三一	四二一,二四三	二五,六八九
諸文具	五,五五九	一四,五六六	二,八三八	二,五三三	一五,三八四	一,三九七	二,三八二	二,二九九	八四一	一,七一三	八八七	六七四	二,七三四	四四,六〇九	一八六,二七六	一八六,五一七	△二四一
書籍地圖及雜誌	二,八六二	二,三〇〇	五四一	一一五	一〇,四三七	八〇	七	九二四	八四	五四九	六〇	一六三	二六八	一八,四九一	八二,三〇六	八二,三七一	△一,〇六四
熱鐵	三三,二〇三	一七,九三九	五,三九八	三,九八三	—	五,六〇二	三,六九三	四三	三,三一〇	二,一一七	一,〇一八	二,〇七一	一三,二四一	九一,九八八	二九一,八八四	二三六,三〇四	四五,五八〇
鐵筒及管	四,五一七	四九六	七五四	四,五四二	一六〇	三八五	—	六〇	—	—	三〇	五四	九五六	一一,四四六	九四,二一六	一一六,一四九	△一三,〇二四
鐵釘	二,九一三	二,七九一	一,三二七	三二九	九	九三四	一,〇四八	—	一六	五〇九	五一七	九六三	三,七八二	一四,八四四	四一,五一四	二七,四五一	一四,〇六二
軌條及同附屬品	一五九,二四一	二,三〇四	七,四〇七	一三三	—	—	一,五三一	—	—	—	—	二八	—	一七〇,五四四	三〇二,二七二	三五四,〇六二	△五二,七九〇
鐵鍋及釜	四,一〇九	四,一五七	四,六六〇	七一九	九一六	—	七四〇	二九七	四三〇	一,〇二九	八四三	二,〇七四	五八二	二〇,四八六	七三,四五三	一〇〇,六六七	△二七,三一四
鐵道機關車	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一八六,九八九	三七七,七六七	△一九〇,七七八
諸機械	四三,七五三	一〇,八七八	七,六二六	八,三九八	四二,九八七	三,四一三	九六四	一,四三一	三四一	一,三六〇	一三〇	九,〇八三	三,七六四	一四六,〇四〇	四三六,八一一	五四三,九一五	△一一七,一〇四

品名	仁川	釜山	元山	鎮南浦	京城	群山	木浦	大邱	馬山浦及行巖灣	清津	城津	新義州及龍巖浦	平壤	合計	一月以降累計 三年	二年	增減
煙草	七、八一九	一三、七三三	九三六	二六	三八、〇〇七	—	—	—	—	九九〇	—	三六五	七、七三八	六九、六〇四	二〇三、五九五	二九四、七六五	△九一、一七〇
石炭	三三、九六九	三八、九二〇	一八、五一四	二七六	九	三	三、〇一五	—	六、〇八二	六〇七	—	五一、九九一	一八四	一五三、五六九	五一八、九六八	四八三、〇九二	三五、八七六
陶器及磁器	九、一八八	一五、五九六	一、五三八	一、六五四	二、四〇一	二、六五四	二、二四八	一、八五六	六八一	一、四二七	一、〇六〇	一、四六五	四、〇九九	四五、八七七	二二五、七八四	二三二、三四八	△六、五六四
木材及板	二七、六二三	三三、五七〇	二六、七七八	一、七七九	一、五五三	一、九三一	三、六六四	二七	五、五四七	一五二	—	九、五六二	七六	一〇一、三五四	三六三、四一七	五八七、一八七	△二二三、七七〇
セメント及石灰	一七、〇三九	四、九八九	六、一九七	三、九五六	—	八、五八四	一、〇五三	—	二三九	五〇七	—	三、〇六二	一、一六〇	四九、七八五	七九、一二八	二一五、二一〇	△一三六、〇八二
叺縄及莚	七、八一五	三〇、四四三	三、六七九	二〇、九〇〇	二九一	八、七〇二	七一四	二一〇	一、八五〇	二、〇六三	三一〇	二、七八一	一、〇五五	七九、四三三	三一三、七七三	二三〇、八九三	八二、八七九
家具	一、〇〇〇	二、九四八	一、〇七六	五四三	二、一七三	九一五	九一〇	六四九	一七一	五七五	二九	二三三	一七九	一一、五一一	四〇、七二八	五五、一三四	△一四、四〇六
マッチ	七、一一五	一五、六六九	二、〇六一	一、三三四	三六一	二、四五三	二、四〇二	三七	一一三	一、三三三	六一一	一、三三三	一、七四九	三四、四七一	一二三、五三五	一五六、二六一	△三二、七二六
木製品	二、四九六	八、〇四一	八九三	九五四	三、八九三	一、〇三七	一、六六〇	一、二七三	一、三一七	三九七	二五	三四五	一、五八六	三五、八一五	七七、三一六	五九、八五二	一七、四六四
洋傘	一九、六五一	五五、九三三	五、三〇六	一、三一九	五、八二七	二、二三九	二、〇〇三	三四、四三三	八四一	一、五一一	一、八四六	三四五	六、二〇〇	三三、九一五	一四八、四六五	一八九、七三二	△四一、二六六
爆發物	六、九〇六	—	—	四七、六〇四	—	—	—	—	—	一八	—	一七四	—	四七、七〇三	八一、二四〇	一三八、一五八	△五六、九一八
小包郵便物	二五、九〇八	四八、九五八	一八、六五五	二、七五三	一四五、五二二	六、七四六	八、〇三一	七、三九一	九、六三〇	二一、九九一	一、四五五	九、二二四	二〇、六二四	二三四、八四六	一、三八一、一一一	一、〇九〇、七一六	二九〇、三九五
其他諸品	五四四、五八六	四五〇、七五四	一八六、四二一	六四、九八四	四五七、八三七	六八、三七六	三六、五九七	四三、九〇四	三五、三〇〇	五八、六九〇	一一、六一一	六七、五六九	七四、三三三	一、九二〇、八九五	五、六七一、六五四	五、七七九、四八四	△一〇七、八三〇
總計	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	△[illegible]

四 正貨及地金（圓）（△印は減）

		三年一月	一月以降累計 三年	二年	增減
輸出及移出	金貨及金地金	一、〇三三、二〇九	二、九〇六、四八七	二、九六一、三五三	△五四、八六六
	銀貨及銀地金	四九、二七二	二九五、三三六	四〇五、六八四	△一一〇、三五八
	合計	一、〇八一、四八一	三、二〇一、八二三	三、三六七、〇三七	△一六五、二一四
輸入及移入	金貨及金地金	五八〇	一、六二〇	三七七	一、二四三
	銀貨及銀地金	六、四二〇	二六〇、〇六一	三五、二六六	二二四、七九五
	合計	七、〇〇〇	二六一、六八一	三五、六四三	二二六、〇三八
總計		一、〇八八、四八一	三、四六三、四九七	三、四〇二、六八〇	六〇、八一四

五 船舶（噸）（△印は減）

船別		三年一月	一月以降累計 三年	二年	增減
入港	汽船	三五四、四九九	一、三三八、六八五	一、一九九、四六八	一三九、二一七
	帆船	五、三〇七	二〇、九〇八	一四、六一六	六、二九二
	ジャンク	一〇、四五九	一九、九三〇	一六、二八二	三、六四八
	合計	三七〇、二六五	一、三七九、五二三	一、二三〇、三六六	一四九、一五七
出港	汽船	三五六、三六三	一、三二六、九六六	一、一九〇、七二二	一三六、二四四
	帆船	五、二〇四	一八、二一九	一四、八三二	三、三八七
	ジャンク	九、七三三	一七、〇六七	一三、七九九	三、二六八
	合計	三七一、三〇〇	一、三六二、二五二	一、二一九、三五三	一四二、八九九

六 收入額

	三年一月	一月以降累計 三年	二年	增減
輸出移出稅	二八、七四八	一二一、八九四	一一七、一三七	四、七五七
輸入移入稅	四〇三、五一二	一、三二六、一八八	一、四六〇、四六一	△一三四、二七三
噸稅	一一、三三五	二九、六二七	二七、〇五四	二、五七三
諸收入	八、一九七	三四、九五一	三三、一八八	一、七六三
合計	四五一、七九二	一、五一二、六六〇	一、六三七、八四〇	△一二五、一八〇

○經濟概況

（大正三年三月分）

第一款 通貨

一 各種貨幣流通高表

（△印は減）

年月	朝鮮通貨 硬貨	朝鮮通貨 朝鮮銀行券	內地各通貨	計
	円	円	円	円
三月末	二、五四六、六五三	二〇、一〇三、七〇四	三、二七一、六六四	二五、九二一、〇二〇
對前月增減	△五九、五二一	八一八、一三〇	△一三、三八八	七四五、二二一
對前年同月增減	△一、一四五、三二八	六七九、七五一	△三六、〇八〇	△五〇一、六五七

二 舊韓國硬貨流通高表

種額	二月末流通高	三月中引上高	差引流通高
	円	円	円
金貨	三、八八五・〇〇〇	—	三、八八五・〇〇〇
銀貨	一、九二四、九二九・六〇〇	四八、七八八・六〇〇	一、八七六、一四一・〇〇〇
白銅貨	二九六、三〇九・三〇〇	五、八〇六・六〇〇	二九〇、五〇二・七〇〇
青銅貨	三八一、〇三九・五六〇	四、九一五・八〇五	三七六、一二三・七五五
計	二、六〇六、一六三・四六〇	五九、五一一・〇〇五	二、五四六、六五二・四五五
引上高累計	—	三、一八六、〇七四・九九五	—

三 朝鮮銀行券流通高表

（△印は減）

年月	發行高 正貨準備	發行高 保證準備	發行高 計	金庫在高	銀行手許在高	市場流通高
	円	円	円	円	円	円
三月末	七、四四二、九五〇	一四、四四七、一〇〇	二一、八九〇、〇五〇	一、三九一、八七一	三九五、四七五	二〇、一〇三、七〇四
對前月增減	△二八九、〇〇〇	△四〇〇、〇一〇	△六八九、〇一〇	△一、三四六、六七八	△一六〇、四六二	八一八、一三〇
對前年同月增減	三三八、三三〇	二八六、七二〇	六二五、〇五〇	△一七、〇三〇	△三七、六七一	六七九、七五一

四 內地各通貨流通見込高表

（△印は減）

年月	現在高 金貨	現在高 補助貨	現在高 兌換券	現在高 計	朝鮮銀行正貨準備高 金貨	朝鮮銀行正貨準備高 兌換券	朝鮮銀行正貨準備高 計	金庫在高	朝鮮銀行手許在高	市場流通高
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
三月末	一、九六八、一七五	四、八二五、一〇〇	四、一七〇、六三一	一〇、九六三、九〇六	一、九六三、三〇〇	四、〇一五、二〇〇	五、九七八、五〇〇	一、四五四、四八五	二五九、二五七	三、二七一、六六四
對前月增減	五三五	一〇一、二九九	△三一〇、〇一五	△二〇八、一八一	一、〇〇〇	△三二五、〇〇〇	△三二四、〇〇〇	一〇四、九七一	二四、二三六	△一三、三八八
對前年同月增減	△一一、六九〇	四五〇、〇四五	五七〇、七七〇	一、〇〇九、一二五	△一二、七一五	五九一、二一五	五七八、五〇〇	四九四、四六七	△二七、七六二	△三六、〇八〇

五 葉錢輸出回收高表

年月	同收高	輸出高	計
三月中	三五、六五三・七五二円	—	三五、六五三・七五二円
引上著手後累計	五、七六四、〇一九・五三五	一、六一七、九八一・〇〇〇	七、三八二、〇〇〇・五三五

第二款　金融

第一項　概況

一　三月末各種銀行預金貸出金　（△印は減）

銀行別	預金	貸出金	遊金 現金	遊金 預ケ金
朝鮮銀行	一七、四一九、〇〇七円	二四、一四二、五三八円	五、八〇七、三〇五円	五四一、一七八円
農工銀行	五、二一〇、二五六	一一、六三八、七五七	五〇一、四七七	三四一、五〇五
普通銀行	一一、二四六、〇四六	一八、八七六、三八八	五九八、九七〇	二五八、二二四
東洋拓殖株式會社	—	六、三四五、七二〇	—	—
合計	三三、六七五、三〇九	六一、〇〇三、四〇三	六、九〇七、七五二	一、一四〇、九〇七
對前月增減	△六三、三〇五	二九六、七一〇	△一五、二四六	△四、四五六
對前年同月增減	△四、六三八、二三九	一、三六五、二七八	八二八、三六〇	△一二二、〇〇九

二　三月末各種銀行預金金利表　（△印は減）

銀行別	定期預金 一箇年以上 普通（分厘）	定期預金 六箇月以上 普通（分厘）	定期預金 三箇月以上 普通（分厘）	當座預金 最高（錢厘）	當座預金 最低（錢厘）	當座預金 普通（錢厘）	小口預金 最高（錢厘）	小口預金 最低（錢厘）	小口預金 普通（錢厘）	諸預金 最高（錢厘）	諸預金 最低（錢厘）	諸預金 普通（錢厘）
朝鮮銀行	六〇	六〇	五七	九	八	九	一二	一二	一二	一三	一一	一一
農工銀行	六四	六三	五八	一一	一一	一一	一七	一六	一六	一五	一三	一五
普通銀行	六六	六四	五八	一一	一〇	一一	一六	一五	一五	一四	一二	一二
平均	六三	六二	五八	一〇	一〇	一〇	一五	一四	一四	一四	一二	一三
對前月增減	—	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
對前年同月增減	一	一	五	—	—	—	一	—	—	△一	△一	△一

三　三月末各種銀行貸出金金利表　（△印は減）

銀行別	不動産 高（錢厘）	不動産 低	不動産 普	證券 高	證券 低	證券 普	商品 高	商品 低	商品 普	信用 高	信用 低	信用 普	當座貸越 高	當座貸越 低	當座貸越 普	手形割引 高	手形割引 低	手形割引 普
朝鮮銀行	三四	三一	三二	三〇	二六	二八	三一	二八	二九	三二	二八	三〇	三四	二九	三二	三二	二八	二九
農工銀行	四五	二九	四二	三八	三六	三七	二九	三四	三七	四〇	三五	三八	四〇	三五	三九	四〇	三五	三八
普通銀行	四二	三五	三八	三六	三〇	三四	三八	三一	三四	四二	三二	三八	四一	三四	三八	四〇	三二	三六
東洋拓殖株式會社	三三	二五	三三	二〇	一七	二〇	三四	三四	三四	四九	一九	三四	—	—	—	—	—	—
平均	三九	三三	三六	三二	二七	三〇	三六	三二	三四	四一	二九	三五	三八	三三	三六	三七	三二	三四
對前月增減	—	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—	—	△一	—	△一	—	—	—
對前年同月增減	一	一	—	一	—	一	一	一	—	—	—	△四	△一	△一	△一	—	—	△一

四　三月中各種銀行為替受拂表　（△印は減）

銀行別	朝鮮內 受入高	朝鮮內 拂出高	朝鮮及內地間 受入高	朝鮮及內地間 拂出高	朝鮮及支那其他間 受入高	朝鮮及支那其他間 拂出高	計 受入高	計 拂出高
	円	円	円	円	円	円	円	円
朝鮮銀行	四,七六七,七二五	四,八〇八,八八二	三,九九四,八四八	二,二二二,六三〇	三六三,七九五	四六一,〇五三	九,一二六,三六八	七,四八二,五六五
農工銀行	二,一一九,九一二	一,九六七,一七八	二〇一,六八六	二三九,〇一二	一六,五一九	一三,〇九九	二,三三八,一一七	二,二〇八,二九八
普通銀行	二,二〇四,一五三	二,三二九,三七二	二,五三九,九〇五	一,三二〇,九〇〇	一七一,〇九一	一一三,六二八	四,九一五,一四九	三,七六三,九〇〇
合計	九,〇九一,七九〇	九,一〇五,四三二	六,七三六,四三九	三,七六二,五五一	五五一,四〇五	五八七,七八〇	一六,三七九,六三四	一三,四五五,七六三
對前月增減	一,一六九,八四〇	九八一,二四二	一,三五六,七〇五	△七五,四二八	二〇八,〇八三	一八〇,八五一	二,七三四,六二八	一,〇八六,六六五
對前年同月增減	△一,六八〇,七五一	△一,〇六九,七五四	一,二五五,三六七	六一,九六〇	△七一,二四一	二六三,四三四	△四九六,六二五	△七四四,三六〇

五 地方金融組合業務概況

（二月末日現在）　（△印は減）

道別	組合數	組合員數	運轉資金の內譯 組合資金	共同購入金	委託販賣金	借入金及倉庫建築補助金	補助貸款布資金	積立金	雜勘定	計	資金運轉の內譯 貸付金	共同購入金	農業材料	所有物	現金	預ヶ金	雜勘定	計
	箇所	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
京畿道	二二	七,三九〇	二一〇,〇〇〇	一一	五〇	三九,九九六	五,二二四	四一,六七九	二二,七四〇	三一九,七〇〇	二〇五,一五二	—	一,三八一	二五,七四四	一六,四〇三	四七,〇九八	二三,九二二	三一九,七〇〇
忠淸北道	一〇	三,九五二	一〇〇,〇〇〇	—	—	一八,八〇〇	二,〇〇〇	二九,八四三	四二,一五八	一九二,八〇一	一一五,三四二	一,〇六六	一,一七二	一八,二五五	四,九〇七	五,九七四	四六,〇八五	一九二,八〇一
忠淸南道	一七	六,八五一	一七〇,〇〇〇	—	—	三三,五五〇	九,〇五〇	三八,六四四	四五,七三六	二九六,九八〇	一六五,五〇六	二一,一一八	四,一五九	二三,一三三	一七,三三〇	一九,八一〇	四六,九四四	二九六,九八〇
全羅北道	一八	六,九七七	一八〇,〇〇〇	二四一	—	三六,二七〇	一,六三〇	四三,七二〇	二七,八六三	二八九,八二四	一六三,四五五	九一八	一,八五六	二三,九二〇	九,三九五	六〇,九六九	二九,三一一	二八九,八二四
全羅南道	二二	一〇,六三三	二二〇,〇〇〇	三七	—	五四,五八五	六,二三七	八〇,一五二	四七,四五七	三九八,四五八	二七四,三四九	四七四	二,五六一	二一,〇七三	一九,八七五	三三,八五五	四六,二七一	三九八,四五八
慶尙北道	二二	九,五三九	二二〇,〇〇〇	—	五七	五四,〇六〇	四,六二〇	五〇,九七二	五一,〇〇九	三八〇,七一八	二五五,五六二	四,〇六四	二,九〇三	二〇,三〇〇	一六,九七〇	二七,一六九	五三,七五一	三八〇,七一八
慶尙南道	一九	八,二一八	一九〇,〇〇〇	—	七〇	二九,九五二	五,二四八	五〇,二八一	一四,一四六	二八九,六九七	二〇二,四五三	一三〇	三,〇三七	一六,二七三	一三,九六四	三四,三五九	一九,四九三	二八九,六九七
黃海道	一五	五,七八一	一五〇,〇〇〇	四六	—	二八,五九五	二,九〇五	四一,五六九	九,五四六	二三二,六六一	一七三,四九〇	三八九	二,〇七一	二一,六七七	九,九三三	一七,〇五三	八,〇五九	二三二,六六一
平安南道	一五	四,七三五	一五〇,〇〇〇	一	—	二〇,四九〇	一,〇一〇	二八,三一二	一八,四三九	二二八,二四二	一四五,三六一	五四二	九六一	二二,八三四	五,五一三	三一,五三三	二〇,六〇九	二二八,二四二
平安北道	一六	四,九四五	一六〇,〇〇〇	—	—	三一,四一四	九,三九六	二五,八七一	七,一〇五	二三四,七八六	一六二,九七五	七六	二,一一四	一七,五一二	一八,四八五	二二,三三三	一一,二九二	二三四,七八六
江原道	一三	四,四二九	一三〇,〇〇〇	一,四六〇	二三三	二一,二四〇	九,三六〇	三二,九四〇	四二,〇一八	二三七,二五〇	一四三,〇〇五	一,九二八	二,〇九二	一四,一五二	一二,二九四	二〇,五〇六	四二,二七三	二三七,二五〇
咸鏡南道	一三	五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	—	四六	二五,八五六	三,八四四	二七,五八三	一六,一二七	二〇三,四六六	一三七,三四七	七五三	一,一一五	一〇,二三六	六,〇五九	二四,八九一	二三,〇七五	二〇三,四六六
咸鏡北道	九	二,七三六	九〇,〇〇〇	—	七一九	二二,九八六	五一四	一二,三二五	一,六二三	一二八,一六七	八八,八四二	—	四一九	九,六九二	四,九六一	二〇,七七一	三,四八二	一二八,一六七
合計	二〇九	八二,一七四	二,〇九〇,〇〇〇	一,七九六	一,一七四	四八六,九九四	六一,〇二八	四九五,八九一	四四五,九六七	三,五四二,八五〇	二,三四二,七五九	五一,四四八	二五,八四〇	二四五,七九〇	一五六,一六八	三六七,五〇九	三七五,五六六	三,五四二,八五〇
前月末に對し增減	—	四五四	—	三一六	△七四六	△二,三六七	△二,七四五	六二四	△五,一四三	一〇,〇六一	一七,六五八	三,五三七	九七七	五一六	一,九七五	△一〇,七八四	△二三,九七〇	一〇,〇六一

第二項　各地狀況

一　京城、仁川方面

京城地方　米價引續き低落し荷動き捗捗しからす爲に資金の回收意の如くならさる折柄諸工事の開始夏物の仕入等の爲漸次金融繁忙を告けたり

仁川地方　河川の解氷に連れ奥地圍米の回著諸工事の著手夏物仕入等次第に資金の需要を喚起し前月に比して稍繁忙を告けたるか內地米穀相場不味の爲荷動少く大豆亦品薄にて移輸出側一體に不振なれは市況尙頽勢を脫せさりき

二　平壤、鎭南浦、新義州方面

平壤地方　米豆麥牛皮何れも相場不引合にて取引は當用口に止まり又金塊の出廻り春暖と共に稍增加せしも尙市場を濕ほすに足らす金融また閑散なりき

鎭南浦地方　大小豆の氣配良好相當出荷あるも米價は不振にて荷悶甚しく資金益固定する傍豫約米の回著及鑛石輸送等に資金を需要せしかは金融は一般に逼迫の狀を呈したり

新義州地方　滿洲向精米輸出稍活況に入り大豆の移輸出額亦相應にして上流溯航船の輸移入品仕入も盛なる上營林廠年度決濟季に當り材木代金支拂の迫るあり旁資金の需要は繁劇を加へ金融の緊縮を來したり

三　群山方面

群山地方　內地期米の騰貴に連れ米穀の移出盛にして產地圍米も漸く手放し始めしかは之か買出資金の需要多く金融繁忙を呈したり

四　木浦方面

木浦地方　米穀は移出手控へにて資金の需要起らす棉花資金は回收期に入り僅に鐵道工事に關する放資を促せしも其額著からす金融引續き緩漫なりき

五　大邱、釜山、馬山方面

大邱地方　食鹽、苧布等季節物及外米の入荷弗弗ありたるも米價依然軟弱出穀振はさるを以て目立ちたる資金の需要無く金融頗る緩漫の狀なりき

釜山地方　米價稍引返したる爲め京阪地方への移出多少增進し輸移入品にありては碎米相應賣行を見たるも市況は一般に閑散にして金融尙緩漫を免かれさりき

馬山地方　低落せる米價中旬以降多少好氣配となりたるかため奥地圍米の出廻りを促し浦鹽行籾の注文も弗弗ありたるを以て買付資金の需要を生し外米の賣行も相應之れ有り金融稍活況を呈したるか一般商況は尙閑散の域を脫せさりき

六　元山方面

元山地方　米豆明太の移輸出總て減退して此向資金の需要無く輸移入側も外米の賣行稍盛なるを見るのみ萬事手控勝にて市況沈衰當業者は何れも金繰に追はれつつある狀態なり

七　清津、城津、會寧方面

清津地方　大小豆は品拂底にて出廻減少し奥向商品の取引も小口に過ぎす商況鈍状賣掛金の回收捗捗しからさりき

城津地方　大豆の出廻り漸く減退し明太の手合は相當にありたるも取引は最終に屬し貿易は出入共新資金の需要を來さす輸移入品の荷捌も鈍く金融は著しく緩漫なりき

會寧地方　本月初旬の降雪と河川の解氷とは甚しく交通を阻害し加ふるに官帖の暴落あり奥筋との取引不良にして賣掛金の回收捗捗しからす貿易商は爲替拂資金の繰廻しに忙しく金融稍圓滑を缺くの狀なりき

一　三月中地方別各種銀行金銀出納及遊金表

（△印は減）

地方別	繰越高 現金	繰越高 預ヶ金	入金高 現金	入金高 預ヶ金	出金高 現金	出金高 預ヶ金	現在高 現金	現在高 預ヶ金
	円	円	円	円	円	円	円	円
京城、仁川方面	五、六六七、九五一	八〇三、三六九	八二、四〇五、五六五	四、九一五、八五二	八二、六〇六、三四八	五、〇三〇、五三五	五、四六七、一六八	六八八、六八六
平壤、鎭南浦方面	二二四、九六二	二五、二六三	一二、四七三、二二九	一、一一七、二二三	一二、四五七、〇六五	一、〇九五、二〇〇	二三一、一二六	四七、二八六
釜山、大邱方面	四七二、七七六	一六七、四〇五	二三、九六〇、九一一	一、四七八、五四七	二三、九三四、〇〇七	一、四二七、一一九	四九九、六八〇	二一八、八三三
群山方面	一三八、二二八	七二、二四〇	八、八七七、六八六	四四八、三四〇	八、八一〇、五一七	四〇三、二五五	二〇五、三九七	一一七、三二五
木浦方面	一三〇、八七五	三六、五七二	四、九七五、六一一	一六三、九四二	四、九四三、三一四	一六六、二八八	一六三、一七二	三四、二二六
元山方面	一五一、六三六	三七、四一三	五、五三四、五五一	五五〇、七九一	五、五五三、九九五	五五五、八二四	一三二、一九二	三二、三八〇
清津方面	一八八、一〇三	三、一〇〇	二、九五六、九七八	三九、〇九一	二、八八八、五四三	四〇、〇二〇	二五六、五三八	二、一七一
合計	六、九六四、五三一	一、一四五、三六二	一四一、一八四、五三一	八、七一三、七八六	一四一、一九三、七八九	八、七一八、二四一	六、九五五、二七三	一、一四〇、九〇七
對前月增減	△三七三、六八一	△一三七、六〇八	二一、一一七、一六〇	一、八〇九、一〇五	二〇、七五二、七三七	一、六七五、九五二	△九、二五八	△四、四五五
對前年同月增減	一、五六一、九九三	一三九、四二二	八、二六七、一二二	一、五四二、六六〇	七、八八五、二八〇	一、八〇四、〇九一	一、九四三、八三五	△一二二、〇〇九

（備考）金銀在高中には外國貨幣及外國手形四七、五二一圓を含む

二　三月末各地方別金利表

（△印は減）

地方別	預金 定期預金 一箇年以上 分厘	預金 定期預金 六箇月以上 分厘	預金 定期預金 三箇月以上 分厘	預金 當座預金 高 錢厘	預金 當座預金 低 錢厘	預金 當座預金 普 錢厘	預金 小口預金 高 錢厘	預金 小口預金 低 錢厘	預金 小口預金 普 錢厘	預金 諸預金 高 錢厘	預金 諸預金 低 錢厘	預金 諸預金 普 錢厘	貸付金 普通貸付 高 錢厘	貸付金 普通貸付 低 錢厘	貸付金 普通貸付 普 錢厘	貸付金 當座貸越 高 錢厘	貸付金 當座貸越 低 錢厘	貸付金 當座貸越 普 錢厘	貸付金 手形割引 高 錢厘	貸付金 手形割引 低 錢厘	貸付金 手形割引 普 錢厘	個人 朝鮮人 高 錢厘	個人 朝鮮人 低 錢厘	個人 朝鮮人 普 錢厘	個人 内地人 高 錢厘	個人 内地人 低 錢厘	個人 内地人 普 錢厘
京城、仁川方面	六六	六二	五五	一三	五	一〇	二〇	一三	一五	二〇	五	一四	六〇	二四	三四	五〇	二四	三五	五〇	二四	三三	三〇〇	六〇	一〇三	二〇〇	五〇	九一
平壤、鎭南浦方面	六五	六三	五六	一〇	九	一〇	一八	一三	一四	一六	一三	一三	四八	二六	三六	五〇	二六	三五	四五	二四	三四	二〇〇	五〇	九〇	二〇〇	五〇	八五
釜山、大邱方面	六七	六四	五九	一三	四	一〇	一七	一一	一五	一六	八	九	五〇	二四	三五	五〇	二五	三六	五〇	二四	三四	一六七	四五	八一	一六七	四五	八八
群山方面	六四	六二	五七	一三	四	一〇	一七	一三	一五	二〇	一〇	一一	五〇	二七	三八	五〇	二七	三八	五〇	二九	三八	二三四	七〇	一一七	二三四	五〇	一一〇
木浦方面	六四	六三	五七	一三	八	一〇	一七	一三	一四	一七	八	一一	四五	二六	三八	四三	二八	三六	五〇	二七	三七	二〇〇	七〇	一〇〇	一三三	五〇	九四
元山方面	六三	六二	六〇	一三	五	一〇	一七	一三	一四	一七	一七	一七	四八	二六	三三	四五	二七	四〇	四五	三〇	三六	一二〇	八五	一〇〇	一五〇	七〇	一〇八
清津方面	六三	六二	－	一三	九	一〇	一七	一三	一四	一三	一三	一三	四五	二八	三四	四二	三〇	三八	四〇	二八	三六	二三四	七〇	一一五	一六七	七〇	九〇
平均	六五	六三	五七	一二	六	一〇	一八	一三	一四	一七	一〇	一三	四九	二六	三五	四七	二七	三七	四七	二七	三五	二〇八	六四	一〇一	一七九	五五	九五
對前月增減	一	－	△一	－	－	－	－	－	－	－	一	△一	－	－	△一	－	一	△一	一	－	△一	△五	－	－	△一九	△七	－
對前年同月增減	一	二	一	－	－	－	一	－	－	一	一	－	△三	－	－	△二	一	－	－	－	－	△四	△三	△二	△二九	△二	二

三　三月末地方別各種銀行預金種別表

（△印は減）

地方別	公金預金	定期預金	當座預金	小口預金	諸預金	計
	円	円	円	円	円	円
京城、仁川方面	一、〇二五、四〇三	四、〇九三、一〇一	八、四七一、〇九〇	二、六七七、二六九	七、八七五、九九六	二四、一四二、八五九
平壤、鎭南浦方面	三三三、五六四	五七一、三四〇	五六〇、〇六三	五七六、四五一	二九二、七五九	二、三三四、一一七
釜山、大邱方面	四二三、七七一	九〇九、六五七	一、一二四、七二六	一、〇七八、九八三	四三九、三三七	三、九七六、四七四
群山方面	一〇九、一〇一	一四四、七七一	五四一、八九二	二八九、〇九八	六七、四四六	一、一五二、三〇八
木浦方面	一三八、二七三	二一五、三一五	二九二、二七二	二六三、二七三	五三、六六五	九六二、七九八
元山方面	五八、一四三	一九二、二二九	二三七、九二一	一六〇、三六四	五九、七二八	六九八、三八五
清津方面	七二、九二九	七八、九四六	七四、八〇一	一七一、五三九	一〇、〇九三	四〇八、三〇八
合計	二、二六一、一八四	六、二〇五、二五九	一一、二九二、七六五	五、二一六、九七七	八、七九九、〇二四	三三、六七五、三〇九
對前月增減	二九二、一三四	△一一九、五八〇	△一九〇、五三一	△三七、五一五	△七、八一三	△六三二、五〇五
對前年同月增減	△五三七	△五、一六六、二六八	二四二、九一六	一六五、三六六	一二〇、二八四	△四、六三八、二三九

四　三月末各種銀行貸出金種別表

（△印は減）

地方別	政府貸上金	年賦貸付金	普通貸付金	當座貸越金	手形割引	計
	円	円	円	円	円	円
京城、仁川方面	七,五〇〇,〇〇〇	八,〇〇三,二四七	七,一七五,四九〇	一,九五一,七一四	一三,八〇五,二〇六	三八,四三五,六五七
平壤、鎭南浦方面	—	三三〇,六七五	二,六三二,六八九	七六一,一七四	三,三七二,八三八	七,〇九七,三七六
釜山、大邱方面	—	三一三,五一八	二,四二七,五三一	一,〇八八,五〇二	四,一四九,七三二	七,九七九,二八三
群山方面	—	四二九,二三九	一,一四七,七九一	四八〇,九七七	一,六六四,五八六	三,七二二,五九三
木浦方面	—	二六六,三七三	六一六,三三二	二二九,八二九	九〇九,六九九	二,〇二二,二三三
元山方面	—	一六七,四六三	四六六,一〇七	一九七,四四三	七〇三,一〇五	一,五三四,一一八
淸津方面	—	—	九一,六一九	七,六一六	三八九,二六五	四八八,五〇〇
合計	七,五〇〇,〇〇〇	九,五一〇,五一五	一四,五五七,五五九	四,七一七,二五五	二四,九九四,四三一	六一,二七九,七六〇
對前月增減	—	△ 一九三,〇〇四	九八七,七四三	一四〇,四八五	△ 七四六,〇七二	一八九,一五二
對前年同月增減	△ 七,〇九四,六七七	三二〇,五一八	一,四六四,〇三三	六三七,九九二	二,七六三,〇一七	△ 一,九〇九,一一七

備考　京城方面年賦貸付金中には第一銀行に對する別途貸付金六、五二二、〇一七圓を包含す

第三款　物價

一　三月分京城重要物價指數（第一類生產品の部）

（三　月　分）

種別	單位	指數 本月	指數 前月	種別	單位	指數 本月	指數 前月
玄米 上	一石	八九	八八	生牛	一頭	一一九	一一九
精米 上	一石	七八	八〇	明太	一駄（四十貫）	一二八	一四〇
籾 上	一石	七六	七六	木炭 白炭	十貫目	八三	八五
大麥 上	一石	六七	六七	木炭 黒炭	同	一〇九	一一一
小麥 上	一石	一〇七	一〇七	木炭 根炭	同	一〇〇	一〇〇
大豆 上	一石	一〇五	一一三	松薪 並	十貫目	一二〇	一一〇
小豆 上	一石	八九	八六	木材 松角（鴨綠江）	百才	一八四	一九〇
牛皮 中皮	百斤	九八	九二	木材 同六分板	一坪	一〇〇	一〇五
牛脂密蠟	百斤	九一	九一	第一類平均		一〇二・五三	一〇三・五三

二　同上（第二類輸移入品の部）

種別		單位	指數 本月	指數 前月
打綿	上	百斤	九八	一〇〇
石炭	筑豐切込	一噸	一〇八	一一〇
石油	上松	一箱（十ガロン入）	一〇六	一〇六
	勝利	同	一〇九	一〇九
	旗	同	一一〇	一一〇
醤油	龜甲萬	小樽一樽	一〇〇	一〇〇
味噌	赤	十貫目	九〇	九〇
精糖	四温㊇	百斤	八八	八九
清酒	金露	一樽（四斗五升入）	一三一	一三一
	白鶴	同（三斗九升入）	一二七	一二七
	櫻正宗	同	一二三	一二三
紡績絲	單十手平	一梱	—	—
	單十六手平	同	九一	九一
	單二十手平	同	—	—
洋金巾	三E（生金巾）	一反	—	—
	九牡丹（晒金巾）	一反	一一六	一二〇

備考　右は大正元年八月の平均相場を一〇〇とし て算出したるものなり

種別		單位	指數 本月	指數 前月
和金巾	生シーチング△三A	一反	一〇二	一〇二
	旗（生天竺）	一反	一〇〇	一〇〇
小幅木綿	縞地	一疋	一四八	一四七
	太地	一疋	八五	八五
半紙	手漉	上一締（六斤以內）	一〇三	一〇三
鐵釘	二吋半	百斤	九八	九八
セメント	小野田	一樽	八八	八七
	淺野	同	八五	八二
燐寸	安全雙鹿	一噸（六百打）	—	—
	黃燐桃猿	同（千二百斤）	八八	九三
木材	松角（北韓産）	百才	七八	八三
	同六分板	一坪	—	—
	杉角	百才	一一〇	一四七
	同六分板	一坪	—	—
第二類平均			一〇三・四二	一〇五・五四
總平均			一〇二・九八	一〇四・五四

三　三月中各地重要物價表（生産品の部）

品目	商標又は品柄	單位	京城	仁川	平壤	鎭南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	城津	清津	新義州	平均
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
玄米	上	一石	一四・二〇〇	一四・六〇〇	一五・五〇〇	一四・四五〇	一四・三五〇	一四・七〇〇	一四・〇〇〇	一四・二〇〇	一三・八〇〇	—	—	—	一四・二二〇	一四・三九〇
	中	同	一三・〇〇〇	一四・〇〇〇	一五・〇〇〇	一四・〇八〇	一三・八〇〇	一四・一〇〇	一三・〇〇〇	一三・九〇〇	一三・六〇〇	—	—	—	一三・八九〇	一三・八三七
	下	同	一二・〇〇〇	一三・五〇〇	一四・五〇〇	一三・七〇〇	一三・四五〇	一三・八〇〇	一二・〇〇〇	一三・四〇〇	一三・三〇〇	—	—	—	一三・四九〇	一三・三一六

四　各地重要物價表（輸移入品の部）

品名	商標又は品柄	單位	京城	仁川	平壤	鎭南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	城津	清津	新義州	平均
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
精米	上	一石	一八・〇〇〇	一八・五〇〇	一九・五〇〇	一八・四三〇	一七・〇〇〇	一七・三〇〇	一七・五〇〇	一七・八〇〇	一八・〇〇〇	一九・六〇〇	二一・〇〇〇	二〇・七〇〇	二〇・一二〇	一九・四九六
精米	中	同	一六・五〇〇	一八・〇〇〇	一八・五〇〇	一七・八八〇	一六・五〇〇	一六・六〇〇	一六・〇〇〇	一七・三〇〇	一七・二〇〇	一九・〇〇〇	二〇・〇〇〇	一九・〇〇〇	一九・三一〇	一七・八三〇
精米	下	同	一四・〇〇〇	一七・五〇〇	一七・五〇〇	一七・三三〇	一六・〇〇〇	一五・六〇〇	一五・〇〇〇	一六・五〇〇	一六・〇〇〇	一五・七〇〇	一八・〇〇〇	一七・〇〇〇	一八・八一〇	一六・五一六
粳	上	一石	六・五〇〇	七・三〇〇	七・三〇〇	六・七四〇	七・三〇〇	八・二五〇	六・〇〇〇	七・〇〇〇	六・九五〇	五・八〇〇	—	—	六・九〇〇	六・九一三
粳	下	同	六・〇〇〇	六・四〇〇	六・六〇〇	五・九九〇	七・〇〇〇	七・七〇〇	五・〇〇〇	六・〇〇〇	四・四〇〇	—	—	—	六・二五〇	六・一二四
大麥	上	一石	四・〇〇〇	五・二〇〇	四・〇〇〇	四・〇〇〇	六・九四〇	—	五・〇〇〇	四・五〇〇	三・五〇〇	—	—	—	三・二〇〇	四・四八二
大麥	下	同	三・六〇〇	四・八〇〇	三・八〇〇	三・六八〇	四・八三〇	—	四・五〇〇	四・〇〇〇	三・〇〇〇	—	—	—	—	四・〇二六
小麥	上	一石	九・〇〇〇	八・七五〇	八・六五〇	八・三七〇	九・一三〇	九・三六〇	八・五〇〇	九・五〇〇	九・〇〇〇	九・二〇〇	—	—	—	八・九四六
小麥	下	同	八・五〇〇	八・四〇〇	八・一〇〇	八・〇〇〇	八・九〇〇	八・九二〇	八・〇〇〇	九・二〇〇	八・四五〇	—	—	—	—	八・四九七
大豆	上	一石	九・二〇〇	九・三〇〇	八・九〇〇	八・六四〇	八・七〇〇	八・八九〇	八・八〇〇	九・一〇〇	九・〇〇〇	一〇・八五〇	九・〇五〇	七・三〇〇	七・九〇〇	八・八九五
大豆	下	同	八・六〇〇	八・九〇〇	八・四〇〇	八・一〇〇	八・四〇〇	八・五八〇	八・五〇〇	八・七〇〇	八・五〇〇	九・〇〇〇	八・一五〇	—	七・四六〇	八・四四一
小豆	上	一石	一三・五〇〇	一五・三〇〇	一一・三〇〇	一〇・八九〇	一三・六〇〇	一三・五〇〇	一三・〇〇〇	一五・〇〇〇	一二・〇〇〇	一三・〇〇〇	—	一〇・〇〇〇	—	一三・一九〇
小豆	下	同	一〇・五〇〇	一一・二〇〇	一〇・六〇〇	一〇・二六〇	一一・六六〇	一一・五〇〇	一二・〇〇〇	一二・〇〇〇	一一・〇〇〇	一一・〇〇〇	一〇・八〇〇	—	—	一一・一三八
荏胡麻子		一石	九・六〇〇	八・五〇〇	八・〇〇〇	七・七七〇	七・八六〇	七・四六〇	七・〇〇〇	—	六・〇〇〇	九・三〇〇	—	—	七・七〇〇	七・九一九
牛皮	中皮	百斤	四五・〇〇〇	四三・〇〇〇	四七・〇〇〇	四〇・〇〇〇	四三・〇〇〇	三八・〇〇〇	四四・〇〇〇	四五・〇〇〇	三八・〇〇〇	四五・〇〇〇	四一・〇〇〇	—	—	四二・六四
牛脂	蜜蠟	百斤	一四・五〇〇	一五・〇〇〇	一六・五〇〇	一四・五〇〇	一五・〇〇〇	一五・〇〇〇	一六・〇〇〇	—	一三・〇〇〇	一三・〇〇〇	—	—	一二・三〇〇	一四・四八〇
牛骨	肥料用	百斤	一・六〇〇	一・七〇〇	一・六五〇	一・二〇〇	一・四〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	—	一・五〇〇	—	—	—	一・五五〇	一・五六七
生牛		一頭	五〇・〇〇〇	七五・〇〇〇	—	—	五〇・〇〇〇	—	五〇・〇〇〇	—	五〇・〇〇〇	—	五五・〇〇〇	—	—	五五・〇〇〇
生棉		百斤	—	—	—	—	—	八・〇〇〇	—	—	一二・〇〇〇	—	—	—	—	一〇・〇〇〇
明太魚		四十貫一駄	二五・五〇〇	二七・〇〇〇	—	二六・〇〇〇	二六・〇〇〇	一八・〇〇〇	二四・〇〇〇	二三・〇〇〇	二三・〇〇〇	一九・〇〇〇	一八・五〇〇	—	—	二三・〇〇〇
朝鮮白紙	見樣紙	一塊	二八・五〇〇	三三・〇〇〇	—	—	—	—	三三・〇〇〇	—	三〇・〇〇〇	—	—	三三・五〇〇	—	三一・二〇〇
朝鮮白紙	貿物紙	同	一五・〇〇〇	一七・〇〇〇	—	—	一五・〇〇〇	—	—	—	一四・〇〇〇	—	—	—	—	一五・二五〇
木炭	白炭	十貫目	・八七〇	・九二〇	一・四〇〇	一・〇〇〇	一・二〇〇	—	・九〇〇	—	一・三〇〇	—	—	—	・九〇〇	一・〇七四
木炭	黑炭	同	・八七〇	・八三〇	一・一〇〇	・九〇〇	・九〇〇	—	・七〇〇	—	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	・九〇〇	・八二〇	・九一一
松薪		十貫目	・六〇〇	・四〇〇	・四五〇	・三三〇	・四〇〇	—	・四五〇	—	・二五〇	—	・六〇〇	—	・二〇〇	・四〇九
葉煙草	並	一駄	六・〇〇〇	一四・〇〇〇	—	二〇・〇〇〇	一八・五〇〇	—	—	七・〇〇〇	一〇・〇〇〇	—	—	—	—	一二・五八三
木材	鴨綠江松角	百才	九・二〇〇	九・五〇〇	八・九〇〇	九・〇〇〇	七・〇〇〇	—	一〇・〇〇〇	—	八・〇〇〇	—	—	—	七・六〇〇	八・六五〇
木材	同六分板	一坪	一・七〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇	一・四〇〇	一・四五〇	—	一・五〇〇	—	一・二〇〇	—	—	—	一・五五〇	一・四一三
綿絲	支那產	百斤	三六・〇〇〇	二七・五〇〇	—	—	—	二九・一〇〇	三〇・〇〇〇	—	—	—	—	—	三〇・〇〇〇	三〇・五二〇

品名	商標又は品柄	單位	京城	仁川	平壌	鎮南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	城津	清津	新義州	平均
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
打綿	上	百斤	三九・〇〇〇	四七・〇〇〇	四三・六〇〇	四六・〇〇〇	四三・二〇〇	四〇・〇〇〇	三九・〇〇〇	四五・〇〇〇	四八・〇〇〇	四三・五〇〇	四三・〇〇〇	四一・二八〇	四八・〇〇〇	四三・四二九
石炭	筑豐切込	一噸	七・九〇〇	八・五〇〇	八・〇〇〇	八・九〇〇	九・〇〇〇	七・〇〇〇	一二・〇〇〇	八・〇〇〇	八・八〇〇	一一・五〇〇	一三・五〇〇	—	—	九・三七三
蝋燭	パラフィン	百斤	二二・〇〇〇	二〇・二五〇	—	—	—	—	—	—	二〇・〇〇〇	二一・五〇〇	—	—	二四・〇〇〇	二一・五五〇
石油	上松	十ガロン入一箱	三・七一〇	三・七三〇	三・八〇〇	三・八一〇	三・七五〇	三・六九〇	三・六五〇	三・六四〇	三・七四〇	三・八四〇	三・八五〇	三・八一〇	三・五一〇	三・七三三
石油	勝利	同	三・四七〇	三・五三〇	三・五九〇	三・五九〇	三・五三〇	三・四五〇	三・五五〇	三・四〇〇	三・五六〇	三・六〇〇	三・六〇〇	二・五六〇	三・二七〇	三・四三八
石油	旗	同	三・四〇〇	三・四五〇	三・五〇〇	三・五〇〇	三・四五〇	三・三三〇	三・三五〇	三・四〇〇	三・四〇〇	三・六三〇	三・六〇〇	三・五〇〇	三・二五〇	三・四三三
外國米	砕米特等	百斤	四・七九〇	五・〇〇〇	—	—	四・四六八	四・六〇〇	四・五〇〇	四・二〇〇	四・八〇〇	四・七〇〇	—	—	—	四・六三二
麥粉	旗印	五十封入一袋	二・五三〇	二・四三〇	二・四四〇	二・五〇〇	二・三六〇	二・二五〇	二・二〇〇	二・三〇〇	二・四五〇	二・三〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四六〇	二・三八六
滿洲粟	精粟	百斤	四・一六〇	四・三〇〇	—	四・三六〇	四・四一七	—	—	三・七〇〇	—	四・五〇〇	—	四・二五〇	三・八〇〇	四・一八八
食鹽	臺灣粗鹽	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
食鹽	支那粗鹽	同	—	・五〇〇	—	・三九二	・六〇〇	・七〇〇	—	—	—	—	—	・九五〇	・五五〇	・六一五
食鹽	支那鹽再製	同	一・四五〇	・九五〇	—	一・〇一六	一・一〇〇	一・〇五〇	一・二〇〇	一・二五〇	—	一・〇五〇	—	一・四〇〇	—	一・一六三
醤油	龜甲萬	小樽一樽	三・七〇〇	三・八〇〇	四・五〇〇	—	—	四・〇〇〇	四・〇〇〇	—	三・八五〇	四・三五〇	四・五〇〇	四・二〇〇	三・九五〇	四・〇七五
味噌	赤	十貫目	三・八〇〇	四・九〇〇	四・五〇〇	四・五〇〇	三・七〇〇	四・一〇〇	四・〇〇〇	三・九〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	四・八〇〇	五・〇〇〇	四・四〇〇	四・四三一
食酢		一斗	一・四〇〇	一・六〇〇	二・四〇〇	一・七〇〇	一・六〇〇	一・二〇〇	一・二五〇	一・五〇〇	二・二〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	—	一・四九〇	一・六三七
シャンペンサイダー	三ツ矢	四打一箱入	四・八〇〇	四・五〇〇	—	四・八〇〇	四・八〇〇	四・四〇〇	四・五〇〇	四・七〇〇	四・七五〇	四・八〇〇	五・〇〇〇	四・五〇〇	五・〇〇〇	四・七一三
鰹魚節	土佐節	十貫目	五三・〇〇〇	五五・〇〇〇	七〇・〇〇〇	七七・〇〇〇	五〇・〇〇〇	六五・〇〇〇	六〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇	七〇・〇〇〇	七五・〇〇〇	六〇・〇〇〇	六四・二四六
コンデンスミルク	鷲印	四打一箱入	一三・七〇〇	一三・四〇〇	一三・五〇〇	一三・八〇〇	一三・七〇〇	一三・四〇〇	一四・〇〇〇	一三・四〇〇	一四・〇〇〇	一三・五〇〇	一四・三〇〇	一四・五〇〇	一五・〇〇〇	一三・八六二
精糖	四温◇	百斤	八・九〇〇	九・四〇〇	八・九〇〇	八・八〇〇	九・一〇〇	八・六〇〇	八・五〇〇	八・三四〇	八・四〇〇	八・五〇〇	九・三〇〇	九・二〇〇	九・三〇〇	八・八六五
麥酒	キリン	四打一箱入	九・六〇〇	九・二五〇	—	—	九・四〇〇	九・二〇〇	九・六〇〇	九・五〇〇	九・二〇〇	九・六〇〇	一〇・〇〇〇	一〇・〇〇〇	九・五〇〇	九・五一五
麥酒	アサヒ	同	九・四〇〇	九・二五〇	—	九・三〇〇	九・三〇〇	九・二〇〇	九・五〇〇	九・二〇〇	九・二〇〇	九・五〇〇	九・六〇〇	九・六〇〇	九・五〇〇	九・三七九
素麺		五貫二箱入	六・八五〇	七・三〇〇	八・五五〇	七・一〇〇	五・一五〇	七・〇〇〇	—	五・八〇〇	七・五〇〇	—	六・〇〇〇	—	六・九〇〇	六・八一五
清酒	金露	四斗五升入一樽	三五・〇〇〇	三三・〇〇〇	三三・五〇〇	三二・〇〇〇	三三・五〇〇	三二・五〇〇	三三・五〇〇	三二・〇〇〇	三二・〇〇〇	二四・〇〇〇	—	三二・〇〇〇	三三・六〇〇	三二・九六六
清酒	白鶴	同	三三・五〇〇	三三・〇〇〇	三二・〇〇〇	二四・〇〇〇	二四・〇〇〇	三二・五〇〇	二四・五〇〇	三二・〇〇〇	三二・五〇〇	二五・〇〇〇	二五・〇〇〇	二五・〇〇〇	二三・九〇〇	二八・三八六
清酒	櫻正宗	三斗九升入一樽	二四・〇〇〇	二二・〇〇〇	—	二四・五〇〇	二一・〇〇〇	二三・〇〇〇	二四・五〇〇	—	二三・五〇〇	二四・〇〇〇	二三・〇〇〇	—	二五・五〇〇	二三・五〇〇

紡績絲	單十手平	一梱	六五·五〇〇	六四·五〇〇	六六·〇〇〇	六三·五〇〇	七〇·五〇〇	六二·五〇〇	六二·五〇〇	六五·〇〇〇	六九·五〇〇	六八·〇〇〇	—	六八·〇〇〇	六六·〇〇〇〇	六五·九五八
	單十六手平	同	六八·五〇〇	六九·五〇〇	七〇·〇〇〇	七一·五〇〇	七五·五〇〇	七〇·〇〇〇	七〇·〇〇〇	—	七二·〇〇〇	七一·〇〇〇	—	—	—	七〇·八八九
	單廿手平	同	七〇·〇〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	七〇·〇〇〇
生金巾	三E	一反	六·九〇〇	六·八五〇	六·九五〇	七·一〇〇	七·〇三〇	七·五〇〇	—	—	六·三〇〇	—	—	—	七·一〇〇	六·九六六
生シーチング	ム三A	同	七·二五〇	七·二五〇	七·二〇〇	七·二〇〇	七·三五〇	七·二五〇	—	七·三〇〇	六·四〇〇	七·二〇〇	七·二〇〇	七·一〇〇	—	七·一五五
晒金巾	九牡丹	同	七·三〇〇	六·九〇〇	七·一〇〇	七·二〇〇	七·五〇〇	六·五〇〇	—	七·一〇〇	七·四〇〇	七·四〇〇	—	—	七·三〇〇	七·一七〇
生天竺旗		同	—	三·五〇〇	四·三五〇	四·二〇〇	—	三·三〇〇	三·五〇〇	—	三·六〇〇	三·八〇〇	三·八〇〇	—	—	三·七六九
小幅白木綿	細地	一疋	一·四〇〇	一·八〇〇	一·七四〇	一·七五〇	一·四〇〇	一·八七〇	一·九〇〇	一·八〇〇	一·九〇〇	一·六四〇	一·六四〇	一·七五〇	一·七〇〇	一·七一五
	太地	同	一·一〇〇	—	一·二〇〇	·九三〇	一·三五〇	一·二〇〇	—	一·四〇〇	一·二七〇	一·四三〇	·七九〇	—	一·三五〇	一·二二九
寒冷紗	上	一反	一·二五〇	一·五五〇	一·五八〇	—	一·七〇〇	一·五五〇	一·八〇〇	一·七〇〇	一·五五〇	—	—	—	一·六〇〇	一·五八七
	下	同	一·一〇〇	·九五〇	一·三四〇	—	一·五〇〇	一·四八〇	一·六〇〇	一·二〇〇	一·三六〇	—	一·三〇〇	—	—	一·三一七
支那麻布	大夏布	六丈内外	三·三〇〇	三·七五〇	—	—	—	三·八〇〇	五·五〇〇	三·一〇〇	三·〇〇〇	—	—	—	三·六〇〇	三·一三六
	小夏布	二丈内外	一·四五〇	·七〇〇	—	—	—	·八〇〇	一·〇五〇	·八五〇	一·一〇〇	—	—	—	—	·九九二
半紙	手漉	上一締(六斤内外)	三·〇〇〇	三·七〇〇	三·三五〇	三·五〇〇	三·一〇〇	三·〇〇〇	三·五〇〇	三·二〇〇	三·七〇〇	四·二〇〇	三·三〇〇	三·〇〇〇	三·〇〇〇	三·三五〇
美濃紙	同	同(十斤内外)	四·五〇〇	五·三〇〇	五·五〇〇	五·五〇〇	五·五〇〇	六·〇〇〇	七·〇〇〇	五·三〇〇	五·六〇〇	五·四〇〇	六·一〇〇	六·〇〇〇	六·一〇〇	五·六七七
鐵釘	二吋半	百斤	六·五〇〇	七·〇〇〇	七·五〇〇	七·三五〇	—	六·五〇〇	六·七〇〇	六·八〇〇	七·〇〇〇	七·〇五〇	七·〇〇〇	七·六〇〇	七·八〇〇	七·〇六七
セメント	小野田	一樽	四·六五〇	四·七〇〇	五·三三〇	五·〇〇〇	五·〇〇〇	四·五〇〇	五·五〇〇	四·四〇〇	四·九〇〇	—	五·〇〇〇	—	四·八五〇	四·八九四
	淺野	同	四·五五〇	四·七〇〇	五·六二〇	五·〇〇〇	五·四〇〇	四·五〇〇	五·五〇〇	四·五〇〇	四·九〇〇	五·一〇〇	—	—	四·九〇〇	四·九七〇
安全燐寸	雙鹿	一噸(六百打)	一八·二五〇	一九·五〇〇	一九·三〇〇	一八·五〇〇	一七·五〇〇	二〇·一〇〇	二二·〇〇〇	一九·八〇〇	一八·四〇〇	一八·〇〇〇	一八·五〇〇	一八·五〇〇	—	一九·〇二九
黄燐燐寸	桃猿	同(千二百打)	二一·〇〇〇	二三·五〇〇	二五·〇〇〇	二三·四〇〇	二〇·一〇〇	二五·五〇〇	二二·五〇〇	—	二四·〇〇〇	—	—	二二·八〇〇	—	二三·〇八九
木材	北海道松角	百斤	七·〇〇〇	七·〇〇〇	七·〇〇〇	八·〇〇〇	六·八〇〇	六·〇〇〇	一一·〇〇〇	—	七·〇〇〇	—	—	—	—	七·四七五
	同六分板	一坪	一·〇〇〇	一·〇〇〇	一·二〇〇	一·三〇〇	一·一〇〇	·八五〇	一·六〇〇	—	一·〇〇〇	—	—	—	—	一·一三一
	杉角	百才	一一·〇〇〇	一〇·一五〇	一一·〇〇〇	一〇·〇〇〇	九·八〇〇	八·〇〇〇	一五·〇〇〇	六·五〇〇	九·〇〇〇	—	—	—	—	一〇·〇五〇
	同六分板	一坪	一·四〇〇	一·四〇〇	一·七〇〇	一·七〇〇	一·五〇〇	一·三〇〇	一·八〇〇	一·二〇〇	一·四〇〇	—	—	—	—	一·四八九
支那葉煙草		百斤	一四·〇〇〇	一一·五〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一二·七五〇

第四款　勞銀

三月中各地勞働賃銀表

職業別	京城	仁川	平壤	鎭南浦	群山	釜山	大邱	馬山	木浦	元山	會寧	平均
大工	円 一・五〇〇	円 一・四〇〇	円 一・五〇〇	円 一・五〇〇	円 一・五〇〇	円 一・二〇〇	円 一・三〇〇	円 一・一五〇	円 一・三〇〇	円 一・五〇〇	円 一・三五〇	円 一・四七三
同朝鮮人	一・〇〇〇	・八五〇	・九〇〇	・七〇〇	・九〇〇	・七〇〇	・六〇〇	—	一・二〇〇	・六〇〇	・五〇〇	・七九五
左官	一・五〇〇	一・四五〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・四〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇	一・四一四
石工	二・〇〇〇	一・六八〇	一・九〇〇	一・八〇〇	一・七〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	一・六五〇	一・五〇〇	一・八〇〇	一・二〇〇	一・六八五
同朝鮮人	一・二〇〇	・九四〇	一・〇〇〇	—	一・〇〇〇	—	・八〇〇	—	一・二〇〇	・七〇〇	・五〇〇	・九一八
木挽	一・五〇〇	一・二六〇	一・四〇〇	—	一・五〇〇	一・三五〇	一・五〇〇	一・四〇〇	—	一・八〇〇	一・二〇〇	一・四三四
同朝鮮人	一・〇〇〇	一・〇〇〇	・九〇〇	—	一・二〇〇	・八七五	・八〇〇	—	—	・六五〇	・八〇〇	・九〇三
瓦葺	二・〇〇〇	一・四八〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇	一・五四四
煉瓦職	二・〇〇〇	一・四八〇	一・九〇〇	一・八〇〇	一・七〇〇	一・七〇〇	一・六〇〇	一・八〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇	一・六九八
同朝鮮人	一・八〇〇	・八五〇	一・四〇〇	—	一・〇〇〇	一・一〇〇	・九〇〇	—	—	・六〇〇	・六〇〇	一・〇三一
ペンキ職	一・五〇〇	一・三八〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・四〇〇	一・六〇〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・四五三
錻力職	一・五〇〇	一・四八〇	一・七〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	一・三五〇	一・三〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・八〇〇	一・三〇〇	一・五〇三
鍛冶職	一・五〇〇	一・五七〇	一・〇〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	一・三五〇	一・四〇〇	一・六五〇	一・二〇〇	一・八〇〇	一・五〇〇	一・四九七
疊職	一・四五〇	一・四七〇	一・五〇〇	一・六五〇	一・五〇〇	一・一〇〇	一・四〇〇	一・三五〇	一・三〇〇	一・五〇〇	一・二〇〇	一・四〇二
井戸掘	一・五〇〇	一・六六〇	一・九〇〇	二・〇〇〇	一・二〇〇	一・六五〇	一・四〇〇	—	二・〇〇〇	一・三〇〇	一・〇〇〇	一・五六一
表具師	一・二〇〇	一・三八〇	一・九〇〇	二・三〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・二〇〇	一・三五〇	一・五〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・四三〇
同朝鮮人	・八〇〇	・八六〇	・八〇〇	—	・七〇〇	—	・七〇〇	—	一・三〇〇	・六〇〇	・六〇〇	・七九五
靴製造職	・九〇〇	一・四七〇	一・〇〇〇	—	一・三〇〇	一・三〇〇	一・二〇〇	一・〇〇〇	—	一・八〇〇	・八〇〇	一・一九七
洋服職工	一・二〇〇	一・四五〇	二・三〇〇	—	一・三〇〇	一・三〇〇	一・六〇〇	一・〇〇〇	二・〇〇〇	一・五〇〇	一・七〇〇	一・五三五
車夫	一・四五〇	一・三五〇	一・八〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・五〇〇	一・三〇〇	一・三〇〇	二・〇〇〇	一・〇〇〇	—	一・四二〇
同朝鮮人	一・二〇〇	一・二〇〇	一・三〇〇	一・五〇〇	・六〇〇	一・五〇〇	一・〇〇〇	一・三〇〇	—	・五〇〇	—	一・一〇〇
人夫	・八〇〇	・九〇〇	・九〇〇	・七〇〇	・九〇〇	・八〇〇	・八〇〇	・七五〇	一・〇〇〇	・八〇〇	・八〇〇	・七四一
同朝鮮人	・四五〇	・五五〇	・四五〇	・三五〇	・四五〇	・四五〇	・四五〇	・三五〇	・五〇〇	・四五〇	・五〇〇	・四五〇

第五款　參考資料

第一　手形交換

一　三月中京城、釜山、仁川手形交換所交換高表

（△印は減）

銀行名	仕拂手形 京城 交換金額（円）	仕拂手形 京城 交換差額（円）	仕拂手形 釜山 交換金額（円）	仕拂手形 釜山 交換差額（円）	仕拂手形 仁川 交換金額（円）	仕拂手形 仁川 交換差額（円）	仕拂手形 計 交換金額（円）	仕拂手形 計 交換差額（円）	持出手形 京城 交換金額（円）	持出手形 京城 交換差額（円）	持出手形 釜山 交換金額（円）	持出手形 釜山 交換差額（円）	持出手形 仁川 交換金額（円）	持出手形 仁川 交換差額（円）	持出手形 計 交換金額（円）	持出手形 計 交換差額（円）
朝鮮銀行	九九五、八二一	五三一、七四九	四七三、〇三七	一五〇、四九四	一九六、三〇二	八、七五五	一、六六四、一四〇	二一一、〇九八	一、四五五、三三三	四八〇、一六〇	三七五、六三九	五四、一〇六	四四九、三五三	二六一、七八五	二、二八四、三二五	七六六、〇五一
第一銀行支店	八〇八、四八四	三一〇、九一八	三三四、四一五	三五五、〇三五	—	—	一、一四二、八九七	三四六、七五四	七一五、三二二	二一七、七五六	四二一、九〇八	二三一、五三一	—	—	一、一三六、二三〇	四四二、〇八七
百三十銀行支店	六一八、〇〇二	二三五、四八二	一七五、四五〇	二七、七〇三	二三七、四三三	五〇、八六〇	一、〇三〇、九〇四	三〇二、〇四四	五三一、四九一	二八、八九一	二四五、四二二	九七、六七四	二四三、八六九	六七、五〇八	一、〇二〇、七八四	二〇五、八〇五
十八銀行支店	四六七、五四四	四八、四八〇	一九七、六四六	二六、九八五	四〇四、二九一	二二八、七〇八	一、〇六九、四八一	二九四、一一三	五八九、一三一	一七〇、〇六八	二七〇、九九一	一〇〇、二二九	一九六、九七四	一一、三九一	一、〇五六、八〇九	二九一、六八八
漢湖農工銀行	二一七、九六〇	一五五、七一六	—	—	—	—	二一七、九六〇	一五五、七一六	三六五、八三九	二四一、五八四	—	—	—	—	三六五、八三九	二四一、五八四
朝鮮商業銀行	七七九、六五一	二三〇、〇二九	—	—	二六五、六一三	六八、八〇四	一、〇四五、二六四	二九八、八三三	五八一、四四〇	四一、八一八	—	—	二〇三、四一五	六、六〇五	七八四、八五五	四八、四二三
韓一銀行	二二六、三四九	一三九、三八八	—	—	—	—	二二六、三四九	一三九、三八八	二二一、七五八	三四、九九七	—	—	—	—	二二一、七五八	三四、九九七
漢城銀行	二〇五、四〇〇	一五一、〇〇一	—	—	—	—	二〇五、四〇〇	一五一、〇〇一	一五〇、九一九	六五、三二〇	—	—	—	—	一五〇、九一九	六五、三二〇
慶尚農工銀行	—	—	二〇〇、三六五	八八、五九九	—	—	二〇〇、三六五	八八、五九九	—	—	二二七、七一三	一五、九四七	—	—	二二七、七一三	一五、九四七
釜山商業銀行	—	—	一七九、七六二	四一、六〇三	—	—	一七九、七六二	四一、六〇三	—	—	四二、八三〇	四、六六一	—	—	四二、八三〇	四、六六一
周防銀行支店	—	—	七一、九八六	二五、八八四	—	—	七一、九八六	二五、八八四	—	—	四七、三五七	一二、二五四	—	—	四七、三五七	一二、二五四
京城銀行	八四、一四四	二一、三三九	—	—	—	—	八四、一四四	二一、三三九	七四、三一二	二一、七〇七	—	—	—	—	七四、三一二	二一、七〇七
郵便局	三三六、四七三	—	六八、六八八	—	—	—	四〇五、一六一	—	三三六、四七三	—	六八、六八八	—	—	—	四〇五、一六一	—
合計	四、八八九、八九八	一、五五五、五〇一	一、六〇〇、五五五	四〇七、一〇五	一、〇六五、六二八	五五七、〇八八	七、五五五、八八五	二、〇八七、六九一	四、八八九、八九八	一、五五五、五〇一	一、六〇〇、五五五	四〇七、一〇五	一、〇六五、六二八	五五七、〇八八	七、五五五、八八五	二、〇八七、六九一
前月と比較増減	六六五、五六七	二六九、八二一	一三、七〇七	一五、五五一	八〇、〇七五	△一五五、八八五	七八六、五四九	一四七、五〇九	六六五、五六七	二六九、八二一	一三、七〇七	一五、五五一	八〇、〇七五	△一五五、八八五	七八六、五四九	一四七、五〇九

二　三月中交換手形種類表

種類	京城 枚數	京城 金額（円）	釜山 枚數	釜山 金額（円）	仁川 枚數	仁川 金額（円）	計 枚數	計 金額（円）
小切手	一三、六八三	三、〇九九、一三〇	五、三四二	一、〇八五、一〇三	三、〇〇六	一、〇一八、九五一	二二、〇三一	五、二〇三、一八四
爲替手形	六五〇	三九五、四一二	一、〇七一	一六一、四九四	二〇八	六七、四九二	一、九二九	六二四、三九八
約束手形	三二三	一五〇、二七〇	一五九	六八、〇〇七	—	—	四八二	二一八、二七七

種類	京城 枚數	京城 金額	釜山 枚數	釜山 金額	仁川 枚數	仁川 金額	計 枚數	計 金額
		円		円		円		円
仕拂命令	一、九九七	四八九、八八二	一一八	八〇、〇五一	六六	四、三六二	二、一八一	五七四、二九五
郵便爲替證書	四、四一〇	三五六、四七三	二、五一〇	六八、六八七	—	—	六、九二〇	四二五、一六〇
公債債券同利札	一、五〇九	一五、〇八四	—	—	—	—	一、五〇九	一五、〇八四
雜證書	二三一	三八三、六四七	九七	一三六、九九五	二	二、八二三	三三〇	五二三、四六五
合計	二二、八〇三	四、八八九、八九八	九、二九七	一、六〇〇、三三七	三、二八二	一、〇九三、六二八	三五、三八二	七、五八三、八六三
前月と比較増減	三、五二五	六九三、五六七	五二三	一二、七〇七	五一九	八〇、〇七五	四、五六六	七八六、三四九

第二　大阪及仁川定期米相場表

（△印は減）

年月	大阪 當限 最高	大阪 當限 最低	大阪 當限 平均	大阪 中限 最高	大阪 中限 最低	大阪 中限 平均	大阪 先限 最高	大阪 先限 最低	大阪 先限 平均
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
三月中	一七・七〇〇	一六・六七〇	一七・二一三	一八・〇九〇	一六・六二〇	一七・四三三	一八・一六〇	一六・五六〇	一七・四七三
對前月増減	・〇一〇	・三三〇	・二五九	・八二〇	・八八〇	・八六七	・七八〇	・八八〇	・九六四
對前年同月増減	△二・三三〇	△二・六八〇	△二・四七三	△二・三六〇	△三・四五〇	△二・八二七	△一・九四〇	△二・四四〇	△二・一二三

年月	仁川 當限 最高	仁川 當限 最低	仁川 當限 平均	仁川 中限 最高	仁川 中限 最低	仁川 中限 平均	仁川 先限 最高	仁川 先限 最低	仁川 先限 平均
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
三月中	一四・二九〇	一四・一五〇	一四・二一三	一四・二五〇	一三・九二〇	一四・〇七四	一四・五九〇	一三・八〇〇	一四・二〇一
對前月増減	一・〇九〇	一・七五〇	一・四一三	△・六〇〇	・五二〇	△・〇二九	△・一四〇	・七〇〇	・三三〇
對前年同月増減	△・七一〇	△・七〇〇	△・七一二	△一・三〇〇	△・八二〇	△・四八二	△一・三九〇	△一・〇〇〇	△一・一六六

第三　朝鮮國產大豆大阪相場表

年月	釜山 高	釜山 低	釜山 普	仁川 高	仁川 低	仁川 普	鎭南浦 高	鎭南浦 低	鎭南浦 普	元山 高	元山 低	元山 普
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
三月中	一一・八〇〇	一一・六〇〇	一一・七一八	一一・七〇〇	一一・四〇〇	一一・五九八	一二・〇〇〇	一一・八〇〇	一一・九一七	一四・九〇〇	一四・八〇〇	一四・八〇四
對前月増減	・一五〇	・二〇〇	・一七〇	・三〇〇	・三〇〇	・三八八	・二〇〇	・四〇〇	・三七四	・一〇〇	・三〇〇	・一六六
對前年同月増減	一・三〇〇	一・三〇〇	一・三一八	一・三〇〇	一・一〇〇	一・二九〇	一・〇〇〇	一・〇〇〇	一・〇三四	三・二〇〇	三・九〇〇	三・六一三

法令

○朝鮮船舶令（大正三年四月制令第七號）

朝鮮船舶令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

朝鮮船舶令

第一條　左ノ船舶ヲ以テ本令ニ依ル日本船舶トス

一　官廳又ハ公署ノ所有ニ屬スル船舶

二　朝鮮ニ住所ヲ有スル日本臣民ノ所有ニ屬スル船舶

三　朝鮮ニ本店ヲ有スル商事會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社及株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶

四　朝鮮ニ主タル事務所ヲ有スル法人ニシテ其ノ代表者ノ全員カ日本臣民ナルモノノ所有ニ屬スル船舶

第二條　前條ニ掲ケタル船舶ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外船舶法ニ依ル但シ同法中勅令トアルハ朝鮮總督府令、主務大臣トアルハ朝鮮總督、第四條第一項第十五條及第十七條中日本トアルハ朝鮮、外國トアルハ朝鮮外トス

朝鮮外ニ於テ取得シタル船舶ヲ朝鮮外各港ノ間ニ航行セシムル場合ニ於テ船舶所有者カ領事館又ハ內地、臺灣、樺太若ハ關東州ノ管海官廳ニ於テ船舶ノ積量ノ測度又ハ改測ヲ受ケタルトキハ朝鮮ノ管海官廳ニ於テ之ヲ受ケタルモノト看做ス

第三條　第一條ノ日本船舶ニ非サレハ不開港ニ寄港シ又ハ各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客ノ運送ヲ爲スコトヲ得ス但シ法令若ハ條約ニ別段ノ定アルトキ、海難若ハ捕獲ヲ避ケムトスルトキ又ハ朝鮮總督ノ特許ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

船舶法第一條ノ日本船舶ハ各港ノ間ニ於テ運送ヲ爲スコトヲ得

第四條　朝鮮總督ハ前條第二項ノ運送ニ關シ命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附　則

本令ハ大正三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際舊令ニ依ル船舶國籍證書ヲ受有スル船舶所有者ハ本令施行ノ日ヨリ三月內ニ本令ニ依リ登錄ノ申請ヲ爲スヘシ

前項ノ申請ニ因リ船舶國籍證書ノ交付ヲ受クル迄ハ舊令ニ依ル船舶國籍證書ハ之ヲ本令ノ船舶國籍證書ト看做ス

○朝鮮船舶檢査令（大正三年四月制令第八號）

朝鮮船舶檢査令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

朝鮮船舶檢査令

第一條　朝鮮ニ船籍港ヲ有スル日本船舶ノ檢査ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外船舶檢査法ニ依ル但シ同法中遞信大臣トアルハ朝鮮總督トス

第二條　朝鮮船舶令ニ依リ日本ノ國籍ヲ取得スヘキ目的ヲ以テ朝鮮又ハ內地ニ於テ製造スル船舶ノ所有者ハ其ノ製造中ト雖一部ノ檢査ヲ申請スルコトヲ得

第三條　內地、臺灣、樺太又ハ關東州ニ船籍港ヲ有スル日本船舶ニシテ朝鮮ノ沿岸若ハ湖川港內ノミヲ航行シ又ハ朝鮮ヲ起點トシテ朝鮮外ノ地ニ航行スルモノハ本令ニ依リ檢査ヲ受クヘシ但シ船舶檢査法又ハ臺灣、樺太若ハ關東州ノ法令ニ依リ船舶檢査證書ヲ受有シ其ノ航行期間內ニ在ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條　左ニ掲クル外國船舶ニ付テハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ檢査ヲ執行ス

一　日本ノ臣民又ハ法人ニ於テ借入レ朝鮮各港ノ間又ハ朝鮮ト朝鮮外ノ地トノ間ヲ航行スルモノ

二　朝鮮ノ沿岸又ハ湖川港內ノミヲ航行スルモノ

三　朝鮮各港ニ於テ旅客又ハ移住民ヲ搭載スルモノ

附　則

本令ハ大正三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

舊令ニ依リ交付シタル船舶檢査證書ハ其ノ有效期間滿了ニ至ル迄仍其ノ效力ヲ有ス

○朝鮮船員令（大正三年四月制令第九號）

朝鮮船員令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

朝鮮船員令

第一條　朝鮮ニ船籍港ヲ有スル日本船舶ノ船員ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外船員法ニ依ル但シ同法中日本トアルハ朝鮮、主務大臣トアルハ朝鮮總督トス

第二條　外國ニ駐在スル外交官又ハ領事官カ法令ノ定ムル所ニ依リ日本臣民ヲ朝鮮ニ送還スヘキコトヲ命シタルトキハ船長ハ正當ノ理由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

送還費用ノ償還ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第三條　內地ノ管海官廳ニ於テ交付シタル船員手帖ハ本令ニ依リ交付シタルモノト看做ス

附　則

本令ハ大正三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際船員ニシテ第三條ノ船員手帖ヲ有セサル者ハ本令施行ノ日ヨリ六月內ニ船員手帖ノ交付ヲ申請スヘシ

○朝鮮船舶職員令（大正三年四月制令第十號）

朝鮮船舶職員令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

朝鮮船舶職員令

第一條　朝鮮ニ船籍港ヲ有スル日本船舶ノ職員ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外船舶職員法ニ依ル但シ同法中遞信大臣トアルハ朝鮮總督トス

第二條　遞信大臣ノ授與シタル海技免狀ハ本令ニ依リ授與シタルモノト看做ス

第三條　本令ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ內地、臺灣、樺太又ハ關東州ニ船籍港ヲ有スル日本船舶ニシテ朝鮮ノ沿岸若ハ湖川港內ノミヲ航行シ又ハ朝鮮ヲ起點トシテ朝鮮外ノ地ニ航行スルモノ及朝鮮船舶檢査令第四條ニ揭クル外國船舶ニ之ヲ準用スルコトヲ得

附　則

本令ハ大正三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際海技免狀ヲ受有セスシテ現ニ船舶職員ノ職務ヲ執ル二十歲以上ノ者ニハ試驗ヲ用キスシテ本令施行ノ日ヨリ三年ヲ限リ效力ヲ有スル相當ノ海技免狀ヲ授與スルコトヲ得

○朝鮮海員懲戒令（大正三年四月制令第十一號）

朝鮮海員懲戒令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

朝鮮海員懲戒令

第一章　總則

第一條　海技免狀ヲ受有スル者其ノ職務ヲ行フニ當リ左ノ事項ニ該當スルトキハ海員審判所ノ裁決ヲ以テ懲戒ヲ加フヘシ

一　正當ノ理由ナクシテ船舶ヲ放棄シタルトキ

二　過失懈怠又ハ不當ノ所爲ニ因リ自他ノ船舶ヲ問ハス之ニ損害ヲ加ヘ又ハ之ヲ沈沒セシメタルトキ

三　過失懈怠又ハ不當ノ所爲ニ因リ人ヲ殺傷シタルトキ

四　海難ニ罹リ船舶又ハ船客乘組員ヲ救助スルノ方法ヲ盡ササルトキ

五　海難ニ罹リタル船舶アルコトヲ認メ正當ノ理由ナクシテ其ノ船舶又ハ船客乘組員ヲ救助スルノ方法ヲ盡ササルトキ

六　職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ

七　亂醉粗暴其ノ他ノ失行アリタルトキ

第二條　懲戒ハ左ノ三種トス

一　免狀行使ノ禁止

二　免狀行使ノ停止

三　譴責

第三條　前條懲戒ノ適用ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ海員審判所之ヲ定ム

第四條　免狀行使ノ停止ハ一月以上三年以下トス

第五條　海員審判所ハ左ノ原因アルトキハ審判ヲ行ハス

一　裁決

二　時效

第一條各號ニ該當スル者ハ廢業ノ故ヲ以テ懲戒ヲ免ルコトヲ得ス

第六條　時效ノ期間ハ審判ヲ受クヘキ事件ノ生シタル日ヨリ五年トス

第七條　海員審判所ノ審判ニ關シ本令ニ規定ナキモノニ付テハ朝鮮刑事令ヲ準用ス

第二章　審判前ノ手續

第八條　海事官吏、地方官又ハ警察官吏若ハ其ノ職務ヲ行フ者審判ニ付スヘキ事實アリタルコトヲ知リタルトキハ直ニ其ノ事實ヲ詳記シ理事官ニ報告スヘシ

第九條　理事官審判ニ付スヘキ事實アリタルコトヲ知リタルトキハ證憑ヲ集取シ必要ニ應シ實地臨檢ヲ爲スコトヲ得

第十條　理事官ハ審判ノ開始ヲ海員審判所ニ申立ツヘシ

前項ノ申立ヲ爲ストキハ證憑其ノ他必要ノ書類ヲ添附スヘシ

第三章　審判

第十一條　海員審判所ハ理事官ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ審判ヲ開始スヘキヤ否ヤヲ決定ス其ノ職權ヲ以テスル場合ニ於テハ理事官ノ意見ヲ聽クヘシ

開始決定ハ理事官及被審人ニ之ヲ通知スヘシ

第十二條　海員審判所ニ於テ下調ヲ必要ナリト決定スルトキハ審判長ハ審判官ニ其ノ下調ヲ命スヘシ

第十三條　下調ノ命ヲ受ケタル審判官ハ被審人ヲ呼出シテ之ヲ訊問スルコトヲ得

受命審判官ハ必要ナル證憑ヲ集取スヘシ

受命審判官ハ證人鑑定人ヲ呼出シ通事ヲ命シ又ハ臨檢ヲ爲スコトヲ得

第十四條　被審人又ハ證人正當ノ理由ナクシテ受命審判官ノ呼出ニ應セサルトキハ受命審判官ハ引致狀ヲ發シテ之ヲ引致セシムルコトヲ得

引致狀ハ理事官ノ命令ニ因リ勾引狀執行ノ手續ヲ準用シテ之ヲ執行ス

第十五條　被審人逃走シ又ハ逃走ノ虞アルトキハ受命審判官ハ免狀行使ノ假停止ヲ爲シ又ハ之ヲ差押フルコトヲ得

第十六條　被審人又ハ證人疾病其ノ他正當ノ事故アリテ呼出ニ應スルコト能ハサルコトヲ疏明スルトキハ受命審判官ハ其ノ所在ニ就テ之ヲ訊問スルコトヲ得

第十七條　受命審判官下調ヲ終リタルトキハ調書及一切ノ證憑ヲ審判長ニ差出シ審判長ハ直ニ之ヲ理事官ニ送付スヘシ

理事官ハ三日内ニ意見ヲ附シ其ノ書類ヲ審判長ニ還付スヘシ

第十八條　海員審判所ハ下調ヲ十分ナリト思料スルトキハ審判ヲ繼續スルヤ否ヤヲ決定スヘシ

審判ヲ繼續スヘシト決定スルトキハ審判期日ヲ定メ被審人ヲ呼出スヘシ

審判ヲ繼續セスト決定スルトキハ審判ヲ閉鎖スヘシ

第十九條　審判ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ海員審判所ノ決定ニ依リ其ノ公開ヲ停止ス

第二十條　第十三條乃至第十六條ノ規定ハ審判ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十一條　開廷中秩序ノ維持ハ審判長ニ屬ス

審判長ハ審判ヲ妨クル者又ハ不當ノ言行ヲ爲ス者ヲ退廷セシムルコトヲ得

第二十二條　被審人又ハ證人ノ訊問ハ審判長之ヲ爲ス

審判官及理事官ハ審判長ニ告ケ被審人又ハ證人ヲ訊問スルコトヲ得

第二十三條　理事官ハ審判ニ立會ヒ其ノ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十四條　被審人ハ補佐人ヲ用ウルコトヲ得但シ海員審判所ノ認許シタル者ニ限ル

第二十五條　海員審判所ハ呼出ヲ受ケタル被審人審判期日ニ出頭セサルトキハ闕席裁決ヲ爲スヘシ但シ被審人ノ疾病其ノ他ノ故障ニ因リ審判ヲ行フコト能ハサルトキハ決定ヲ以テ其ノ審判ヲ延期又ハ中止スルコトヲ得

第二十六條　刑事裁判手續中ハ被審人ニ對シ審判ヲ開始スルコトヲ得ス

被審人刑事訴追ヲ受ケタルトキハ其ノ事件ノ判決確定スル迄審判ヲ中止スヘシ

第二十七條　理事官及被審人ハ本案ノ裁決アル迄何時ニテモ審判ヲ行フヘカラサルノ申立ヲ爲スコトヲ得

海員審判所ハ職權ヲ以テ審判ヲ行フヘカラサルノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第二十八條　裁決ニハ其ノ理由及證憑ヲ明示スヘシ

第二十九條　裁決及裁決始末書ノ原本ハ海員審判所之ヲ保存スヘシ

第四章　執行處分

第三十條　懲戒ハ裁決言渡ノ後之ヲ執行ス

第三十一條　免狀行使ノ禁止ヲ言渡シタルトキハ海員審判所ニ於テ免狀ヲ取上ケ之ヲ朝鮮總督府ニ送付スヘシ

免狀行使ノ停止ヲ言渡シタルトキハ海員審判所ニ於テ免狀ヲ取上ケ期間滿了ノ後之ヲ本人ニ還付スヘシ

免狀行使ノ禁止又ハ停止ヲ言渡サレタル者海員審判所ニ免狀ヲ差出ササルトキハ海員審判所ハ其ノ免狀ヲ無效ト爲シ其ノ旨公示スヘシ

第五章　罰則

第三十二條　證人、鑑定人又ハ通事正當ノ理由ナクシテ海員審判所又ハ受命審判官ノ呼出ニ應セス又ハ其ノ義務ヲ盡ササルトキハ四十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十三條　證人虛僞ノ陳述ヲ爲シタルトキ又ハ鑑定人若ハ通事虛僞ノ鑑定若ハ通譯ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者其ノ事件ノ裁決言渡前自首シタルトキハ其ノ刑ヲ免ス

附　則

本令ハ大正三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮水難救護令（大正三年四月制令第十二號）

朝鮮水難救護令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

朝鮮水難救護令

第一條　水難救護ニ關シテハ本令ニ規定スルモノヲ除クノ外水難救護法ニ依ル但シ同法中市町村長トアルハ警察署長又ハ其ノ職務ヲ行フ者トス

第二條　面長ハ救護ノ事務ニ關シ警察官吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者ヲ助ケ警察官吏又ハ其ノ職務ヲ行フ者現場ニ在ラサルトキハ之ニ代リ其ノ職務ヲ執行スヘシ

附　則

本令ハ大正三年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮船稅令（大正三年四月制令第十三號）

朝鮮船稅令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

朝鮮船稅令

第一條　朝鮮船舶令第一條ノ日本船舶及朝鮮各港ノ間ニ於テ運送ヲ爲ス船舶法第一條ノ日本船舶ニハ左ノ區別ニ從ヒ毎年船稅ヲ課ス

一　總噸數十噸又ハ積石數百石未滿ノ船舶　四十錢

二　總噸數十噸又ハ積石數百石以上ノ船舶

　一噸又ハ十石迄毎ニ　四　錢

第二條　左ニ揭クル船舶ニハ船稅ヲ課セス

一　官廳ノ所有ニ屬スル船舶

二　漁業專用船ニシテ直接漁撈又ハ傳習ニ使用スルモノ

三　朝鮮外ノ地ニ航行シ不開港ニ寄港セサル船舶

四　遭難救助其ノ他公益ヲ目的トスル船舶

五　倉庫船、船橋組成ノ爲定繫スル船舶其ノ他航行ノ用ニ供セサル船舶

六　總噸數五噸未滿又ハ積石數五十石未滿ノ帆船

七　端舟其ノ他櫓櫂ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓櫂ヲ以テ運轉スル舟

第三條　課稅ノ事由カ七月一日以後ニ發生シタルトキハ其ノ年分稅金ハ半額トス

朝鮮船舶令第一條ノ日本船舶ニ付テハ課稅ノ事由カ六月三十日以前ニ消滅シタルトキハ其ノ年分稅金ハ半額トス

船舶積量ノ變更ニ因リ税金額ニ增減ヲ生スルトキハ增減額ニ付前二項ノ規定ヲ準用ス

第四條　船舶所有者ハ每年八月一日ヨリ同月三十一日限船税ヲ納付スヘシ但シ船舶法第一條ノ日本船舶所有者ハ每年初テ運送ヲ爲ストキ船税ヲ納付スヘシ

左ノ場合ニ於テハ税金ハ卽納トス

一　船舶カ解撤、沈沒其ノ他ノ事由ニ因リ消滅シ又ハ船税ヲ課セサルモノト爲リタルトキ

二　納期ヲ過キタル後船舶カ新ニ船税ヲ課スルモノト爲リ又ハ積量ヲ變更シタルトキ

第五條　詐欺其ノ他不正ノ行爲ヲ以テ船税ヲ免レ又ハ免レムトシタル者ハ其ノ金額ノ五倍ニ相當スル罰金又ハ科料ニ處シ逋脫シタル税金ハ直ニ之ヲ徵收ス

附　則

本令ハ大正三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正三年分船税ハ税金ノ半額トス

從前ノ規程ニ於テ船税ヲ課セラルヘキ船舶ノ大正三年分船税ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

○朝鮮船舶積量測度令（大正三年四月 制令第十四號）

朝鮮船舶積量測度令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

朝鮮船舶積量測度令

船舶ノ積量ノ測度竝積量ノ改測ノ場合ニ於ケル登錄税及登記ニ關シテハ船舶積量測度法ニ依ル但シ同法中主務大臣トアルハ朝鮮總督トス

附　則

本令ハ大正三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮不動產登記令中改正（大正三年五月 制令第十五號）

朝鮮不動產登記令中改正ノ件明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ玆ニ之ヲ公布ス

朝鮮不動產登記令中左ノ通改正ス

第一條中「及明治三十九年法律第五十五號」ヲ削リ第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ同法第十一條中百年トアルハ之ヲ二十年トス

第二條中「又ハ其ノ支廳」ヲ「其ノ支廳又ハ出張所」ニ改メ「府外ニ在ル」ヲ削ル

第二條ノ二　各種ノ登記簿ハ府又ハ面每ニ別册ト爲ス但シ登記事件夥多ナル府又ハ面ニ在リテハ町洞其ノ他ノ區劃ニ從ヒ別册ト爲スコトヲ得

第二條ノ三　土地調査ヲ行ハサル未登記ノ土地ノ所有權ノ登記ハ府尹又ハ郡守ノ認證ニ依リ其ノ所有權ヲ證スル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第六條　削除

第七條第二項ヲ削ル

第八條　本令施行前登記又ハ證明ヲ爲シタル不動產ニ付登記ヲ爲スヘキトキハ第九條ノ場合ヲ除クノ外舊登記簿、證明簿又ハ證明臺帳ノ用紙中本令ノ規定ニ依リ必要ナル事項ヲ登記簿ニ移記シタル後登記ヲ爲シ其ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ

前項ノ移記ヲ爲スニハ登記番號欄ニ登記ノ順序ヲ追ヒテ新ナル番號ヲ記載シ其ノ左側ニ前登記又ハ證明ノ番號ヲ附記シ表示欄ニ不動產ノ表示ヲ移シ相當區ノ順位番號欄及事項欄ニ舊登記簿、證明簿又ハ證明臺帳ノ用紙中抹消ニ係ラサル番號及事項ヲ移スヘシ

前項ノ場合ニ於テ同一ノ不動產ニ關シ登記ト證明ト竝存スルトキハ所有權其ノ他ニ關スル事項ニ付テハ登記及證明ヲ通シテ日附ノ順序ニ依リ之ヲ移記シ移記ノ順序ヲ追ヒテ新ニ順位番號ヲ記載シ其ノ左側ニハ前登記又ハ證明ノ順位番號ヲ附記スヘシ但シ同一事項ニ付テハ日附ノ早キモノノミヲ移記スヘシ

第八條ノ二　本令施行前登記及證明ヲ爲シタル不動產ニ付登記ヲ申請シタル場合ニ於テ登記ト證明ト牴觸スルトキハ登記官吏ハ假ニ登記ヲ爲シ其ノ旨ヲ記載スヘシ但シ不動產ノ表示ノミカ牴觸スル場合ニ於テ同一不動產ナルコトヲ證スルニ足ルヘキ書面ヲ申請書ニ添附シタルトキハ前條ノ規定ニ依ル

前項ノ規定ニ依リ初テ假ニ登記ヲ爲ス場合ニハ前條第一項及第二項ノ規定ニ準シ登記及證明ヲ各別ニ移記シタル後之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ舊登記簿、證明簿又ハ證明臺帳ノ用紙ヲ閉鎖スヘシ

牴觸スル登記又ハ證明ノ抹消アリタルトキハ第一項ノ規定ニ依リ假ニ爲シタル登記ハ其ノ登記ノ日ヨリ之ヲ本登記ト看做ス此ノ場合ニ於テハ登記官吏ハ假ニ爲シタル登記ノ餘白ニ本登記ト爲リタル旨及其ノ事由年月日ヲ記載シ第一項ノ登記申請者ニ之ヲ通知スヘシ

第九條中「證明」ヲ「登記又ハ證明」ニ、「證明簿」ヲ「舊登記簿、證明簿又ハ證明臺帳」ニ改ム

第十條　本令施行地域內ニ在ル不動產ノ證明ニ關スル帳簿書類又ハ其ノ謄本ハ不動產登記法第九條ノ規定ニ準シ管轄登記所ニ之ヲ移送スヘシ

前項ノ規定ニ依リ移送シタル證明簿又ハ證明臺帳ノ謄本ハ之ヲ證明簿又ハ證明臺帳ト看做ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○朝鮮不動產登記令施行地域（大正三年五月 總令第五十一號）

朝鮮不動產登記令ヲ大正三年五月一日ヨリ左記ノ地域ニ施行ス

一　京畿道京城府、仁川府、水原郡水原面、開城郡松都面

一　忠淸北道淸州郡淸州面

一　忠淸南道公州郡公州面、大田郡大田面、論山郡江景面

一　全羅北道群山府、全州郡全州面

一　全羅南道木浦府、光州郡光州面、羅州郡羅州面

一　慶尙北道大邱府、金泉郡金泉面

一　慶尙南道釜山府、馬山府、晋州郡晋州面

一　黃海道海州郡海州面

一　平安南道平壤府、鎭南浦府

一　平安北道新義州府、義州郡義州面

一　咸鏡南道元山府、咸興郡咸興面

一　咸鏡北道淸津府、會寧郡會寧面ノ內一里、二里、三里、四里、五里、鏡城郡梧村面ノ內勝岩洞、壽星洞、一里洞、羅南町、生駒町、初瀨町、美吉町、城津郡鶴城面ノ內舊各國居留地ニ屬セシ地域

民事

○損害賠償請求ニ關スル件（大正三年民控第一〇三號 大正三年四月二十九日判決）

判決要旨

一 他人ノ權利ヲ以テ賣買ノ目的ト爲シ買主カ契約ノ當時其權利ノ賣主ニ屬セサルコトヲ知ラサリシ場合ニ於テ賣主カ其賣却シタル權利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移轉スルコト能ハサルトキハ買主ハ賣買契約ヲ解除セスシテ直チニ民法第四百十五條ニ依リ賣主ニ對シテ之カ爲メニ被リタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス

一 損害賠償額ハ其損害ノ原因發生ノ時ヨリ判決當時迄ノ間ニ於ケル權利ノ目的タル物ノ價格ニ依リテ算定スルコトヲ得ルモノトス

控訴人 金公瑞　訴訟代理人辯護士 朴星煥

復代理人辯護士 岩元三志

被控訴人 張仁元　訴訟代理人 林春逢

右當事者間ノ損害賠償請求事件ノ控訴ニ付キ判決スルコト左ノ如シ

主文

一大正三年三月四日言渡シタル闕席判決ヲ維持ス

故障以後ノ訴訟費用ハ控訴人ノ負擔トス

事實

控訴人ハ原判決中原告其餘ノ請求ハ之ヲ棄却ストノ部分ヲ除キ其ノ他ノ部分ヲ廢棄シ更ニ被控訴人ノ請求ハ之ヲ棄却シ訴訟費用ハ第一、二審ヲ通シテ被控訴人ノ負擔トストノ判決ヲ求ムル旨被控訴人ハ控訴棄却ノ判決ヲ求ムル旨各申立テ當事者雙方ノ事實上ノ陳述ノ要旨ハ被控訴人ニ於テ本件畓カ流抵當ニ因リテ訴外眞田茂吉ノ所有ニ歸シタルハ明治四十三年六月一日頃ニシテ被控訴人カ本件畓買受後鄭時和ニ對シテ歷其所有權ヲ移轉スヘキコトヲ請求シタルモ同人カ之ニ應セス而シテ損害賠償額ハ本件畓ノ起訴當時ノ價格ニ依リテ算定シタルモノナリト附加陳述シ控訴人ニ於テ被控訴人カ鄭時和トノ間ノ本件畓ノ賣買契約ヲ解除セスシテ直チニ控訴人ニ對シテ損害賠償ノ請求ヲ爲スハ不當ナリ損害賠償額ノ標準ハ本件起訴當時ノ價格ニ依ルヘキモノニ非スシテ其損害ノ原因ノ發生當時ノ本件畓ノ價格ニ依ルヘキモノナリ其原因發生ノ時期ハ明治四十三年六月一日頃ニシテ其當時ノ本件畓一斗落ノ價格ハ約金二十圓ナリ又被控訴人カ鄭時和ヨリ本件畓ヲ買受クルニ際シ豫メ證明臺帳ニ就キ流抵當處分ニ因リテ其所有權カ眞田茂吉ニ移轉シタル事實ヲ調査セサリシハ被控訴人ノ過失ナルヲ以テ損害賠償ノ責任及其金額ヲ定ムルニ付之ヲ斟酌スヘキモノナリト附加抗辯シタル外原判決ノ事實ノ摘示ト同一ナルヲ以テ玆ニ之ヲ引用ス

立證トシテ被控訴人ハ甲第一號證ヲ提出シ原審證人金何秀金翼洙眞田茂吉崔瑞會白君京ノ各供述鑑定人南宮道千鄭日陽ノ各鑑定ヲ援用シ控訴人ハ原審證人金文善田成玄ノ各供述訴狀ヲ援用シ甲第一號證ヲ否認シ當審ニ於テ新タニ鑑定ノ申立ヲ爲シタリ

理由

按スルニ被控訴人カ明治四十四年十一月中訴外鄭時和ヨリ本件畓ヲ代金七百五十圓ニテ買受ケタルコトハ當事者間ニ爭ナキ所ナリ然リ而シテ甲第一號證ハ控訴人ニ於テ其成立ヲ否認スレトモ原審證人金翼洙金何秀崔瑞會白君京ノ供述ニ依レハ眞正ニ成立シタルモノナルコトヲ認メ得ヘキヲ以テ同證ニ依リ控訴人カ右賣買契約ニ付キ賣主鄭時和ノ爲メニ連帶保證人トシテ鄭時和カ其債務ヲ履行セサル場合ニ同人ト連帶シテ其責ニ任スヘキコトヲ約シタルコト明カナリトス次ニ本件畓ハ鄭時和カ明治四十二年三月六日眞田茂吉ヨリ金二百五十圓ヲ借受ケ之カ擔保トシテ典當ニ供シタリシニ期限ニ至ルモ之ヲ辯濟セサリシヨリ同四十三年六月一日眞

田茂吉カ特約ニ基キ流質處分ヲ爲シ本件畓ノ所有權ヲ取得シタルコトハ原審證人眞田茂吉ノ供述ニ依リテ明カナルヲ以テ同人カ爾來今日ニ至ルマテ之ヲ所有シ被控訴人カ鄭時和ヨリ本件畓ヲ買受ケシ當時ニ在リテハ該畓ハ眞田茂吉ノ所有ニ屬セシモノト認ムルノ外ナク又同證人ノ供述ニ依レハ鄭時和カ本件賣買後該畓ノ眞ノ所有者眞田茂吉ニ對シテ右貸借上ノ元利金ヲ支拂ヒ其所有權ヲ移轉シ與レタキ旨請求シタルモ同人カ之ニ應セサリシコトヲ認ムルニ足ルヲ以テ鄭時和ハ本件畓ノ所有權ヲ取得シテ之ヲ買主タル被控訴人ニ移轉スルコト能ハサルモノト認ムルヲ得ヘク而シテ被控訴人カ鄭時和トノ間ノ本件畓ノ賣買當時其所有權ノ賣主鄭時和ニ屬セサルコトヲ知ラサリシコトハ被控訴人ノ主張スル所ニシテ控訴人ニ於テ明カニ之ヲ爭ハサルヲ以テ鄭時和ハ被控訴人ニ對シテ本件畓ノ所有權ヲ取得シテ之ヲ買主タル被控訴人ニ移轉スルコト能ハサルモノト認ムルヲ得ヘク而シテ被控訴人カ鄭時和トノ間ノ本件畓ノ賣買當時其所有權ノ賣主鄭時和ニ屬セサルコトヲ知ラサリシコトハ被控訴人ノ主張スル所ニシテ控訴人ニ於テ明カニ之ヲ爭ハサルヲ以テ鄭時和ハ被控訴人ニ對シ本件畓ノ所有權ヲ取得シテ之ヲ移轉スルコト能ハサルニ因リテ生シタル損害ノ賠償ヲ爲ス義務ヲ負擔シ從テ控訴人ハ連帶保證人トシテ鄭時和ト連帶シテ其賠償ノ責ニ任スルモノト論斷セサルヲ得ス控訴人ハ被控訴人カ鄭時和トノ間ノ本件賣買契約ヲ解除セスシテ直チニ控訴人ニ對シ損害賠償ノ請求ヲ爲スハ不當ナリト抗爭スレトモ他人ノ權利ヲ以テ賣買ノ目的ト爲シ買主カ契約ノ當時其權利ノ賣主ニ屬セサルコトヲ知ラサリシ場合ニ於テ賣主カ其賣却シタル權利ヲ取得シテ之ヲ買主ニ移轉スルコト能ハサルトキハ一方ニ於テ買主ハ契約ノ解除ヲ爲シタル上民法第五百四十五條第三項ノ規定ニ依リテ不履行ニ因ル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ルハ勿論ナルモ又一方ニ於テ買主ハ賣買契約ヲ解除セスシテ直チニ民法第四百十五條ニ依リ賣主ニ對シテ之レカ爲メニ被リタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ルモノトス蓋シ遣殺ノ場合ニハ民法第五百六十一條第五百四十五條ノ規定アルカ爲メニ同法第四百十五條ノ適用ヲ除外スルモノナルコトヲ認メタル明文又ハ其趣旨ヲ觀ルヘキ規定存セサルヲ以テナリサスレハ被控訴人カ本件賣買ヲ解除セスシテ直チニ賣主タル鄭時和ノ連帶保證人タル控訴人ニ對シテ損害賠償ノ請求ヲ爲スハ不當ニアラサルカ故ニ本抗辯ハ之ヲ採用セス進ンテ損害賠償額ニ付キ審究スルニ控訴人ハ其賠償額ハ損害ノ原因ノ發生シタル當時ニ於ケル本件畓ノ價格ニ依リテ算定スヘキモノナリト抗爭スレトモ損害賠償額ハ其損害ノ原因發生ノ時ヨリ判決當時迄ノ間ニ於ケル債權又ハ其他ノ權利ノ目的タル物ノ價格ニ依リテ算定スルコトヲ得ルモノナルヲ以テ本抗辯ハ理由ナシ又被控訴人カ本件畓ヲ買受ケシ當時流質處分ニ依リテ其所有權ノ眞田茂吉ニ移轉シタルコトカ證明臺帳ニ登載セラレ居ルコトヲ認ムヘキ證據ナキノミナラス假リニ其事實カ證明臺帳ニ登載セラレ被控訴人カ證明臺帳ニ就キ其事實ヲ調査セサリシトスルモ之ヲ以テ鄭時和ノ債務不履行ニ關シ被控訴人ニ過失アリタルモノト謂フコトヲ得サルニヨリ此點ニ於ケル控訴人ノ抗辯モ亦採用スルニ由ナシ而シテ本件畓ノ起訴當時ノ價格ハ原審鑑定人南宮道千鄭日陽ノ各鑑定證人金璞洙金何秀金文善田成玄ノ各供述ヲ綜合シテ一斗落ニ付キ金五十五圓ヲ相當ナリト認メ此標準ニ依リテ算定シタル本件畓二十八斗落ノ總價格ニ相當スル金千五百四十圓ヲ以テ鄭時和ノ本件賣買ノ債務ノ不履行ニ因リテ生シタル損害賠償額ナリト斷定ス

如上ノ理由ニ依リ原審ニ於テ控訴人ニ對シ金千五百四十圓ヲ被控訴人ニ支拂ヘク且訴訟費用中三分ノ二ヲ控訴人ノ負擔トス判決シタルハ相當ニシテ本件控訴ハ理由ナシ然レハ則チ玆ニ爲スヘキ判決ハ主文掲記ノ闕席判決ト符合スルヲ以テ民事訴訟法第四百八條第二百六十一條第七十二條ニ從ヒ主文ノ如ク判決ス

（大邱覆審法院民事第二部）

○畓土引渡地税臺帳名義變更ニ關スル件

（大正二年民控第一〇五六號 大正三年三月二十五日判決）

判決要旨

一 土地所有者カ便宜上其土地ノ地税臺帳ニ他人所有名義ニ登載スルニ付被登載者ト通謀シタル事實ナシト雖モ後日被登載者ニ於テ右所有者ノ行爲ヲ認識シタル場合ニ於テハ玆ニ民法第九十四條ノ假裝行爲成立シタルモノトス

控訴人 朴希源

被控訴人 鄭順連 訴訟代理人辯護士 李徽善

右當事者間ノ畓土引渡地税臺帳名義變更請求控訴事件ニ付判決スルコト右ノ如シ

主文

原判決ヲ廢棄ス

被控訴人ノ請求ヲ棄却ス

訴訟費用ハ第一、二審共被控訴人ノ負擔トス但シ控訴人ノ闕席ニ因リ生シタル部分ハ控訴人ノ負擔トス

事實

控訴代理人ハ主文第一、二項同旨ノ判決ヲ求メ被控訴代理人ハ原判決ヲ變更シ控訴人ハ被控訴人ニ對シ慶尙南道南海郡雪川面文巷里ニ在ル冠字沓三斗落ヲ引渡ス可シトノ判決ヲ求メタリ事實關係ニ付被控訴代理人ニ於テ本件ノ土地ハ被控訴人ノ私財ヲ以テ買入レタル特有財産ナリ而テ該土地ヲ地税臺帳ニ張致奎所有名義ニ登載シタルハ被控訴人ニ於テ張致奎ヲ養育シ自己ノ子ノ如ク愛撫シ殊ニ被控訴人死亡ノ場合ニハ同人ニ於テ相續スヘキモノト信シ便宜上同人名義ト爲シ置キタルモノナリト釋明シ控訴代理人ニ於テ假リニ本件ノ土地カ被控訴人ノ所有ナリトスルモ地税臺帳上張致奎名義ニ假裝シタル以上ハ善意ノ第三者タル控訴人ニ對抗スルコトヲ得ストノ抗辯ヲ提出シタル外雙方代理人供述ノ要旨ハ原判決ニ摘示スル所ト同一ニ付玆ニ之ヲ引用ス

立證トシテ被控訴代理人ハ甲第一、二號證ヲ提出シ控訴代理人ハ乙第一號證ヲ提出シ證人朴在禹ノ喚問ヲ求メタリ

理由

控訴人ハ被控訴人ニ於テ訴外張致奎ノ養父張龜漢(被控訴人ノ夫)ノ相續財産ヲ管理シ其收益ヲ以テ係爭土地ヲ買受ケタルモノナレハ係爭土地ハ其相續人タル張致奎ノ所有ナルカ如ク抗辯スレトモ成立ニ爭ナキ甲第一號證(係爭地ノ賣買文記)カ被控訴人ノ手裡ニ現存スル事實ヲ甲第二號證(被控訴人對張致奎間地税臺帳名義變更手續履行請求事件ノ判決)ニ對照シテ考査スレハ係爭土地ハ被控訴人ニ於テ張龜漢死亡後勞働ニ因リ得タル金員ヲ以テ買受ケタルモノナル事實ヲ認メ得ヘク從テ被控訴人ノ特有財産ナリト云ハサルヲ得ス然レハ張致奎ニ於テ張龜漢ノ家督相續ヲ爲スト雖係爭土地ノ所有權ヲ取得スヘキ謂ハレナキヤ勿論ナリ然リ而テ被控訴人カ地税臺帳ニ係爭土地ヲ張致奎所有名義ニ登載シタル事ハ被控訴人ノ認メテ爭ハサル所ナルノミナラス明治四十五年陰正月三十日控訴人ハ其名義者タル張致奎ヨリ之ヲ買受ケタル事ハ成立ニ爭ナキ乙第一號證ニ依リ明カナルヲ以テ進ンテ被控訴人カ右登載ヲ爲スニ至リタル行爲ハ民法第九十四條ノ假裝行爲ト云フヲ得ルヤ否ヤニ付按スルニ被控訴人カ張致奎ノ名義ト爲スニ付同人ト通謀シタリトノ事實ノ見ルヘキナシト雖被控訴人ハ如斯行爲ヲ敢テスル以上ハ後日張致奎ニ於テ其行爲ヲ認識スヘキ機會ノ到來ヲ豫見シ若クハ豫見シ得ヘカリシモノト認ムルヲ得ヘク而シテ張致奎ニ於テ該土地ヲ自己ノ所有ナリトシ乙第一號證ノ如ク控訴人ニ賣渡シタル以上同人ハ被控訴人ノ右行爲ヲ認識シタルモノト推認スルヲ相當トスヘキニ付キ玆ニ被控訴人ト張致奎間ニ意思ノ合致ヲ生シ假裝行爲ハ成立シタルモノト論スルヲ得ヘシ假リニ之ヲ假裝行爲ニアラストスルモ善意ノ第三者ハ表面上ノ所有者ヲ以テ眞ノ所有者ナリト信シ之レト賣買契約ヲ爲スヘキハ當然ナルヲ以テ一般ノ信用ヲ保チ取引ノ安全ヲ期スル上ニ於テ如斯場合ハ尠ナリトモ假裝行爲ニ準シ善意ノ第三者ヲ保護スヘキハ條理ニ適合スルモノト云フヘシ然レハ被控訴人ニ於テ右假裝行爲ノ無效ヲ第三者タル控訴人ニ對抗セント欲セハ須ラク其惡意ナル事ヲ立證セサルヘカラス然ルニ何等立證ヲ爲ササルヲ以テ被控訴人ハ其無效ヲ控訴人ニ對抗スルコトヲ得サルモノト云ハサル可ラス然レハ結局係爭土地ハ控訴人ノ所有ニ歸シタル筋合ナルヲ以テ被控訴人ノ本訴請求ハ理由ナキニ歸ス即チ原判決ニ於テ被控訴人ノ請求ヲ認容シタルハ失當ナルニ付控訴ハ理由アルモノトシ主文ノ如ク判決ス

(大邱覆審法院民事第二部)

○强制執行異議ニ關スル件(大正元年民上第五四號 大正元年十一月十五日判決)

判決要旨

一 韓佛修好通商條約第四款第四ニ若法人欲行永租或暫租地段賃購房屋在租界以外者聽惟相離租界不逾十里(朝鮮里)云云ノ約款アリテ佛國人ハ居留地一里以外ニ於テ土地ノ所有權ヲ取得スルコトヲ禁止セラレタルモノナルモ舊韓國政府ノ默認ニ依リ明治二十五年舊二月頃ニハ既ニ佛國人ハ適法且有效ニ居留地一里以外ニ於テモ土地所有權ヲ取得シ得タルモノトス

第一審 光州地方法院全州支廳 第二審大邱覆審法院

上告人 金永迪 訴訟代理人辯護士 高橋章之助

被上告人 サブオリヨボーツノツ

右當事者間ノ强制執行異議事件ニ付大邱覆審法院カ明治四十五年七月二十五日言渡シタル判決ニ對シ上告人ヨリ上告申立ヲ爲セリ因テ判決スルコト左ノ如シ

主文

本件上告ハ之ヲ棄却ス
訴訟費用ハ上告人ノ負擔トス

理由

上告理由ハ第二審法院ニ於テハ被上告人カ今ヲ去ル二十年前卽チ明治二十五年中訴外金成在ヨリ本件不動産ヲ買受ケタル事實ヲ認メ且明治三十九年土地家屋證明規則發布以前ハ舊韓國ニ於テ外國人タル被上告人ニ對シ明治十九年締結セラレタル韓佛修好條約及刑法大全第二百條ノ規定ニ依リ土地所有權ノ取得ヲ禁制シタル法文ナルコトモ認メナカラ當時韓國ノ國勢不振ノ爲メ右條款ハ何レモ實際ニ勵行セラレス却テ當時外國人カ居留地一里以外ノ地ニ於テ公然土地ヲ買得スルコト尠ナカラサリシニ韓國政府ハ之ヲ許容シ敢テ其權利ヲ否認セサリシコト實ニ顯著ナル事實ナリト漠然論過判定シタルモ其顯著タルヤ今日顯著タルニ過キス寧ロ二十餘年以前卽未開當時ニ於テハ國內ノ秩序維持ノ爲メ之ヲ許容セサリシ事實顯著タリシナリ而シテ明治三十九年ニ至リ一變時勢ノ進運ニ伴ヒ國土啓發上必要ニ迫リ證明規則ヲ發布シ以テ一般ニ其所有權ヲ許容スルニ至リタルモノナリ若シ此ノ禁制ヲ二十年以前ヨリ默認且之ヲ許容シ在リタリトセハ何故光武九年卽チ今ヨリ八箇年前ノ近世ニ於テ刑法大全第二百條ヲ設ケタリシヤ其理由ヲ解スル能ハサルナリ舊韓國隆熙二年七月公布セラレタル土地建物所有權證明規則第一條ニ於テ前記土地建物證明規則施行以前ニ取得シタル外國人ノ土地所有權ヲ認メタルモノニシテ且不法行爲ニ非ラサル旨判示セラレタルモ禁制セラレタル目的物ノ賣買ノ無效タルハ當然ニシテ此ノ無效ハ追認ニ依リテ有效トナラサルコトモ當然次第ナリ以上ノ理由ナルヲ以テ第二審法院ノ判決ハ韓佛修好通商條約第四款第四項及刑法大全第二百條竝ニ土地建物所有權證明規則ヲ不當ニ適用シタルヲ以テ是上告人カ前審判決ノ破毀ヲ求メントスル所以ナリト云フニ在レトモ明治十九年締結セラレタル韓佛修好通商條約ニハ韓獨韓伊及韓濠修好通商條約等ニモ存スル如ク其第四款第四ニ「若法人欲行永租或暫租地段賃購房屋在租界以外者聽惟相離租界不逾十里(朝鮮里)云云」ノ約款アリテ佛國人ハ居留地一里外ニ於テ土地ノ所有權ヲ取得スルコトヲ禁止セラレタルモノト解スヘキモノナルモ右約款ハ實際ニ行ハレス當時外國人カ居留地一里以外ノ地ニ於テ公然土地ヲ買得スルコト尠ナカラサリシニ舊韓國政府ハ之ヲ默認シ居タリシコトハ實ニ顯著ナル事實ニシテ本件被上告人ト訴外金成在トノ係爭不動產賣買ノ行ハレタル明治二十五年舊二月頃ニハ旣ニ佛國人ハ違法且有效ニ居留地一里以外ニ於テモ土地所有權ヲ取得シタルモノナルカ故ニ本件賣買ハ有效ナリトス而シテ其後ニ於テ施行セラレタル刑法大全第二百條第五ノ規定ハ外國人土地ヲ潛賣シタル者ヲ處罰スルニ止マリ其賣買ヲシテ無效タラシムル理由ナシ故ニ原院カ被上告人ト金成在トノ係爭不動產賣買ヲ有效ナリト判示シタルハ相當ニシテ上告論旨ハ理由ナシ

因テ民事訴訟法第四百三十九條第一項及第七十七條ニ依リ主文ノ如ク判決ス

(高　等　法　院　民　事　部)

刑事

○外國ニ於テ流通スル外國紙幣僞造ノ件

(大正二年刑上第一一四號　大正二年十二月八日判決)

判決要旨

一　十吊官帖ハ支那吉林省永衡官帖局ノ發行ニ係リ吉林省內ニ於テ强制通用力ヲ有スルモノナレハ明治三十八年法律第六十六號ニ規定セル外國ニ於テノミ流通スル紙幣ニ該當スルモノトス(上告趣意第一點)

一　十吊官帖カ限地通貨ナルコト價格不定ナルコト及支那中央政府ノ發行ニ係ラサルコトハ前項法律ニ規定スルトコロノ紙幣タルコトヲ阻却スルモノニ非ス(同上)

第一審　京城地方法院　第二審　京城覆審法院

被告人　邊　圭　錫　辯護士　朴　勝　彬

右外國ニ於テ流通スル外國紙幣僞造被告事件ニ付大正二年十月二十九日京城覆審法院カ言渡シタル判決ニ對シテ被告ヨリ上告ヲ申立タリ依テ當院ハ朝鮮總督府檢事寺田恒太郎ノ意見ヲ聽キ判決スル左ノ如シ

主文

本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

上告趣意第一點ハ原審ニ於テ被告人等カ僞造輸入ヲ爲シタリト認定シタル所謂永衡官帖ナルモノヲ以テ支那ニ於テ流通セラルル支那ノ紙幣ナリトシテ被告人ノ所爲ヲ明治三十八年法律第六十六號第一條及第二條ノ外國流通外國紙幣僞造及輸入

ノ規定ニ照ラシテ處斷シタリ刑法上所謂紙幣トハ最モ嚴格ノ意味ヲ以テ解釋セサルヘカラス明治三十八年法律第六十六號第一條ニモ紙幣銀行券帝國官府發行ノ證券トノ名稱ヲ並記シ尙舊刑法第百八十二條以下及第二百四條ノ規定又現行刑法第百四十八條第百四十九條及第百六十二條ノ規定ニモ紙幣ト銀行券又ハ官府ノ證券トヲ各別ニ規定シタリ由此觀之紙幣トハ他ノ流通ノ性質ヲ有スル銀行券又ハ官府ノ證券(軍用票ナトモアリ)ト區別シテ最モ嚴格ノ意味ニ於テ貨幣ノ本質ヲ具備シタルモノナリト解釋セサルヘカラス而シテ貨幣ナルモノハ國家ノ獨占ノ權ヲ以テ製造スルモノニシテ中央政府ノ無關係ナル貨幣ハ現今ノ社會ニ於テ到底之ヲ認ムルヲ得サルコトナリ然ルニ本件ノ永衡官帖ナルモノハ支那ノ中央政府ニ於テ發行シタルモノニ非サルノミナラス其政府ニ於テハ毫モ其價格ヲ認メサルモノニシテ單ニ吉林省ニ於テ其ノ信用ニ基キ發行シ其ノ省內ニ於テノミ流通セラルル證券タルモノナリ又貨幣ナルモノハ一定ノ法律上ノ價値ヲ有セサル可カラス所謂强制通用力ハ法律上ヨリ觀察スル貨幣ノ特質ニシテ他ノ流通證券等ト明確ナル區別ヲ有スルモノナリ卽貨幣ハ法定ノ一定ノ價格ニ依リテ相手方ニ支拂ヲスルコトヲ得相手方ハ之ニ異議ヲスルコトヲ得サルモノナリ然ルニ本件ノ官帖ハ市場ニ於ケル日日ノ相場ニ依リ流通サルルモノニシテ其券面額ヲ以テ通用シ得ル法律上ノ力ヲ有セサルモノナリ之ハ一般市場ニ於テ然ルノミナラス發行者タル吉林省官廳自ラモ其ノ騰落ノ相場ニ依リテ日日異ナリタル價格ヲ以テ受授ヲ爲スモノナリ此ニ依リテ見レハ其官帖ハ貨幣ノ性質ヲ脫シテ一種ノ證券タルコト明白ナリ上述ノ如ク本件官帖タルモノハ貨幣ノ性質ヲ有セサルモノナルニ拘ラス原審ニ於テ被告ノ所爲ニ對シ紙幣僞造及輸入ノ規定ヲ適用シタルハ擬律ニ錯誤アル判決タルヲ免レスト云フニ在レトモ〇原判決ニ揭記セル十吊官帖ハ支那吉林省永衡官帖局ノ發行ニ係リ吉林省內ニ於テ强制通用力ヲ有スルモノナレハ明治三十八年法律第六十六號ニ規定セル外國ニ於テノミ流通スル紙幣ニ該當ス從テ流通セシムルノ目的ヲ以テ之ヲ僞造シ及其ノ僞造官帖ヲ輸入シタルトキハ同法律第一條第一項第二條第一條第一項ニ依リ處罰スヘキモノトス而シテ右官帖カ限地通貨ナルコト價格ノ不定ナルコト及支那中央政府ノ發行ニ係ラサルコトノ如キハ前示法律ニ規定スル所ノ紙幣タルコトヲ阻卻スルモノニアラサルヲ以テ原判決カ被告ノ右十吊官帖ノ僞造行爲及其ノ僞造官帖ノ輸入行爲ヲ認メテ明治三十八年法律第六十六號第一條第一項第二條第一條第一項ニ問擬シタルハ正當ナルニ付本論旨ハ其ノ理由ナシ

同第二點ハ原審ニ於テ被告ノ所爲ニ對シ紙幣僞造及輸入ノ法規ヲ適用セントスレハ宜シク其ノ官帖タルモノハ前述ノ如キ貨幣ノ要件ヲ具備スルヤ否ヤニ付審理ヲ遂ケテ判決ニ其ノ理由ヲ詳示セサルヘカラス然ルニ原判決カ此點ニ付テ理由ヲ說示セサルハ理由ヲ附セサル違法ノ判決タルヲ免レスト云フニ在レトモ〇原判決ニハ十吊官帖ハ支那吉林省內ニ通用スル紙幣ナルコトヲ說示シ被告カ之ヲ僞造シ及其僞造官帖ヲ輸入シタル行爲アルコトヲ認メテ處斷シアレハ判決ノ理由ニ不備アルコトナキニ依リ本論旨ハ其理由ナシ

以上說明ノ如ク本件上告ハ其理由ナキニ付刑事訴訟法第二百八十五條ニ則リ主文ノ如ク判決スルモノナリ

（高　等　法　院　刑　事　部）

〇新著圖書

書名	著者名	發行年月	整理番號
世界年鑑第七回	伊藤貼毅	大正二、一二	乙 一六五四
大正元年京都府統計書第二編(學事)	京都府	大正三、三	乙 一六五五
水産統計年鑑大正元年	農商務省水産局	大正三、三	乙 一六五六
大正元年度蠶業取締成績	農商務省農務局	大正三、三	乙 一六五七
大正二年繭表	農商務大臣官房	大正三、三	乙 一六五八
大正元年臺灣人口動態統計(原表之部)	臺灣總督官房	大正三、三	乙 一六五九
工業大辭書全五冊	同文館	大正二、九	乙 一六六〇
歐米漁具漁法類纂	大日本水産會	明治二九、五	乙 一六六一
現行法令輯覽上、下	內閣記錄課	大正二、一一	自乙一六六二至乙一六六六
移民調査報告第十三	外務省通商局	大正三、三	乙 一六六七
第二十九次農商務統計表	農商務大臣官房文書課	大正三、三	乙 一六六八
農務彙纂第四十八 薄荷ニ關スル調査	農商務省農務局	大正三、三	乙 一六六九
大正元年臺灣人口動態統計記述報文	臺灣總督官房統計課	大正三、三	乙 一六七〇
蔗糖分減損ニ關スル調査報告	臺灣總督府殖産局	大正三、二	乙 一六七一
大正三年日本船名錄	遞信省	大正三、三	乙 一六七三
重要物産同業組合一覽	農商務省	大正三、三	乙 一六七四
泥炭地改良及泥炭利用論	時任一彦	大正三、三	丙 五九九一
衆議院委員會先例彙纂	衆議院事務局	大正二、一	丙 五九九二
衆議院事務概覽	衆議院事務局	大正三、一	丙 五九九三
漢和大辭典	三省堂	大正一、九	丙 五九九六
民事訴訟法正解	伊藤悌治	明治四一、二	丙 五九九七
財政學提要	小林丑三郎	大正一、一〇	丙 五九九八
魚獸果菜罐詰製造法	片野宇吉	明治四〇、八	丙 五九九九
出獄人保護	原胤昭	大正二、八	丙 六〇〇〇
監獄法講義	小河滋次郎	明治四五、二	丙 六〇〇一
日本之植物界	三好學	明治四四、一	丙 六〇〇二
食物彙纂	相模嘉作	明治三七、七	丙 六〇〇三
海行悠載三	釋尾春芿	大正三、四	自丙六〇〇四至丙六〇〇七
增訂改版行政法原理	市村光惠	大正二、八	丙 六〇〇八
日本民法總論	川名兼四郎	大正一、九	丙 六〇〇九
日本民法第三編債權第一、二、三卷	石坂音四郎	大正二、一二	丙 六〇一〇
民事訴訟法要論下	仁井田益太郎	大正三、一	丙 六〇一一
蒸汽汽罐及汽機	高田、岩崎	明治四三、五	丙 六〇一二
蒸汽機關實地取扱法	清水增太郎	明治四三、一〇	丙 六〇一三
日本庭造法圖解	杉本文太郎	大正二、三	丙 六〇一四
西洋庭造法圖解	同	明治四五、四	丙 六〇一五
圖解日本座敷の飾り方	同	明治四五、五	丙 六〇一六
漢文大系六史記列傳上	富山房	大正二、四	丙 六〇一七
同 八韓非子翼毳	同	大正二、七	丙 六〇一八
同 九老子翼莊子翼	同	大正二、四	丙 六〇一九
同 十左氏會箋上	同	大正二、七	丙 六〇二〇
同 十二毛詩尙書	同	同	丙 六〇二一
同 十四墨子閒詁	同	大正二、四	丙 六〇二二
同 十五荀子	同	大正二、七	丙 六〇二三
同 十六周易傳習錄	同	大正二、八	丙 六〇二四
同 十七禮記	同	大正二、一一	丙 六〇二五
同 十八文章軌範古詩賞析	同	大正三、三	丙 六〇二六
刑法要論總則	勝本勘三郎	大正二、一〇	丙 六〇二七
ユスチニアーヌス帝羅馬法學提要	末松謙澄	大正二、一二	丙 六〇二八
國際法大意	高橋作衞	大正一、九	丙 六〇二九
戰時國際法	立作太郎	大正二、一二	丙 六〇三〇
刑法各論上卷	大場茂馬	大正二、一一	丙 六〇三一
陪審制度論	同	大正三、五	丙 六〇三二
工場法論	岡實	大正二、一〇	丙 六〇三三
鑛業法通論	鹽田環	大正三、二	丙 六〇三四
改正商法綱	柳川勝二	大正二、八	丙 六〇三五
改正手形法論	青木徹二	大正三、一	丙 六〇三六
統一手形法論	毛戸勝元	大正三、一	丙 六〇三七
南滿洲ニ於ケル帝國ノ權利	蜷川新	大正三、一	丙 六〇三八
滿蒙所分論	クロパトキン	大正三、三	丙 六〇三九
續經濟學研究	福田德三	大正二、一一	丙 六〇四〇
續經濟學講義第一篇流通總論	同	大正二、六	丙 六〇四一
ケー・トレーの研究	財部靜治	明治四四、六	丙 六〇四二

物財の價値	フェーター	明治四四、八	丙	六〇四六
殖民統計 第三輯	東洋拓殖株式會社	大正三、三	丙	六〇四七
樺太要覽	樺太廳	大正三、三	丙	六〇四八
工業試驗所報告 第八號	工業試驗所	大正二、一	丙	六〇五〇
皇室略牒 大正二年十二月調	宮内省圖書寮	大正三、四	丙	六〇五一
大日本神祇史	佐伯有義	大正二、二	丙	六〇五二
最新農具論	明峰正夫	大正一、九	丙	六〇五三
稻作改良論	横井時敬	大正二、一二	丙	六〇五四
法理學 第二卷 西洋哲理	筧克彦	大正三、三	丙	六〇五五
法理戲論	同	大正一、一二	丙	六〇五六
國家之研究	同	大正二、一	丙	六〇五七
古神道大義	同	大正三、三	丙	六〇五八
上杉博士對美濃部博士最近憲法論	星島二郎	大正二、一〇	丙	六〇五九
刑法總論 上卷	大場茂馬	大正二、九	丙	六〇六〇
同 下卷ノ上	同	大正二、一〇	丙	六〇六一
刑法各論 下卷	同	大正二、九	丙	六〇六二
刑法要論 總則	勝本勘三郎	大正二、一二	丙	六〇六三
刑法原理	山岡萬之助	大正三、四	丙	六〇六四
刑法原論 總論	岡田庄作	大正二、九	丙	六〇六五
刑法俗論	花井卓藏	大正二、二	丙	六〇六六
法學大家論文集、刑法之部	明治大學	大正一、九	丙	六〇六七
民法要論	飯島喬平	大正二、一一	丙	六〇六八
民法研究 第二卷	石坂音四郎	大正二、一	丙	六〇七〇
中島川名民法釋義 卷之二上 物權篇上	中島玉吉	大正三、三	丙	六〇七一
法律行爲論	岡松參太郎	大正三、三	丙	六〇七二
改正日本會社法	松波仁一郎	大正三、三	丙	六〇七三
商法總論	竹田省	大正二、一〇	丙	六〇七四
擔保附社債信託法論	池田寅二郎	明治四五、二	丙	六〇七五
破產法研究	加藤正治	大正二、九	丙	六〇七六
内亂ト國際法	立作太郎	明治四五、七	丙	六〇七七
財政學 第一卷 第二卷	宇都宮鼎	大正二、二	丙	六〇七八
新日本の財政經濟	本多精一	大正三、一	丙	六〇七九
唯心的個人主義	ファイト原著	大正二、一	丙	六〇八〇
資本主義的精神	河田嗣郎	大正二、五	丙	六〇八一
國民經濟學原論 第一冊 概論	シュモラー原著	大正三、二	丙	六〇八二
經濟學講義	福田德三	大正二、九	丙	六〇八三
價値論	ビールソン原著	明治四四、六	丙	六〇八四
會社論	見林百合松	明治四五、五	丙	六〇八五
國立保險論	粟津清亮	明治四三、一二	丙	六〇八六
民事訴訟法原論	岩田一郎	大正二、七	丙	六〇八七
民事訴訟法大綱	仁井田益太郎	大正三、二	丙	六〇八八
支那論	内藤虎二郎	大正三、三	丙	六〇八九
國家道德論	江木衷	大正二、六	丙	六〇九〇
新自由主義	ウヰルソン原著	大正三、三	丙	六〇九一
海行惣載 四	釋尾春芿	大正三、五	丙	自六〇九二 至六〇九五
現代蒙古	農商務省商工局	大正三、三	丁	一〇四一
現行會計法規疑解類鈔 上下	帆足準三	明治三一、九	丁	一〇四二
朝鮮土木法規			丁	自一〇四三 至一〇四七
英和工學字典	中島鋭治	大正二、四	丁	一〇四八
初等電氣學	神田選吉	明治四三、六	丁	一〇四九
獨和法學大辭典	井上析治	明治四二、一二	丁	一〇五〇
世界的新偉人ウヰルソン	横山時彦	大正三、三	丁	一〇五一
ロイド、ジョールヂ	内ヶ崎作三郎	大正三、二	丁	一〇五二
佛和新辭典	野村、中澤	大正二、六	戊	三九七
實用鐵筋コンクリート構法	原田碧	大正二、八	戊	三九八
電氣法令集	電友社	大正二、八	戊	三九九
電氣取扱法	中條清三郎	明治四三、一二	戊	四〇〇
第三回東京市勢提要	東京市役所	大正三、四	戊	四〇一
樺太之現況	樺太廳	大正三、一	己	三一〇
Die Mineralien der Suednorwegischen Granitpegmatitgaenge.—Broegger.				B 353.
Die Eruptivgesteine des Kristianiagebiete.—Broegger.				B 354.
The New International Encyclopaedia.—G. Peck, and Colby.				B 355.
Truths about India.—East India Association.				B 356.
Mitteilungen aus der Medizinischen Fakultaet der Kaiserlichen Universitat zu Tokyo.				B 357.
The Tournal of the College of Agriculture. Vol. V.				B 358.

Atlas Colonial.—Malleterre et Legendre................B 359.
Rapport Triennel sur La Situation De L'Instruction Primaire en Belgique (1909-1910-1911)—M. P. Poullet. ....B 360.
Die Fauna des Karnischen Fusulinenkalks.—E. Schelwin. ....B 361.
Beitraege zur Chemischen Petrograph.—A. Osann. ....B 362.
The Eton Calendar for the Michaelmas School-Time, 1913. Eton College. ....B 940.
The Export and Manufacturing Tobacco of the United States, with Brief Reference to the Cigar Typs.—E. H. Mathewson. ....C 969.
Cyanide Practice.—M. W. Bernewitz. ....C 970.
English Education and Dr. Montessori—Cecil Grant. ....D 668.
Present-day Ethics.—R. Euken. ....D 671.
Oxford and Oxford Life.—J. Wells......................D 674.
The Strength of Nations—J. W. Welsford ....D 675.
Social Environment and Moral Progress.—S. R. Wallace ....D 676.
What is Education?—S. Leathes ....D 679.
The purpose of Education.—Pitt.........................D 681.
British Boys.—King Harman...............................D 683.
A Short History of War and Peace.—G.H. Perris..D 691.
Irish Nationality.—A. S. Green. ....D 692.
Mohammedanism.—D. S. Margoliouth..............D 693.
The Socialist Movement.—J. R. Macdonald. ....D 694.
Warfare in England.—H. Belloc. ....D 695.
The History of England.—A. F. Pollard. ....D 696.
The Evolution of Industry.—D. H. Macgregor......D 698.
Elements of English Law.—W. M. Geldart. ....D 700.
D'Economie Politique.—Boitel et Foignet ....D 751.
Droit Commercial.—Idem.................................D 752.
Lectures Morales.—Despois et Laberenne. ....D 753.
Langage et Lecture. (Cours Elementaire)—H. Simard. ....D 756.
La Belgique Moderne.—H. Charriaut...................D 775.
Economie Domestique. (Cours Moyen)—Cazes. ......D 793.
Industrial Chemistry for Engineering Students.—H. K. Benson..D 798.
American Irrigation Farming.—W. H. Olin.........D 799.
Tolstoy, His Life and Works—J. C. Kenworthy ...D 800.
A Dictionary of Etiquette.—M. Suxmoore............E 66.

京城高等普通學校教諭　文學士高橋亨先生新著

朝鮮俚諺集 附物語

寸珍洋裝總クロース製金文字入頗美本
定價金八拾錢
郵稅金八錢

讀め!!!朝鮮俚諺の大成
觀よ!!!朝鮮人性情の縮寫

◉「民族の文化を知るは民族の心理的發展を繹ぬるに如くはなし心理的發展の迹は之を言語、風俗、神話、傳說、童話、俚諺等に徵するより善きはなし飾りなき自然の民族發展史は自ら此等の中に備はれるなり人工を加へたる史實、記錄等を唯一の根據として民族の文化を窺はんとするは未だ民族研究の鍵鑰に觸れざるものと謂ふべし高橋學士の朝鮮俚諺集は此の意味に於て朝鮮民族研究の一津梁たらんか」とは是れ本書に對する上田學士の評なり以て本書の價値を知るに足る苟も朝鮮研究に志ある人士は一本を座右に備へざるべからず

最新版發賣

發兌元　京城本町二丁目　振替口座百十五番　日韓書房　電話一四五番　電話二二七番

文房具

測量器械
製圖

京城本町一丁目

篠崎本店

電六四八同七〇五番
振替京城一五四番

和洋紙帳簿

○朝鮮總督府月報ニ關スル規程（大正二年十一月總督府訓令第五十八號）

朝鮮總督府月報ニ關スル規程左ノ通改正ス

朝鮮總督府月報ニ關スル規程

第一條 朝鮮ニ於ケル施政其ノ他諸般ノ狀況ヲ周知セシムル爲毎月一日朝鮮總督府月報ヲ發行ス

第二條 月報ハ官房總務局總務課ニ於テ之ヲ編纂ス

第三條 月報ニ掲載スヘキ事項ノ概目左ノ如シ

一 主要記述
二 調査資料
三 雜錄
四 敍任及辭令
五 統計
六 判決例
七 法令及通牒

第四條 月報編纂ノ爲編纂委員數人ヲ置ク

委員ハ朝鮮總督府及所屬官署ノ高等官ノ中ヨリ之ヲ命ス

第五條 總務課長ハ毎月一回各編纂委員ヲ會シ編纂ニ關スル打合ヲ爲スヘシ

第六條 月報原稿締切期限ハ毎月十五日トス

第七條 月報ハ官房總務局印刷所ニ於テ之ヲ印刷ス

第八條 月報ニハ依賴ニ應シ廣告ヲ掲載スルコトヲ得其ノ料金ハ印刷所長之ヲ定ム

附則

本令ハ大正三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

朝鮮總督府月報編纂委員

朝鮮總督府通譯官 本多駒次郎
朝鮮總督府事務官 小田省吾
朝鮮總督府通譯官 藪田靜治
朝鮮總督府事務官 高木正雄
朝鮮總督府書記官 木岡榮次郎
朝鮮總督府事務官 林茂樹

○朝鮮總督府月報廣告掲載手續

一朝鮮總督府月報ニ廣告ヲ掲載セムトスル者ハ京城本町二丁目日韓書房ニ申込ムヘシ

一掲載シタル廣告ノ原稿ハ一切之ヲ返付セス

一廣告料ハ一頁金五圓トス

但シ廣告ニ圖畫又ハ計表其ノ他特殊ノ版式ヲ要スルモノハ別ニ其ノ實費ヲ徴ス

大正三年五月二十九日印刷
大正三年六月一日發行

定價金二十錢
郵稅金一錢五厘

發行人 朝鮮總督官房總務局總務課長
發行所 朝鮮總督府
印刷所 朝鮮總督官房總務局印刷所

汽車時刻表

大正三年五月改正

京釜、京義本線

黑字ハ午前ヲ示ス
赤字ハ午後ヲ示ス

×急	急				急					驛名										
9.30	—	—	—	—	10.30	—	—	—	—	發 釜山棧橋 着	—	—	—	—	—	—	6.10	—	7.00	—
....	11.00	—	—	6.05	....	—	12.30	4.50	7.50	發 釜山 着	2.20	5.15	—	11.12	—	5.40	....	—	....	10.45
10.45	11.58	—	—	7.57	11.35	—	2.16	6.48	9.30	着 三浪津 發	11.50	3.25	—	8.56	—	4.37	5.15	—	5.51	9.10
10.48	12.03	—	—	8.10	11.38	—	2.28	7.03	—	發 三浪津 着	....	3.11	—	8.43	—	4.32	5.13	—	5.49	8.58
....	....	—	—	9.25	12.00	—	3.20	7.10	9.00	發 (馬山線) 三浪津 着	10.42	2.17	—	8.26	—	....	....	—	5.26	8.00
....	....	—	—	10.55	1.32	—	4.52	8.45	10.25	着 (馬山線) 馬山 發	9.05	12.40	—	6.50	—	....	....	—	4.00	6.30
....	12.17	—	—	8.38	11.53	—	2.51	7.32	—	發 密陽 發	[illegible]	2.52	—	8.24	—	4.19	....	—	5.35	8.40
12.16	1.[illegible]	—	—	10.48	1.15	—	4.58	9.45	—	着 大邱 發	—	12.20	—	7.00	—	2.56	3.42	—	4.10	6.40
12.21	1.44	—	5.30	11.25	1.23	—	5.40	—	—	發 大邱 着	—	11.14	—	—	10.00	2.49	3.36	—	1.05	6.28
....	2.17	—	6.27	12.16	1.55	—	6.24	—	—	發 倭館 發	—	10.26	—	—	9.12	2.18	....	—	3.33	5.33
1.36	3.04	—	7.55	1.31	2.47	—	7.51	—	—	發 金泉 發	—	9.12	—	—	7.52	1.37	....	—	2.46	4.17
2.38	4.07	—	9.51	—	3.57	5.01	9.42	—	—	發 永同 發	—	7.35	—	—	6.01	12.35	1.26	—	1.28	2.40
3.32	5.02	—	11.34	—	5.00	6.55	11.23	—	—	着 大田 發	—	5.40	—	—	[illegible]	11.31	12.27	—	12.30	12.55
3.39	5.08	7.20	12.28	—	5.05	—	12.30	—	—	發 大田 着	—	—	11.32	—	—	11.28	12.19	7.20	12.25	11.00
4.21	5.53	8.46	1.58	—	5.55	—	1.47	—	—	發 鳥致院 發	—	—	10.15	—	—	10.45	11.36	6.20	11.35	9.40
....	6.35	10.02	3.10	—	6.40	—	2.48	—	—	發 天安 發	—	—	9.04	—	—	10.08	....	4.30	10.53	8.38
5.14	6.53	10.39	3.52	—	7.10	—	3.16	—	—	發 成歡 發	—	—	8.37	—	—	9.53	10.47	4.01	10.36	8.13
5.59	7.47	12.39	5.38	—	7.56	—	4.41	—	—	發 水原 發	—	—	6.45	—	—	9.01	9.59	2.04	9.37	6.28
6.33	8.27	1.42	6.43	—	8.48	—	5.47	—	—	着 永登浦 發	—	—	5.22	—	—	8.16	9.25	12.43	8.56	5.12
6.31	8.30	1.50	6.50	—	8.42	—	5.54	—	—	發 永登浦 着	—	—	5.11	—	—	8.11	9.24	12.33	8.51	5.03
6.42	8.40	2.05	7.04	—	8.50	—	6.09	—	—	着 龍山 發	—	—	4.56	—	—	5.09	9.16	12.18	8.42	4.48
6.54	8.50	2.25	7.20	—	9.00	—	6.26	—	—	着 南大門 發	—	—	4.40	—	—	7.50	9.10	12.00	8.30	4.30
7.10	9.10	2.37	7.35	—	9.40	—	—	11.50	5.20	發 南大門 着	2.05	6.58	—	—	—	7.30	8.50	11.46	8.00	4.14
....	....	2.41	7.39	—	....	—	—	....	....	着 西大門 發	....	....	—	—	—	....	....	11.42	....	4.10
7.20	9.20	—	—	—	9.50	—	—	12.05	4.30	發 龍山 着	1.46	5.16	—	—	—	7.19	8.38	—	7.48	—
8.19	10.53	—	—	—	11.36	—	—	2.37	7.00	着 開城 發	11.10	2.45	—	—	—	5.48	7.16	—	6.58	—
8.24	11.03	—	—	6.05	11.43	—	—	3.00	7.20	發 開城 着	10.41	1.50	—	10.0[illegible]	—	5.59	7.10	—	5.52	—
10.16	12.42	—	—	9.05	1.32	(兼二浦ヨリ)	—	6.13	10.30	着 新幕 發	7.40	10.40	(兼二浦行)	7.30	—	4.03	5.41	—	4.06	—
10.21	12.52	—	5.50	9.30	1.40		—	6.30	—	發 新幕 着	—	10.05		4.33	10.03	3.55	5.33	—	4.01	—
....	1.54	—	8.17	12.04	2.54		—	8.24	—	發 沙里院 發	—	8.19		2.00	8.22	2.53	....	—	2.53	—
11.40	2.20	—	9.02	12.50	3.24	3.37	—	9.[illegible]	—	着 黄州 發	—	7.26	8.00	1.00	7.28	2.26	4.12	—	2.22	—
11.41	2.24	—	9.17	1.10	3.27	4.14	—	9.20	—	發 黄州 着	—	7.13	7.5[illegible]	12.41	7.13	2.22	4.11	—	2.18	—
12.23	3.10	—	10.30	2.37	4.14	5.28	—	10.24	—	着 平壤 發	—	6.00	6.40	11.20	6.00	1.39	3.28	—	1.33	—
12.31	3.20	6.30	11.15	3.15	4.21	—	—	—	—	發 平壤 着	—	—	—	10.38	5.20	1.30	3.15	10.05	1.27	—
1.53	4.40	9.16	2.18	8.4[illegible]	6.09	—	—	—	—	發 新安州 發	—	—	—	8.14	2.32	11.57	1.51	7.40	11.51	—
2.44	5.41	10.51	4.23	10.20	7.07	—	—	—	—	着 定州 發	—	—	—	6.20	12.3[illegible]	11.04	1.04	5.55	10.49	—
2.49	5.51	11.15	4.38	—	7.15	—	—	—	—	發 定州 着	—	—	—	—	10.03	10.55	12.52	5.25	10.3[illegible]	—
3.28	6.33	12.34	5.57	—	8.12	—	—	—	—	發 宣川 發	—	—	—	—	8.59	10.17	12.02	4.13	9.32	—
4.51	8.13	3.35	9.34	—	10.18	—	—	—	—	着 新義州 發	—	—	—	—	5.45	8.35	10.54	12.57	7.47	—
5.00	8.20	3.45	9.44	—	10.31	—	—	—	—	發 新義州 着	—	—	—	—	—	8.30	10.53	12.50	7.40	—
5.10	8.30	3.55	9.54	—	10.40	—	—	—	—	着 安東 發	—	—	—	—	—	8.20	10.45	12.40	7.30	—
																急	×急		急	

×印ハ一週三回ノ鮮滿急行列車(運轉日割ハ連絡時刻表參照)

內地、朝鮮、滿洲連絡時刻表

各等	各等	一、二等(略列ヨリ)		驛名	(西伯利急行接續)		東清線接續	
11.20	10.45	月・木・金	5.15	發 長春 着	木・金・月	7.10	6.10	4.55
[illegible]	8.50	火・金・土	12.45	着 奉天 發		11.50	9.00	8.10
8.50	9.40		1.25	發 奉天 着		11.10	6.35	6.55
6.40	5.15		8.25	着 安東 發		4.40	10.40	8.30
8.20	7.35		10.45	發 安東 着		5.10	10.40	8.30
8.35	7.4[illegible]		10.56	發 新義州 發		5.00	10.31	8.20
1.[illegible]	1.33		3.25	發 平壤 發		12.31	4.21	3.20
[illegible]	5.58		7.16	發 開城 發		8.48	11.43	11.03
7.[illegible]	8.00		8.50	着 南大門 發		7.10	9.40	9.10
7.50	8.30		9.10	發 南大門 着		6.50	9.00	8.50
8.0[illegible]	8.48		9.16	發 龍山 發		7.20	9.50	9.20
1.31	12.30	水・土・日	12.27	發 大田 發		3.39	5.05	5.08
2.56	4.10		3.42	發 大邱 發	水・木・日	12.21	1.23	1.41
5.40	7.00		6.10	着 釜山 發		9.50	10.30	11.00
6.40	8.[illegible]	毎日	6.40	發 (連絡船) 釜山 着	毎日	9.10	9.00	9.40
5.10	7.30		5.40	着 (連絡船) 下關 發		10.40	10.00	10.40
8.05	9.50		7.10	發 下關 着		9.38	8.24	8.40
2.39	2.57	木・日・月	12.09	着 廣島 發	火・水・土	4.40	3.07	2.15
12.15	10.25		7.31	着 神戸 發		9.22	7.32	4.58
1.22	11.20		8.22	着 大阪 發		8.5[illegible]	6.38	3.56
2.1[illegible]	12.24		9.17	着 京都 發		7.38	5.35	2.47
[illegible]	4.25		12.11	着 名古屋 發		4.11	1.25	10.00
6.19	1.04		7.49	着 平沼 發		9.06	4.36	12.00
7.20	1.50		8.25	着 新橋 發	月・火・金	8.30	3.50	11.00
					一、二等		各等	各等

時差…安東以北ハ支那沿岸時刻(支那沿岸時刻午前十一時ハ日本時刻正午ニ當ル)

京仁線

	驛名		急	急		急			
仁川行	南大門 發	6.05	8.53	12.30	2.40	5.05	7.15	8.40	10.15
	龍山 發	6.18	9.00	12.37	2.51	5.12	7.25	8.53	10.28
	永登浦 發	6.38	9.12	12.49	3.16	5.23	7.41	9.08	10.44
	杻峴 着	7.54	9.54	1.34	4.21	6.08	8.39	10.04	11.40
	仁川 着	8.04	10.00	1.40	4.31	6.13	8.47	10.12	11.48
			急		急		急		
京城行	仁川 發	6.00	7.10	9.45	12.40	2.50	5.30	7.00	9.35
	杻峴 發	6.07	7.15	9.58	12.45	3.00	5.35	7.08	9.43
	永登浦 着	7.01	8.01	11.15	1.31	4.15	6.21	8.12	10.47
	龍山 着	7.13	8.12	11.29	1.32	4.30	6.30	8.23	10.59
	南大門 着	7.23	8.20	11.45	1.40	4.47	6.37	8.36	11.13

京元線

			驛名			
—	8.10	3.00	發 南大門 着	1.25	8.05	
—	8.26	3.15	發 龍山 着	1.03	7.45	
—	8.57	3.46	發 清涼里 着	12.32	7.18	
—	9.36	4.28	發 議政府 發	12.01	6.47	
—	12.10	7.00	發 鐵原 發	9.28	4.23	
6.35	1.25	8.20	發 福溪 發	8.15	3.12	10.15
7.10	2.00	8.55	着 劍拂浪 發	7.30	2.30	9.15
11.00		4.30	發 高山 着	10.20		3.50
12.45		6.15	着 元山 發	8.30		2.00

湖南線

					驛名					
—	—	6.10	1.00	6.10	發 大田 着	10.31		4.35	10.45	
—	—	8.29	3.15	8.31	發 江景 發	8.22		2.56	8.36	
—	—	9.25	4.06	9.25	着 裡里 發	7.15	—	1.37	7.55	—
5.00	—	9.40	4.40	9.47	發 (群山線) 裡里 着	6.53		1.13	7.03	11.42
5.43	—	10.23	5.23	10.26	着 (群山線) 群山 發	6.10		12.30	6.20	11.00
5.30	7.10	—	4.16		發 裡里 着		9.14	1.27	7.21	
着7.02	8.55	—	5.50		發 井邑 發		7.40	12.02	5.47	—
	11.30	—	8.10		發 松汀里 發			9.43	3.10	着7.25
	2.25	—	10.40		着 木浦 發			7.00		4.30

平南線

			驛名			
6.50	11.22	[illegible]	發 平壤 着	10.42		
8.30	[illegible]		着 鎭南浦 發	9.00		

兼二浦線

			驛名			
8.00	11.50	2.55	發 黄州 着	9.07	[illegible]	
8.27	[illegible]		着 兼二浦 發	8.40	[illegible]	